

# 水俣市議会会議録

平成21年12月第5回定例会（11月27日招集）

水俣市議会事務局

## 平成21年12月第5回定例会（11月27日招集）会期日程表

（会期 11月27日から12月16日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 20年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	28日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	29日	日			市の休日（日曜日）
4	30日	月			議案調査
5	12月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分		本会議
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（緒方誠也君・野中重男君・瀧上道昭君）
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（川上紗智子君・西田弘志君・牧下恭之君） 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	——	委員会	委員会
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録目次

平成21年11月27日（金） — 1 日目 —

出欠席議員	1 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表(1)	3
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第106号 専決処分 <sup>1</sup> の報告及び承認について	6
専第8号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	
日程第4 議第107号 水俣市退職手当審査会条例の制定について	7
日程第5 議第108号 水俣市地域振興基金条例の制定について	8
日程第6 議第109号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	9
日程第7 議第110号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第8 議第111号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	28
日程第9 議第112号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	28
日程第10 議第113号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第11 議第114号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	30
日程第12 議第115号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	32
日程第13 議第116号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	33
日程第14 議第117号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	34
日程第15 議第118号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	34
日程第16 議第119号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	35

日程第17 議第120号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について .....	1 ~36
日程第18 議第121号 あらたに生じた土地の確認について .....	36
日程第19 議第122号 字区域の変更について .....	37
日程第20 議第123号 字区域の変更について .....	37
日程第21 議第124号 市道の路線認定について .....	37
市長の提案理由説明 .....	38
質 疑 (議第109号) .....	41
委員会付託 .....	42
休憩・開議 .....	42
委員会の審査報告 .....	42
○総務文教委員長の報告 .....	42
委員会審査報告書 .....	43
委員長報告に対する質疑 .....	43
討 論 .....	43
採 決 .....	43
日程第22 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第29 議第103号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで8件に関する委員会の審査報告 .....	44
○厚生委員長の報告 .....	44
○産業建設委員長の報告 .....	46
○一般会計決算特別委員長の報告 .....	47
委員会審査報告書 .....	49
委員長報告に対する質疑 .....	50
討 論 .....	50
採 決 .....	50
日程第30 陳情の取り下げについて (陳第5号「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について) .....	51
採 決 .....	51
散 会 .....	51

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○大川末長君の質問	2
1 産業経済の振興について	3
2 指定管理者制度について	3
3 クリーンセンターの事業運営について	3
4 南福寺駅設置について	4
市長の答弁	4
○大川末長君の再質問	5
市長の答弁	5
○大川末長君の再々質問	7
市長の答弁	7
総務企画部長の答弁	9
○大川末長君の再質問	9
総務企画部長の答弁	10
○大川末長君の再々質問	10
総務企画部長の答弁	11
福祉環境部長の答弁	11
○大川末長君の再質問	12
福祉環境部長の答弁	13
○大川末長君の再々質問	14
福祉環境部長の答弁	14
総務企画部長の答弁	14
○大川末長君の再質問	15
総務企画部長の答弁	15
○大川末長君の再々質問	15

総務企画部長の答弁	2～16
休憩・開議	16
○中村幸治君の質問	16
1 観光対策について	16
2 地上デジタル放送について	17
3 病後児保育所の設置について	17
市長の答弁	17
○中村幸治君の再質問	20
市長の答弁	22
○中村幸治君の再々質問	25
市長の答弁	26
総務企画部長の答弁	26
○中村幸治君の再質問	27
総務企画部長の答弁	28
○中村幸治君の再々質問	29
総務企画部長の答弁	30
福祉環境部長の答弁	30
○中村幸治君の再質問	31
福祉環境部長の答弁	32
○中村幸治君の再々質問	33
福祉環境部長の答弁	33
休憩・開議	33
○福田斉君の質問	34
1 1期目を振り返って	34
2 地場企業への支援対応について	35
3 市制60周年を契機としての取り組みについて	35
4 学校再編成事業の状況について	35
市長の答弁	36
○福田斉君の再質問	38
市長の答弁	39
○福田斉君の再々質問	40
市長の答弁	41

産業建設部長の答弁	2～42
○福田斉君の再質問	44
福祉環境部長の答弁	45
市長の答弁	45
○福田斉君の再々質問	46
市長の答弁	47
副市長の答弁	47
○福田斉君の再質問	50
副市長の答弁	51
教育次長の答弁	52
○福田斉君の発言	53
散 会	54

平成21年12月9日（水） ——— 3日目 ———

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○緒方誠也君の質問	2
1 今後のまちづくりについて	3
2 水俣病問題について	3
3 風力発電について	4
4 環境モデル都市フェスタについて	4
5 水道料金見直しについて	4
市長の答弁	4
○緒方誠也君の再質問	6
市長の答弁	7
○緒方誠也君の発言	7

市長の答弁	3～8
○緒方誠也君の再質問	9
市長の答弁	10
○緒方誠也君の再々質問	10
市長の答弁	11
産業建設部長の答弁	11
○緒方誠也君の再質問	13
市長の答弁	14
○緒方誠也君の再々質問	14
市長の答弁	15
副市長の答弁	16
○緒方誠也君の再質問	18
副市長の答弁	19
○緒方誠也君の再々質問	19
副市長の答弁	20
水道局長の答弁	21
○緒方誠也君の発言	21
休憩・開議	22
○野中重男君の質問	22
1 水俣病について	23
2 チッソ分社化とダイオキシン処理について	23
3 水俣市の公共事業及び地方交付税について	24
市長の答弁	24
○野中重男君の再質問	26
市長の答弁	29
○野中重男君の再々質問	30
市長の答弁	32
福祉環境部長の答弁	33
○野中重男君の再質問	34
福祉環境部長の答弁	34
○野中重男君の再々質問	34
福祉環境部長の答弁	35



総務企画部長の答弁	3～35
○野中重男君の再質問	37
総務企画部長の答弁	38
休憩・開議	39
○瀧上道昭君の質問	40
1 市政運営について	40
2 第4次行財政改革について	40
3 福祉問題について	40
4 山間地域の高齢者の交通確保について	41
市長の答弁	41
○瀧上道昭君の再質問	42
市長の答弁	43
○瀧上道昭君の発言	44
総務企画部長の答弁	45
○瀧上道昭君の再質問	48
総務企画部長の答弁	49
○瀧上道昭君の再々質問	51
総務企画部長の答弁	51
福祉環境部長の答弁	52
○瀧上道昭君の再質問	54
福祉環境部長の答弁	55
○瀧上道昭君の発言	56
総務企画部長の答弁	56
○瀧上道昭君の再質問	57
総務企画部長の答弁	57
散    会	58

平成21年12月10日（木）      — 4 日 目 —

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1

議事日程第4号	4～2
陳情文書表(2)	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○川上紗智子君の質問	4
1 総合医療センターについて	4
2 地域生活を支える「住民の足」の確保について	5
3 福祉のさらなる充実をまちづくりの柱とすることについて	5
市長の答弁	5
総合医療センター事務部長の答弁	6
○川上紗智子君の再質問	6
総合医療センター事務部長の答弁	7
○川上紗智子君の再々質問	8
市長の答弁	9
総務企画部長の答弁	10
○川上紗智子君の再質問	11
総務企画部長の答弁	12
○川上紗智子君の発言	13
市長の答弁	14
○川上紗智子君の再質問	14
市長の答弁	15
休憩・開議	16
○西田弘志君の質問	16
1 市長の市政運営について	16
2 市税について	16
3 ごみ施策について	17
4 環境施策について	17
5 日本一の読書のまちづくりについて	17
市長の答弁	18
○西田弘志君の発言	19
総務企画部長の答弁	20

○西田弘志君の再質問	4～21
総務企画部長の答弁	21
○西田弘志君の再々質問	22
総務企画部長の答弁	23
福祉環境部長の答弁	23
○西田弘志君の再質問	24
福祉環境部長の答弁	25
○西田弘志君の再々質問	25
福祉環境部長の答弁	27
福祉環境部長の答弁	27
○西田弘志君の再質問	28
福祉環境部長の答弁	29
○西田弘志君の発言	30
教育次長の答弁	30
○西田弘志君の再質問	32
教育次長の答弁	33
○西田弘志君の発言	34
休憩・開議	34
○牧下恭之君の質問	34
1 日本一の読書のまちづくりについて	34
2 薬物乱用対策について	35
3 予防医療について	35
4 各種標識について	36
市長の答弁	37
教育次長の答弁	37
○牧下恭之君の再質問	39
教育次長の答弁	40
○牧下恭之君の再々質問	40
教育次長の答弁	40
市長の答弁	41
○牧下恭之君の再質問	42
教育次長の答弁	43

市長の答弁	4～44
○牧下恭之君の発言	44
福祉環境部長の答弁	44
○牧下恭之君の再質問	46
福祉環境部長の答弁	47
○牧下恭之君の再々質問	48
福祉環境部長の答弁	49
福祉環境部長の答弁	49
○牧下恭之君の再質問	50
福祉環境部長の答弁	51
休憩・開議	51
質 疑	52
日程第2 議第106号 専決処分の報告及び承認について	52
専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	
日程第3 議第107号 水俣市退職手当審査会条例の制定について	52
日程第4 議第108号 水俣市地域振興基金条例の制定について	52
日程第5 議第110号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	52
日程第6 議第111号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	52
日程第7 議第112号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第8 議第113号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第9 議第114号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	53
日程第10 議第115号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	53
日程第11 議第116号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	54
日程第12 議第117号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	54
日程第13 議第118号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	54
日程第14 議第119号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	54
日程第15 議第120号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	54
日程第16 議第121号 あらたに生じた土地の確認について	55
日程第17 議第122号 字区域の変更について	55

日程第18 議第123号 字区域の変更について .....	4～55
日程第19 議第124号 市道の路線認定について .....	55
議案上程 .....	55
日程第20 議第125号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第9号） .....	56
日程第21 議第126号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号） .....	57
日程第22 議第127号 訴えの提起について .....	58
日程第23 議第128号 和解及び損害賠償の額の決定について .....	58
市長の提案理由説明 .....	59
休憩・開議 .....	60
質 疑 .....	61
委員会付託 .....	61
散 会 .....	61

平成21年12月16日（水） —— 5日目 ——

出欠席議員 .....	5～1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第5号 .....	2
開 議 .....	4
諸般の報告 .....	4
日程第1 議第106号 専決処分の報告及び承認についてから日程第27 陳第9号 JAあ しきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情につ いてまで27件に関する委員会の審査報告 .....	4
○総務文教委員長の報告 .....	5
○厚生委員長の報告 .....	7
○産業建設委員長の報告 .....	11
委員会審査報告書 .....	14
委員長報告に対する質疑 .....	16
討 論 .....	16
○川上紗智子君の賛成討論（陳第14号） .....	16
○中村幸治君の反対討論（陳第20号） .....	17

○野中重男君の賛成討論（陳第7号）	5～17
採 決	18
日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	20
採 決	21
閉会中継続審査・調査申出書	21
議案上程	22
日程第29 意見第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について	23
日程第30 意見第3号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書について	24
○産業建設委員長の提案理由説明（意見第2号）	24
○塩崎信介君の提案理由説明（意見第3号）	26
質 疑	26
討 論	27
○中村幸治君の反対討論（意見第3号）	27
採 決	27
閉 会	28

平成21年11月27日

平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

## 平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成21年11月27日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成21年11月27日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成21年12月16日午前10時57分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成21年11月27日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前11時22分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田斉君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（松永伸二君）
議事係 長（栄永尚子君）	総務係 長（岡本広志君）
書 記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市 長（宮本勝彬君）	副 市 長（森 近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部長（田上和俊君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）



○議事日程 第1号

平成21年11月27日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

第4 議第107号 水俣市退職手当審査会条例の制定について

第5 議第108号 水俣市地域振興基金条例の制定について

(付託委員会)

第6 議第109号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
て (総務文教)

第7 議第110号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第111号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第112号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第113号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第114号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

第12 議第115号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第13 議第116号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第14 議第117号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

第15 議第118号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第16 議第119号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

第17 議第120号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

第18 議第121号 あらたに生じた土地の確認について

第19 議第122号 字区域の変更について

第20 議第123号 字区域の変更について

第21 議第124号 市道の路線認定について

第22 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について

第23 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について

第24 議第98号 平成20年度水俣市一般会計決算認定について

第25 議第99号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第26 議第100号 平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

- 第27 議第101号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について  
 第28 議第102号 平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について  
 第29 議第103号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について  
 第30 陳情の取り下げについて（陳第5号「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について）

平成21年12月第5回水俣市議会定例会陳情文書表(1)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第12号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について	水俣市桜井町2-2-12 神崎 光明		厚生
陳第13号	介護保険制度見直しに関する陳情について	水俣市桜井町2-2-12 神崎 光明		厚生
陳第14号	消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情について	水俣市桜井町2-2-12 神崎 光明		総務文教
陳第15号	永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について	葦北郡芦北町湯浦 222-10 林田 陽一		総務文教
陳第16号	改正国籍法に関する陳情について	葦北郡芦北町湯浦 222-10 林田 陽一		総務文教
陳第17号	風力発電施設の建設反対に関する陳情について	水俣市江添1072-11 坂本 龍虹		産業建設
陳第18号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情について	熊本市大江4-4-34 黒江 正志		産業建設
陳第19号	「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について	熊本市神水1-14-41 中島 絹子		総務文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成21年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

厚生、産業建設の各常任委員会並びに一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成20年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算8件について、それぞれ委員

会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情8件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、平成21年6月5日付で受理し、現在、厚生委員会で審査中であります陳第5号「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情については、陳情者から11月17日付で陳情取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成21年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、吉本福祉環境部長、田上産業建設部長、桑畑総合医療センター事務部長、上村産業建設部産業づくり総室長、盛下水道局長、本山総務課長、栄永企画課長、淵上財政課長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において大川末長議員、岩阪雅文議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

#### 平成21年12月第5回定例会（11月27日招集）会期日程表

（会期 11月27日から12月16日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 20年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決

2	28日	土			市の休日（土曜日）	
3	29日	日			市の休日（日曜日）	
4	30日	月			議案調査	
5	12月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）	
6	2日	水		休 会	議案調査	
7	3日	木			議案調査	
8	4日	金			議案調査	
9	5日	土			市の休日（土曜日）	
10	6日	日			市の休日（日曜日）	
11	7日	月			議案調査	
12	8日	火	午前9時30分		本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	9日	水	午前9時30分		本会議	一般質問
14	10日	木	午前9時30分		本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——		委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）	
17	13日	日			市の休日（日曜日）	
18	14日	月	——	委員会	委員会	
19	15日	火		休 会	議事整理日	
20	16日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会	

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議第107号 水俣市退職手当審査会条例の制定について

- 日程第5 議第108号 水俣市地域振興基金条例の制定について
- 日程第6 議第109号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第110号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第111号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第112号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第113号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第114号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議第115号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第116号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第117号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第118号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第119号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議第120号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第18 議第121号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第19 議第122号 字区域の変更について
- 日程第20 議第123号 字区域の変更について
- 日程第21 議第124号 市道の路線認定について
- 議長（松本和幸君） 日程第3、議第106号専決処分の報告及び承認についてから、日程第21、議第124号市道の路線認定についてまで、19件を一括して議題とします。

---

#### 議第106号

##### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

専第7号

##### 専 決 処 分 書

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成21年11月5日専決

(専決処分を必要とする理由)

新型インフルエンザ予防接種に係る低所得者等への費用負担軽減の実施につき、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成21年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

平成21年度水俣市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ43,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,432,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第7号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
15. 県支出金		1,084,031	26,039	1,110,070
	2. 県補助金	526,273	26,039	552,312
19. 繰越金		129,358	17,518	146,876
	1. 繰越金	129,358	17,518	146,876
20. 諸収入		752,905	2	752,907
	4. 雑収入	605,084	2	605,086
補正されなかった款に係る額		12,422,929		12,422,929
歳入合計		14,389,223	43,559	14,432,782

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
4. 衛生費		1,699,891	43,559	1,743,450
	1. 保健衛生費	313,010	43,559	356,569
補正されなかった款に係る額		12,689,332		12,689,332
歳出合計		14,389,223	43,559	14,432,782

議第107号

水俣市退職手当審査会条例の制定について

水俣市退職手当審査会条例を次のように制定することとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市退職手当審査会条例

(設置)

第1条 退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査審議をするため水俣市退職手当審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員の任命等)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(費用弁償)

第7条 委員が職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成21年条例第 号)の施行の日から施行する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育相談員	”	95,700円	を
防災会議委員	日額	4,500円	

」

「

教育相談員	”	95,700円	に
退職手当審査会委員	日額	20,000円	
防災会議委員	”	4,500円	

」

改める。

(提案理由)

退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査審議を行う機関を設置する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第108号

水俣市地域振興基金条例の制定について

水俣市地域振興基金条例を次のように制定することとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 水俣市地域振興基金条例

(設置)

第1条 水俣病の発生により疲弊した地域の再生と創造を目指し、多様な環境と共生し持続可能な地域振興を推進する財源に充てるため、水俣市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、水俣市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 市長は、第1条に定める財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

財団法人水俣・芦北地域振興財団特定目的基金造成助成事業による助成金を活用し、水俣病の発生により疲弊した地域の再生と創造を目指し、多様な環境と共生し持続可能な地域振興を推進するため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第109号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の160」を「100分の150」に、「特定幹部職員」を「特定管理職員」に、「100分の140を」を「100分の125を」に改め、同条第3項中「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に、「特定幹部職員」を「特定管理職員」に改める。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200



2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500

再任用 職 員 以外の 職 員	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500
	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500	
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200	
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900	
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400	
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000	
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700	
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400	
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900	
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600	
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300	
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000	
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500	
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200	
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900	
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600	
	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100	
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500		
	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200		
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900			
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400			
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100			
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800			
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500			
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000			
86	239,700	295,900	344,700	386,100				
87	240,400	296,300	345,200	386,700				
88	241,100	296,700	345,700	387,300				
89	241,900	297,000	346,100	388,000				
90	242,400	297,400	346,600	388,600				
91	242,900	297,800	347,100	389,200				
92	243,400	298,200	347,600	389,800				
93	243,700	298,400	347,900	390,500				
94		298,800	348,400					
95		299,200	348,900					

	96		299,600	349,400				
	97		299,800	349,700				
	98		300,200	350,200				
	99		300,600	350,700				
	100		301,000	351,200				
	101		301,200	351,500				
	102		301,600	351,900				
	103		302,000	352,300				
	104		302,400	352,700				
	105		302,600	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,400	354,000				
	108		303,800	354,400				
	109		304,000	354,900				
	110		304,400	355,300				
	111		304,800	355,700				
	112		305,200	356,100				
	113		305,400	356,600				
	114		305,800					
	115		306,200					
	116		306,600					
	117		306,800					
	118		307,100					
	119		307,400					
	120		307,700					
	121		308,100					
	122		308,400					
	123		308,700					
	124		309,000					
	125		309,400					
再任用 職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000

10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900
29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700
30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000
35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300
36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600
37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100
40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400
42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200
43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800
45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400
46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100
47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800
48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500
49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300
50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000
51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700
52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400
53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100
54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800
55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500
56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200

再任用 職員 以外の 職員	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800
	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500
	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200
	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900
	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000
	63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700
	64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400
	65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900
	66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400	
	67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100	
	68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800	
	69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300	
	70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900	
	71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500	
	72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100	
	73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800	
	74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400	
	75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000	
	76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600	
	77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300	
	78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900	
	79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500	
	80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100	
	81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800	
	82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400	
	83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000	
	84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600	
	85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300	
	86		292,600	330,100	352,100		
	87		292,900	330,400	352,500		
88		293,200	330,800	352,900			
89		293,600	331,300	353,400			
90		293,900	331,700	353,800			
91		294,200	332,100	354,200			
92		294,500	332,500	354,600			
93		294,900	333,000	355,100			
94		295,200	333,400	355,500			
95		295,500	333,800	355,900			
96		295,800	334,200	356,300			
97		296,200	334,400	356,800			
98		296,500	334,800	357,200			
99		296,800	335,200	357,600			
100		297,100	335,600	358,000			
101		297,500	335,800	358,500			
102		297,800	336,200	358,900			
103		298,100	336,600	359,300			

	104		298,400	337,000	359,700		
	105		298,700	337,200	360,200		
	106			337,600			
	107			338,000			
	108			338,400			
	109			338,600			
	110			339,000			
	111			339,400			
	112			339,800			
	113			340,000			
再任用 職員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700

備考 この表は、病院、診療所に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。  
ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400

	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600
	54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100
再任用	61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
職 員	62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
以外の	63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
職 員	64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
	65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
	66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
	67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
	68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
	69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
	70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	
	71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	
	72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	
	73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	
	74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	
	75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	
	76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	
	77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	

78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600
85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		



	125	301,300	333,600	369,800			
	126	301,700	334,000				
	127	302,100	334,400				
	128	302,500	334,800				
	129	302,700	335,100				
	130	303,100	335,500				
	131	303,500	335,900				
	132	303,900	336,300				
	133	304,100	336,600				
	134	304,500	337,000				
	135	304,900	337,400				
	136	305,300	337,800				
	137	305,500	338,100				
	138	305,900	338,500				
	139	306,300	338,900				
	140	306,700	339,300				
	141	306,900	339,600				
	142	307,300	340,000				
	143	307,700	340,400				
	144	308,100	340,800				
	145	308,300	341,100				
	146	308,700	341,500				
	147	309,100	341,900				
	148	309,500	342,300				
	149	309,700	342,600				
	150	310,000	343,000				
	151	310,300	343,400				
	152	310,600	343,800				
	153	311,000	344,100				
	154	311,300					
	155	311,600					
	156	311,900					
	157	312,300					
	158	312,600					
	159	312,900					
	160	313,200					
	161	313,600					
	162	313,900					
	163	314,200					
	164	314,500					
	165	314,900					
	166	315,200					
	167	315,500					
	168	315,800					
	169	316,200					
再任用 職員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100

備考 この表は、病院、診療所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条中「ときは」の次に「、勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第14条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務時間1時間につき、第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第14条の4第2項中「100分140」を「100分の125」に、「100分の120、」を「100分の105、」に、「100分の125」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に。「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40」を削る。

（水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の3 任命権者は、水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号。以下「給与条例」という。）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「(休日)」を「(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第15条第3項中「水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「給料月額に」を「給料月額（水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第 号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において平成21年改正条例附則第2条第1号に規定する減額対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に、「職員（」を

「もの（）」に改める。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、「100分の160」」を「、「100分の150」」に、「100分の175」を「100分の165」に改める。

第6条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に改める。

(水俣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第21号）の一部を次のよう改正する。

第4条ただし書中「、「100分の160」」を「、「100分の150」」に、「100分の175」を「100分の165」に改める。

第8条 水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を次のよう改正する。

第4条ただし書中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第9条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の175」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条、第3条、第6条及び第8条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例第14条の4第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第17条の2第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（水俣市一般職の職員の給与に関する条例第18条に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその号給が1号給であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（水俣市一般職の職員の給与に関する条例第10条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（規則への委任）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

平成21年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

## 議第110号

### 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の次に「(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第5条の2第2項中「第8条第3項又は第14条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第4号中「規則で」を「市

長が」に改める。

第6条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第6条の4第4項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第6条の5第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第7条第3項中「第8条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第6項中「第14条」を「第20条第2項」に改める。

第7条の2に見出しとして「（勤続期間の計算の特例）」を付する。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第10条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第11条を次のように改める。

（定義）

第11条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関）をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 法第28条第4項の規定による失職（法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を本市常設掲示場に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第15条を第21条とする。

第14条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第20条とする。

職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条を第19条とする。

第12条の2及び第12条の3を削り、第12条の次に次の6条を加える。

(退職手当の支払の差し止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件に

つき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 水俣市行政手続条例（平成8年条例第3号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

- 5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
  - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
  - 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
  - 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
  - 5 水俣市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
  - 6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 水俣市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職



等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する水俣市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 水俣市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第18条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市長の附属機関として、退職手当審査会を置く。

- 2 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 3 退職手当審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、市長が定める。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第10項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

附則第12項中「退職した者を」を「退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 18 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（水俣市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 改正後の水俣市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第3条第1項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

（水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改め、同条第2項中「並びに第7条の4第1項から第3項まで」を削る。

（水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第14条第7項中「第4項」を「第5項」に、「第6項」を「前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。

(提案理由)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行されたことに準じて、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第111号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成21年10月30日から適用する。

(提案理由)

消防法の一部を改正する法律が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日から施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第112号

水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市水道条例の一部を改正する条例  
水俣市水道条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第29条中「申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。」を「申込みの都度、これを徴収する。」に改める。

第31条を次のように改める。

(債権の放棄)

第31条 市長は、民法（明治29年法律第89号）第173条第1号の規定により消滅時効が完成した料金の債権について、当該完成の日から8年を経過したときは、これを放棄することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金の債権を放棄することができる。

- (1) 法人の債務者が事業を休止し、将来にわたり事業を再開する見込みがなく、差押財産が強制執行をした場合の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 法人の債務者が、法人を解散し清算を終了したが、配当又は残余財産がなかったとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他の法令の規定により債務が免除されたとき。
- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行を

した場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。  
第33条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

給水契約事務及び債権管理の適正化等を図るため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第113号

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
水俣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「病床数は次表」を「病床数は、次の表」に改め、同項の表中

呼吸器科 神経内科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻いんこう科 放射線科 麻酔科 リハビリテーション科 消化器科 歯科口腔外科	内科 外科	を
---	----------	---

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の6第1項に基づく診療科名の中から病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。	医療法第6条の6第1項に基づく診療科名の中から管理者が定める。	に
--	---------------------------------	---

改める。

第2条の2を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

(法の適用)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定に基づき、病院事業に財務規定等を除く法の規定を適用する。

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、総合医療センターを置く。

第5条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項」を「法第33条第2項」に改める。

第8条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「市長」を「管理者」に、「作成しなければならない」を「市長に提出しなければならない」に改め、同条第2項中「作成」を「提出」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「市長」を「管理者」に、「作成しなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第9条中「別に定める」を「管理者が別に定める」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、水俣市病院事業に関し市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

本市が経営する病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第114号

#### 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,726千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,498,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12. 分担金及び負担金		166,975	37,071	204,046
	2. 負 担 金	158,665	37,071	195,736
14. 国庫支出金		2,507,710	6,000	2,513,710
	2. 国庫補助金	1,313,911	6,000	1,319,911
15. 県支出金		1,110,070	9,644	1,119,714
	1. 県負担金	467,418	1,140	468,558

	2. 県補助金	552,312	8,504	560,816
19. 繰越金		146,876	△77,954	68,922
	1. 繰越金	146,876	△77,954	68,922
20. 諸収入		752,907	86,865	839,772
	4. 雑入	605,086	86,865	691,951
21. 市債		1,048,315	4,100	1,052,415
	1. 市債	1,048,315	4,100	1,052,415
補正されなかった款に係る額		8,699,929		8,699,929
歳入合計		14,432,782	65,726	14,498,508

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		171,100	△2,593	168,507
	1. 議会費	171,100	△2,593	168,507
2. 総務費		2,178,808	71,440	2,250,248
	1. 総務管理費	1,598,874	76,914	1,675,788
	2. 徴税費	223,201	△2,157	221,044
	3. 戸籍住民基本台帳費	77,118	△1,253	75,865
	4. 選挙費	57,479	△461	57,018
	5. 統計調査費	187,697	△992	186,705
	6. 監査委員費	34,439	△611	33,828
3. 民生費		4,236,240	4,745	4,240,985
	1. 社会福祉費	2,110,561	△634	2,109,927
	2. 児童福祉費	1,342,296	6,294	1,348,590
	3. 生活保護費	783,383	△915	782,468
4. 衛生費		1,743,450	△13,536	1,729,914
	1. 保健衛生費	356,569	△10,878	345,691
	2. 清掃費	819,250	△613	818,637
	3. 簡易水道設置費	17	300	317
	4. 環境対策費	140,145	△2,345	137,800
5. 農林水産業費		500,060	△2,179	497,881
	1. 農業費	305,309	△1,830	303,479
	2. 林業費	167,185	△240	166,945
	3. 水産業費	27,566	△109	27,457
6. 商工費		293,394	1,398	294,792
	1. 商工費	293,394	1,398	294,792
7. 土木費		1,768,547	4,927	1,773,474
	2. 道路橋りょう費	364,170	7,979	372,149
	5. 都市計画費	1,008,633	△2,209	1,006,424
	6. 住宅費	370,979	△843	370,136
8. 消防費		414,315	8,414	422,729
	1. 消防費	414,315	8,414	422,729
9. 教育費		1,645,514	△6,890	1,638,624
	1. 教育総務費	938,328	△3,669	934,659
	2. 小学校費	122,864	183	123,047

	3. 中 学 校 費	119,708	184	119,892
	4. 社 会 教 育 費	212,365	△2,230	210,135
	5. 保 健 体 育 費	252,249	△1,358	250,891
	補正されなかった款に係る額	1,481,354		1,481,354
	歳 出 合 計	14,432,782	65,726	14,498,508

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	八ノ窪・湯出線道路改良事業（交付金事業）	千円 59,000
9. 教育費	1. 教育総務費	小中学校施設耐震化推進事業	621,484
		太陽光発電設備設置事業	91,766

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
水俣市ふれあいセンター管理運営事業 （企画課）	自 平成21年度 至 平成22年度	千円 2,063
住民基本台帳カード発行端末機リース料 （市民課）	自 平成21年度 至 平成25年度	4,151
高齢者福祉センター管理運営事業 （健康高齢課）	自 平成21年度 至 平成22年度	6,950
みなまた環境テクノセンター管理委託料 （商工観光振興室）	自 平成21年度 至 平成22年度	12,543
湯の鶴温泉保健センター管理運営事業 （商工観光振興室）	自 平成21年度 至 平成22年度	7,511
みなまた観光物産館まつばづくり管理委託料 （商工観光振興室）	自 平成21年度 至 平成22年度	5,400
体育施設管理運営事業 （生涯学習課）	自 平成21年度 至 平成22年度	49,578
水俣市立総合体育館（南部館）管理運営事業 （生涯学習課）	自 平成21年度 至 平成24年度	12,668

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 200,500				千円 204,600			
補正されなかった事業に係る額	847,815				847,815			
計	1,048,315				1,052,415			

議第115号

平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,409,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,288,974	2,237	1,291,211
	1. 国庫負担金	725,245	2,237	727,482
7. 共同事業交付金		588,205	49,583	637,788
	1. 共同事業交付金	588,205	49,583	637,788
9. 繰入金		382,540	△1,191	381,349
	1. 他会計繰入金	284,842	△1,191	283,651
10. 繰越金		1,475	4,343	5,818
	1. 繰越金	1,475	4,343	5,818
補正されなかった款に係る額		2,093,833		2,093,833
歳入合計		4,355,027	54,972	4,409,999

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		82,282	△1,191	81,091
	1. 総務管理費	44,409	△631	43,778
	2. 徴税費	33,427	△560	32,867
2. 保険給付費		3,194,157	56,163	3,250,320
	1. 療養諸費	2,894,397	6,580	2,900,977
	2. 高額医療費	289,358	49,583	338,941
補正されなかった款に係る額		1,078,588		1,078,588
歳出合計		4,355,027	54,972	4,409,999

議第116号

平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

平成21年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ387,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入

(単位：千円)



款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		121,591	779	122,370
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	121,591	779	122,370
補正されなかった款に係る額		264,690		264,690
歳 入 合 計		386,281	779	387,060

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		385,726	779	386,505
	1. 総 務 管 理 費	21,494	△328	21,166
	2. 徴 収 費	10,871	△413	10,458
	3. 後期高齢者医療広域連合納付金	353,361	1,520	354,881
補正されなかった款に係る額		555		555
歳 出 合 計		386,281	779	387,060

### 議第117号

#### 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成21年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ801千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,698,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
7. 繰 入 金		415,558	△801	414,757
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	408,272	△801	407,471
補正されなかった款に係る額		2,283,313		2,283,313
歳 入 合 計		2,698,871	△801	2,698,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		82,882	△801	82,081
	1. 総 務 管 理 費	43,000	△731	42,269
	2. 徴 収 費	6,241	△70	6,171
補正されなかった款に係る額		2,615,989		2,615,989
歳 出 合 計		2,698,871	△801	2,698,070

### 議第118号

#### 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,024千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,979,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰入金		755,768	△1,024	754,744
	1. 繰入金	755,768	△1,024	754,744
補正されなかった款に係る額		1,225,206		1,225,206
歳入合計		1,980,974	△1,024	1,979,950

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 公共下水道事業費		783,613	△1,024	782,589
	1. 公共下水道事業費	783,613	△1,024	782,589
補正されなかった款に係る額		1,197,361		1,197,361
歳出合計		1,980,974	△1,024	1,979,950

議第119号

平成21年度水俣市病院事業会計補正予算 (第3号)

(総則)

第1条 平成21年度水俣市病院事業会計の補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成21年度水俣市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

追加

事	項	期間	限度額
総合医療センター	院内清掃業務委託	自 平成21年度 至 平成22年度	19,392千円
	保安警備業務委託	自 平成21年度 至 平成22年度	17,781千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成21年度 至 平成22年度	1,238千円
	防虫管理施工業務委託	自 平成21年度 至 平成22年度	525千円
	電気保安管理業務委託	自 平成21年度 至 平成22年度	804千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 平成21年度 至 平成22年度	2,982千円
	冷温水ユニット炉内洗浄業務委託	自 平成21年度 至 平成22年度	998千円
	看護衣等洗濯業務委託	自 平成21年度 至 平成22年度	単価契約額に枚数を掛けた額

医療廃棄物処理業務委託	自 至	平成21年度 平成22年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
米 購 入 業 務	自 至	平成21年度 平成22年度	単価契約額に使用量を掛けた額
カーテンリース業務	自 至	平成21年度 平成26年度	16,380千円
A 重 油 購 入 業 務	自 至	平成21年度 平成22年度	単価契約額に使用量を掛けた額
ガソリン購入業務	自 至	平成21年度 平成22年度	単価契約額に使用量を掛けた額
軽油購入業務	自 至	平成21年度 平成22年度	単価契約額に使用量を掛けた額
L P ガス購入業務	自 至	平成21年度 平成22年度	単価契約額に使用量を掛けた額

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 議第120号

熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年3月22日限りで熊本県後期高齢者医療広域連合から下益城郡城南町及び鹿本郡植木町を脱退させ、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更する。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。  
別表第1中「城南町」及び「植木町」を削る。

附 則

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

### 議第121号

あらたに生じた土地の確認について

本市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認するものとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市月の浦字月浜161の2地先並びに155の1、154の1、147の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先並びに147の1、116の1、115の1、114の1、61の1、61の6、54の56及びこれらの区域に介在する道路、水路地先公有水面埋立地

10,793.08平方メートル

(提案理由)

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するためには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

## 議第122号

### 字区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

あらたに生じた土地	編入する字
水俣市月の浦字月浜161の2地先並びに155の1、154の1、147の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先並びに147の1、116の1、115の1、114の1、61の1、61の6、54の56及びこれらの区域に介在する道路、水路地先公有水面埋立地 10,793.08平方メートル	水俣市月浦字月浜

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

## 議第123号

### 字区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号の規定に基づく区画整理により、字区域に変更が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
越 小 場	前 田	54の一部、55の一部、581の一部、59の一部、76から78までの一部、98の一部、又98の一部、99の一部、102の1の一部、105の一部、107の一部、131及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字向田123、128の2、128の3、162に隣接する水路である公有地の一部	越 小 場	向 田
越 小 場	向 田	113の一部、115の一部、122の1の一部、122の2の一部、123の一部、128の3の一部	越 小 場	前 田
越 小 場	平 野	239の2、又247の1	越 小 場	宮 下

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

## 議第124号

## 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成21年11月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

No.	路線	起点	終点	重要な経過地
1	月浦・前田2号線	月浦字前田地内	月浦字前田地内	なし

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第106号専決処分の報告及び承認について、専第7号平成21年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ予防接種に係る低所得者等への費用負担軽減の実施につき、予算措置に急務を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,355万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億3,278万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費に、新型インフルエンザ対策事業において予防接種の助成金等を計上いたしております。

その財源といたしましては、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入を充当いたしております。

次に、議第107号水俣市退職手当審査会条例の制定について申し上げます。

退職手当管理機関の諮問に応じて、水俣市職員の退職手当の支給制限等の処分について調査審議を行う機関を設置する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第108号水俣市地域振興基金条例の制定について申し上げます。

財団法人水俣・芦北地域振興財団特定目的基金造成助成事業による助成金を活用し、水俣病の発生により疲弊した地域の再生と創造を目指し、多様な環境と共生し持続可能な地域振興を推進するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第109号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて申し上げます。

平成21年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第110号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行されたことに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第111号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

消防法の一部を改正する法律が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日から施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第112号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

給水契約事務及び債権管理の適正化等を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第113号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本市が経営する病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第114号平成21年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,572万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億9,850万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行った給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、水俣市地域振興基金積立金、第3款民生費に、明水園改築事業、第4款衛生費に、環境活動推進事業、第6款商工費に、恋路プロジェクト推進事業、第7款土木費に、八ノ窪・湯出線道路改良事業、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費として、小中学校施設耐震化事業外2件を計上いたしたほか、債務負担行為の補正として、水俣市ふれあいセンター管理運営事業外7件を追加し、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第115号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げ

げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,497万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億999万9,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出の第1款総務費に、職員給与費の調整を、第2款保険給付費に、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、歳入の第3款国庫支出金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって財源調整いたしております。

次に、議第116号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ77万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,706万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人件費の調整、熊本県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定分担金の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を増額いたしております。

次に、議第117号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億9,807万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人件費の調整を計上いたしております。

この財源といたしましては、第7款繰入金で調整いたしております。

次に、議第118号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ102万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億7,995万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費で人件費の調整を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款繰入金ををもって調整いたしております。

次に、議第119号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、来年度以降に執行が必要な事業のうち、本年度中に入札等の契約事務が必要な院内清掃業務委託外14件の債務負担行為を追加するものであります。

次に、議第120号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようと

するときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであります。

次に、議第121号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

本案は、熊本県が実施している水俣港地方港湾改修事業の公有水面埋め立てにより生じた土地について、地方自治法第9条の5の第1項の規定により、市議会の議決を必要としますので、提案するものであります。

当該埋め立ては、月の浦海岸の一部の公有水面で、面積は、1万793.08平方メートルです。臨港道路用地及び緑地帯として整備されたものであり、本道路の整備により、近隣地域へのアクセス性が向上し、物流環境が改善され、地元の経済活動の発展が期待されます。

次に、議第122号字区域の変更について申し上げます。

本案は、議第121号で提案いたしました水俣市月の浦海岸の一部の公有水面埋め立てにより生じた土地を水俣市月浦字月浜に編入しようとするものであります。

字区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を必要としますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第123号字区域の変更について申し上げます。

本案は、中山間地域総合整備事業で実施しました越小場日当野地区の区画整理により、字界に変更が生じたので、字前田、向田、平野の一部について字区域を変更しようとするものであります。

字区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を必要としますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第124号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、開発行為により計画された公衆用道路につきまして、本市に協議があり、今般、水俣市道認定基準第3条を満たすことになったため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第106号から議第124号までについて、順次提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第109号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第109号について質疑はありませんか。



(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第109号は、議事日程記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時15分 休憩

---

午前10時53分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務文教委員会に付託しておりました議第109号について、総務文教委員長から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務文教委員長平松辰弘議員。

(総務文教委員長 平松辰弘君登壇)

○総務文教委員長（平松辰弘君） 先ほど総務文教委員会に付託されました議第109号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、平成21年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて改正しようとするものであり、主な改正内容の第1点は、給料の引き下げで、行政職給料では平均0.2%の引き下げを行う。また、平成18年の給与水準の引き下げに伴う現給保障についても、0.24%の引き下げが行われる。さらに、今回の改正は12月分の給料からの適用であるが、4月分から11月分までの給料及び6月支給の期末勤勉手当についても、0.24%の調整率を乗じて得た額に相当する額を12月の期末手当から減額調整する。

第2点は、期末勤勉手当の支給月額引き下げで、一般職員で年間4.50月分を4.15月分に、0.35月分の引き下げとなっている。また、これにあわせて市長等の特別職及び議員の期末手当を年間3.35月分を3.10月分に、0.25月分の引き下げとなっている。

第3点は、時間外勤務手当を見直し、月に60時間を超える時間外勤務手当に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、このような超過勤務の職員に休息の機会を与えるため、代替休制度が創設される。

なお、本条例の施行期日は、平成21年12月1日からの施行となりますが、第2条、第3条、第6条及び第8条で規定している時間外勤務手当の見直し及び6月支給分の期末勤勉手当等については、本年は凍結による支給であったため、正式な施行については平成22年4月1日から施行す

るとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の改訂による影響額についてただしたのに対し、一般職員で給料及び期末勤  
勉手当等については約9,300万円で、共済費を含めると約1億500万円の減額となる。また、市長  
等については期末手当で約42万円、議員については約180万円の減額になるとの答弁がありまし  
た。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報  
告します。

平成21年11月27日

総務文教常任委員長 平 松 辰 弘

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第109号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第109号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを  
採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

- 
- 日程第22 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について  
日程第23 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について  
日程第24 議第98号 平成20年度水俣市一般会計決算認定について  
日程第25 議第99号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について  
日程第26 議第100号 平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について  
日程第27 議第101号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について  
日程第28 議第102号 平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について  
日程第29 議第103号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第22、議第93号平成20年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第29、議第103号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、8件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第93号平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

院長及び事務部長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

平成20年度は、医師数減により前年度に引き続き西5病棟の休床と、外来診療の耳鼻咽喉科、神経内科、リハビリテーション科の非常勤医師による診療を行わざるを得ない状況であった。一方、職員の給与費については、昨年度に比べ退職者が少なく退職金の執行額が約半分となったことと、新採用による若返り効果のため、約3億4,000万円縮減することができた。入院患者については西5病棟休床の影響はあったものの、昨年度より5人多い1日当たり平均318人、休床分を除いた稼働病床数で算出した病床稼働率は87.4%とすることができた。それらの結果、病院事業損益においては、2億3,113万5,000円の黒字を計上することができた。

収支状況は、収益的収入62億6,099万3,916円に対し、収益的支出60億932万9,461円で、差し引き2億5,166万4,455円の利益となるが、消費税等調整後の損益計算によると、差し引き当年度純利益は2億3,113万5,075円で、当年度未処理欠損金は11億5,822万959円となった。

また、資本的収入5億3,372万6,000円に対し、資本的支出は8億2,285万7,543円で、差し引き不

足額 2 億8,913万1,543円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、個人負担未収金の徴収についてただしたのに対し、専任の担当者を 2 名置き、戸別訪問等を行って徴収に努めている。外部委託によらず自前で行っており、他市と比べ高い徴収率を維持しているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第99号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額42億5,215万4,183円、歳出総額39億7,432万5,254円で、差し引き 2 億7,782万8,929円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、出産育児補助金の支払い方法についてただしたのに対し、原則後払いであるが、出産した医療機関を通じて申請し、経費を差し引いた差額を受け取る方法も可能であるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第100号平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額 4 億8,616万740円、歳出総額 4 億4,004万4,624円で、差し引き4,611万6,116円は翌年度へ繰り越したとの説明を受けました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第101号平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額 3 億7,272万8,326円、歳出総額 3 億7,108万6,576円で、差し引き164万1,750円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、高齢者の医療費の動向についてただしたのに対し、平均年齢が上昇し、また高度な医療を受ける人がふえてきていることから、今後とも増加が見込まれるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第102号平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

健康高齢課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額27億5,894万5,028円、歳出総額25億9,157万5,218円で、差し引き1億6,736万9,810円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、緊急通報システム事業の内容についてただしたのに対し、介護認定の有無にかかわらず独居老人等見守りが必要な人を対象とした事業で、対象者からの連絡を受けて委託事業者が対応し必要な措置を行うものである。平成20年度の実績は95件で、委託事業者は2社であるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました決算2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第94号平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず、水道局長から、業務概況について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、収益的収入4億7,424万9,023円に対し、収益的支出3億5,767万8,278円で、消費税等調整後の純利益は1億1,096万7,145円となった。

また、資本的収入272万6,575円に対し、資本的支出1億7,986万1,268円となり、差し引き不足額1億7,713万4,693円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、現在配水能力に余裕があることから、今後給水範囲を広げ増収を図る計画はないかとただしたのに対し、簡易水道の状況等を加味したところで、統合計画において、費用対効果を踏まえ検討していくとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第103号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

下水道課長から、平成20年度下水道事業の概要説明を受けた後、歳入歳出決算事項別明細書に

基づき詳細な説明を受けました。

収支状況は、収入済額19億3,400万2,527円に対して、支出済額19億3,388万4,078円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は11万8,449円となった。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、使用料の収入未済額の内容についてただしたのに対し、収入未済額は現年度分315件分、過年度分228件分の合わせて約1,038万円程であり、大きなものとして企業1社の倒産による915万9,000円の未納がある。引き続き回収に努力したいとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、一般会計決算特別委員長大川末長議員。

（一般会計決算特別委員長 大川末長君登壇）

○一般会計決算特別委員長（大川末長君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第98号平成20年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成20年度の決算は、歳入139億2,689万7,000円、歳出132億7,213万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は5億6,453万1,000円となり、本年度実質収支から昨年度実質収支を引いた単年度収支は3億1,144万円の黒字となり、単年度収支から財政調整基金の取り崩し等を調整した実質単年度収支は2億1,312万3,000円の黒字となった。

決算の主な内容は、歳入において、景気の回復等による法人市民税、個人市民税の増加により、市税が前年度比約7,000万円の増加となった。

地方交付税については、生活防衛のための緊急対策に基づく地方交付税総額の増額のほか、地方再生対策費の創設等による基準財政需要額の増加などにより、普通交付税が対前年比9.4%、約3億6,000万円の増加となり、特別交付税と合わせ、約4億円の増加となった。

国庫支出金については、生活保護費国庫負担金、自立支援給付費国庫負担金等の増加のほか、国の経済危機対策による地域活性化・生活対策臨時交付金の交付等により、約2億2,000万円の増加となった。

そのほか、地方公務員共済組合負担金の取り扱いの変更などにより諸収入が約5億8,000万円増加している。

なお、財源不足を補うために、財政調整基金から1億円の繰り入れを行った。

歳出においては、職員数の減少及び退職者が少なかったことなどにより、人件費が約3億8,000万円減少したほか、物件費が約1億円、災害復旧費が約6,000万円の減少となった。

一方、普通建設事業費は、月浦台地関連事業及び学校給食センター建設事業などにより約2億6,000万円増加しており、補助費等は地方公務員共済組合負担金の取り扱いの変更などにより約4億6,000万円増加している。

また、市債の繰上償還により公債費が約1億5,000万円、後期高齢者医療制度に係る費用などのため繰出金が約1億3,000万円の増加となっている。

年度末における財政調整基金の現在高は12億9,416万7,000円となり、19年度決算剰余金の積み立てなどにより、前年度末から約2,900万円増加している。

また、市債の現在高は、126億3,845万4,000円で、前年度末から約3億3,000万円減少した。

決算統計等から算出する財政指標については、経常収支比率が93.8%、実質公債費比率16.5%となっており、経常収支比率について若干の改善が見られたが、依然として高い数値となっており、適正とされる水準とはいまだ開きが大きい状態である。

また、平成21年4月1日に施行された地方公共団体財政健全化法に定める各指標についても、早期健全化基準、財政再生基準等に該当するものはなかった。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、財政力指数について正したところ、平成19年度の0.408に対し、平成20年度は0.395とわずかに減少している。この原因は市民税の所得割と法人割が減少したためと考えている。人口減少や長引く不況の中では有効な対策がとれないのが現状であるとの答弁がありました。

次に、ふるさと大好き寄附金の内訳についてただしたところ、総数11件で、団体2件、個人9件、地域別では、市内2件、県内1件、県外8件であったとの答弁がありました。

次に、園芸新たな挑戦強化対策事業補助金の成果についてただしたところ、海岸部にデコポン等かんきつ類を適地作物として振興しているように、中山間地域の振興作物として柿の太秋を栽培面積2ヘクタールを目標に普及拡大を図っている。ことし1名の農家から出荷されるようになったばかりで、十分な成果は得られていないが、今後、JAあしきたの販売ルートを生かしながら、産地化に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、日本一の読書のまちづくりを掲げているが、図書館の貸し出し冊数が伸びていないことについてどのような対策をとられているかとただしたのに対し、平成20年度末に読書のまちづくり推進計画を作成し、その計画に沿って各種事業を実施している。また、ことし講談社から絵本キャラバンカーを寄贈していただいたので、学校を初め各種イベント等で活用し、市民が本に触

れる機会を提供していきたいとの答弁がありました。

最後に、審査の中で、委員会として要望したことについて申し上げます。

1、地方の財政は年々厳しくなっている。国において政権交代が行われたので、今後も引き続き市長会、財政担当者会議等の機会をとらえ、財政支援の要望を行っていただきたい。

2、毎年決算時に意見・要望として出される丸島水路公害防止事業費事業者負担金を初め大型倒産による固定資産税の収入未済額等については、引き続きその徴収に万全を期し、公平な税負担と財源確保に努めていただきたい。

3、カーブミラー、ガードレールの設置要望が多いが、十分な対応が見られないので、市民の安全を確保するための施策を積極的に行っていただきたい。

4、排出されるごみの量は市民の努力により年々減少しているにもかかわらず、ごみ処理費として水俣市北広域行政事務組合への負担金が増加している。さらにごみの資源化を推進するとともに、処理費削減への改善に努めていただきたい。

5、食糧自給率の向上、地産地消の推進、雇用の確保を図るために、農道等の整備を行い、耕作放棄地の解消に努めていただきたい。また、イノシシやシカ等有害獣の駆除対策を強化していただきたい。

6、各種施設の指定管理者への委託料の費用対効果を検証していただきたい。

7、歳出の執行率が低いので、計画的な予算計上と、適正で効率的な予算執行に努めていただきたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、対処されるようお願いいたします。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年10月16日

厚生常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 松本 和幸 様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第93号	平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第99号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成



議第100号	平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第101号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第102号	平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年11月6日

産業建設常任委員長 西 田 弘 志

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第94号	平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第103号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年10月28日

一般会計決算特別委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第98号	平成20年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第93号平成20年度水俣市病院事業会計決算認定についてから議第103号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上8件を一括して採決します。

本8件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

日程第30 陳情の取り下げについて(陳第5号「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について)

○議長(松本和幸君) 日程第30、陳情の取り下げについてを議題とします。

---

陳情の取り下げについて

平成21年6月5日に提出しました陳第5号『水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案』の廃案決議を求める陳情について」を取り下げます。

平成21年11月17日

陳情者	住所	水俣市桜井町2-2-20
氏名		水俣病不知火患者会
		会長 大石利生

水俣市議会議長 松本和幸様

---

○議長(松本和幸君) お諮りします。

ただいま議題となっております陳第5号の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって陳第5号の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

---

○議長(松本和幸君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明28日から12月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月1日正午まで、議案質疑の通告は12月8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時22分 散会

平成21年12月8日

平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

## 平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成21年12月8日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時43分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（松永伸二君）
議事係長（栄永尚子君）	総務係長（岡本広志君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部長（田上和俊君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第2号

平成21年12月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| 1 大川末長君 | 1 産業経済の振興について           |
|         | 2 指定管理者制度について           |
|         | 3 クリーンセンターの事業運営について     |
|         | 4 南福寺駅設置について            |
| 2 中村幸治君 | 1 観光対策について              |
|         | 2 地上デジタル放送について          |
|         | 3 病後児保育所の設置について         |
| 3 福田 齊君 | 1 1期目を振り返って             |
|         | 2 地場企業への支援対応について        |
|         | 3 市制60周年を契機としての取り組みについて |
|         | 4 学校再編成事業の状況について        |
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 おはようございます。

自民党議員団の大川末長でございます。

早速質問に入らせていただきます。

### 1、産業経済の振興について。

私は、水俣市の人口減少率、高齢化率が県下他市と比較して、その加速度が速く、しかも事業所の倒産件数も多く、ここ数年、閉塞状況から抜け出せないでいる現状を、何とか活気に満ちた、元気で明るい水俣にしたい一心でこのテーマで市長に対する質問を繰り返してきました。その中には、あるいは市長の考えの参考にでもなればとの思いで提言もしてきました。本日は、また、どぎゃんかせんばいかんという強い思いで、過去の答弁を検証しながら質問に入ります。

- ①、水俣市の産業経済の現状をどのようにとらえられているか。
- ②、その状況に対し、今後どのような対策を考えているか。

### 2、指定管理者制度について。

この制度は、住民サービスの向上と行政コストの削減を図ることを目的として公の施設の管理に導入されたのもであろうと思います。当市においても、この指定管理者制度が導入されて約5年が過ぎようとしている。その間、かなりの施設を管理委託されているが、当然所期の目的は達せられているものと思います。

そこで、次の質問をします。

- ①、現在管理委託されている団体は幾つあるのか。また、管理委託されている施設数は幾つあるのか。
- ②、指定管理者制度の導入前と導入後の効果の検証結果はどうか。
- ③、この制度施行上における課題点はないのか。

以上。

### 3、クリーンセンターの事業運営について。

ある市民から、ごみの受け入れは8時半からだろうと思ってクリーンセンターにごみを持っていったら、9時まで待たされた。始業時間は8時半からなのに、なぜ9時からしか受け入れてもらえないのか、納得がいかないという苦情でございます。また、ある産業廃棄物処理業者からは、交通事情の関係で早朝から収集しなければならず、それを8時過ぎに持ち込んでいるが、1時間近く待たされる。民間の感覚では考えられない仕事ぶりだと怒っておられることも聞きました。この機会にと思い、いろいろ調べてみますと、さまざまな問題に気づきました。

そこで、次の質問をします。

- ①、ごみの受け入れ時間について。

現行、午前9時から午後4時までを午前8時半から午後4時45分ぐらいまでできないのか。

- ②、ごみの量はこの3年毎年減少しているにもかかわらず、振興公社へのごみ収集委託料は、平成17年ごみ量2,285トンに約8,700万円、平成18年ごみ量2,264トンに約9,900万円、19年ごみ量2,176トンに約9,400万円、20年ごみ量1,941トンに約9,300万円、平成21年は予算で9,900万円と、

ごみは毎年減っているのに、委託料はばらついている。これはなぜか。

③、現在、振興公社と委託契約されているが、民間委託は考えられないか。

④、粗大ごみ処理運転業務は、現在民間との間で随意契約されているが、競争入札にすることはできないのか。

4、南福寺駅設置について。

現在、水俣高校の電車通学生はおれんじ鉄道水俣駅で下車し、水俣高校まで約二、三キロメートルほど徒歩で通学している。どこの高校でもこれくらいの通学距離はあり、二、三キロメートルの徒歩距離を問題にするわけではないが、高校の近くに駅があることで、県下普通高校で生徒減少率が一番と言われる不名誉なことに少しでも歯どめすることができるのではないか。平成24年には水俣工業高校との統合もあるとのことであるが、非常に便利になるのではないかということで、行政として、この南福寺駅の設置について検討できないかということを質問します。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業経済の振興については私から、指定管理者制度及び南福寺駅設置については総務企画部長から、クリーンセンターの事業運営については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣市の産業経済の現状についてお答えいたします。

昨年からの世界的不況の影響もあり、本市においても大変厳しい状況にあります。ことし10月から商工観光振興室企業誘致対策係において、市内の製造業を中心に順次訪問し、事前アンケートをもとに聞き取り調査を行い、現状の把握に努めており、現時点では18社を訪問しております。

経営状況としましては、経常利益が5年前と比べて低くなった企業が約6割、原因としては、受注量の減少や原材料の高騰などが挙げられます。また雇用につきましても、昨年12月に創設された国の中小企業緊急雇用安定助成金を活用して、生産停止や調整を行い、休業補償を行っている企業が18社中7社あり、何とか正社員の雇用を確保している状況でございます。

このような結果からも、水俣市内の企業の経営状況及び雇用状況が大変厳しい状況であると考えております。今後も引き続き市内企業を順次訪問し、経営状況や雇用状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、現在の状況に対し、今後どのような施策を考えているかについてお答えします。

本市の企業経営状況及び雇用状況は、先ほど御説明いたしましたとおり、大変厳しい状況にあります。本市においては、今年度、国の補正予算による緊急経済対策事業として交付された地域活性化・経済危機対策臨時交付金2億1,000万円のほか、地域活性化公共投資臨時交付金や国の補助事業拡大などを活用して、学校耐震化推進事業、学校ICT環境整備事業、旧湯之児病院解体工事を初め、総事業費で14億円以上に上る追加公共事業を予算計上し、早期の執行を行っているところでございます。さらに、市の公共施設の維持補修工事の前倒し実施や、高齢者・低所得者等を対象とした新たな助成事業等を通じて、市内の各種事業者の仕事の拡大につなげるための事業について、現在準備を進めているところです。

また雇用につきましては、県の緊急雇用創出基金事業を活用して、さらなる前倒し実施及び拡大により、新年早々に新たに30人程度の雇用を創出する方向で熊本県とも協議を進めているところです。企業誘致につきましても、昨年からの世界的不況の影響もあり、各企業が新たな投資を控えていることから苦戦している状況であります。これからも引き続き東京、大阪、福岡などの展示会や同郷会などで優遇制度を記載した企業誘致パンフレットの配布や企業情報の収集を行うとともに、積極的に誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

市長はこれまで、環境と経済が両立したまちづくりとか、低迷する地域産業の振興と雇用の創出を図りながら、若者がふるさと水俣を誇りにし、将来に希望の持てるまちづくりを進める、あるいは県の委託を受けた熊本県産業・雇用創出事業を活用しながら、企業誘致活動を積極的に展開していくとともに、環境にこだわった産業づくりの支援事業の中で即効性のある個別事業を重点的に支援し、産業創出を図っていくなどと答弁してこられました。

市長の答弁は重いものであり、決してその場しのぎではなかったはずですが、私のほかにも多数の方がこのテーマで質問されていますが、その中で真に水俣の経済産業の振興につながった施策にはどんなものがあるのか。また施策は打ってすぐきくものばかりではありませんが、今後、その打たれた施策の中で効果が出そうなものにはどんなものがあるのか。

以上。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 真の施策、それから効果にはどんなものがあるのかという御質問でございますけれども、正直申しまして、非常に厳しい状況の中でそれなりに手を打ってきたところでございますが、今ここで、こういうことがあって、こういう効果があったということはなかなかはっきり申し上げられないような非常に厳しい状況であるということは間違いございません。



ただ、私が今までこの経済の問題につきまして考えてまいりましたのは、前回も何回も申し上げておりますけれども、今、水俣の経済が非常に低迷し、雇用も非常に厳しい状況であるということは、大川議員と同じように私も厳しく受けとめさせていただいております。その中において、そういう厳しい状況の中で、しかも企業誘致もなかなかままならない、雇用も生まれない、地場企業もなかなか厳しい状況が続いていると、そのような中でどのような手を打っていけばいいのかということは随分模索してまいりました。

そういった中で、どういう方法でこれを乗り越えていくべきなのかということを考えてときに、やはり私はもう一度水俣の足元をしっかりと見詰め直して、水俣の資源は何があるのかということをもう一回探し出し、その資源をもとに経済振興につなげていく、そういう生き方をしなければいけないのではないかと今強く思っているところでございます。

例えば、幸いなことに水俣は御存じのように海や川、そして山もありまして、非常に自然が豊かでありまして、また、水俣というところは非常に人材の豊富なところであります。そういったものをフルに活用しながら、どうこれを経済に結びつけていくのか、そういうことを考えていくのが私は水俣の生きる道だと、そのように今まで考えてきたところでございます。

したがって、幸いなことに環境モデル都市というような認定を受けましたので、この環境モデル都市を中心に据えて、そしてその環境モデル都市を進めていくことで経済に結びつけていくことができるのではないかと、まず、そこを考慮しております。

環境モデル都市によって、何がどこに経済が生まれるのかということでもございますけれども、そこで私が考えておりますのは、やはり環境モデル都市を目指すことによって太陽光発電の新エネルギーのことでございますけれども、太陽光発電を設置をしていったり、そこでは一つの仕事が生まれてくるでしょうし、太陽光発電をすることによって地元の事業者の方々にそれを依頼された場合には、地元の事業者の方にそれなりの補償をしていくというようなこともありましょうし、今、小水力発電の調査をしておりますけれども、そこがもしうまくいくようであれば、そこから一つの仕事が生まれてくるだろうと思っておりますし、また、竹のバイオマスは今研究しておりますけれども、今確かに苦戦しておりますけれども、そういったのがうまくいけば、またそこからも雇用が生まれてくるであろう、そのように思っております。

もし、次期、また市政に送っていただくならば、そう仮定したときには、私は総合経済対策室というものを設置させていただきながら、その中で経済に特化した対応を考えていきたい、そのようなことも今考えているところでございます。

確かに議員がおっしゃるように、経済的な効果は何だったかということは、残念ながら、その効果は今後地道につくり上げていかなければならないと思っているところでございます。

(「施策の中で今後きいていきそうな、効果が出そうなやつは何があったということは含め

てですか、今のは。」と言う者あり)

○市長（宮本勝彬君）（続） 今後、効果が出そうな施策といいますのは、今、環境モデル都市を基盤に据えて、そして、その中で環境モデル都市を進めていくことの中において、いろんな形で環境にかかわっていく、いろんな経済的な状況、経済的なものもつながっていくのではないかなと思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 市長は今年度の所信表明で、企業誘致は雇用の拡大、地域経済を円る上で重要である、みずから精力的に企業誘致活動を行っていくと述べられた。確かに企業誘致は有効な手だてであり、1社でも多く誘致していただきたい。しかし、現実はそのようなものではないと思います。土地があれば、水があれば、求職者が多ければ誘致できるものではありません。企業が進出するに当たって一番の決め手は、その市のトップを初めとした市民感情だと言われております。進出し立地したとき、市民こそって側面的な企業活動をどれだけ支援してくれるか、この市民感情こそが決め手になるということでもあります。今の水俣は、果たしてその環境にあるのだろうか。よそには、例えば北九州や佐賀などには空・陸・海、いわゆるそういう飛行機あるいは陸上輸送、海上から港あたりのアクセス面、そして土地の価格及び産業団地あたりをこさえて、非常に条件がそろった工業団地を用意して誘致活動をしていながら、なかなか企業誘致ができないところが多いと聞いております。そういうことで、生半可な気持ちで誘致活動を行っても厳しいのではないかと聞いております。そういうことでございます。

市長は、そういう厳しい中で、今までどのような誘致活動を展開されてきたのか。それと、今、鬼岳地区に風力発電設置計画が進められております。もし、これが実現すれば一つの誘致企業になるのではないかとと思うが、この計画について市長はどのように考えておられるのか。

また、私は常々、地場既存企業の育成支援ということを言っております。幸い水俣にはチッソという大きい企業がある。公害を発生させた前歴はあるものの、水俣にとってはなくてはならない企業である。市長は、このチッソともっと友好関係、信頼関係を築かれるべきであると思えます。そうすることで、チッソがもっと水俣に貢献しようという機運を高めさせ、水俣工場をさらに発展させるように仕向ける。そうすることによって子会社、下請などの関連の企業もふえてくる。チッソだけに限らず、ほかの企業も同じようにされたらいかがか、これが一番水俣の産業経済の振興につながる手だてではないかと思うが、市長はどう考えられるか。

以上。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、企業誘致に向けてどのような努力をしてきたかというよう

なことをごさいますけれども、金沢に参りましたり、いろんなところ、それぞれの会社に幾つかは直接訪問させていただきながら、そのような話も進めてきたところをごさいますけれども、何せ、言いわけがましいことじゃごさいませんけれども、まだ努力が足りなかったということはもう十分反省をしておりますし、この企業誘致につきましては、企業誘致課というのを特化した役所があるということも聞いております。その中でも1,000分の1ぐらいの確率だというような話も伺っております。大変厳しい状況だと思っておりますので、今後も引き続きできるだけ動ける範囲では動いて、直接その誘致に努めてまいりたいと思っております。

それから、次に、企業誘致の中で、風力発電の取り組みでございますけれども、この問題につきましては、昨年8月に西日本プラント工業株式会社から、地元喜んで引き受けてもらえるということを前提として、水俣市の鬼岳、それから石飛地区に風力発電所を建設したいという申し出がございました。

本市は、昨年7月に国の環境モデル都市の認定を受けております。認定を受けたばかりでございましたので、この風力発電はクリーンエネルギーの導入あるいはCO<sub>2</sub>の削減など非常に有効であるということで、市の政策に合致した事業であるということで、市民の期待も大きいものとして、私もそのように考えておりました。

しかし、その後、事業者の説明会等ございまして、環境影響評価調査方法の説明会におきまして、地域の住民の方々から、風力発電については、絶滅危惧種でありますクマタカへの影響あるいは人家や農地に近く住んでいる方々の非常に不安があるというような意見が数多く出されました。そして地域としては到底受け入れられないというような印象でございました。私といたしましては、事業者に環境影響調査を実施していただいて、その結果をもとに市民や専門家の意見を聞いた上で、受け入れるかどうかということ判断したいと考えておりましたけれども、このまま市長として判断を先延ばしすれば、いたずらに地域住民の混乱や不安が大きくなるのではないかと、市民生活にとって、また、事業者にとっても大変不幸な状況になるのではないかなど、そのように考えました。

したがって、今後直ちに再度地元住民の方々の御意見あるいは一般市民の方々の御意見、そして議会の議員の皆様方の御意見をいただきながら、早急に判断をしたいと、そのように思っております。

それから、もう1点でございますが、チッソとの友好関係をもっと築くべきではないかと、再三これも言われてきているところでございます。私も議員も同じように、チッソさんがやっぱり水俣市の企業のリーダー的な存在として頑張っていたいただきたいという思いは同じでございます。当然、水俣市の繁栄につながることであれば、もちろん一緒になって力を合わせて頑張っていかなければならないと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、指定管理者制度について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、指定管理者制度について順次お答えいたします。

まず、現在、指定管理者は何団体あるのか。また、管理を委託契約している施設数は何力所かとの御質問にお答えいたします。

本市においては、指定管理者となっている団体は19団体であり、管理を委託契約している施設は29施設です。

次に、指定管理者制度の導入前と導入後の効果の検証結果はどうかとの御質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に関して、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力やノウハウ等を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

市の財政面におきましては、指定管理者制度を導入したことにより経費の削減が図られており、例えば体育施設や高齢者福祉センターでは、市の職員が直接管理運営していたものを指定管理者に委託したことで、それぞれ1,200万円、2,500万円ほどの経費を削減することができました。

次に、指定管理者制度における課題点はないのかとの御質問にお答えいたします。

平成15年、地方自治法の改正で、管理を委託できる団体の範囲が民間事業者等にまで広がったことを受け、本市においては、平成18年度から指定管理者制度の導入を行ってまいりましたが、都市部に比べて、施設の管理にそのノウハウを生かせるような民間事業者等が少なく、応募者数も少ないのが現状です。また、施設によっては、施設が持つ個人情報の管理の問題点も考えられますし、施設の運営面や市民サービスの維持・向上についても検討が必要であります。また、指定管理者の選定は、期間を定めて行っていますが、指定管理者がかわったときの事務の引き継ぎ、一定の技術レベルの維持確保や長期的・継続的な運営計画が立てにくいこと、期間が限定され、正規職員の雇用が難しいこと等も挙げられます。

平成18年度の導入から4年を経過しますので、今後、施設の利用状況や、市民サービスが十分に達成されているか、効率的な事業運営がなされているか等の確認と評価の方法や募集時の施設管理費の算定方法等統一した検証方法の確立等をさらに行い、見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

答弁がありましたように、行政としては、管理者へ民間の手法を用いた弾力性や柔軟性のある

施設運営を期待しながら、片方では管理運営経費の削減による負担の軽減が図られているということでございます。利用者については、利用時間の延長あるいは施設運営面でのサービスが向上することを期待しているわけでございますけれども、こういう観点から見て、この制度導入後、以前と比較して、例えば事例として管理運営に工夫がなされ、かなりよくなったと思われる施設がどのくらいあるのか、あるいはそのことによって管理者が収益を上げられているという事例があるのかお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 指定管理者制度に移行しまして、18年から移行したわけでございますけれども、民間への委託ということで4年たちましたけれども、最大のメリットは、やっぱり民間の発想による運営の提案だとか、あるいは例えば維持サービスにおける施設の見方が我々と違いまして、修繕の仕方の提案の仕方もかなり有意義なものが実はございました。ただ、その逆にいきますと、ただ、管理事業というのは利益がなかなか上がるものではないということで、業者様のモチベーションもかなり厳しい状況もちょっと伺ったりとかしておりますし、管理が主体になりますものですから、どうしてもサービスとかが若干前と余り変わらないというようなことも聞いております。それと、逆に市の方としては、業者様が提案された計画書に沿ってきちんとなされているかという、その辺のチェック体制というのが市の側としてもなかなかすばっときれいにチェックできないというようなところがございます。

それと、事業の目的等が、それぞれ施設ございますけれども、施設の目的を市が意図するものと管理されている側とのミスマッチというのもございます。ですから、そういういろんな自主事業をやる場合においては、市と管理されている側との一体感というのが若干薄れているのかなということもございまして、その辺が一応反省点としてございます。その辺の改善もぜひやっていきながら、今、4年間たちましたので、先ほど答弁申し上げましたように、一度ここで検証をして、このまま委託契約していった方がいいのか、あるいは直営に戻して、事業サービスを充実させていった方がいいのかという再検討を来年度していきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 反省点も多いということでございますので、反省点を踏まえて、せっかくこの制度に移行されたのでありますから、やはり所期の目的が達成されるようにひとつやっていただきたいというふうに思います。

最後の質問ですが、施設の管理運営全般を管理者へゆだねることから、あるいは施設が私物化されてしまいやしないか、そういう問題が出やしないかというふうに私は懸念もしておりますけれども、そういう問題があるとすれば、それを防ぐにはどういう手だてがあるのか。

先ほどは余りチェックもできていないと、行政としてのチェックもできていないということでありましたけども、やっぱり監視、監査、そのあたりは必要じゃないかというふうに思いますが、その辺はいかがか。

以上。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 公の施設の私物化というのは、今現在はございませんけれども、まず、施設については地方自治法において報告の義務が一応課されておりますので、それは市の監査の対象にも実はなっております。それで、その後、いろんな施設の予算あるいは決算を立てて議会に提案いたしますけれども、その中で議会でいろいろ審査をして議決をいただくということで、議会の関与が一応担保はされているということで、それは全体の中で表に出てくるものだというふうに思っております。また、施設のいろんな休館あるいは時間の延長等も含めまして、それは市長の承認が必要でございますので、当然管理者さんの方の御意見というのは、我々を通じて市長に上がっていくということでございますので、好き勝手に私物化するというのは、今の組織・機構の中からは不可能ではないかというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、クリーンセンターの事業運営について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、クリーンセンターの事業運営について順次お答えします。

まず、ごみ受け入れの時間は現在9時から16時までであるが、8時30分から16時45分ごろまでに変更できないかについてお答えします。

環境クリーンセンターにおけるごみの受け入れ時間につきましては、従事者の勤務時間が8時30分からであり、受け入れを開始する9時までの30分の間に、計量担当者は計量機器の立ち上げ、前日の集計チェック等の計量に係る始業点検、また、受け入り口では、受け入れ準備及び裁断機等の機器点検並びに安全作業に係る始業点検を行っております。

また、受け入れ終業後は、計量担当者は当日の搬入業者及びごみ別の集計業務があり、受け入り口では、プラットホームの清掃及び残務整理など翌日の受け入れに係る整理整頓に時間を要することから4時までとなっており、なお、平成14年に同敷地内に水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターが建設された以降は、1市2町から排出される可燃ごみ処理と計量業務は同組合に移管され、受け入れ時間もそのまま引き継いでおります。

廃棄物処理は市民生活に密着した業務でございますので、他市の受け入れ時間も参考にしながら、関係先と協議を行い、市民サービスの向上が図られるよう早急に検討したいと思っております。

次に、資源ごみは減少しているのに、振興公社への委託料は毎年同程度であるがなぜかについ

てお答えします。

資源ごみの過去3年間の排出量は、平均で対前年比約5%ずつ減少しております。一方、振興公社への委託料は、18年度決算額で対前年比約18%増の約9,890万8,000円、19年度が約5%減の9,404万5,000円、20年度が約9.8%減の9,311万5,000円となっております。御指摘のように、委託料はほとんど変わっていないというのが現状であります。委託料の内訳は、人件費が大半を占めておりますので、収集・処理体制を含めて、ごみ量に応じた適正な職員数について振興公社と協議を行い、検討を進めてまいります。

次に、現在、振興公社と委託契約されているが、民間委託は考えられないかについてお答えします。

市が収集すべき資源ごみの収集運搬、分別整理、飛灰の運搬及び事業系生ごみの運搬等を振興公社に委託しており、平成21年度予算で約9,913万2,000円となっております。県下13市の状況を調査しましたところ、全市が民間による収集運搬業務を行い、中には分別作業まで委託されております。仮に、民間に委託しますと費用対効果も期待できるのではないかと推測されますが、毎日排出されるごみ処理は、住民生活に密接に関連した業務でありますので、これまで資源ごみの収集運搬業務を振興公社に委託してきた経緯を踏まえて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、粗大ごみ処理機運転業務は現在民間との間で随意契約されているが、競争入札にすることはできないかについてお答えします。

川崎重工業株式会社の子会社であるK E E 環境サービス株式会社と粗大ごみ処理の運転操作、日常点検、清掃及び簡易な補修に関する業務を随意契約し委託しております、随意契約の主な理由は、当施設の技術的内容を熟知しており、効率的かつ安定した運転が期待できる、高速回転破砕機により危険な作業を伴うが、準備から処理まで安全に処理する技術的能力を有している、各機器の性格を熟知していることから、高度な維持管理能力によりメンテナンス費用の低減が期待できることなどが挙げられます。前述しました特殊業務を克服でき、安定した運転業務を供給できる業者があれば、競争入札による費用対効果も期待できることから検討の余地はあろうかと思えます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 今、部長から受け入れ時間の8時半からできない理由ばかりが並べられましたけども、やっぱりできない理由を考える前に、できる方法を考えていただきたい。これはお願いでございます。

受け入れ時間は私が多少調べました。その時間については、できない理由を述べながらも、できることを検討するというところでございましたけれども、そのようにぜひ検討していただきたい

と思います。

私が調べた二、三の市では、8時半からやっておられました。検討すると言われましたけど、こういうことはやはり他市に先駆けて取り組むような姿勢がぜひ必要じゃないかというふうに考えます。

いろいろ現場を見てみますと、問題が目につくところがありますけども、部長は現場へ行って、現場をチェックされたことがあるのか、改善改革という目で現場を見られたことがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

やはり、よく三現主義というようなことを言われますけども、現場へ出て現物を見て、現時点で手を打つというようなことをやっていかないと、改善改革というのは進まないのじゃないかというふうに思います。やはり任せっ放しでなくて、たまには高所からチェックをして改善点などをやっぱり見出していくべきじゃないかなというふうに思います。

振興公社への委託料については、試算根拠に基づいて算出されたものであると思いますし、そういうことであれば問題ないと思います。振興公社の内部については、私も議員が立ち入るところではございませんので、とやかくは言いませんけども、場合によっては、行政サイドの試算内容を見せていただいて、どういうようになっているのかということを見せていただきたいというふうにも思います。

粗大ごみの運転業務に当たりまして、随意契約の理由を幾つか挙げられましたが、見てみますと、従事者はたしか3名ぐらいではないかなというふうに思います。ここもほとんど人件費だけじゃないかと思いますが、これに毎年2,000万近くの委託料が出されていると。高度な技術が要るとか、いろいろおっしゃいましたけども、特別資格を持っていないとできない業務でもないように見受けましたけども、果たして2,000万の委託料は必要なのか、しかも随契でやられとると、随意契約をされているということが妥当なのかどうか。これにしても、振興公社の委託料にしても、一度民間の見積もりをとってみたらいかがかというふうに思いますが、これを質問します。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 私については、現場の方に足を踏み入れたことがあるのかと、現場をまず見て、その中から判断して適切な指導といいますか、そういうことをすべきだという議員からの御指摘でございますし、私も以前、現場で仕事に従事したこともございますけども、最近においては、そういった意味で足を踏み入れるということはなかなかなかったなということで反省をいたしております。足しげく現場の方に運びまして、その辺、いろんな見方で厳しく見ていきたいなというぐあいに思っております。



それから、粗大ごみ運転を含めまして、随意契約のあり方について、今、議員からの御指摘ございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、振興公社へ委託もそうですが、若干、これまでの経緯というのもございます。その辺も、しばらく時間がたっておりますので、十分に踏まえた上で、なお、最善の方法等があれば検討してまいりたいというぐあいに考えております。粗大ごみにつきましては、先ほど言いましたように、業務内容、非常に高度な技術なり、そういったテクニックが必要になってくるわけですが、それにかわるものがあるとしたら、検討するに値するんじゃないかなというぐあいに考えておりますので、十分に検討を進めてまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 最後の質問になりますが、以前は清掃センターは中鶴にありましたね。今、部長もおっしゃられました。以前からの経緯とか、あるいはしがらみが、前からのそういう中鶴にあったところからのしがらみがあるとすれば、やはりそういうものは見直すべきじゃないかというふうに思います。現在の環境の中で、やっぱりそういうものも環境に合うような制度あるいは委託料にしてもそうですが、そういうものをぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがか。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ごみ収集、それからすべて運搬収集にかかわることも、以前の、旧来のといいますか、昔から引き継いだ部分もございます。相当十数年時間もたっておりますし、そういう形でいいのかどうか、当然踏み込んで検討していくべきだと考えておりますので、そのようにしてまいりたいというぐあいに考えます。

○議長（松本和幸君） 次に、南福寺駅設置について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、肥薩おれんじ鉄道の駅を南福寺の水俣高校近くに設置できないかという御質問にお答えいたします。

水俣高校近くへの新駅の設置につきましては、平成16年3月のおれんじ鉄道開業の際にも検討いたしました。しかし、財政問題等により実現しなかった経緯がございます。しかし、新駅が設置されることで、おれんじ鉄道で通学する生徒の利便性の向上、総合医療センター、体育館、商店街にも近く、通院や買い物等の方も利用できるなど、おれんじ鉄道の利用促進はもとより、市民の利便性も向上することが期待できます。

現在、鉄道における新たな駅の設置は、請願駅として自治体がみずから設置することを基本としております。本市といたしましては、現在、新駅の位置、スペースの確保、財源等を含め、新

駅設置の可能性について調査検討をしているところです。今後市民の皆様の御意見も参考にさせていただき、まちづくり全体の視点に立って、新駅の設置について検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 平成16年におれんじ鉄道に移管されて、それから自治体で設置された駅はどこかなのか、そういう事例はないのかということです。もし、当然、無人駅になるというふうに思いますけども、設置するとしたら、おおよそ経費的にはどのくらいかかるものか、これは検討された経緯もないからわからないと思いますが、例えば先ほど質問しました、ほかのところへ、そういう設置した経緯があったりすれば、大体予算あたりも想定がつくんじゃないかというふうに思います。その辺お尋ねします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 自治体で設置したところはないのかということでございますけども、多分議員も御存じだと思いますけども、おれんじ鉄道は例の田浦に新駅ができております。田浦の新駅の経費をちょっとお伺いしましたけれども、おおよそ4,000万ぐらい実はかかっております。つくるとなりますと、当然、自前でつくるということになりまして、ただ設置の工事委託等、プランニングから含めてJR関係の方に行くということで、そういう協議が必要になります。多分、駅前広場だとか、あるいはバリアフリーだとか、そういういろんな制約がかなりついてくるということで、かなり我々が想定するよりも、かなり高額な駅設置費用になるのではないかなというふうに実は思っておりますので、あと、時刻表とか看板等々の書きかえとかも出てまいりますので、応分の負担が出てくるのではないかなというふうに思っておりますけれども、ただ、新駅が例えば高校のそば等にできますと、非常に利便性は高まるということで、まちづくりの観点からも非常に素晴らしいアイデアではないかなというふうに思っておりますので、今後十分検討していきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 高校生の通学者数を調べてみますと、水俣高校が現在85名、工業高校が34名、約130名ぐらいが電車で通学されていると。部長おっしゃいましたように、医療センターとか、その辺を利用される方が利用するとなると、かなり利用者数も多くなるんじゃないかなというふうに思います。

平成24年には工業高校と水俣高校が統合されるということでございますけど、これは県の指導で行われているというふうに思いますが、この統合を一つの条件として県あたりからの補助金を引き出すとか、そういうことはできないものかどうか、これを最後の質問にします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今の現状から申しますと、補助制度はございませんけれども、ただ、県の方にも地域振興に係るような統合補助金とかという制度がございます。ただ、財政状況が非常に逼迫している状況の中で、どの程度、やっぱり支援をいただけるかということもございまして、これが必要と決定した場合には、ぜひ県の方にもお願いしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（松本和幸君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、おはようございます。

政風クラブの中村幸治です。

執行部の明快な答弁をよろしくお願いいたします。

皆さんも御存じのとおり、8月30日の総選挙で民主党が大勝いたしました。その後、9月16日に民主党・社民党・国民新党3党連立による鳩山政権が誕生いたしました。国民生活第一、民主主権、国民が主役の国家を目指す国づくりがまさにスタートをしました。皆さんもテレビ等で目にされた事業仕分け、今までにない開かれた予算策定作業です。インターネットで見られた方もおられるのではないのでしょうか。評決結果もインターネットで見ることができ、自分たちの税金が国家予算としてどのように使われるのか、チェックできるようになりました。また、この内閣は地域主権、つまり住民参加・住民主体のまちづくりを目指しています。平成23年度から地方へは一括交付金が配賦され、地方が主体となる予算編成による地域づくりが始まります。当市の、地域づくりの一議員として、力を発揮していきたいと思っています。

それでは、質問に入ります。

まず1番目に、観光対策についてです。

この不況下、全国どこの地方でも観光対策には頭を悩ませていると思われれます。当市の湯の児・湯の鶴温泉の両方も温泉地としての観光に行き詰まっています。平成23年春には九州新幹線が全線開業いたします。時は待ってくれません。

そこで、次の質問をいたします。

①、湯の児温泉・湯の鶴温泉の観光対策と、その実現をどのように考えているのか。

②、湯の児・湯の鶴の道路標識案内板整備等の必要性をどのように考えているのか。また、整備計画はあるのか。

③、新幹線全線開通が目の前に来ています。新幹線を利用して水俣観光に来られるお客様の足としての交通網をどのように考えているのか。

④、湯の児・湯の鶴温泉への交通アクセス案内の現状はどのようになっているのか。

観光対策として以上の質問をします。

次に、地上デジタル放送について質問いたします。

現在は地デジ放送とアナログ放送の両方の受信が可能ですが、皆さんも御存じのとおり、2011年にアナログ放送が廃止をされることが決まっています。水俣市のデジタル放送への切りかえがスムーズに移行できることを願って、次の質問をいたします。

①、2011年7月24日にアナログ放送が終了しますが、当市のデジタルテレビの普及率はどれくらいなのか。

②、デジタルテレビを購入できない世帯があるのか。あるとしたら、どれくらいの世帯数で、どのような対策をとられるのか。

③、現在当市で受信困難な地域があるが、どのような対策をとられるのか。その進捗はどのようになっているのか。また、工事に伴う受信者の負担金はどのようになるのか。

以上、質問いたします。

次は、病後児保育所の設置についてです。

この件については、平成18年9月議会で藤本議員が質問をされています。その答弁をもとにして質問いたします。

①、病後児保育所について、きょうまで当市としてどのような動きをされてきたのか。

②、病後児保育所設置について、水俣市次世代育成支援行動計画の中に、目標値として平成21年度までに1カ所整備する計画を立ててあるが、どのようになっているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、観光対策については私から、地上デジタル放送については総務企画部長から、病後児保育所の設置については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

まず、観光対策について順次お答えします。

湯の児温泉・湯の鶴温泉の観光対策と、その実現をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

湯の児温泉・湯の鶴温泉につきましては、本市の重要な観光地であり、宿泊客の減少に歯どめをかけ、いかに増加に転じていくかは重要な懸案事項であります。しかし、現状は観光地間の競争激化や最近の新型インフルエンザによる修学旅行のキャンセルや旅行自粛などが相次ぐなど、宿泊客の減少が続き、非常に厳しい状況であることは十分認識しており、早急に打開策を講じていかなければならないと考えております。

まず、湯の児温泉の観光対策については、現在、国に申請中の水俣市都市再生整備計画の中に、観光地としてふさわしい道路景観整備や公園整備等を盛り込んでおり、平成22年度から順次整備を行っていきたいと考えております。

次に、湯の鶴温泉の観光対策につきましては、湯の鶴地域観光振興計画を策定中ですが、地元住民の皆様を初め、旅館関係者等とも十分協議をさせていただき、また、今回計画づくりに協力いただく崇城大学の協力も得ながら、実現可能な計画にしたいと考えております。この計画に基づく具体的な取り組みにつきましては、平成22年度から計画的に事業が行えるように進めてまいりたいと思っております。湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」につきましては、昨年度から順次改修を進めており、地元住民・市民のみならず観光客の皆様にも利用しやすい施設を目指しているところでございます。

また、両温泉の各旅館につきましては、現在、おもてなし向上に向け、コンサルタントに委託し、旅館ごとに個別指導等を行っており、今後も継続して実施する必要があると考えております。

また、観光物産協会エコみなまたで企画提案のあった湯の児会場花火大会や湯の鶴スズムシ祭りなどのイベントへの助成も継続してまいりたいと考えております。

このほか、九州新幹線が平成23年春に全線開通することから、観光情報を適宜旅行雑誌や新聞等へ積極的に掲載するなど、九州内を初め関西方面からも誘客を図るとともに、エコパーク水俣・バラ園でのローズフェスタの開催や道の駅みなまたのオープン、みなまた未来コンサートなどにより観光客の滞在時間を延ばし、宿泊へつなげる努力をしてまいりたいと考えております。

今後とも、湯の児温泉・湯の鶴温泉の活性化のため、観光物産協会エコみなまたを初め、旅館関係者や交通関係者・旅行者等のほか、地元と住民の皆様とも十分連携をとりながら観光対策を行っていきたいと考えております。

次に、湯の児、湯の鶴の道路標識案内板等の必要性をどのように考え、また、整備計画はあるのかとの御質問にお答えします。

湯の児・湯の鶴の道路標識については、国道や県道など必要と思われる場所には国や県等にお

願いして設置しております。最近では、国道3号の大黒町六つ角付近の湯の鶴温泉の道路標識の取りかえや、水俣湾埋立地を「エコパーク水俣・バラ園」への張りかえなど既存看板の取りかえのほか、芦北インターチェンジの出口に「湯の児温泉・湯の鶴温泉」の標示を新規に行っております。また、道路標識以外にも県の環境フィールドミュージアム事業により、湯の児温泉・湯の鶴温泉にそれぞれ説明案内板を設置していただくなど充実を図っているところであります。

道路標識については、わかりづらい等との苦情等は今のところ聞いておりませんが、観光客の皆様をスムーズに誘導するための道路標識は必要であると考えておりますので、今後、設置の要望等があれば検討していきたいと考えております。

また、道路標識に関する整備計画については今のところありませんが、先ほど述べました水俣市都市再生整備計画の中の事業の一つとして盛り込んでおります水俣市観光振興計画を来年度策定する予定であり、その観光振興計画の中で具体的に検討できればと考えております。

次に、新幹線の全線開通を前に、新幹線を利用した観光客の足としての交通網をどのように考えるかという御質問にお答えいたします。

新水俣駅からの観光客の足としては、バス、タクシー、レンタカーなどが考えられます。タクシーは通常数台が駅前に待機しており、レンタカーについては観光物産協会エコみなまたで受け付けておりますので、タクシーやレンタカーを利用されるお客様のニーズに対応できる体制はできているのではないかと思います。しかし、バスを利用して湯の児・湯の鶴方面へ行く場合には乗り継ぎが必要で、運行ダイヤとの関係もあり、観光目的でバスを利用されるお客様の立場からすれば、利便性に欠ける状況です。

現在、本市におきましては、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、市内公共交通の調査を行っております。新水俣駅においても、乗降者を対象にした聞き取り調査を行っており、今後、その結果をもとに全線開通後の新水俣駅から2次アクセスについて検討を行い、平成22年度には期間を設けて実証運行を行う計画です。

新水俣駅から観光地等を含めた交通網については、新幹線全線開通後の観光振興を図る上で大変重要であると考えております。今後も、観光協会など関係団体等の御意見を伺いながら、また、来年度実施する実証運行の結果も参考にして、本市の観光振興における交通網について検討してまいります。

次に、湯の児・湯の鶴への交通アクセスの案内の現状についてお答えします。

新幹線の新水俣駅におきましては、駅舎内にバスやタクシー乗り場への案内表示はありますが、湯の児・湯の鶴方面へのアクセスを具体的に示す案内はなく、隣接しております観光物産協会エコみなまたに案内の窓口をお願いしている状況です。

おれんじ鉄道の水俣駅においては、駅舎内に湯の児や湯の鶴方面へのバス乗り場と時刻を示し

た案内板を設置していただいておりますが、標示が小さいこともあり、観光客の方にはわかりづらいのではないかとと思われます。

また、水俣市のホームページでもみなくるバスの時刻表を見ることはできますが、湯の児や湯の鶴に行く際の具体的な乗り継ぎ等が示されていないため、市外から来られる方にはわかりにくい状況となっており、今後は具体的な交通手段を示して、市外からのお客様にもわかりやすい表示をしてみたいと思います。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入ります。

まず、湯の児・湯の鶴観光について今答弁をいただきました。市長の答弁にもありましたように、観光地の競争というのは、本当に私も大変だなということを思っております。答弁の中で、今後の動きとして水俣市再生整備計画とか、また湯の鶴観光振興計画ですかね、これを策定するということを言われたんです。

そこで、ちょっと質問をしてみたいんですけど、湯の児・湯の鶴温泉をどのような温泉地にしたいのか、その目的、私はこれが戦略だと思うんですね。それがないと何もつながらないということで、どういう目的・戦略をお持ちか、それをひとつ聞かせてください。

それと、もう1つなんですけど、湯の児温泉活性化について、9月の一般質問でカヌーやボートとかスキューバダイビングという海のレジャー、これの整備、それと湯の児島の整備、それと日本一の足湯の整備、それと高潮対策工事で完成された平場でのグラウンドゴルフ場などが考えられるという、ちょっとそういう答弁をされているんですね。このような答弁を一応されたということで、こういうことをされた答弁について、現在までどのような動きをされてきたのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

それと、次に、道路標識の案内板についてなんですけど、市長の答弁の中では、3号線とか、そういう大きな道路については、ある程度整備をされているということで、これは一つの例なんですけど、湯の児に行くのには、山手の方を通る道路、それと湯の児海岸道路を通る道路、これがありますですね。3号線から市役所まで入るここの部分については道路標識もあると。それとその次の信号、河村電器に行く部分、山手の方に行く部分と湯の児海岸道路に行く道路、これの道路標識はあるんです。ところが大橋、あそこの部分については何も標示されなくて、一応真っすぐ行くのかなという格好で、初めて来られる方は、そこを真っすぐ行かれると思います。

ところが、その途中にどれだけの標識があるのかなということで、私も現状ちょっと見てみたんですけど、まず、大崎ヶ鼻の方に、あれは海岸道路の公園の石碑、あれが一つ左側に立っていると、これがちょっと見えにくいと。その先に行きますと、今度は芦北海岸の県立公園の標識板、これが立っているんですけども、これも若干もう古くて消えかかっているというような格好

なんです。それと、最終的には、先ほど言いましたように、山手の道路、あれとぶち当たるんですけど、湯の児の海岸線、そこにぶち当たるところに、湯の児に行くには左側に行かなければいけないんですけど、そこには古ぼけた木の標識があるだけなんです。山手の方から行く部分については、湯の児温泉という格好で標識があるんですけど、そういう部分で、湯の児に初めて来られる方、私たちはわかっていますからいいんですけど、初めて来られる方が、途中この道でいいんだろうかなという、そういう不安感を持たれるということが一つあるのかなという気がしたものですから、この問題ちょっと取り上げてみたんです。

というのは、市長の答弁で先ほどおもてなしの心という格好で、これは大事ですよということなんですけど、そういう部分についても、水俣の場合は、そういう心配り、そういうのが何か一つでも観光に結びつけばなということを一応私も考えてみました。

先ほどの答弁の中では、一応検討していきたいと、こういう道路標識についてはですね。ということをお答えされましたので、今、私が言いましたように、できれば、そういうところを早急に整備をしていただければなということで、これを一つの質問にしたいと思います。

次に、観光の足としての交通網なんですけど、まず1点質問なんですけど、市長答弁の中で、平成22年度に実証運行を計画しているというようなことを答弁されていますけど、この内容、もし詳しくわかれば、それをひとつ説明していただきたいと、これが一つ質問です。

次ですけど、湯の児温泉・湯の鶴温泉へ行く方法ですね。これ、みなくるバス、産交バス、それとおれんじ鉄道、また南国バス、これを経由しながら行くんですけど、私も現状をちょっと調べてみました。要するに新幹線からおりて、どのバスを利用して、どの時間帯でみなくるバスにつながるのか。これが現状なかなか、新幹線を利用して、関西方面から個人客を呼びたいというときには、なかなかこのアクセスがちょっと難しいのかなということをおもっています。

それとエコパーク、これを売りにするということであるならば、みなくるバス、これの現状が、みなくるバスは茂川梅戸線のエコパークナーサリー前、これの2便だけで、まつぼっくりというのは全く行っていないと、そういうような現状があるんです。

そこで、お尋ねなんですけど、みなくるバス、これは現在は生活路線バスとして運行されているということを私もおもっていますけど、今後、観光客利用バスとして位置づけるお考えがあるのかどうか、これをひとつお聞きをします。

それから答弁の中で、タクシー、レンタカー、これはニーズに対応できる体制はできているということをおっしゃいました。確かに体制という格好は充実しているということは私も認めています。しかし、問題は、先ほども言いましたように、関西方面の方を新幹線が全面営業したときに、水俣に観光として来ていただくと、これはあくまでも個人、団体さんでなくて個人なんです。そしたら交通アクセスの中で、タクシーをもし使われて、湯の鶴に行くとしたら、2,500円



程度料金がかかる。また、湯の児に行くとしたら2,000円弱料金がかかるんですよという、これが現状なんです。そういうときに、個人観光客の方たちは、どのように思われるのかなという、そこが1点ちょっと若干心配な点があるものですから、そこで、質問なんですけど、タクシー料金を、とにかく一律1,000円とか、何かそういう方法等を考えられているということはないのかどうか、そこをひとつ質問したいと思います。

次は交通アクセスなんですけど、答弁されたように、市外から来られる方は、物すごくわかりづらいということになっています。一つの例として、私、熊本県のあるところから来られた方が、湯の鶴に来られたときに、おれんじ鉄道を利用して湯の鶴に来ましたと、というのは、みなくるバスを利用して来ましたと、ところが駅におりた途端に、どれがどうなのか、なかなか迷いましたということなんで、ということは、水俣駅のところには、市長が言いましたように、ちょっと小さなコーナーじゃないけど、そういう時刻の分しかない。それと、みなくるバスのバス停、皆さん御存じですか、駅前の。あそこを見てもみますと、要するに、今現在、湯の鶴に行く交通手段はみなくるバスしかないんですね。あそこのみなくるバスの掲示板、あの掲示板には、看板が五、六ぐらい立っています。それはみんな民間業者ですか、あれ。そこ近辺のお店の名前を書かれた、そういう看板がずらっと並んでいる。ということは、このバスに乗ったら湯の鶴、また湯の児に行けるのかなということが全く見えないんですね。そういう本当におもてなしの心遣いという、水俣の売りということであるならば、そういうところも含めて見直す必要があるのかなと。

それと、エコみなまたは、パンフレットだけが設置してあるんですね。そのコーナーが設けてあるだけであって、全く看板等がないということで、もし、よろしければ、そういういろんな箇所を見ていただいて、多分見られていると思いますけど、そういう早急な対策と整備、そういうのが必要だと思いますが、どういうお考えなのか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、湯の児・湯の鶴の温泉をどのような観光地にしたいのか、また、その戦略はどうかというような御質問でございます。

もう、御案内のように、山と海の温泉で、それぞれ特性を持ったというような温泉地であるということは、もう皆さんが理解していらっしゃるだろうと思います。対比していきますと、片方は海の幸、また片方は山の幸、いろんな食事のおもてなしもまた違っているように思いますし、潮騒と申しますか、潮騒に対しては川のせせらぎでありましょうし、それぞれ泉質にしても、片方は潮湯でありますし、片方は非常にやわらかな泉質であるということで、それぞれ特

長を持った対比したものであると思っております。

この前、実は先日になりますけれども、新幹線の開業に伴う会議ということで多くの方々に集まっておりましたけれども、いろんな御意見を聞かせていただいたんですけども、その中でも幾つか出ておりましたけれども、例えば湯の鶴に1泊、そして2泊目を湯の児、2泊3日の旅をセットとしてできないかとか、あるいはどこかそれぞれの湯の児・湯の鶴の旅館を拠点にして、その拠点から近隣を観光して回るといようなものはできないかとか、あるいは水俣だけだとするならば、宿泊まで結びつけるには、もう少し見るところが足りないのではないかなとか、そういう指摘もありました。したがって、近隣との連携をしっかりと密にしながら進めていくと、そういった意見も出されたところでございました。

現在、湯の鶴のところだけ、私なりに戦略ということで紹介をさせていただくならば、まず、やっぱり湯の鶴においでいただく方々、ターゲットをだれに絞るのかというのもちょっと一つの戦略ではないかなと思っております。高齢者の方々であるとか、あるいは熟年カップルであるとか、そういった方にターゲットを絞るとすれば、またPRの仕方も変わってこなければならないんじゃないかなと、今そのようなことも考えております。

また、食事あるいはサービスあたり、これはもう旅館で考えていただくことなんですけれども、そこに行けば、これが食べられるというような、何かそういう食事のサービス等ができないかというのも考えておりますし、とても大切なことは、黒川旅館あたりに聞いてみますと、黒川旅館あたりは、全館を全部一つまとめて黒川全体が一つの旅館だという考え方で進めていらっしゃるということで、若干、水俣あたりはそこら辺のところをもう一回見直す必要があるんじゃないかなと、これは個人的な意見ですけども、そういうことも考えております。

また、風情はどうかということで、やっぱり町並みでありますとか、いろんな看板、今おっしゃいましたような看板はどうだとか、そういった、本当にいやしができる町並み、風情をどうつくっていくのかというのも一つの戦略も考えなければならないんじゃないかなと思っております。

また、湯の鶴でありますと、宿泊していただくのに、どんな形で宿泊のお客さんと呼ぶのか、例えば隣に頭石がございますので、頭石で体験をしてもらって宿泊してもらおう。あるいは七滝あたりもございますので、そういう自然を利用して、それを見ていただいて泊まっておくとかというような、何かそういったところも考えられるんじゃないかなと思っております。

要は、それぞれの旅館、湯の児・湯の鶴の持つ特性を十分見きわめながら、それに合った戦略を立てていかなければならないんじゃないかなと思っております。

それから、もう1点、次ですが、湯の児温泉の活性化としてカヌー等のことをいろいろ挙げられたから、その経過はどうかということでございますけれども、日本一の足湯につきまして

は、今、国の方に計画を上げている段階でございます。それからカヌー、わかってるところだけちょっと御説明させていただきますけれども、カヌーにつきましては、カヌー協会の方で頑張っていていただいております、修学旅行生あたりの体験を行っていただいているということで、アウトリガーカヌーというんですか、私もよくわからないんですけれども、まだ知らないんですけれども、そういうのを今注文されているということで、まだそれは来ていないんですけども、近日中に来るということでございます。だから、そういったものを使って体験をさせながら、修学旅行生あたりも呼び込むことができるんじゃないかなと思っております。

また、スキューバダイビングは、御存じのように牧ノ内でしたかね、スキューバダイビングのお店も出されたということでございますので、そういったところで徐々にそういったものを進めていければなと思っております。

それから、湯の児・湯の鶴の道路案内板を早急に整備する考えはないかということでございます。確かに私も湯の鶴に行かれた方の御意見で、非常にわからなくて、夜だったのでわからなくて非常に不安だったという意見も伺っております。この件につきましては、できるだけ早目に対応させていただきたいと思っております。

それから、実証運行を計画していると言われたけども、その内容はどうかということでございますけれども、実証運行につきましては、これは来年度を予定しておりますけれども、現在のところ、その内容についてはまだ決めておりませんので、その実証運行の結果をもとに最終的に決定をしていきたいと、そのように思っております。

それから、みなくるバスを今後観光利用のバスとして位置づける考えはないかということでございますけれども、議員も今おっしゃいましたように、みなくるバスはやっぱり高齢者の足、生活路線として設置した、そういう目的がございますけれども、今後、路線の変更とか、あるいは時間帯につきましても、いろいろ検討をさせていただく中で考えていきたいと思っておりますけれども、私としては、今、乗り合いタクシー、これを何とかできんかどうかということ今考えているところでございます。

それから、タクシー料金を一律1,000円にしたかどうかということでございますけれども、この件につきましては、乗り合いタクシーということで利用するとなれば、何人か乗れば1,000円より安くなるんじゃないかなというようなことも出てくるんじゃないかなと思っておりますので、その辺も含めまして検討していかなければと思っております。

それから、交通アクセス案内板の早急な整備をということでございますけれども、今おっしゃるように、心遣いの水俣ということでありましたので、ぜひ早急に対応させていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 私は、なぜこの質問をしたかといいますと、やっぱり湯の児・湯の鶴温泉をどのような観光地にしたいのか、やっぱりここが決まらないと、いろんな交通網とか道路整備、そういう部分が、戦略目標がないと、なかなか定まらないんじゃないかなと、だから大きな目標として、湯の鶴はこうしますよ、湯の児はこうしますよと、それに基づいて、そんなら交通をどうするのかというような、そういう話になってくるのかなという気がするものですから、私は今回、この質問をさせていただきました。

まず、湯の児・湯の鶴温泉の対策について、私なりに次のようなことをちょっと考えているんですけど、まず、両方とも一応温泉が売りということで、特に湯の鶴は温泉の質がいいんですよと、なぜこれを利用せんとですかというような声がよく聞かれます。ところが、全国どこにでも、やっぱり温泉というものはあるんですね。ということは、これだけではやっぱり通用しない。ということであるならば、温泉プラス何なのか、これを考えてみたときに、湯の児はやっぱり一つは海なのかなと、だから戦略的にその海を利用した温泉に持っていく。昔、私たちが子どものころは湯の児に行くのが楽しみだったんですね。というのは、何でかといいますと、今言ったように、あのころの海といいますと、海水浴、これが海の売りだったんですよ。ところが、今は海の売りについては、レジャー関係とか変わってきているんですね。だから、そこを湯の児として何を持ってくるのか、そういうのを戦略的に決めていくというのが一つの方法かなということだと思います。

それと、もう1点、今度は湯の鶴なんですけど、湯の鶴は、昔は湯治客がおったんですよ。やっぱり原点に戻ればそこなのかなと、ということで、湯の鶴に木の看板を立ててあるんですけど、それは湯の鶴温泉湯治村と書いてあつとですね。ということは、湯治村が湯の鶴の原点なんですよということなんで、昔は湯治といえば何だったかなといいますと、体をいやすため、農業をしたりとか、いろんなことで体をいやすための湯治村だったんで、ところが今は心をいやす、そういう時代じゃないでしょうか。だから、そういう心をいやす、そういう湯治村ということを経営戦略として考える必要があるのかなということを思っております。

というのは、湯の鶴を、先ほども市長が言われましたとおり、一つの拠点としてあっちにこっちに行けばどうかなということなんですけど、私も全くそのとおりだと思っております。今言いましたように、湯の鶴温泉は湯治客、つまり滞在型の観光、これを目指す、そういう目的を持ってみてはどうかなと。市長が答弁にありましたように、湯の鶴温泉を利用して、1日目は心をいやすためには、頭石の元気村、これに行って、地域の方たちといろいろな交流をしていただくと。それと、2日目は湯の鶴に泊まっていただいて、今度は農業、湯の鶴には自然がいっぱいあります。そういう農業を体験するとか、そういう施設を設けていく。それと3日目は、あそこに七滝もあります。そしたら、その近くに茶園畑もあるんですね。それと、夜は星が物すごくきれい

かっですよ。だから、そういうのを3日目はやっていただく。それと4日目については、水俣市内、資料館を見たりとか、まず環境センターへ行ったり、もしよければ、産業団地あたりを探索するというような、そういうプランを立てる。それと5日目は、御所浦が今ジオパークという格好で、物すごく住民の方たちが燃え上がっておられます。これも多分世界のジオパークという格好の認定が受けられる可能性があるのかなと思います。だから、そこにも足を運ぶというような格好でやっていただく。それと日本一のおもてなし、これをやるということであるならば、そこについて湯の鶴からどこに行くにも交通機関を利用しなければいけない。というのは、心をいやす人たち、湯治客は個人客なんです。だから、そういうことで交通網の戦略、標識の戦略、そういう部分が出てくるのかなということがあったものですから、私は、こういう質問をさせていただきました。

それで、最後の質問になりますけど、湯の鶴温泉は、心いやす滞在型を目的とした、そういうまちづくりを行うという、そういう目的を持った温泉にしたいという考えがないのかどうか、その1点だけお伺いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のように、修学旅行等の体系も非常に変わってきております。最近では例えば民泊しながら、体験をしながら修学旅行をやるというような形もふえてきておりますし、そういうことがもし受け入れられるならば、こちらに参りますよとかというような旅行会社等もございます。非常に形としてもいろいろ変わってきておりますので、今議員がおっしゃったようなことを参考にさせていただきながら、ぜひ活性化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、地上デジタル放送について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、地上デジタル放送について順次お答えいたします。

まず、当市のデジタルテレビの普及率についての御質問にお答えします。

水俣市のデジタルテレビの普及率については、把握しておりません。

次に、デジタルテレビを購入できない世帯があるのか、あるとしたら、どれくらいの世帯数で、どのような対策をとられるのかとの御質問にお答えいたします。

デジタルテレビを購入できない世帯がどれくらいあるのかということも把握しておりません。対策といたしましては、総務省の地デジチューナー支援実施センターにおきまして、NHK放送受信料全額免除世帯に対する簡易なチューナーの無償給付が行われています。平成21年8月末現在で対象となる世帯には、NHKから全額免除証明書と支援申込書が送付されており、今年度分の

申請が、ことしの12月28日まで行われております。9月以降に生活保護を受給されるようになり、身体障害者手帳を取得された方には、窓口での制度説明及びパンフレットの配布を行っております。

次に、受信困難な地域でどのような対策をとられるのかとの御質問にお答えいたします。

国から対策計画案として示されているのは共聴新設、いわゆる共同アンテナの設置を示されているため、原則として、共同アンテナの設置により対応することとなります。しかし、地域によっては、国の対策案がまだ検討されている地域もあるため、その地域については、現在、未定の状況です。

次に、進捗状況についてお答えいたします。

現在、新たな難視地区として指定されている地域が市内に24カ所ありますが、そのうち2カ所が共聴施設の設置が済んでおります。

次に、工事に伴う受信者の負担金についてお答えいたします。

新たな難視地域における共聴施設の新設については、共聴施設の設置に要する費用の3分の2を補助する国庫補助制度と、共聴組合負担額から各世帯7,000円の自己負担を要し、1世帯当たり10万円を限度とするNHKの助成制度を活用して整備することになります。

次に、工事に伴う受信者の負担金については、受信点の場所、共聴組合の構成世帯数、世帯間の距離等によって金額が変わってきますので、一概には言えませんが、1世帯当たりの負担金が7,000円の負担で済む地域から四十数万円程度の地域まで出てくるものと考えられます。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 地デジ、これがもう始まって何年かなるんですけど、アナログ放送が消えるということになれば、これは全く大変なことですね。アメリカでも何か騒動が起きたというようなことがありますけど、本市としては、生活保護世帯とか、あるいは障がい者を抱えておられる方、この世帯も数多くあると思います。また、年金生活等で、今この不況下の中で、生活で精いっぱいという家庭もあるのかなと思います。

部長の答弁で、先ほど国の施策として、テレビチューナーについての支援がありますよということをおっしゃいました。私もその分については、ちょっとインターネット関係等で調べさせてもらいました。そこで、その点について窓口の説明ということ、それとまだ普及率については把握をされていないということなんですけど、その窓口の説明だけでいいのかなという気がします。というのは、NHKの証明書が発行された場合には、その申し込み用紙と一緒にいくということなんですけど、NHKの証明書がないところ、要するにそういう保護者の世帯、そういうところに関しては、申請者の方からNHKの免除事由説明の申請を市町村にしなければいけないということに流れがなっているのかなというところで、市の対応がそこにかかってくるのかなとい

う気がします。だから、今までにそういう申し込みがあったのかどうか。それと、ある可能性があるのかどうかわかりませんが、そういうことについて市側ももう少し積極的に説明する姿勢が必要かなということで、その部分を1点質問したいと思います。

それから、地デジ受信困難地域なんですけど、これ部長が説明をされたとおり、二十何カ所か、そういうところがありますよということで、今現在は2カ所ですか、解消されましたということで、あと相当残っている。これも部長が申されたとおり、まだ国として改善することをいつという格好では決定をされていないという部分が相当多いということで、私も認識していますけど、問題は地域の方たちが物すごく不安を持っておられるということなんですね。この件については、自治体としても、そのかわりを持ってくるということになると思います。ということは、難視のところについては、組合をつくって共同アンテナですか、そういう格好になってくるということで、部長も言われたとおり、負担金が7,000円から多くて四十何万かかる場所もありますよというような、こういう現状があるということでもあります。

ということで、まず質問をちょっとしたいんですけど、今言ったように、地域の方々が物すごく不安を持っておられる。だから、そういうことで、地域の方々に市として今後そういう組合関係等含めて結成にはかかわっていかねばいけないということですので、その地域の窓口の責任者というのはどういうところを考えられているのか。

それと、今言いましたように、難視地区での組合をつくるという格好になって、その地域で、もし、その難視聴の世帯数が少ないとか、あるいは工事費が余計かかる。距離が遠かったりとかした場合に負担金が物すごく、7,000円から四十何万、こういう違いがあると、そういうところに、先ほど支援としてはNHKとか国の負担の支援がありますよと言われましたけど、今後、そういう、もし四十何万かかった場合に、そこは各1戸1戸の世帯にそういうのを負担させるのかどうか、そういう何か支援というのはほかに何かあるのかどうか、そこをひとつ伺いたと思います。

それと、できれば、難視地区の対策、今なかなか決定していないということなんですけど、これがいつごろ完了するということになるのか、そういうこともできれば市として早急にお聞きをして、市民の方に連絡をしてもらいたいということで、そういう国との話し合いの中で、いつごろ完了するという目安がわかるのかどうか、それについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 最初は、地デジのチューナーの件だったと思いますけれども、これにつきましては、国の助成制度があるということで、多分市の方としては独自給付は現在のと

ころ考えてはおりませんけれども、ただ、漏れた方のいろんな相談の窓口とかということにつきましては、十分こちらも対応していきたいというふうに思っております。

それから、難視地域がありますけれども、水俣市の場合、かなり多いんですけれども、その共同アンテナを設置していくということに多分なるんだろうと思っておりますけれども、地域の組合の方のだれを責任者にするかということの想定については、今のところ、大体地域的にはわかっておりますので、いろんな自治会の会長さんとかを通じて、その辺の情報をとりながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

それから、負担が7,000円から40万ぐらいになるところもあるというようなことを申し上げましたけれども、そこに対する支援が要るのではないかということだと思いますけれども、本来であれば、当然国策としてこのデジタル化というのはなされたというふうに思うんですね。アンテナに限らず、テレビの受像機もそうですし、あるいは調整等も必要になってきますよね。今ある、例えばUHFのアンテナを使うにしても、電波の方向が違ったりすると、またそれを調整する手間が出てくると、いろんなことで実はお年寄りとか単身世帯に対して負担がいろいろ出てくるのではないかというふうに思っておりますし、国の方でもう少し手厚い支援が本当は必要かなというふうに思っておりますけれども、ただ、もしそういう支援を受けてでも、なおかつ負担がかなり出てくるということであれば、当然市の方としても、十分その辺は検討して対応を考えていく必要があるというふうに認識しております。

それから、難視聴地域の確定というか、いつごろそれは完了するのかということでございますけれども、これにつきましては、調査の仕方というのが確実に歩いてその家の庭あたりできちんとそういう調査をするということではございませんで、車で移動しながら、難視聴地域を探していくというようなやり方みたいでございます。そこで難視聴地域あるいは映ると言われても、また後から難視聴地域になったりという場合もあろうかというふうに思っております。ですから、もう少しデジタル化が普及していきますと、かなりその地域ではっきりわかってくるのではないかというふうに思っておりますので、時期が確定するのは、もう少し先ではないかというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目なんですけど、簡易チューナーの給付支援の関係は、これ12月28日で一応受け付けは終わりということなんですけど、これが終わった後の対応というのがどうなるのか、そこをもしわかっておるならば、ひとつお聞きをしたいと。

それと、難聴のところなんですけど、これは私も負担金というのが物すごく心配だったんですけど、今、部長が答弁されたように、もし国とかNHKだけの負担ということで、その世帯が耐えられないということであるならば、市の方も何らかの格好を検討していきたいというよう



なことを答弁をされたと思うんですけど、ぜひ、よろしければ前向きにそれは検討していただきたいなというところで、1点だけ質問。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 簡易チューナーの配布分につきましては、今年度分については12月28日で一応締め切られるということでございますけれども、これにつきましては、今後も続いていくというふうに我々は認識をしております。

○議長（松本和幸君） 次に、病後児保育所の設置について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 病後児保育所の設置についての御質問にお答えします。

まず、きょうまで本市としてどのような動きをされてきたのかというお尋ねにお答えします。

病後児保育は、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童を病院、診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的に行う事業です。したがって、医療機関との緊密な連携が重要となることから、保育所等の施設においては、緊急時の児童を受け入れてもらうための医療機関を選定し、事業運営の理解を求めるとともに協力関係を構築することとなっています。このようなことから、医療機関での実施が最も望ましいことから水俣市芦北郡医師会に病後児保育の理解を得るための事業説明を行っているところです。

現在までのところ、病後児保育を実施するためには、保育室及び感染を防止するための隔離機能を持つ観察室等を整備する必要があること、看護師及び保育士の配置が必要となることから、施設の・人的体制に不備や不足があり事業実施には至っていない状況です。

なお、現状の対応といたしましては、相談のあった方には、病後児保育と同様の子育て支援を行っている民間事業所の情報を提供しているところです。

次に、水俣市次世代育成支援行動計画の中に、目標値として平成21年度までに1カ所整備する計画を立ててあるが、どのようになっているのかというお尋ねにお答えします。

本市におきましては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として次世代育成支援行動計画を平成17年3月に策定しております。特に重点的な事業として、国が平成17年度から5年間での数値目標を定めることを義務づけた特定14事業のうち、ほかの事業で対応できると判断された2事業を除く12事業につきましては、各保育所等の協力を得て実施しておりますが、病後児保育事業につきましては、先ほどお答えしましたとおり、施設の・人的体制に問題があり、事業実施には至っていない状況です。

今後も引き続き医療機関、保育所等とさらに協議を継続するとともに、同じく次世代育成支援

行動計画にも計画されております子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人との相互の援助活動の調整を行うファミリーサポートセンター事業での対応も視野に入れ、並行して働きやすい環境づくりを推進し、児童の健全な育成の向上に努めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問を行いたいと思います。

まず、この問題に対して今まで市としてどのような動きをされたのかということでもちょっと答弁をいただきました。私は、この件について、議会で上げられた中身についてちょっと整理を試みたいと思います。

まず、平成17年3月議会の中で、先ほどもちょっと答弁にあったんですけど、保護者の家庭状況や就労実態からすると、人的及び施設面からして、医療機関での実施が望ましいと考えており、水俣市芦北郡医師会の意見も聞いてみたいという格好で答弁をされ、その後の中では、平成17年の6月と11月に検討をお願いしたが実現をしていないということも言われています。また、平成18年9月、これは市民のニーズについての質問、これに対しては、市民のニーズについては、水俣市次世代育成支援行動計画の策定時に、就学前児童及び小学1年生から3年生の保護者約800人を対象に子育てに関するニーズ調査を実施しましたと、ニーズ調査の主な意見としては、休日保育、一時保育、延長保育、病後児保育、児童館、学童クラブなどの実施及び内容を充実してもらいたいという、そういう意見・要望があったというような答弁をされています。その答弁の中で、多分、次世代育成支援行動計画、そのようなものを策定されたということで、部長も先ほど答弁されたとおり、これは国がこういうことをしなさいという格好でやられて、市としても策定をされたということだと思います。

そこで、質問なんですけど、今、まだ実際、目標1に対して、なかなか難しい部分があるという格好を言われたんですけど、これ、病後児保育所というのは、水俣市としては今でも必要ということを実際に思われているのかどうか、それを1点、質問をしたいと思います。

続いて、今答弁の中に、また、私の質問の中にも出てきたんですけど、水俣市次世代育成支援行動計画についてなんですけど、これは部長の答弁にもありましたように、国の考え方の中でやっておられるということで、その事業計画の中として、病後児保育事業、これが施設型と派遣型がありますが、水俣市はやっぱり看護師とか、そういう施設の関係で施設型の方がいいですよというようなことを言われています。それと、その中でニーズ調査結果というのがあるんですけど、これに対して21年度の推計ニーズ量、これを試算をしておりますけど、これが年間延べ利用希望者数1,914名、1日平均6人という試算を立てられています。これだけの需要があるんですよということですね。それに基づいて、この目標値、21年度に1カ所設けますよということ計画を立てられたと思うんです。

それで、この水俣市次世代育成支援行動計画を計画されて、その結果の報告という格好で、次世代育成支援対策交付金事業の評価及び改善に関する報告書というのを、これ毎年出さなければいけないということで、今現在、インターネットでは17年、18年、19年度分が出ています。この中身、私分析をさせていただきました。ところが、部長も言われましたとおり、14事業については国が17年度に5年間の数値目標を立てなさいと、それに基づいてその結果を公表しなさいということなんですけど、この中の部分を見てみますと、できている事業の評価はあるんですよ。ところができていない事業、これがどうなっているのか全くわからない。これは、病後児保育だけじゃなくて、あと三、四できていない部分がありますですね。それについて何の評価、どういう動きがあったのか何も示されていないということなんです。だから、市民はそういう情報を知りたいんですね。今まで21年度に1つ病後児保育を設置しますよという目的を立てながら、なぜそれができなかったのか。そういうのをやはり公表という格好で載せるべきじゃないかなと思いますけど、そこを1点、質問したいと思います。

それと、この次世代育成支援、この部分の中で、これについて地域協議会、これと色々な格好でお話をしていきますよというようなことになっていると思います。この地域協議会というのは、これはこどもネットワーク連絡会という格好でインターネットには載っていますが、今までこういう14事業のうちに実施された分はわかります。ところが実施されていない5事業、特に今回私が質問しました病後児保育、これについて協議会の中でどのような協議をされたのか、そのことについて質問したいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第2回目の質問ということでございますが、まず、病後児保育につきまして、必要と思われるのかというお尋ねであったかと思いますが、次世代育成支援行動計画の中にも14事業の中に重要な事業として掲載しております。本事業については、2次調査等も踏まえますと、冒頭から申しておりますとおり、その必要性については強く認識をいたしているところでございます。

それから、交付金事業の評価、それと改善に関する報告についてでございます。確かに今19年度分までホームページ等には載せてございますが、その中に、事業内容あるいは進捗状況、それから事業の継続・完了等について報告内容が非常にまだ不明確な部分もございました。今現在、これについて更新手続を行っております、今申し上げましたような事業の内容であるとか、あるいは進捗状況であるとか、そういったことも踏まえて新しいものに更新していきたいというぐあいに考えております。

それから、地域協議会でございますが、この病後児保育を含めた5つの事業等について、まだ

実施していない部分についての協議でございますけれども、回数等は今ちょっと私の方には数値上がっておりませんが、協議会の中で事業の検証については、踏まえた上で報告に記載するようにいたしておりますので、協議は行ってきているという状況です。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 ぜひ、情報公開ということが今大事な部分です。国もいろんな格好で動いている。やっぱり水俣市も情報公開、市民に動きを見せる、これはやっぱり大事なことではないかなと思うんですね。特にそういう問題があったときに、なぜできないのか。当然これはいろんな格好でいろんなことを利用して情報公開をしていただきたいと、ぜひそこはよろしくお願いします。

1点だけ質問なんですけど、水俣市次世代育成支援行動計画、これは前期と後期に分かれています。5年間ですので、前期については21年度で終わり、だから22年度から後期の計画に入りますよということですので、多分、今の質問の中では、後期計画の中にも、病後児保育所の設置、これは多分載せていただけるという認識を持っておりますが、もし入れるとしたら、その達成年度というのをまた5年後にするのか、それとも本当に目標に向かって、ここでやりますよというような格好の目標設定をされるのか、その1点だけお聞きします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） この病後児保育につきましては、水俣市、大変小さな市でございますけれども、個別のまとまったニーズがあっても、事業実施するだけに、まとまったニーズというぐあいになりにくい部分もございましたし、先ほど申しましたように、人的あるいは施設的な面で不備、不足というか、足らない部分ございまして、整備が大変おくれております。計画を策定したとき、2次調査を踏まえて計画を策定したわけですが、後期計画にこれから入っていきます。当然、病後児保育についても重要な事業という認識を持っておりますので、達成に向けて努力はしてまいりたいと思います。ただ、先ほど申しましたように、いろんな条件をクリアしないといけない部分もございまして、関係機関あるいは関係者の知恵を集めて、明確にはできませんけれども、事業期間内に達成できるように努力してまいりたいというぐあいに考えています。

○議長（松本和幸君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時44分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

(福田斉君登壇)

○福田 斉君 こんにちは。

新政同友クラブ代表の福田斉です。

まず初めに、去る10月26日に逝去されました故大淵教育長に対しまして、謹んで御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、さぞ、御本人も志半ばの思いもあられたかと思いますが、本市は教育行政も含め、いまだに問題が山積していると認識いたしております。立ちどまるわけにはいかない生身の行政運営を任すべく、市長選挙がいよいよ来年に迫ってまいりました。宮本市長は、いち早く再出馬を市民に表明されました。ちまたでは対抗馬の方の声も聞こえております。再選を阻止したいとする動きが出てくることは、やはり4年間の現体制への批判のあらわれであると認識せざるを得ません。私は、一議員として市民のために行政がどうあるべきかという判断と信念を持って、これからの始まる市長選を冷静に静観したいと思っています。

12月議会は、宮本市長の1期目の最後の議会であります。私の現状分析では、知名度あるいは人気からいっても、恐らく宮本市長が再選されるであろうと読んでおります。そういう視点に立ち、市長再選後の考え方の転換、修正も期待し、批判と、時にはエールも送りながら、政治理念というものをお尋ねしていきたいと思っています。

正直な答弁を期待して、早速質問に入ります。

まず、最初の質問、1番目、1期目を振り返ってについてお尋ねします。

市長マニフェストの検証会がJ C水俣青年会議所主催で行われました。水俣市のリーダーの一翼を担う若い会員たちが水俣の現在、将来を憂いながら、真摯に取り組む姿は私たち議員と思いは全く同じものがあると感じております。実施された市民アンケートの集計結果に照らし合わせ、各担当部署及び宮本市長が判断なされた自己評価を考察しながら、マニフェストに掲げたそれぞれの施策について、以下、質問したいと思います。

- ①、すぐに行うとして重要施策について。
- ②、4年間で行うとした重要施策について。
- ③、行財政改革の具体策について。
- ④、地域経済活性化の具体策について。
- ⑤、地域経済活性化以外の重要課題について。

以上、5項目、それぞれ優先順3点についての現在の達成状況をお尋ねします。

なお、この質問につきましては、非常に多岐にわたるため、時間もかかり、後の進行に影響が出ますので、答弁につきましては、答弁書の中身を添削するなどして、でき得る限り簡潔に御答弁いただきますよう、改めてお願いいたします。

次に、2番目、地場企業への支援対応についてお尋ねしたいと思います。

ここ一、二年、水俣市内では企業の倒産が相次ぎ、深刻な問題となっております。あわせて雇用悪化の状況が続いています。新たな企業誘致対策もなかなか進展が見られない中にあるのは、既存の地場企業支援を積極的に継続して進めていくべきであると考えます。

そこで、以下、質問します。

①、本年度制定の水俣市中小企業振興基本条例の推進状況について、これまでどのような実績が見えてきているのかお尋ねします。

②、地域貢献に努めるチッソ水俣製造所を抱えた本市にあつては、チッソとの共存共栄のためにも積極的な支援を図っていくべきと考えるがいかがかお尋ねします。

③、環境テクノセンターの業務内容とその事業評価についてお尋ねします。

次に、3番目、市制60周年を契機としての取り組みについてお尋ねします。

水俣市は、昭和24年4月1日に市制が施行され、ことしで60周年を迎えました。8月30日、文化会館では60周年記念式典が盛大に行われました。これまで市民のたゆまぬ努力によって、ことし人生の還暦というべく水俣市の節目の年を迎えるに至りました。今後はこれを機会に市民総意の新たなまちづくりに向けた機運が高まることを大いに期待したいと思つて、以下、質問します。

①、生活圏を共有する津奈木町との合併の是非について市長の認識をお尋ねします。

②、水俣病による風評被害はいまだに続いています。地道な正しい教育で解決が図られると発言されている市長の認識を改めてお尋ねします。

③、水俣病の病名変更の是非を市民に問う考えはないかお尋ねします。

④、公害を克服し、環境保全をキーワードに新たなまちづくりに取り組む本市の姿が評価されています。市民総意で新たなまちづくりという視点を持って、新水俣市という名称への変更の是非についてお尋ねします。

⑤、耐用年数を過ぎた市庁舎移転計画については、その後進展があつているのかお尋ねします。

最後に、4番目、学校再編成事業の状況についてお尋ねします。

この水俣市も避けられぬ少子化に対応すべく、小・中学校の再編成作業が進められてまいりました。対象校を抱え、廃校という苦渋の選択を受け入れた地域にとっては、廃校後の施設再利用による新たな地域の活性化につながるものが大きく期待されています。

そこで、以下、質問します。

①、石坂川小学校及び深川小学校の施設利用計画のその後の進展はあつているのか、具体的な現在の状況と地域住民の反応をお尋ねします。

②、施設利用計画については、民間の団体、個人から利用計画の要望はなかったのか。あつていれば、具体的にどのような内容かお尋ねします。

次、③につきましては、先進事例を参考に各PTA等で意見交換しながら、よりよい閉校式典に取り組みられていくと思いますので、支援を含め、温かい目で見守っていただきたく、これは要望として削除いたします。

次に、④、施設利用を含め第三中学校の廃校後の姿を具体的にどのように描いているのかお尋ねします。

⑤、非耐震校舎については解体撤去が不可欠となるが、予算化計画及び解体時期等の見通しについてお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問にお答えします。

簡潔にということでございますけれども、大変難しゅうございますので、できるだけ早く読ませていただきます。

1期目を振り返っては私から、地場企業への支援対応については産業建設部長から、市制60周年を契機としての取り組みについては副市長から、学校再編成事業の状況については教育次長から、それぞれお答えをいたします。

それでは、1期目を振り返って、市長マニフェストの現在の達成状況についてお答えします。

まず、すぐに行う重要施策として産廃最終処分場問題対策、教育問題対策、地域の活性化の3つを掲げておりました。産廃については、私が産廃処分場建設絶対阻止を公約の第1に掲げ、その是非により当選させていただいたと考えております。この問題は私に与えられた至上命題であり、市民の一致団結したお力により、業者が撤退し、建設が中止になったことを任期中に結果として得られたことは、市民の皆様との大きな約束を果たすことができたと考えております。

第2番目の教育問題対策については、支援教員制度の導入により、小学生54.4、中学校52.1と全国平均を上回る偏差値を獲得することができ、水俣の子どもたちの努力に対し喜んでいるところであります。また、地域のボランティアの方々や保護者の皆様方により、子どもたちの通学の安全が確保されるようになったことも大きな成果であると考えています。さらに、教養を高め、安らぎと充足の時間を持っていただくために提唱した日本一の読書のまちづくりでは、策定した推進計画を実行に移すことにより、その必要性も増してきているのではと考えております。

3番目の地域の活性化については、国際会議や公開放送など、市民が楽しみ元気が出るような

イベントを開催したり、自治会活動や福祉活動などの地域づくりにも市職員をアドバイザー的に張りつけ、お手伝いをさせたりしてきました。しかしながら、エコタウン事業2社が倒産するなど厳しい状況が続いております。しかし、環境テクノセンターでは、竹のバイオマスや海藻利用促進事業など、水俣ならではの新しい産業の芽も息吹いております。

次に、4年間で行う重要施策としては、環境都市の再構築、経済産業振興対策、福祉・介護・医療の充実の3つを掲げ取り組んできました。自然エネルギーやごみ減量と再資源化、村丸ごと生活博物館については、環境モデル都市の提案書でその実績や今後の計画が認められ、国の認定を受けることができましたが、今後も昨年度策定したアクションプランを確実に実行していくことで、世界に誇れる環境モデル都市になれるのではないかと考えております。また、水俣病被害者への支援については、現在、解決に向けた重要な時期であり、私も被害者等の団体に出向かせていただき、その生の声を環境大臣や国に対して要望として伝えてきました。一日も早く被害を受けられた方々が満足できる解決を望んでいるところであります。

第2番目の経済産業振興対策についてお答えします。

商業については、スイーツのまちづくりや空き店舗対策などを商店街の方々と対話を重ねながら進めてきたことで、活気ある商店街づくりに足を進め、明るい未来への展望が少し開けてきたような気がしております。

観光については、バラ園や道の駅のオープン、環境国際会議やスポーツイベントの誘致により、水俣への観光客増につながってきたと考えていますが、温泉地への宿泊までには至っていないのが現状であります。潮見御前や春御前、甘夏風呂や七滝のライトアップなど、温泉地の特性を生かした取り組みや旅行雑誌でのPR等を行ってまいりましたが、その減少には歯どめがかかっておりません。今後は策定する水俣市都市再生整備計画により、国の支援を仰ぎながら、温泉地の施設整備や景観づくりを予定しています。また、農水産物のブランド化については、給食畑の推進、みなまた新鮮市の開催など、徐々に地産地消と相まったブランド化が進んできているのではと考えております。

3番目の福祉・介護・医療の充実については、ふれあいネットワークやまちかど健康塾など、地道な活動ではありますが、今では全市区で行われるようになりました。また在宅支援では、これまで立ち上がってきた市内の福祉NPOや社協で、高齢者や障がい者の生活支援や相談を職員の皆様の日々の努力により進めているところであります。また、国の統計調査をもとに発表される生活ランキングでは、人口1万人当たりの医師数が全国で37番目と、関係されるの方々のおかげで非常に充実していると考えております。

次の行財政改革の具体策としては、特別職の報酬の削減、組織改革、事業の効率化や統廃合の促進の3つを掲げ取り組んでいます。まず金額で申し上げますと、平成18年4月から平成21年10月



までで1億5,781万円を削減しました。このことは職員一丸となった努力のあらわれであります  
が、平成18年度には、各種事業を管理しながら評価する水俣市政策事業評価管理システムを立ち  
上げ、今年度からは水俣市行財政改革大綱を策定し、事業の効率化や統廃合に取り組んできたこ  
とも大きな結果であると考えております。

次に、地域経済活性化の具体策について、前述したこと以外についてお答えします。

地域企業の育成については、国の支援制度や融資制度を活用するとともに、市独自の融資制  
度や保障制度を立ち上げ、中小企業の経営安定に努めてきました。福祉NPOへの支援につい  
ては、立ち上げのアドバイス等により、これまで7件のNPOが立ち上がり、その後も市の事業を  
委託したり、助成制度を紹介するなど、サポートを続けております。しかし、幾多の地場企業が  
倒産するなど、世界的な景気低迷によるところではありますが、私も努力が足りなかったものと  
反省をいたしております。

次に、地域経済活性化以外の重要課題について、前述したこと以外についてお答えします。

生ごみ袋の負担軽減については、業者と値下げについて交渉してきた結果、近隣自治体との価  
格の差も縮まり大きな差がない状況となりました。

以上です。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁いただきましたので、2次質問に移りたいと思います。

ただいま答弁いただきましたマニフェストの進捗状況、詳しく報告されております。私の手元  
にあるのは、平成19年10月現在と平成21年2月現在という資料をもとにちょっと質問をさせてい  
ただいたんですが、恐らく、最近10月ぐらいにまとまったというようなこともちょっと聞いてお  
りますので、恐らく今の答弁は最新であるのかなというふうに評価いたしております。改めて関  
係者の頑張りに敬意を払いたしたいと思います。

ここで私なりに項目を若干絞ってさらにお尋ねしたいと思います。

まず、産廃処分場につきましては、残された土地への対応に心配も残りますけども、マニフェ  
ストとしては完結したものというふうに評価いたします。

次に、図書館につきましては、平成20年度から策定に取り組んでこられたまちづくり推進計  
画、これでございます。それについてもかなり進捗が見られておるといことなんですけども、  
ここで、この中にも、以前、私がちょっと一般質問の中でも出たんですけど、図書館活動のサー  
ビス向上ということで、やはり市民が利用しやすい、足を運びやすい図書館活動の推進とい  
うことで、みなくるバスあたりの停留所を市立図書館前とか、そういった形で、やはり日本一をア  
ピールするなら、そういうところにも気を回すべきじゃないかというような質問をした記憶があ  
るんですけども、そこら辺は全く進んでいないというふうに私は理解しているんですけども、そ

それはそれとして、そこら辺がどう考えておられるのか、これ1点。

それと、風力発電につきましてですけども、反対されている方々、切実な思いで活動されていることでしょうし、正直、宮本市長も、これほどまでに風力発電の問題が大きくなるとは、正直、認識されてはいなかったのかなというふうに思っております。私も実は9月29日、石坂川集会所で開かれました説明会に出席させていただいております。あの会場の状況を見ると、地域の方たちは真ん中にいて、いろんな団体の人たちが周りにいて、積極的な意見なり質問なりされておりました。帰るときに、肝心の地元の人たちの質問がなかったんじゃないかなという印象は受けております。これは私だけじゃなくて、そういう雰囲気も聞いております。

最終的に市長はこの風力発電の取り扱いについては決定権があるわけですから、判断されると思うんですけども、やはり市民のいろいろな方たちの御意見を聞いた上で判断するという姿勢が一番大事じゃなかろうかと思えます。フラストレーションがたまらないようにですね。

ですから、2つ目の質問なんですけども、風力発電について、率直な意見を、どうお思いですかというようなアンケートあたりを、特に対象地域の方あるいはその周辺の方たちに、市民にも広げてもいいかもしれません。そういうことをちょっと聞いてみたらどうかなという思いもいたします。アンケート、それについてどう思われるか、これ1点ですね。

それと、先ほど中村議員の質問に対する答弁がございました。カヌーとか、私も取り組んでいるんですけど、取り上げていただいて、ちょっとうれしかったんですけど。私は最近思うんですけども、新幹線の全線開業を当てにした取り組みということで非常に苦労されているのはわかります。一番の問題は交通アクセスが問題であると、例えば湯の児まで行くのにかかるとか、そういったふうに、非常に問題があるのは重々わかっております。ここで私は提案も含めてちょっと感想を聞きたいと思うんですけども、例えば、今私たちが取り組もうとしていることなんですけど、海路を生かした海上の方からの観光客誘致と、例えば近隣の市町村から取り組むということですね。まず、津奈木、芦北、八代、宇土、三角、天草あるいは出水と長島、すべて不知火海でつながるフィールドなんですね。こういったところで海上イベントを含めた観光への取り組みという発想から、やはり水俣、芦北地域における観光客の回遊性を図るという発想の転換を図っていただいて、何も新幹線が来るまで、それまでどうしようかとか、来たらどうしようかというよりも、例えば牛深から湯の児の1泊泊まりで来ていただくとか、もちろんそれにはイベントも必要になってきますけども、そういった湯の児観光のとらえ方をぜひ発想をちょっと転換していただいてと思うんですけども、それについていかがか。

以上、2回目の質問とします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点の図書館のサービス向上にということで、みなくるバスの経

路はどうだったかというようなことでございますけれども、この件については全然進捗しておりません。今後、先ほどの中村議員への答弁で申し上げましたけれども、今後、路線について、あるいは時間帯についても見直しをする予定でありますので、その中でぜひ考えてみたいなと思っております。

それから、第2点の風力発電の件でございますけれども、アンケートをとったらどうかということでございます。私の正直なところは、先ほど大川議員への答弁で申し上げたところが正直なところの気持ちでございます。この後、先ほど申し上げましたように、議員の皆様方、そして地域住民の方々、それから一般市民の方々、そういった方々の御意見をすぐに聞く予定にしております。この御意見を聞く中で、地元の方につきましては、特にアンケートの調査あたりのこともちょっとお話をさせていただきながら、御意見も伺ってみたらと、そのように思います。

それから、第3点の海路を生かした観光の誘致はどうかということでございますけれども、今、具体的な戦略を考えているところでございますけれども、その中の一つの方法としてとらせていただければなと思っております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 3回目に入ります。

先ほどちょっと忘れていたもんですから、3回目の質問に入れさせていただきますけれども。

先ほどのマニフェスト、やはり気になるのは、地域の特性や資源を生かした水俣型観光の確立を推進しますと、これが19年10月、21年2月現在、全く同じ文章なんですね。進んでいないんです。見直しがあっているのかないかわからない。こういうのに、マニフェストに対して進んでいないと、努力はされているんでしょうけど、形として見えてきていない。これを見ると、やはりこの部分が弱いのかなと、取り組みがですね。そういう感想を受けております。

続けますけれども、宮本市長も、やがて4年間を終わろうとしておりますけれども、頑張っってやってこられたことは評価いたします。それぞれの各課の自己評価に対してもかなり厳しい市長なりの評価を与えておられます。例えば19年10月現在の評価に対しては、これはちょっとデータが古くなりますけどね、部課内の庁内の評価が61.9%、進捗率、これに対して宮本市長は13.7%と、非常にトップとして、これはいいことだと思います。非常に厳しい評価をされております。その市長の態度に対しては、好感を覚え、評価いたしたいと私は思っております。ただ、これから2期目を目指される市長ですから、新たな公約も追加されながら選挙に臨まれると思います。今後は、こんな問題に対して取り組んでほしいという市民のニーズをよく把握されて、公約のトップに掲げてほしいと思っております。

先ほどの青年会議所なんですけど、行った市民アンケートの集計結果を見ますと、一番の関心を持っていることは、よく聞いてくださいよ、1位が雇用対策、2位が企業誘致対策、続いて3

位が観光対策なんですね。これはまさにこの部分の取り組みが弱いとも判断できるんじゃないかなろうかというふうに思っております。反対に、関心度の低さからいいますと、現在、市が取り組む環境問題については16%、教育問題に至っては11%と最下位に近い関心度の低さなんですね。これはあくまでもアンケート結果の集計ですね、JCが行った。素直に言えば、関心度の高い切実なものにもっと取り組んでくださいという市民の不満がこの結果にも出ているんじゃないのかなというふうに感じております。

ここで、最後の質問ですけれども、これまで宮本市政が取り組んでこられた4年間に対して、今言いました市民の関心度を示した課題に今後どう修正を加えながら取り組んでいくかに尽きると思います。この市民の関心度を示す結果についてどう思われるか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほど大川議員にお答えしました部分とちょっと重なる部分があるかもしれませんが、あえて今後雇用問題、企業、それから観光、そういったものに対してどう取り組むのかということですが、しつこいようではありますが、再度、私の思いもちょっと述べさせていただきたいと思えます。

私は、あくまでも環境にこだわったまちづくりを今後も続けていきたいと思っております。今、議員がおっしゃるように、水俣の経済が低迷し、そして雇用も非常に厳しい状況にあるということは、私も痛いほど受けとめさせていただいているところでございます。だからこそ環境にこだわったまちづくりを私は展開しているつもりでございませう。

企業誘致が大変難しい中、先ほども申し上げましたけれども、やはり水俣そのものが個性を發揮して力をつけていかななくてはならないのではないかなと思っております。幸い、そういうことを考えますときに、水俣には非常に豊かな自然もございませうし、人材があります。先ほど申し上げました太陽光あるいは小水力発電、そういったところから仕事が生まれませうし、環境に特化していくことによって、今、環境学習、あるいはJICA等、そういったところからの多くの方々も見えるようになりましたし、交流人口は確実にふえてきているのではないかなと、今そのように思っているところでございませう。

私は、これからの水俣の生きる道は、いわゆる環境を中心に据えた生きる道が水俣ならではの道だし、水俣ならできる道だと、そういう信念を持っております。これを続けていくことで、一気に盛り上がるものではなくて、やはりいつまでも長続きする真の豊かさを求める水俣のまち、それが誕生するのではないかと、そういうような思いをしております。今、議員がおっしゃいましたように、水俣型観光というものなかなかうまくいっていませんけれども、その中にありませうし、元気村でありますとか、頭石あたりにはたくさんの方がお見えになるような状況も

生まれてきております。また、バラ園でありますとか、あるいはエコパークでありますとか、中尾山でありますとか、そういったところに少しずつ交流人口もふえてきているのではないかなと思っております。

私はやはり、先ほども何回も申し上げますけれども、環境に特化して、環境にしっかり具体的に取り組んでいくことで、必ずや経済が生まれるし、産業が生まれるし、雇用が生まれるのではないかなと、今そのように思っているところでございます。何も経済を発展させるだけが雇用につながるのではなくて、福祉のこともありましょうし、医療のところでもありましょうし、あるいは教育の部分からも、それを突き詰めていくなれば、必ずや雇用につながる部分も出てくるのではないかな、そう思っております。今後も引き続き環境モデル都市に向けて、前進に向けて精いっぱい努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、地場企業への支援対応について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、地場企業への支援対応についてお答えします。

まず、本年度制定の水俣市中小企業振興基本条例の進捗状況について、どのような実績が見えてきているのかについてお答えします。

ことしの3月議会において、議員の皆様のご提案により制定いただいた水俣市中小企業振興基本条例につきましては、まず、条例の徹底を図るため、市役所内への周知を行いました。また、市内中小企業の皆様に対しましては、水俣商工会議所より周知いただいております。地元業者の優先採用につきましては、条例の規定で定めてあるように、従前より市が行う入札は、市内業者で受注可能なものについては市内業者を優先して入札を行っております。随意契約につきましても同様に、市内業者を優先して見積書をいただき、契約いたしているところです。ただし、市内業者でできないもの、あるいは業者数が少ないものについては、市外の業者に発注する場合があります。例えば、測量設計コンサルタント業務、特許技術が関係するもの、医療機器関係、特殊技術を要する建設工事、特殊な機器・器具等を購入する場合などです。

このように、従来から市内業者を優先し発注・契約しておりますので、条例制定後に特別に市内業者への発注がふえたということはないのではないかと考えておりますが、発注の優先を条例により明確に規定したことにより、市内業者の不安は少なからず解消されたのではないかと考えております。

今後とも、基本条例の考え方に基づき中小企業の振興に努め、市内業者を優先し、発注してまいります。

次に、チッソとの共存共栄のためにも積極的な支援を図っていくべきとお考えについてお答

えいたします。

チッソ株式会社におかれましては、明治41年の創業以来、本市発展のため寄与していただいているとともに、現在においても地域貢献に努めていただいているところです。チッソ株式会社に対する本市の支援については、これまでも市内企業と同様に水俣市企業立地条例に基づく優遇措置を活用いただいております。優遇措置の内容としましては、固定資産税の課税免除、雇用促進奨励金の交付があります。対象基準は、投下固定資産総額1,000万円以上の工場等の新設または増設であり、増設の場合は常用従業員を減じない場合が対象となっております。固定資産税の課税免除については、事業開始後最初の賦課された年度から継続する3年間が免除されることとなります。また、雇用促進奨励金は、事業開始に伴い、1年以上引き続いて雇用した常用従業員について、1人当たり10万円を乗じて得た額で、300万円を限度として1年限り交付されることとなっております。

チッソ株式会社におきましては、平成16年から平成20年までに関連会社2社8件の増設の際に支援させていただいており、平成20年1月には、チッソ株式会社水俣本部の増設の際に減免措置を受けられております。今年度におきましても、関連会社1社から増設に伴う申請書が提出されております。

このように、チッソ株式会社におかれましては、設備投資の際、本市の支援制度を積極的に活用され、本市での雇用の確保とともに経済の発展に寄与していただいているところです。

次に、環境テクノセンターの業務内容とその事業評価についてお答えします。

環境テクノセンターは、平成10年度に建設し、竣工と同時期に設立した第三セクターの株式会社みなまた環境テクノセンターが現在この施設の管理運営を行っているところです。業務内容としましては、株式会社みなまた環境テクノセンターでは、設立当初から、環境バイオ関連の技術研究開発を柱として、国や大学、研究機関などと連携した事業を行ってまいりました。現在は、環境をテーマにしながら、新事業の創出や事業の拡大など、地元企業支援に軸足を置いた取り組みを行っているところです。

当センターが開催する講演会やセミナーなどは、地元事業所の方々へのビジネスに関する最新情報の提供の場となっており、これをきっかけに、当センターを訪れる企業の方々の事業相談窓口としての機能も担っているところです。

このような取り組みから、地元企業と県外企業とのビジネスマッチングを初め、新たな製品開発への展開など、その成果も徐々にあらわれております。また、本市と連携して、海環境再生に関する藻場の造成技術やバイオエタノールの共同研究も行っております。平成19年度からは、本市と熊本大学の連携事業でありますみなまた環境塾の講義会場として利用されるなど、塾生を初め、多くの事業所や市民の方々に施設を活用いただいております。

このように、当センターは本市の産業振興を推進する拠点であると評価しておりますが、設立から約10年を迎え、今後の方向性をどうするかについて検討する時期に来ているのではないかと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁いただきました①の質問についてさらにお尋ねします。

今回の水俣市中小企業振興基本条例につきましては、当初、商工団体を中心とした切実な条例制定の陳情をもとに、当時、委員長を務めさせていただきました産業建設委員会でも、山鹿、菊池、埼玉などの条例を参考にしながら検討を重ね、3月議会において議会提案という形で提案されて、そしてこの本会議の場において、良識ある18名の議員全員が地元の中小企業振興のためにと全会一致で採択され、本条例制定の運びとなったいきさつがございます。その後は多くの店主や中小企業の方々から、今後の期待と喜びの声を聞いております。にもかかわらず、ここで一つの事例を紹介いたします。

今回、クリーンセンターの容器包装プラの破袋機購入について、ここに資料がございます。紹介します。

機械に特殊性があるということで指名競争入札になったわけでしょうけども、管財係から導入先のクリーンセンターの1人の担当者を経由して、機械の選定についての条件、もう事前に打ち合わせが済んでおったと思うんですが、例えばクリーンセンターのその担当者の承認を得ることとか、書かれた仕様書が添付された入札書を直接大阪の業者に郵送して入札に参加するよう取り計らいされているわけですね、これ見ると。結局、この大阪の業者が落札しております。私が思うのは、その前になぜもっと地元で代理店はないのかとか、そのような製作技術を備えた地元の業者さんはいなかったのかといった、条例のかなめである地元最優先の配慮が必要だと考えなかったのでしょうかね。条例をつくって半年ほどもたってからのことですね。このような事実を把握されておられるのか、1点、まずお尋ねします。

次の②の質問について、11月18日、チッソの液晶第6次精製能力増強工事の竣工式が盛大に開催されました。マスコミの方々とか、多くの関係者が参列されております。もちろん市長も参加されております。あの建物は去年の3月に着工されてから、御存じのように、アメリカのサブプライムローン問題から端を発した金融危機とか、ひいては、百年に一度と言われる経済クラッシュによって工事がずっと遅延してきたわけですね。しかし、幸いに中国の家電製作や日本のエコポイント制導入といった景気対策効果もあって、徐々にチッソに対しての需要が回復して、晴れてあそこの設備の竣工となったということで、昨年7月、御存じのように、水俣病特措法が成立いたしました。中身につきましては、新しい政権のもとで一日も早く検討・施行されることが望まれるというふうに思っておりますが、法案に盛り込まれたチッソの分社化については、チッ

ソの従業員が代がわりを続けながら、患者さんへの将来補償を行って、この水俣にこれからもしっかりと事業を展開していく上で必要不可欠な施策であると思っております。

今後、分社化後の事業会社を大きく育てていくことがチッソにとって重要になりますが、60億円をかけて竣工したあの最新鋭設備は、その大きな原動力と我々も期待しております。

そこで、2回目の質問になりますけれども、宮本市長もあの新しい設備を、近代的な設備を見学されていたみたいですが、どのような感想をお持ちになられたかお尋ねします。

③の環境テクノセンターにつきましては、よく理解できました。テクノセンターについては終わります。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 福田議員の中小企業振興基本条例に関連する御質問でございました。その中で、クリーンセンターの破袋機の購入の件についてございましたので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

破袋機の購入と申しますのは、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業として、国の政策に基づいて緊急に行った事業でございますけれども、破袋機の購入というのは頻繁に行われるものではないと、まず、破袋機の存在そのものもクリーンセンターの方では十分に承知していなかったという事実もございます。これについては、議員の方から申されましたように、極めてそういったまれに使用する特殊な機械であるということで、指名競争入札を行ったわけですが、入札に際して、担当の方から入札参加の企業の方に便宜を図ったようなことをちょっとお尋ねになりましたけれども、そういった事実については私の方では承知はいたしておりません。ただ、結果的に入札を慎重に行ったわけですが、市外の事業者の方が落札されたという結果、3月に提案されました基本条例の趣旨からしますと、ちょっと予測できなかった事態に至った結果については、真摯に受けとめざるを得ないのかなというぐあいに考えております。

以後におきましても、こういった中小企業の振興については、一つの経済政策ということだけじゃなくて、物品購入すべてについて十分な配慮を持ってまいりたいというぐあいに考えております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 施設を見ての感想ということでございますけれども、さすがに確かに、施設を拝見させていただきながら、改めてチッソの技術にも敬意を払ったところでございます。今後ともぜひさらに力をつけていただいて、地域振興のために寄与していただくように、そういう



思いで見せていただいたところでございます。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁いただきましたので、3回目の質問に入ります。

①の中小企業条例について、今、部長の答弁にもありましたけども、改めて私の思いも含めて言わせていただきますけども、正直、なぜ平気でこういうことが許されるのかと、まじめに市民税とか事業税を払っている地元の業者にしてみれば、本当に腹立たしいことだというふうに私は思っております。明らかな条例違反です。あの条例をもう一度見てみますと、条例には、市の責務として、中小企業の受注機会の増大に努めることと、きちっとうたってあるんですね。要するに担当課に条例の存在が徹底されていないというふうに、私は今回そういうふうに感じました。重複するかもしれませんが、それについて市長はどういうふうに思われるか、これ1点ですね。

また、今後、このような入札の場面にはどう対処されるのか、1点。

そして、3点目、改めて、今後どのように中小企業支援対策というものに取り組んでいく決意でおられるのか、この3点を市長にお尋ねしたいと思います。

続いて②の件につきまして、御存じのように、液晶テレビやパソコンのディスプレイなどは、もう今は、日本のみならず、韓国、台湾、中国に広がって、10兆円を超える市場規模になっているわけですね。これを支えておるのは、前回まではドイツのメルク社というところが1位だったんですけども、今はシェアを半分ずつの世界1位に並ぶようなチッソの液晶化合物なんですね。ここでの生産が滞れば、国際的な大問題になるのは必至なんですね。その重要な生産拠点となっているのが水俣製造所なのです。水俣市の豊富な水と電力を兼ね備えた、いかに大切な生産拠点として見られているのかと。これまでの設備投資の過程を見てみればわかると思います。

市長、以前発言されておりました、チッソが水俣を出ていかないという担保が欲しいと、この発言に私たちは随分じくじたる思いをしてみました。このような発言は、やはり市民に不安を招く結果になるんじゃないかというふうに心配しておりました。理解していただいて、しっかりと支えていくことが共存共栄できる大きな力になるというふうに私は思っております。

ちょっと耳の痛いことを言わせていただきますけども、式典の後の祝賀会に宮本市長も参加されて、そこでお祝いの言葉を述べられております。あいさつで言われたことは、野球大会、バレーボール大会、サッカー大会の冠大会主催と、それと100周年の歌謡ショーの後のパイプいすの寄贈に対して感謝していると、素直に地域貢献の評価を語っておられました。そこで、私はそれを聞いていて、正直、失礼なんですけども、地元業界の経営者の方々がたくさんおられる、こういった席上でトップのあいさつに入れるほどのことじゃないのというふうに私は思いました。やはり取り上げて注目すべきは、この水俣にあって、チッソが不退転の覚悟で設備投資を続け

て、ひいては水俣の地元産業にもよい影響を与え、喜ばしいことであるというような、行政としても支えていきたいと、そういったあいさつやっただのがよかったのじゃなかろうかなと、私はそういうふうに感じております。

チッソに期待する地域貢献というものの市長の御認識はどのようなものなのか、改めて最後にお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、こういう事態が発生したことに対して大変遺憾であると、今後どうするかということでございますけれども、詳細にわたって私、今、把握しておりませんので、実態を十分調べさせていただいて、適切な対応をしたいと思っております。

我々もそういう入札の場合におきましても、まず地元優先だと、事業者の能力等は別にして、まず地元優先だということは、もう御案内のとおり、やっているつもりでございますので、もう一度確認をさせていただいて、そういうことがないように、ぜひやっていきたいと思っております。

それから、チッソ株式会社さんに対する思いでございますけれども、あのときは、私は精いっぱいチッソさんの思いを込めてお話をさせていただいたところでございますけれども、そういうことだということでございますけれども、御案内のように、私どももチッソさんも水俣の地域の活性化、水俣のこれからの元気づくり、そういったものに対しては同じ思いでございますので、やっぱり歩調を合わせて交流を図りながら、今後進めていかなければならない、そういう思いはしております。

○議長（松本和幸君） 次に、市制60周年を転機としての取り組みについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、市制60周年を契機としての取り組みについて順次お答えします。

まず、津奈木町との合併についてお答えいたします。

津奈木町においては、通勤、通学あるいは買い物、病院など、水俣市を生活圏として利用される方が多くいらっしゃいますし、地理的にも風土的にも身近にあります。また、本市の市民も通勤や通学が近いということから、津奈木町に移り住む方もいらっしゃいます。そのような観点からも、津奈木町は最良の合併パートナーであると考えております。

しかしながら、平成15年8月に津奈木町で本市との合併に向けた合併協議会設置の是非を問う住民投票が行われ否決された経緯があり、相手となる津奈木町の機運が高まることが一番大切なことだと考えております。今は、合併の醸成に向けた機運の高まりを見守りたいと思っていま

す。

次に、水俣病による風評被害とその解決法に関する御質問にお答えします。

水俣病の風評被害については、平成18年の水俣病公式確認から50年目のころ一時的に再燃しましたが、これは当時でも水俣湾の魚介類を食すると水俣病になると誤解されていたからだと思えます。現在は水俣病の風評被害はないと思えますが、水俣病発生当時等にあった風評被害の事実はしっかりと受けとめ、マイナスのイメージからプラスのイメージに変えていかななくてはならないと思っており、水俣のイメージをどのように変えていくかが行政の大きな課題であり、その課題を解決するためにこれまで取り組んでまいりました。環境モデル都市の取り組みはその中心的なものであり、公害のまちから環境のまちへという環境に配慮したまちづくりを住民と協働で進めてまいりました。ごみの高度分類や学校版ISOの取り組みなどは全国に広まっておりますし、環境首都コンテストにおける総合1位や水俣市の環境モデル都市認定などで水俣市の取り組みは内外で高い評価を受けております。

つまり、風評被害については市民が一丸となって克服してきており、水俣のイメージも高まってきております。本市では以前から水俣病に関する正しい情報の発信、教育が必要であり、また実際に水俣を訪れて、変わってきた水俣を見ていただくことが必要であると思っております。特に水俣病については、水俣病資料館の果たす役割は重要だと認識しており、資料館を訪れ、展示資料等で水俣病に関する正しい知識を習得していただければ、正しい理解が深まると思っております。

また、本市では、多くの人に水俣に来てもらい、正しい知識の習得とあわせて水俣の現在を知っていただくために、修学旅行や教育旅行の誘致、みなまた環境大学を開催したり、世界各国からJICA研修員の受け入れを行ったり、全国の市町村議会や一般市民団体等の環境モデル都市の取り組みに関する視察の受け入れも行っております。水俣の今を見ていただき、理解が深まっています。また、水俣に対するイメージの転換については、水俣病問題の全面解決が不可欠であり、国において現在問題解決に向けた取り組みが進められており、患者救済を含めた水俣病問題が解決し、真の環境モデル都市に向けた取り組みが市民総意のもとで進められるよう努力してまいりたいと思えます。

次に、水俣病の病名変更の是非を市民に問う考えはないかとの御質問にお答えします。

水俣病は、発生した地域の名前が風土病でもないのに病名とされたことは大変不幸なことであり、水俣病患者だけでなく、地域住民にさまざまな影響を及ぼしました。水俣市出身ということでも就職や結婚にも影響を及ぼし、水俣出身と言えない大変辛い思いをし、これまでも病名変更の運動が行われたこともありましたが、変更に至ることはありませんでした。現在では、法律や政令、学術的にも病名として採用されており、病名を変更することは不可能だと考えていま

す。さらに、今私たちが取り組まなければならないことは、病名変更を訴えるのではなく、苦しい体験をした水俣が再生し、二度と水俣病のような悲惨な公害が地球上に発生しないように警鐘を鳴らし続けることだと思います。

水俣病によって環境破壊を受けた水俣市民は、その苦しみから逃れるのではなく、立ち向かいながら再生していく方向として、環境モデル都市を目指すという宣言を行いました。そして市民、議会、行政が一体となって環境に配慮した取り組みを推進し、昨年7月には国から環境モデル都市に認定されました。環境都市水俣の名前が日本じゅうに認められたものと思っております。

今後も、水俣病の教訓をもとに環境モデル都市づくりを進め、誇りを回復していくことが水俣のあしたをつくっていくことになると思っていますので、私自身としては、現時点で水俣病の病名変更を市民に問う必要はないものと考えております。

次に、新水俣市への名称の是非についてお答えします。

平成19年6月議会において福田議員に答弁しているとおり、現時点での名称変更は考えにくいのではないかと考えています。このまちに住んでいる方、このまちで生まれた方は、水俣はふるさとであり、友達がいるところであります。その家族が住み、そして自然の美しいところであり、心のよりどころであると思っています。水俣という名称に、水俣市民や出身者の方々の多くが愛着を持っていらっしゃると思います。

水俣という地名は平安時代初頭から続いている名称で長い歴史があります。水俣に住む人たちは、これまで幾多の困難を乗り越えて、現在も再生に向け進んでいるところであります。水俣という言葉には、負のイメージに立ち向かい、環境という新しい道に進んでいるという一つのブランドが形成されており、世界が注目するまちになっております。この水俣が持つ言葉の重みをかみしめて、今後も、まちづくりを行っていかねばならないと思っております。また、水俣に生まれてよかったと胸を張って答えることのできる子どもたちがたくさん育ってきています。今は、水俣市という名称で頑張っていきたいと考えています。

次に、耐用年数を過ぎた市庁舎移転計画については進展があっているのかについてお答えいたします。

市庁舎につきましては、平成20年6月議会の真野議員の一般質問にお答えしましたように、平成20年4月1日に市庁舎建替庁内検討委員会を設置し、現庁舎の問題点、クリアすべき課題、建てかえの必要性、建設工事費、建設位置等について議論し、また財源につきましても、起債借入方式、リース方式、PFI方式等を検討いたしました。その結果、公共建築物の耐震化については、学校や病院を優先すべきであり、多額の一般財源を必要とする庁舎建てかえについては、現在の経済状況では市民に受け入れられないと考えられるとの結論に至りました。

しかしながら、市庁舎本館は昭和35年に建設され、築後49年が経過しており、昭和56年に改正された耐震基準に適合していないと考えられますので、現在、発注しております耐震診断調査の結果を待って、耐震補強で対応できるのか、建てかえが必要なのか、再度慎重に検討したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 2回目になります。

合併については、もうよろしいです。時間がありません。

次の市長の②の認識については確認できました、改めてですね。

次の③の水俣病の名称変更についてですけども、私は、今のまとめて答弁されましたけども、こういった名称変更は、被害を受けられた方に配慮を欠くことになると、前回市長は答弁されたことを記憶しておりますけども、これについては、私もちょっと異論がございます。私は決して、あとの水俣市の名称変更も含めて名称変更は議論してはいけない問題とは思っておりません。60周年という機会に、市民が議論し合うことで、結果はどういうふうにあれ、その後、統一した同じ思いに至るプロセスが大事と、大切だというふうに思ってるんですね。議論することさえはばかるような風潮がこのまちに広がることは慎まなければならないというふうに、私は常々思い続けております。

私たちは、市民は、意に反して、差別は風評被害はないというふうに取ってしまったんですけど、答弁ですね。意に反して過去から大小にかかわらずですよ、ずっと風評被害を受け続けております。あえて、この場で言うまでもありませんけども、そこで、水俣病という名称がつけられたいきさつについて、ここに一つの文献から抜粋した資料がありますので、紹介します。時間も長くなりますけども、大事な部分だと私は思っておりますので。

病理学的研究ということで熊本医学会雑誌、1957年6月号の写しでございます。それによると、中毒性因子が確認されるまで、本症状を水俣病という仮称にしたいと、仮の名前にしたいということが書いてございます。その2年後には熊大医学研究班の有機水銀説が公表されました。原因物質の確定は、その9年後に政府の統一見解が出されたわけですね。これ、皆さん御存じかと思えます。その間に、仮の名前、仮称としてされていた水俣病が定着してしまったと書いてございます。仮称が定着してしまったわけですね。

もう一つの欄にはこう書いてあります。水俣病は産業活動によって廃止されたメチル水銀化合物が生物濃縮により魚介類に蓄積され、その汚染された魚介類を経口摂取——口から入るわけですね——することにより生じたメチル水銀中毒であると書いてあります。全くそのとおりなんです。

一方、こうも解説してあります。メチル水銀化合物を用いる農薬製造時の曝露や金の精錬作業

での水銀に曝露して起きる急性の水銀中毒は水俣病と異なるが、河川などに廃棄されたり、そこでメチル化した水銀が魚介類に蓄積した場合、水俣病と同じような神経症状が認められると記載してございます。

ちょっと長くなってしまいましたけど、私がここで言いたいのは、それと同じような危険性を抱えた水銀汚染が世界各地、火山の噴火による水銀の排出、あるいは中国あたりで大規模な火力発電所の石炭燃焼、これは大きいですね。水銀の発生が河川や海を汚染し、生物蓄積から人への摂取につながり、水俣病と同じような症状を発生させるという危険性がはらんでいることなんです。これは理解できると思います。このことは、水銀汚染が水俣市とか新潟の問題に限定してしまうことではないと思います。水俣病のように、発生地域で限定してしまえば、それこそ風土病のように誤った見方をされるわけですね、これは副市長も先ほど言われましたですね。本当に環境立国水俣を目指すなら、危険性の高いメチル水銀中毒症を経験した立場として、水俣市ですね、石炭の燃焼などからも水銀汚染につながる危険性を世界じゅうに発信してこそ、大きな意味を持つものと思います、水俣がですね。

そこで、2回目の質問ですけども、その起こりかねない世界の現実を子どもたちに伝えてこそ本当の差別解消の教育ではないでしょうかね、どう思われますか。この1点。

それと、④水俣市の名称変更についてでございます。この質問は、3月議会で私が新水俣市という名前に変える気はないかというようなことを言いました。その後、2月の読売だったですかね、記事に書いてございました。エコみなまたの会長さんが風評被害をなくすためにも、新水俣市と名称変更して新しいまちづくりを進めるべきだと語っておられました。私は日ごろから、事実を事実としてしっかり受けとめながら、二度と繰り返すことなく、さらに正しい希望の持てるまちづくりに向けて進もうとする市民総意の思い、活動、それをシンボルとして新しい水俣市、新水俣市という名称は最適であると、同じようなことを前回言いましたけども、まさに同じようなことを会長さんも言われて、私は意を強くしたわけでございます。

ここで、先ほど言いましたように、60周年、契機でございます。市民が議論することに対しては非常に大事だというふうに思っております。議論することはよくなかろとか、変に遠慮して、言葉も発せないというまちになってしまえば、本当にいや直しどころじゃなくなると私は思っております。そういう意味では、慎まなければならないというふうに理解しております。

もう時間もありませんけど、どうか、そこら辺の名所変更について、是非について、またアンケートですけども、そういうことを市民に対してお尋ね、形はどうであれ、お尋ねしてみる気持ちはないか、そこをお尋ねして、この問題を終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、2回目の質問にお答えします。

確かに今、議員が言われますように、水銀の拡散につきましては、工場排水だけじゃなくて、火力発電所とか、いろんな問題が起きています。そういったものも含めて、以前、水俣で水銀国際会議が開かれましたけども、そういった場所を通じながら、やはり水銀汚染の恐ろしさ、そういったものを伝えていく必要があるのかなと、そういった意味からしまして、子どもたちに、今、世界で広がっている、そういう汚染の実態等につきましては、環境教育の中で伝えていく必要があるし、水俣病資料館あたりの展示の中でも、そういったことは考えていく必要があるのかなと思っています。

また、市の名称変更につきましては、議論をする、しないということを我々は言っているわけじゃなくて、今そういうことを市長としては難しいのかなという話で、議論をしていかれることについて、別にそれを阻むものではないと思っています。アンケート等につきましては、皆さんの本当のその思いというのが今どういう状況なのか、そういうのもお聞きしながら、議会の皆さんの御意見もお聞きしながら、どういうことができるのかも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、学校再編成事業の状況について答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長 坂本彰君登壇）

○教育次長（坂本 彰君） 次に、学校再編成事業の状況についてお答えします。

まず、石坂川小学校及び深川小学校の施設利用計画とその後の進展並びに具体的な現在の状況と地域住民の反応についてお答えします。

議員御指摘のとおり、学校施設は、地域社会の中心的施設であったことから、跡地活用に当たっては地域振興の視点が非常に重要であり、新たな地域活性化につながることを期待されていることは十分認識しております。9月議会の田中議員の御質問にもお答えしておりますように、石坂川小学校及び深川小学校については、体育館を社会体育施設として活用しておりますが、校舎等については具体的な活用策は決まっていない状況にあります。

現在、石坂川小学校においては、地域で実施されますスポーツ大会やふるさと祭りなどの地域行事に開放しているほか、敷地内の見回りや敷地内の草刈りなどを地元自治会に委託して管理を行っていただいております。また、深川小学校においては、草刈りを兼ねたグラウンドゴルフや深川小学校閉校準備委員会の記念誌編さん作業などに開放しております。なお、石坂川小学校石飛分校については、地元で集会所として開放しているところでございます。

これまでに聞きしている地域の方々の声としては、自治会の事務所や消防団の詰所としての活用、地域の交流の場、文化事業の場、歴史資料館や童話図書館としての活用などといったさまざまな声をお聞きしております。ただ、活用策が決定するまでの間も施設の暫定的な管理を行う

必要があり、国庫補助の関係などもあることから、引き続き教育委員会で管理している状況にあります。

校舎等の活用については、民間事業者を含め、門戸を広くして有効活用を図っていきたいと考えておりますが、国への財産処分や起債の手続の関係上、また何よりも施設の管理上、早急に施設の位置づけを定めておく必要もありますので、一たん社会教育等の公の施設として位置づけ、当面、現況の既存施設を地域の皆様や市民の皆様にも広く開放して活用を図りながら、今後のよりよい活用策を検討してまいりたいと考えております。

学校施設の跡地活用については、先月も市内の関係部課長から成る小中学校再編成プロジェクト会議で協議したところですが、今後はさらに地元の皆様とも定期的に意見交換を行いながら、地域の活性化も含め、有効に活用できないか検討してまいりたいと考えております。

次に、施設利用計画についての民間の団体、個人からの要望についてお答えします。

これまで、民間事業者から学校施設を高齢者のグループホームに活用できないかなどの問い合わせがありました。諸般の事情により、今のところ事業の実施が困難な状況であるとお聞きしております。

次に、水俣第三中学校の閉校後の姿についてお答えします。

水俣第三中学校の体育館や校庭は、今後も部活動などの学校教育活動を行う施設として活用していきたいと考えております。

次に、非耐震校舎の解体撤去の予算化計画及び解体時期等の見通しについてお答えします。

水俣第三中学校の校舎については、耐震化が困難であることは既に申し上げているところですので、解体撤去も視野に入れているところです。解体撤去の予算化計画及び解体時期等の見通しにつきましては、現在、平成23年度をめどに学校施設の耐震化を進めておりますので、その後の計画及び実施になると考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 時間がもうあと2分ばかりということで、要望になるかと思えますけれども、詳しいことは、だれが次期市長になられるかわかりませんが、そのときにまた詳しくお聞きしたいというふうに思っております。

まず、ちょっと要望だけ言います。④と⑤について中身が重複しますので、まとめてお尋ねします。お尋ねじゃなくて、要望になるかと思えます。

現在の三中、体育館と運動場は部活動を中心に活用されると思います。例えば現年度でいえば、一中の野球部員は大体40名か50名くらいおるんですかね。体育館の部活動もしかり、今までの一中校区の子どもたちが三中に来て、部活動を終えて、それぞれの家路に帰るという状況が発生するかと思えます。そういったときに、交通安全上あるいは防犯上の面から、学校を交えて現



在どのように計画が進行中ですかということを知りたかったんですが、時間がありませんので、しっかりと検討していただきたいと、これは要望です。

あと1点、三中校舎は耐震化が困難であるから、解体撤去も視野に入れるというふうに言われましたけども、言葉の使い方が間違えはいかんですね。解体撤去もじゃなくて、解体撤去をなんですよね。もともと三中校舎を利用できなくなっただけというのとは、老朽化で倒壊の危険性も指摘されているという判断なんですね。深川小学校や石坂川小学校の校舎と違って、今後有効活用は望めないわけなんですね。そういった建物が廃墟としてあそこにさらされるよりも、一日も早く解体して、その後は記念公園でよかったですよ。そういったものにするなりして、周辺環境をやはり整えてやるというところまでやってほしいなと、そういったことで解体後の計画まで含めた予算措置をぜひ今後は考慮してやっていただきたいなというふうに思いまして、これで要望で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本和幸君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時43分 散会

平成21年12月9日

平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成21年12月9日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時41分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長（牛迫秀基君）	局長（松永伸二君）
議事係長（栄永尚子君）	総務係長（岡本広志君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部長（田上和俊君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第3号

平成21年12月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1 緒方誠也君 | 1 今後のまちづくりについて        |
|         | 2 水俣病問題について           |
|         | 3 風力発電について            |
|         | 4 環境モデル都市フェスタについて     |
|         | 5 水道料金見直しについて         |
| 2 野中重男君 | 1 水俣病について             |
|         | 2 チッソ分社化とダイオキシン処理について |
|         | 3 水俣市の公共事業及び地方交付税について |
| 3 淵上道昭君 | 1 市政運営について            |
|         | 2 第4次行財政改革について        |
|         | 3 福祉問題について            |
|         | 4 山間地域の高齢者の交通確保について   |
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 皆さん、おはようございます。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問いたします。

8月30日の衆議院選挙で自民党、公明党の長期政権は惨敗し、民主党大勝利となり、鳩山連立政権が樹立されました。3カ月たった今も60%台の内閣支持率をキープしています。官僚に頼らない答弁、政務三役による省内運営、ダム見直し宣言、予算仕分け等々、毎日の報道の一つ一つが楽しく、新聞を熟読し、テレビ中継にくぎづけされることが多くなっています。若葉マークの新政権は試行錯誤、優柔不断、余りにも難題山積の中、どうなるものかと心配もしているのが現状です。しかし、向かっているのが間違いなく、長い間の自民党政権下のうみを出し、国民のための政治を目指している限り、我々は長い目で見守り、応援していきます。

水俣においては、9月議会、我が会派谷口議員の質問に答え、宮本市長は2期目に挑戦することを表明されました。1期目は産廃阻止に全力を挙げてもらい、全国にない、短期間に業者撤退に追い込まれました。もし解決をしないでいたならば、今ごろは裁判の数々、トラブルの毎日、水俣の将来など語り合えるときではなかったと思います。今、明るい水俣をと言いながら、次の市長選に出ますと言って回っている人がいると聞きます。その人は、我々水俣市民が大変苦勞をした産廃問題にどんな関与をしたのかと問いたいと思います。産廃問題、水俣病問題に正面から立ち向かい解決をした先に明るい水俣が見え、活性化した水俣が見えます。

感謝報恩、市民は市長の努力に感謝をしていることを踏まえ、2期目は、中央鳩山政権も、コンクリートから人への政策をとっており、宮本市長が目指す政策と合致しています。従来のコンクリート政策で、あめをしゃぶり、謳歌した人からは批判の声があると思いますが、国の政権が変わった現在、自信を持って真に市民のためになる政治をしっかりと執行してほしいと、エールを送りながら質問に入ります。

1、今後のまちづくりについて。

①、鳩山政権下での各種事業見直しをどのように評価し、水俣への影響をどのように予測されていますか。

②、年末を控えた厳しい経済環境の現状を踏まえ、市独自の経済緊急対策を考えるべきと思いますが、いかがお考えですか。

③、水俣市の活性化を望む声が高いと思いますが、来年度以降、市長はどのような施策をもって活性化に取り組む考えですか。

2、水俣病問題について。

①、水俣病問題の政治解決の動きが大詰めを迎えている感じを受けますが、どのように認識し、市長はどのようにかかわってこられましたか。

②、民間医師による住民調査の結果について、市長はどのような感想をお持ちですか。

③、水俣病問題の完全な解決を求め、水俣市長として今後どのようなことを要望されていこう

と考えていますか。

お尋ねをいたします。

3、風力発電について。

①、9月末設置市町2カ所を訪問されての感想及び10月初めNPCを企業訪問されての感想について。

②、現地説明会及び各種動きの現況について、どのように認識されていますか。

③、現段階における企業進出メリット及びデメリットをどう考えておられますか。

以上、お尋ねをいたします。

4、環境フェスタについて。

①、開催の成果をどのようにとらえていますか。

②、ゼロ・ウェイスト宣言をされましたが、具体的にどのような計画を持ってごみゼロを達成されようと考えておられますか。

③、3区における生ごみ収集実験結果と、結果を生かした取り組みの考え方について。

以上、お尋ねをいたします。

5、水道料金見直しについて。

①、見直しの時期をいつごろに設定されていますか。

②、基本料金及び公共下水道料金含めての県下各市の状況について。

お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、今後のまちづくり及び水俣病問題については私から、風力発電については産業建設部長から、環境モデル都市フェスタについては副市長から、水道料金見直しについては水道局長から、それぞれお答えいたします。

それでは、今後のまちづくりについて、鳩山政権下での各種事業見直しをどのように評価し、水俣への影響をどのように予測するかについてお答えします。

内閣府の行政刷新会議ワーキンググループで行われた来年度予算の事業仕分けは、必要性や緊急性に乏しい事業の廃止や削減等で1兆6,000億円の予算削減を政府に提案することとなりました。完全公開の場で行われ、一部ではありますが、国民に国の仕事の内容をわかってもらえ、ある程度の削減ができたという点では大いに評価ができます。

仕分けの対象となった447事業のうち、水俣への影響を感じるのは、地方交付税の抜本的な見直しであります。本市の財源の40%近くを占める地方交付税のさらなる減額は、市の行政運営において死活問題であります。地方分権が叫ばれる中で、水俣市など地方自治体にとってプラスとなる見直しにさせていただきたいと考えております。その他、道路整備事業の削減、太陽光発電支援補助金の先送りなど、気になる事業がありますが、いずれにおきましても、行政刷新会議ワーキンググループで仕分けされた事業は、今後の予算編成で、その結果を尊重していくことが確認されておりますので、まだ最終決定ではございません。本市としては、その推移を見守っていきたいと考えております。

次に、年末を控えた厳しい経済環境の現状を踏まえた市独自の経済緊急対策についてお答えいたします。

昨年末以来の世界的な景気後退の影響から、我が国も深刻な不景気に襲われております。これに対し、国は空前の規模の補正予算を編成し、地方公共団体への臨時交付金を初め、地方とも協調してさまざまな経済危機対策を打ち出してまいりました。

水俣市におきましても、平成20年度には、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,358万4,000円、さらに地域活性化・生活対策臨時交付金1億6,576万9,000円を活用して、市道補修工事の前倒し発注や道の駅整備事業、プレミアム商品券発行事業など、地域経済活性化のきっかけとなるような事業を推進してきたところです。

また、今年度においては、国の補正予算による緊急経済対策事業として交付された地域活性化・経済危機対策臨時交付金2億1,000万円のほか、地域活性化・公共投資臨時交付金や国の補助事業拡大などを活用して、学校耐震化推進事業、学校ICT環境整備事業、旧湯之児病院解体工事を初め、総事業費で14億円以上に上る追加公共事業を予算計上し、早期の執行を行っているところです。

一方、雇用情勢について申し上げますと、ことし4月の時点での水俣地域の有効求人倍率は0.22倍、10月現在では0.27倍ですので、わずかながら改善しておりますが、依然として大変厳しい状況にあることには変わりありません。これに対し、本市では少しでも新たな雇用の創出につながるよう、熊本県の緊急雇用創出基金事業を活用して、新規事業の実施や既存事業の拡大等に取り組んでおり、今回の議会に提出いたしました補正予算案に計上した分まで含めると、緊急雇用創出基金事業による新規雇用者数は、ことし4月以降、延べ32名となる見込みです。

しかし、これらの取り組みにもかかわらず、市民の生活実感としてみると、水俣市における地域経済の冷え込みの感はいまだにぬぐうことができず、県内最低水準にある雇用状況、大工・左官などの建設職人の仕事がないなど、年末年始に向け、市民一人一人が実感することのできるさらなる経済対策を求める声があるということは重々承知いたしております。そこで、私といたし

ましては、改めて地域の経済対策に早急に取り組むための追加補正予算を編成し、今議会において追加提案させていただきたいと考えているところです。

その内容といたしましては、例えば、市の公共施設の維持補修工事の前倒し実施のほか、高齢者・低所得者等を対象とした新たな助成制度等を通じて、市内の各種事業者の仕事の拡大を図るための経費のほか、緊急雇用創出基金事業の活用につきましても、さらなる前倒し実施及び拡大により、新年早々にも新たに30人程度の雇用を創出する方向で熊本県とも協議を今進めているところです。

今後も引き続き地域経済の状況を見守りながら、経済の活性化、雇用の創出など、地域の元気を回復するための対策に努めてまいりたいと考えておりますので、各議員におかれましても、御理解、御支援を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

次に、来年度以降の水俣市の活性化への取り組みについてお答えします。

来年度以降の活性化策については、この時点では何とも言えないところではありますが、仮に行政運営を再び担わせていただくことになりましたら、1期4年でできたさらなる経験や人脈を生かして、次の5つの約束を実行したいと考えております。

まず第1番目に、世界の環境モデル都市を目指すまちづくりを進めてまいります。2番目に、産業振興や交流人口の増加などによる活気あるまちづくりを進めてまいります。3番目に、医療・健康・福祉の充実による安心して住めるまちづくりを進めてまいります。4番目に、教育の充実などによる子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。最後に、行財政改革によるスリムなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

まず、鳩山政権下の各種事業見直しの件ですけれども、行政のむだを省くという点で、大変すばらしいものだと思います。そういうことで、この国民参加型の事業仕分けは大変な反響を呼んでいるわけですけれども、長い間の自民政権下での多くの問題点を洗い出しているということで、水俣市に参考にすべき点をどのようにとらえて取り組もうとされているかお尋ねしたいと思います。

2番目には、NEC出水工場では11月30日生産ラインを停止した。そして12月末で閉鎖をするということになっています。正社員310人は早期退職、30人は秋田工場へ異動と、派遣社員140人は11月末で契約打ち切りということになっています。ことしの2月閉鎖のパイオニアでは、600人の従業員のうち250人がまだ就職できていないということでもあります。大変厳しい年の瀬を迎えているわけですが、年末年始に向け、さらなる経済対策を準備中と、特に補修の前倒し等を準備して、30人程度の雇用をつくるという答弁いただきましたので、大変感謝をしております。



けれども、具体的にどのようなものが含まれているのか、お示しできればよろしくお願ひしたい  
と思います。

これが2回目の質問です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、民主党の事業仕分けの水俣で参考にするべき点はどのようにとらえているかということでございますけれども、さきの答弁の内容と若干重なるかもしれませんが、やはり国民にわかりやすい点で非常に評価されるのではないかなと思っております。国民にとっては、今まで知らなかった事業を知るといったようなこともできるということでも大きな価値があったと思ひますし、また、国民に知ってもらうことによつて、これまでの見直しが不可能であった部分が、また見直しができるようなそういう状況も、とにかく透明感が出てきたのではないかなというふうに、我々としても参考にできるのではないかなと思っております。

それから、年末に向けて検討中の経済対策事業ということでございますけれども、先ほど申しましたように、大変厳しい状況でありますし、そういった声もたくさん今受けているところでございます。そんな中で、各種の小売業の方々でありますとか、あるいは左官さんとか大工さんとか、本当に仕事がなく困っているんだという声を直接伺ったりしております。そういった方々を中心として、景気刺激策といたしまして、事業のそういった前倒しでありますとか、あるいは補助金等による消費誘導策などが中心になるものと考えております。

現在、各部署に指示をいたしまして、公共施設の修繕とか、あるいはそういったところで前倒しできるものを今把握してもらって、指示をして、今上がってきているところでございます。非常に細かいところでありますと、福祉部門に対しては、高齢者や障がい者の住んでいらっしゃるところの住宅の改修であるとか、あるいは壁が落ちているところであるとか、そういった小さなところも上げてもらっているところでございます。そういった住宅の改修も含めまして、臨時の助成制度などを今検討して指示を出しているところでございます。

この事業費につきましては、この議会で提案をさせていただくこととなりますけれども、財政調整基金等の一般財源で対応することになりますので、およそ大体3,000万ぐらいの予定をしているところでございます。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 ぜひ、市民の年末の苦しさを取り除くためにも、早期に情報収集しながら対策を練っていただきたいということを要望しておきます。

世界の環境モデル都市を目指し、交流人口の増加による活性化、医療と健康、子育て環境の充実を目指して、今後、来年以降取り組むという市長答弁ですけれども、今の経済成長は、11月9

日の国会答弁によりますと、やはり農林業・観光・医療・環境分野が今後成長産業になってくるだろうというふうに答弁いたしておりますので、宮本市長が目指す政策と合致しているのではないかなというふうに考えます。ぜひ、自信を持って経済活性化に取り組んでほしいし、素晴らしい水俣をつくり上げるために、市民の負託をぜひかち取ってほしいと期待をし、1番目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣病問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病問題についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題の政治解決の動きが大詰めを迎えている感じを受けるが、どのように認識し、これまでどのようにかかわってきたかとの御質問にお答えします。

ことし7月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立しましたが、救済策に関する内容、例えば一時金や療養手当の額、救済対象者の特定方法など具体的な内容については示されておりません。

そのような中、10月31日に田島一成環境副大臣が水俣を訪問され、水俣病被害者9団体と救済問題に関する意見交換が行われました。このとき私も同席させていただきましたが、副大臣は裁判を行っている団体に対して、可能であるならば和解による解決を図りたいと明言され、裁判所での和解に向け、関係団体と個別に事前協議を開始する考えを表明されましたし、また、副大臣の発言及び行動から、水俣病をどうにか解決したい、被害者を救済したいという気持ちを酌み取ることができました。

また、先月の10日ごろ東京において、田島副大臣や園田博之国会議員等が一部の被害者団体と意見交換をされたこと、さらに今年3日には、訴訟を続けている水俣病不知火患者会と田島副大臣との2回目の事前協議が行われたということで、水俣病問題解決に向け調整が行われており、喜ばしいことだと思っております。

救済方針についてはいまだ公表されていませんが、細かい協議がなされていると思いますし、私自身は被害者救済を初め水俣病問題の解決はこれから大詰めを迎えるものと思っております。

次に、9月議会以降どのようにかかわってきたかとの御質問にお答えします。

私は地元市長として、水俣病問題の解決に向け、国と被害者団体との調整役を果たす役割があると思っておりますし、私の役割の1つは、今回の救済策が水俣病被害者団体や市民の納得いく内容にさせていただくことであり、そのため、環境省及び関係国会議員が水俣病被害者団体の声に耳を傾け、その要望内容を救済内容に盛り込んでいただくことだと思っております。

そこで、私は、救済法が成立した後の10月上旬に上京し、今度の政権交代で新しく就任された

小沢鋭仁環境大臣等に面会し、まずは水俣に来ていただきたい。そして水俣病被害者の声を聞いていただきたいと要望しましたし、その後にも環境省を訪れ、再度要望してまいりました。

その結果、今回の政権で水俣病問題を担当される田島環境副大臣の水俣訪問が10月31日に実現し、水俣病被害者9団体の声を直接聞いていただきましたし、水俣病資料館や坪谷などの現地も視察していただきましたので、水俣病解決に向け一歩前進したと確信した次第です。

また、その他に水俣病被害者団体の声を聞くために、職員を派遣したり、水俣病被害者団体の関係者の意見を聞いたりして情報収集を行い、動くべきときにはすぐ行動できるように準備をしているところでございます。

次に、民間医師による住民調査の結果についてどう思うかとの御質問にお答えします。

ことしの9月20日と21日の両日、民間の医師などから構成される不知火海沿岸住民健康調査実行委員会により、不知火海沿岸の8市町17会場で健康調査が実施されました。その健診には、1,044名の受診者があり、受診者の93%に水俣病の症状があったということでした。

水俣病の健診については、私が答える内容ではないと思っておりますが、今後の救済方針に少なからず参考になったのではないかと考えております。

次に、水俣病問題の完全な解決を求め、今後どのようなことを要望するかとの御質問にお答えします。

これまでに何度も水俣病被害者団体と意見交換を行った結果、多くの被害者団体が一日も早い救済を望んでおられ、この要望が実現するよう環境省や関係国会議員に対して今後も働きかけていきたいと考えております。

あわせて、今回の救済策が、最終的な解決につながるよう被害者の意向を十分受けとめた救済方針を取りまとめていただくとともに、地域経済を初めとした地域の振興、保健、医療及び福祉の充実、国民健康保険の市負担分の軽減、水俣病関連事業の継続的支援などについてもあわせて要望していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁いただきました。

今後、最終的解決につながるよう市長として努力をしていきたいという答弁ですけれども、11月20日の衆議院環境委員会で社民党の中島代議士は、最終解決のためには、全患者団体の合意が大前提と、実態把握のための住民健康調査の実施、地域や出生年による救済対象の制限見直しをやっぱり質問されています。また、11月23日の熊日投書では、水俣病被害者互助会には、協議について打診がないと。また、市長の立場での意思表示がないという投書も出ております。これらの問題について市長はどのように考えておられるか、これを2回目の質問としたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 市長の立場での意思表示がないということについて、どう考えるかということでございますけれども、私といたしましては、一日も早い解決と幅広い被害者の救済を常々、国や県にも申し上げているつもりですし、国もこのことは十分承知されているのではないかなと私は自分なりに受けとめているところでございます。今回、田島副大臣がおいでいただいたのも、その結果だろうと思っておりますし、また、水俣病の被害者互助会にも、その際、田島副大臣お会いになっておりますので、そのときにいろんな御意見も聞かれたし、いろいろな話し合いもなされたのではないかなと、そのように思っております。

私も市長の立場での意思ということでございますけれども、救済法が成立する以前から地元の意見を聞いていただき、そして救済内容にポイントになる部分は盛り込んでいただいたのではないかなと、そのように今思っているところでございます。今後も被害者の団体の方々との調整が必要になってくるだろうと思っておりますので、今後も引き続き頑張っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 中島代議士の質問の内容についても、コメントが欲しかったんですけども、これは今からちょっとお話しする問題と一緒にするので、話したいと思います。

朝日新聞は、民間医師による住民調査を受けて、特集記事を組んでおります。その中で、68年度期間限定問題についてやっているわけですが、確かに69年以降は認めないと言いますが、68年5月にチッソがアルデヒドの排出をとめたこと、それから患者は出ないんだと、そういう認識はだれが見てもおかしいわけであって、水俣湾にはヘドロがいっぱい堆積しているわけですね。そういうことを考えれば、90年のヘドロ除去後なら、もうこれは出ないというふうには理解できますけれども、やはりそういう規定の仕方は大体おかしいのではないかと。今回の調査では、69年以降生まれた人が31人受診して、やっぱり7割の人が症状が出ているというふうにしていきますので、こちら付近については問題があると。

それから、指定された地域に一定期間住んでいたという地域限定の問題、これも水俣から移住あるいは集団就職で行けば地域拡大してるし、魚の行商エリア等で地域は限定できないというのものもあるだろうと思えます。今回の調査でも、天草市の会場で300人、関東で24名、近畿で41名、東海、中・四国で16名、13名出ていますので、受診者が出ています。それも異常があっているということが今度の調査で出ています。

そういう中で、長い間いろいろな問題で耐えてきて、やっと申請に踏み切ったという1人のチッソ従業員の問題を取り上げておきます。

自分も水俣病ではないかと名乗り出られない住民・同僚はまだだと、国が健康調査をすれば出てくる。そうしないと水俣病問題が終わることは絶対なかとこのように記事はなっています。手を挙げづらいチソ従業員、また水俣市民等と考えれば、やっぱり将来再燃する火種が残されている。これが最終解決には結びつかないというふうに思いますが、国による住民一斉健診、健康調査、これがやっぱり絶対必要だろうというふうに考えます。

そこで、3回目の質問をいたします。

特措法で住民の健康に係る調査研究を国が行うことを義務づけています。そういうことで、水俣市長として、今後、この問題が再現しないためにも、調査方法と早期確立と調査の実施による恒久的解決を国に強く要望していくべきだと思いますが、それについてどう考えておられますか。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 特措法で住民の健康にかかわる調査研究をとということでございますけれども、先ほど中島議員の御発言でございましたけれども、そのことは、また関係者の方でも十分検討されていくんであろうと、そのように思っております。基本的には、すべての人が救済に対して申請をしやすい環境をつくるのが大前提になるのではないかなと思っております。ただ、特措法では、健康に係る調査研究は国が実施して、積極的かつ速やかに行うと、そのように明記されておりますし、また、今現在、被害者団体の方々との協議も進行中でございます。非常に重要な時期だと受けとめております。今後、調査研究については、要望できるところは要望してまいりたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 次に、風力発電について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、風力発電についてお答えします。

まず、9月末、設置町村2カ所を訪問しての感想及び10月初めのNPCを企業訪問されたことについての感想についてお答えします。

去る9月14日から15日にかけて、静岡県東伊豆町と福島県川内村を視察し、現在の風力発電の状況について、町村長、町村職員、地元住民の方々に詳しく話を聞くことができました。

東伊豆町では、風力発電の試運転の段階ではありますが、1,500キロワット規模の風車10基が運営されており、試運転中に2基の翼が破損する事故が起こっており、住民の反対が大きい地域であります。人家との距離も風車が一番近い民家が350メートル程度であるため、風切り音などの苦情や健康被害についての訴えが深刻でありました。

川内村では、2,500キロワットの風車が26基計画されており、環境影響評価の手續の段階であります。人家からの距離は、風車に一番近い民家が400メートル程度ということでありました。また、この計画とは別に、隣接地の川内村周辺の地域に2つの風力発電所が建設中であり、まさに風力発電に囲まれた村という印象でした。

現在、川内村内に建設の計画がある新たな風力発電については、国の法的な規制やガイドラインが示されない現状ではリスクが大き過ぎるという理由で、建設について受け入れはしないという方針であると村長が表明したとお聞きしております。

訪問した両町村ともに、住民の生活に与える影響も大きく、課題も多様なことから、風力発電の受け入れについては、さまざまな観点からの検討が必要であるとの感想を持ちました。

また、10月上旬に西日本プラント工業株式会社を訪問した際の感想といたしましては、社長みずから、基本的に地元の方々に喜んでもらうべきものでなければならない。地域の方が嫌ということがあれば設置するつもりはないとお話がありました。

社長と直接お話したことにより、市の状況などもじかに伝えることができ、お互いに共通の認識を持てたことは、有意義であったと思っております。

次に、現地説明会及び各種動きの現況について、どのように認識しているかについてお答えします。

ことし5月21日に計画概要及び環境影響調査について石飛地区での説明会、22日に鬼岳・葛渡地区での説明会が開催され、石飛地区では、調査方法などに詳細な説明が欲しいとのことで、再度説明会の開催の要望がありました。そこで、9月29日に石坂川集会所において説明会が再度開催され、健康被害への調査が不十分、環境調査方法に納得が得られなければ、調査は認められないなど厳しい意見が上がっておりました。

このような中に、地元の団体などから、水俣市・鬼岳ふもとの風力発電施設建設計画に関する意見と要望書、また、建設反対を求める陳情書などが出され、9月6日には、風車の建設反対の看板が亀嶺高原に設置されております。そのほか、11月13日には日本野鳥の会より、水俣市鬼岳ふもとのクマタカ生息域における風力発電所建設について要望書が提出されております。また11月25日、要望書「風力発電の建設反対の声にお答えください」に反対署名1,035名分が添えられ提出されております。

市としては、事業者による環境影響調査を実施し、その結果を市民や専門家の意見を聞いた上で、受け入れるか否かを判断したいとの考えから、建設反対の陳情を出されている石飛・鬼岳地区の住民有志、水俣の暮らしを守る・みんなの会に環境影響調査の実施への理解をお願いしてきましたが、反対の意見は強く、かたいものがありました。

国の動きとしては、現在、環境省で風力発電の風車から出る低周波音などにより周辺住民が健

健康被害を訴えることなど環境への影響が指摘されていることから、環境省の専門委員会は、事業者が環境評価を義務づける環境アセスメント法の対象として、新たに風力発電を加えることを検討すべきとの中間報告がまとめられているところです。

このような中で、事業者による地域への事業計画の説明会や環境影響調査方法の説明会において、一部の地域住民から、風力発電には絶滅危惧種であるクマタカへの影響、人家や農地に近く、大きな不安があるとの意見が数多く寄せられており、地域住民は風力発電には反対していると認識しております。

次に、現段階における企業進出のメリット及びデメリットをどう考えるかについてお答えします。

まず、メリットについては、建設に伴う道路の拡幅等の整備、施設の固定資産税の税収の向上、雇用の創出などが考えられます。また、デメリットについては、絶滅危惧種であるクマタカの生息地への影響、土砂崩れによる頭石地区・鬼岳地区などふもとの集落への影響、騒音・健康への影響への不安などが考えられております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

今の答弁でありましたように、9月14日から15日ですか、1町1村を訪問されたと、その中でも大変住民の反対も大きいし、川内村では、リスクが大きいからということで、村長が受け入れに反対を表明したという説明であります。結果として、西日本プラントは、地元が喜ばないならば進出しないと、設置しないと声だったということですけども、結果として、さまざまな角度から検討が必要なんだという感想を持たれたということですけども、現地説明会等でも、やっぱり非常に健康被害等の訴えもあるし、しかも陳情書を、あるいは野鳥の会からの要望書、反対署名、あの亀嶺峠に、一番の水俣が誇る亀嶺峠に看板が設置されたということを考えれば、言われるように、地域住民は反対と認識されるのも当然だろうというふうに思います。

設置しているところには住民トラブルがあるし、なかなか地元の住民の同意が難しいという現状であろうというふうに思います。

地元への建設メリットというの、雇用もないし、固定資産税と建設時の雇用ぐらいのもんだろうということだし、全国各地で住民とのトラブルが大変起きている問題でもあります。ドイツ、イギリスでは、経費はかかるけれども、洋上に建設をしているという点も出ています。

私は12月6日でしたか、朝日新聞の記者メール、アメリカのコロンビア大のピエールポン博士は、風車発電症候群というふうに名づけておるということと、自然エネルギーが健康被害をもたらすのでは本末転倒だと、世論の大勢は風力発電推進だと思うが、イメージに惑わされずに、改めて考えたいと、まず健康被害を起こさないことを大前提に風力発電建設の是非を問うてみたい

というふうに記者メールとして書いておりますけれども、なるほどなという感を持ちます。

12月4日の西日本新聞によりますと、佐世保市の宇久島の風力発電で佐世保市の朝長市長は、9月議会で、地元の合意が得られない現段階で計画の実施は厳しいと認識すると答弁をいたしました。水俣でも、住民の同意がなかなか難しいと、得られないという現段階で、市長として、やはり環境第一の市長として、水俣病の教訓から命を大事にする市政を行っている市長として、この問題に同意できるのかどうか、ここら付近について2回目の質問としたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この問題につきましては、さきの大川議員のときにもちょっとお答えをさせていただいたところでございますが、重複するかもしれませんが、私も、当初風力発電のお話があったときは、CO<sub>2</sub>の削減であるとか、あるいはクリーンエネルギーの導入など、本市が進める環境モデル都市に非常にふさわしい事業だと考えておりました。しかしながら、現時点では、私としましては、先ほど申しましたように、水俣市の石飛・鬼岳地区での風力発電の事業化は困難ではないかなと、そのように思っております。

私は風力発電事業そのものの是非を判断したのではなくて、石飛・鬼岳地区に特殊事情があるため、この地区での風力発電事業の立地は困難ではないかなと思っているところでございます。その理由といたしまして、先ほど答弁の中にも出しておりましたけれども、頭石地区の近くにあった絶滅危惧種であるクマタカの営巣木が最近風車建設計画地の鬼岳の500メートル付近でも確認されておりますし、風力発電所の影響が非常に懸念をされるというようなことが1つでございます。このことは、西日本プラント工業さんも大変危惧をされておまして、クマタカへの影響は避けられないという認識でございました。社としては、営巣木に一番近いあの風車を移動させたり、7基から6基へ設置数を減らした場合どうなるかといいますと、そうしますと、採算がとれずに事業は成り立たないという判断をされていると、そのようにお聞きしております。

また、計画の風力発電所は、標高640メートル前後付近に土砂崩れの場所がある険しい峰に沿って建つこととなります。台風などにより地盤に影響が生じ、土砂崩れが発生した場合、頭石地区、それから鬼岳地区などの集落への影響が大変懸念されるということになります。このような当地特有の事情があることから、総合的に考えた場合、私としては、現段階での受け入れは無理だと考えております。今後、地元の住民の皆様、そして市民の皆様や議員の皆様の御意見を伺いながら、早急に最終的に判断をしたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 現段階での受け入れは無理だと考えておると、それは地域的特殊事情で困難と考えているという答弁ですけれども、確かに今地球温暖化の防止のクリーンエネルギーとして脚光を



浴びているのは事実です。しかし、風車の大型化とともに被害が拡大傾向にありますし、苦情が出ているのは一部としながらも、やっぱり今後拡大の方向にあるんじゃないかと、今後わかってくるんじゃないかというふうに考えます。

本年度から環境省も、先ほどの答弁にありましたように、実態調査を初め環境影響評価方法の検討も始めるということですが、健康被害が予測もされるということであれば、水俣病の教訓を生かしたまちづくりを進める水俣としては、やっぱり受け入れがたいんじゃないかと、地域的な特殊事情もそうですけども、そういうこともあるんじゃないかと。それと、また地域で非常に混乱をしているということも、議員の中からも出ていますけれども、もやい直しを進める水俣として、やっぱりこういうことは早く要因を取り除いてやるべきだろうというように考えます。しかも、今、近ごろ、風力発電というのは不安定電源であると、やっぱりバックアップ電源が必要だということも言われています。

それと、阿蘇の車帰風力発電所では、電力供給の計画の4割しかいっていないという問題もあって、故障で赤字続きだということもあります。そういうことを考えれば、今後、改善はこら付近されていくんだらうけれども、受け入れにはちょっとやっぱり慎重にならざるを得ないということでは理解はいきます。

確か長島で聞いた話ですけども、近いところでは、やっぱり夜中に音がすると、それとイノシシがおらんようになったということが言われています。イノシシがおらんようになったということは、クマタカに十分影響するというふうに考えれば、やはりクマタカの問題等々地域的な問題を考えれば、地域事情からもやっぱり反対すべきだらうし、反対というか、受け入れがたい問題だらうというふうに考えます。

市長の現段階での受け入れは難しいという言葉は、現段階では市長としては同意できないというふうに理解しているのかどうか。3回目の質問にして終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私、代表者の方々、反対をなさる数名の方々とは何回もお会いしながら、非常に御意見もお伺いしているところでございますけれども、議員の皆さん方の声や、あるいはこの風力発電に向けていろいろ期待もなさっていらっしゃる市民の方々の声は聞いておりませんので、そういった方々の声も聞いて、最終的に早急に判断をしたいということ、現時点では、先ほど申し上げましたように、受け入れることはできないということでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市フェスタについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、環境モデル都市フェスタについてお答えします。

まず、開催の成果についてお答えします。

環境モデル都市フェスタは、去る11月22日、財団法人自治総合センターの宝くじ助成金を活用し、文化会館において、記念講演、ごみゼロ推進フォーラム・パネルディスカッション、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言等を実施するとともに、もやい館では健康まつり、また保健所が実施する動物愛護祭等を総合的に開催したものです。

記念講演では、環境ジャーナリストの枝廣淳子さんが、「環境モデル都市の実現に向けてー今、私たちにできること」という演題で、私たちの食べものはどこから来るのか、毎日の暮らしが地球とどうつながっているのか、そのことを考えることがCO<sub>2</sub>の削減のかぎとなる。水俣には公害の経験や教訓を広く発信しながら、住民の幸福度の高い幸せモデル都市を目指してほしいと話されました。

また、ゼロ・ウェイスト宣言を行っている徳島県上勝町や福岡県大木町、ゼロ・ウェイスト宣言の準備をしている神奈川県葉山町の各町長さん方においていただいていたパネルディスカッションでは、それぞれのまちで行われているゼロ・ウェイストの取り組みを紹介いただき、私たちが取り組んできたものを再認識するとともに、今後の環境政策についてさらに検討すべきであると考えさせられるものでありました。

講演や議論を踏まえて、今後のまちづくりの大きな目標として、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を行いました。今回のフェスタで、これまでの環境のまちづくりの実績の上に立って新たな目標を設定し、真の環境モデル都市の実現に向かう姿勢を内外に表明することができましたことは、大きな成果であったと考えています。また、ゼロ・ウェイスト宣言を行っている都市間での今後の連携を行う契機となったのではないかと考えています。しかしながら、記念講演、パネルディスカッションともに、すばらしい内容であったにもかかわらず、来場者が少なかったことは、まことに残念であり、今後の反省材料とすべきであると考えています。

今後、ゼロ・ウェイストのまちづくりを進める上で、市民の御理解・御協力は不可欠であると考えますので、その啓発に努めてまいりたいと思います。

ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言は、これまで進めてまいりました環境モデル都市づくり宣言に基づく環境政策の中で、今後水俣の将来を考えていくためにも重要であると考えますので、これを契機に、あらゆる機会をとらえて周知していきたいと存じます。

次に、ゼロ・ウェイスト宣言を行ったが、具体的にどのような計画を持ってごみゼロを達成しようと考えているかについてお答えします。

本市では、環境モデル都市フェスタにおきまして、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を行ったところであり、今後、市民・事業者・行政の協働により、焼却や埋め立てに頼らないご

み処理を目指して取り組んでまいりたいと考えています。そのためには、わかりやすい冊子の作成、配布及び地域における住民説明会の開催等を通じて、市民の皆さんにゼロ・ウェイストについて理解と関心を持っていただけるよう情報発信に努めてまいります。その上で、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言行動計画に基づく取り組みを実施してまいります。

1年程度で取り組む短期目標としましては、レジ袋や割りばしの使用削減に向けた取り組み、給茶スポットの設置によるマイボトルの利用促進、燃やすごみの有料化の検討等により、ごみそのものの減量に努めるとともに、ごみ分別の徹底、食用油、草木、レアメタルの分別回収、Rびんの普及、リユース・リサイクル品の利用促進、ゼロ・ウェイスト宣言自治体との連携等の取り組みを推進してまいります。

3年から5年程度で取り組む中期目標としましては、さらなる分別により燃やすごみの減量化に努めるほか、ゼロ・ウェイスト推進の核となるNPO法人の設立、岡山最終処分場の閉鎖の検討等に取り組んでまいります。

10年程度で取り組む長期目標としましては、国や企業等に対して製品等に関する拡大生産者責任を明確化する制度の確立を求めていくほか、クリーンセンターの廃止の検討、ゼロ・ウェイスト宣言自治体の全国的組織化等の取り組みを推進し、最終的に残るごみにつきましても、燃料化等により資源として利用できないか検討し、焼却や埋め立てに頼らないまちづくりの仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、3区における生ごみ収集実験結果と結果を生かした取り組みの考え方についてお答えします。

平成20年12月から2カ月間、3区洗切団地25世帯を対象に実施した新たな生ごみ処理に関する試行調査につきましては、水俣エコタウンに立地する株式会社環境総合技術センターが開発した新たな生ごみ回収処理システムについて、今後の生ごみ資源化事業にどのように有効活用できるか、また、システムの利点や問題点を明らかにするため、事業者と共同で実施をいたしました。

今回試行した生ごみ回収処理システムは、バケツ方式にて24時間いつでも投入できる金属製の生ごみ貯留タンクを団地内に設置し、生ごみ投入口開閉用のかぎを各戸に配りました。生ごみ回収は週2回、汚水漏れや臭気発生のない特殊なバキュームダンパー車による吸い取り回収方式で行いました。また回収後の処理につきましては、乳酸菌を使った堆肥、切りかえ方式により堆肥化を図りました。

今回の調査は、市営洗切団地に入居されている高齢者や障がいを持たれたひとり暮らし世帯10世帯、同じく二人暮らし世帯4世帯、一般世帯11世帯の計25世帯に協力いただきました。2カ月間の試行期間を終えて、各世帯にアンケートを実施しましたところ、現行の収集方式を支持するが約56%、新たな回収方式を支持するが44%という結果であり、新方式の支持に関しては余り積

極的な意向ではありませんでした。また、貯留タンクの製作費用等の住民負担については、個人負担が発生するなら今までどおりでよいが62%、負担額によるが38%といった結果であり、新たな負担についても消極的な意見でありました。

今回の調査結果をまとめますと、新たな生ごみ回収処理システムについては、①、貯留タンクの設置費用、設置場所が必要となることから、設置を希望する地域住民の積極的な導入の意思と費用負担等が不可欠である。②、本システムの活用については、経済性や処理能力なども含めた検討が必要である。③、クリーンセンターに持ち込まれる事業系の生ごみについても、運搬等の効率性から本システムが活用できないか検討する。④、本システムは24時間生ごみの投入が可能であり、また悪臭の発生も少ないと思われることから、管理面等を考慮した場合、集合住宅などでの活用がよいのではないかといいることが言えると思います。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 一応今の答弁で大体わかったんですけども、2次質問の中で、埼玉県の中堅のスーパーのサミットは川口市にあるわけですけども、川口市とエコ協定を結んでレジ袋を5円で有料化をしたと、ところが4カ月で売り上げが落ちたということで、再度無料化に踏み切ったというのが載っています。12業者中5業者のみが続行していると新聞報道しているわけですけども、どんないいことでも、市民の協力がないとやっぱり続かないというふうに理解します。

そこで、環境フェスタでも、今言われたように、非常に市民参加が少なく、恥ずかしい思いをしたというのが実情ですけども、ぜひ市民に理解をしてもらって、やる気をつくるべきだというふうに考えます。

それと同時に、近ごろどうも市役所の職員の皆さん、大変忙しいわけですけども、行事に参加がやっぱり少なくなってきているのではないかなと。昔、環境創造みなまたをやったときのよう、非常に燃える職員という形をやっぱり再現せんと、こういうことはできていけないんじゃないかというふうに思いますので、そこら付近について、今後どのような取り組みをされるかを質問したいと思います。

それと、2つ目に、中期目標での新たな分別の検討、燃料ごみ（RPF）、あるいは長期計画でのクリーンセンターにかわる施設の建設、有価固形燃料施設等とありますが、今の説明で大体わかったんですけど、もう1回、ここら付近、説明いただきたいと思います。

それと、3番目に、生ごみ収集地域以外の地域、平成15年の生ごみ検討委員会の中でも、ここら付近についてもレポートが出ていますけれども、そこら付近で燃やしている生ごみがどのくらいあるのか、それを把握できているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、第2の質問にお答えします。

確かに環境モデル都市フェスタにつきましては、市民の参加が少なかったということで重々反省しております。内容につきましては、本当に素晴らしい内容でしたので、そういった内容も含めまして、今後、市民の方々に各団体の集会とか地域説明会等を開きながら、周知を図ってまいりたいと考えております。また、職員につきましても、庁内のいろいろな形を通じまして周知を図ったんですけれども、確かに参加が少なかったと思っています。

そういったことで、こういった、本当にこれから環境モデル都市を進めていく中では、住民の方の協力もですけども、やはり市の職員が率先して行っていくということが一番大切だと思いますので、今後ともこういった行事につきましては、十分職員が参加するような形で指導してまいりたいと考えております。

また、2番目に、中期目標での分別の徹底とかRPF、そういったことの取り組みについてですけども、やはり水俣市としては、まず資源化率を上げていきたいと。今、55%ぐらいですので、これを60から80まで、まず住民の方々にお願いをして資源化率を上げていく。先進地として、志布志市とか鹿児島の大崎町はもう70%以上、80%近くなっていますので、そこを目指して頑張れば、ごみゼロも不可能じゃないのかなと、実際やられておりますので、そういったところを参考にしながら、これから紙ごみの分別徹底とか、草木の分別とか、レアメタルとか、そういったことの周知を図りながら進めていきたいと、そうして、分けてもどうしてもまだできないような部分が出てまいりますので、そういった部分につきましては、RDFとかRPFとか、そういった新しい処理の仕方も必要になってくるのかなと。そうすることで、ごみ処理のコスト自体も抑えられるんじゃないかなと思います。ただ、今の溶融炉の耐用年数とか起債償還とか補助金等の問題もありますので、そういう部分と調整をしたり、そういった形のメリット・デメリットも考えながら進めてまいりたいということで考えております。

3番目に、生ごみを燃やしている量の把握ですけれども、組成調査として、市内の4区、19区をやった部分は、まざっていた部分が生ごみが15.3%あったと。しかし、収集地区以外の部分がどれだけかというようなのは調査をしておりません。また、なかなか全地区調査するというのは難しい状況にあると思います。ただ、収集地区以外につきましては、なるべく農地への還元地下処理ということをもたお願いをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今の答弁の中で、ぜひ市民、職員の参加を今後努力していただきたいというふうに思います。

それと、今言われた資源化率を上げたいという問題ですけれども、確かにRDF、これは一般

廃棄物を石灰で固形して固形燃料をつくるというやり方ですけれども、これはセメント会社、製紙会社で使っているけれども、これについては使いにくい材料だということで、いろいろメタン発酵で爆発とかなんかも起きているということですから、RPFについては、これは各民間事業所から出た紙ないしプラスチックを固形燃料にするということで、カロリー的にも非常に高い固形燃料で、石炭並みのカロリーがあって、非常に使いやすいという形になっていたんですけども、これは民間事業所の産廃から出てきているわけですけども、これをさらに改良されて、一般ごみをその中で処理できる、医療系ごみを処理できるという形で非常に技術開発が進んでいます。そういう面で、建設費も約4億ぐらいでできるんだということで、市長は、この前の環境フェスタでは3.2億ぐらいごみ処理にかかっているんだと言われましたし、その処理費、固形燃料の売却収入というようなもの、やっぱり5,000万を超えて期待できるんじゃないかというように考えれば、やっぱり今の焼却炉の耐用年数まで待つというのも考えものかなと、特にそこではエネルギーを使う、そして炭酸ガスを出すということを考えれば、そこら付近はどこでかやっぱり早目に検討すべきではないかというふうに考えます。

それで、資源化率はこれでやっぱり大きく上がるということになりますので、ここら付近は早期に検討していただきたいと思いますので、これについてどういう考えを持っておられるか。

それと、現生ごみ処理場が災害等で使えないときの対策等を考えるべきだと、これは平成15年のレポートとして議会から出しておりますので、ここら付近考え合わせるときに、やはり水俣でできた新技術方式として、環境総合技術センター方式による部分的に区域を分けた採用も考えたかどうかと、ここら付近について再度質問、3回目の質問といたしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、3回目の質問にお答えいたします。

RPF方式を早急に取り組んだらどうかということですが、今、業者の方が営業にも来られておりますので、いろんな建設コストとか、水俣市の分別を中心とした処理システムとどのように融合させていくか、また現在の溶融炉をどうするか、広域の部分もありますので、そういったこと、メリット・デメリットも情報を収集して、可能性に向けて検討を進めていきたいと思っております。

また、環境総合技術センター方式を取り入れたらどうかということですが、今回、収集実験の結果も出ましたので、その結果を踏まえて処理コストの問題とか貯留タンクの設置費用とか、いろいろ課題も見えてまいりましたので、そういったことも含めて今後検討を進めていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水道料金の見直しについて答弁を求めます。

盛下水道局長。

(水道局長 盛下修一君登壇)

○水道局長(盛下修一君) 次に、水道料金見直しについての御質問にお答えします。

まず初めに、見直しの時期をいつごろに設定しているかとの御質問にお答えします。

本市は、基本料金に従量料金を付加する2部料金制を採用しており、基本料金に基本水量8立方メートルを付与しています。基本水量制はメリットも多いわけですが、基本水量未満の使用者の節水努力が料金に反映されない等のデメリットもありますので、本市にとって最も適した料金体系への転換をいずれは図る必要があるとの認識は持っております。

しかしながら、基本水量8立方メートルを改定するとなりますと、少量使用者で節水努力される方には低負担となりますが、平均的に使用されている多くの方にその分の負担を強いることとなります。また、水道事業は毎年利益を計上しているのですが、すべての方について料金が下がるような改定を行うことができるのではとの御意見があるかもしれませんが、ここ数年、給水収益は毎年1,000万円を超えて減少を続けており、費用削減努力により何とか利益を計上し続けている状態です。現在の料金体系のままでも、今のような急激な収益減が続く限り、今後、健全経営を何年続けることができるか不透明な状況です。このような中、今、料金の引き下げに踏み切ることは非常に困難でございます。

次に、基本料金及び公共下水道料金を含めての県下各市の状況についてお答えします。

熊本市は、ことしの9月から基本水量を廃止したと聞いております。その他の各市は基本水量を5から10立方メートルの範囲で設定しております。

各市の基本水量における上水道と公共下水道の合計を消費税込みに計算して比較をいたしました。一番安い合志市は基本水量8立方メートルで1,470円、2番目が熊本市で、これを10立方メートルで見ますと1,890円、最も高い宇城市が基本水量6立方メートルで2,600円となり、14市の平均は2,235円となっております。基本水量は、10立方メートルが4市、5から7立方メートルが3市、8立方メートルが6市となっております。本市の基本水量は、平均的な8立方メートルで、料金は14市中、安い方から6番目、平均よりやや安い2,200円ほどとなっております。

いずれにしても、本市の現在の料金体系は県下の中位にあり、なおかつ簡易水道との統合計画や老朽設備の更新計画もありますが、安易に料金変更することなく、5年先、10年先の将来にも安定した料金で安全な水を供給できることを念頭に本市水道事業に取り組んでいるところでございます。

○議長(松本和幸君) 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 6月議会での平松議員の質問を聞き、また、監査委員による公営企業会計決算審査意見書を非常にしっかり勉強したところ、やはり水道事業経営は良好な状態にあるということ

確認して、熊本市水道料金改定の目的が市民の要望にこたえるとか、節水型社会の形成の考え方に同感を覚えて、この問題を考えたわけであります。しかし、今言われているように、給水収益が年々減少していると、簡易水道等のつなぎ込みに多額な投資が必要であるということも理解をし、14市中、中位の安さという答弁もありますので、一時的に少額の基本料金をダウンよりも、将来にわたり値上げのない体制づくりを期待をして、2次質問をやめるわけですが、経営努力をされていることは十分わかります。ところが、やっぱり経費減は2年間による退職者数減によるものが非常に大きいような感じがしますので、これも不安定要素としてあるということ。それと高金利起債の繰り上げ償還による支払い利息の減によるものが大きく、ここは非常に安定的な収益になると思いますけれども、そこら付近含めながら考えて、さらなる努力を期待をして、この問題については終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

私は、今回の質問を準備する過程で4年前を思い出しておりました。4年前の12月議会は市長選挙を前に産廃問題がどうなるのか、あるいは市長選挙がどうなるのか、非常に緊迫した状況の12月議会であったというふうに思います。

私たちは、今、産廃問題はなかったかのように思っています。私は、福岡県筑紫野市に連絡をしてみました。ここは安定型処分場ができてしまい、数年前には硫化水素ガスが発生し、処分場内で数人の死者まで出た。しかし、埋め立てた膨大な量の産業廃棄物は現在に至ってもそのまま残っている。福岡県も筑紫野市も、あるいは水道事業組合も水質検査を年に何回と続け、生物生息基準値 — BODというふうに言うみたいですが — を超える水が今でも流れ出る、井戸水も濁る、こういう状況が続いているようであります。

水俣でも産廃をとめていなかったら、環境モデル都市や次のまちづくりどころではなく、議会でも市民の間でも産廃問題で持ち切りで、大混乱が起きていた、そのように思います。当選された宮本市長が産廃処分場をとめるために断固として頑張り抜かれた姿勢は何物にも増して高く評



働されなければならない、そのように考えます。

一方、この間の政策について見ますと、市長を応援した市民も、あるいは議員も、一つの党派、一つの党派ではありませんでした。いろいろの考えを持つ市民の方々が力を合わせてここまで来た。4年間の政策でも、一致できる場所もあれば一致できない場所もありました。それはあっても当然だと思います。しかし、みんなで産廃をとめたこと、そしてたくさんの議論をしたこと、これが次につながる大きな力になってくるのではないかと私は思います。

今度の議会に専決処分案件が出されています。新型インフルエンザへの市の独自助成制度です。国の助成は生活保護世帯と市民税非課税世帯について、その一部を補助するものでしたが、水俣市では、生活保護世帯は負担なし、非課税世帯は一部負担するだけにし、市独自の予算で65歳以上の高齢者と中学生以下の市民についても助成を出し、少ない自己負担で接種ができるようにしました。津奈木町、芦北町が12月議会に議案を出していることからしても、専決処分はタイムリーで、早く不安を持つ市民に情報を与え、こういう提起をしたことは非常に私はよかったです、そのように思います。

それでは、以下、政策提言を踏まえまして具体的な質問に入ります。

#### 1、水俣病について。

①、9月に不知火海沿岸住民健康調査が実施されました。1,044人が受診し、うち93%に水俣病の症状が確認されましたが、この結果をどのように考えられるか。

②、この調査は民間団体が実施しましたが、これをどのように考えられるか。

③、水俣病特措法は、どのような手順で進められていくか。

④、政府は、特措法に基づく紛争及び訴訟などの解決を目指して協議を始めています。救済対象者の特定方法、地域的な救済範囲、年齢的な救済範囲、救済内容、受付期間など、恒久的な制度はどうかと聞いておられるか。

⑤、チッソには県債が貸し付けられてきました。最大債権者は熊本県であると、そのように思います。ところで、県債発行時の条件はどのようなものであったか。

⑥、県債が初めて発行されたときのチッソ水俣工場の従業員数から現在までの推移はどのようなになっているか。

#### 2、チッソ分社化とダイオキシン処理について。

①、チッソ水俣工場内には8万3,000ピコグラムのダイオキシンが保管されていますが、分社化された後、ここの管理はどこがしていくことになるのか。

②、保管状況報告書がつくられていると聞きますが、漏えいなどは管理されているのか。また、水俣市もこの報告書は持っているのか。

③、ダイオキシン汚染を水俣湾の方向だけに考えがちですが、八幡プール群を初め排水が出さ

れたところ及びカーバイド残渣を埋め立て処分したところでは、ダイオキシン汚染はないのか。

3、水俣市の公共事業及び地方交付税について。

①、一般会計の平成17年度からの推移について。

②、一般会計以外での公共事業の平成17年度からの推移について。

③、一般会計と一般会計以外を合計した公共事業の平成17年度からの推移について。

④、平成12年度からの地方交付税の推移について。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病については私から、チッソ分社化とダイオキシン処理については福祉環境部長から、水俣市の公共事業及び地方交付税については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

まず、ことし9月に実施された不知火海沿岸住民健康調査結果についてどう考えるかという質問にお答えします。

ことし9月20日と21日の両日、不知火海沿岸地域の8市町17会場で実施された不知火海沿岸住民健康調査では、1,044人の方が受診され、その受診者の93%の方に水俣病の症状が確認されたと伺っております。今回の調査の結果につきましては、お答えできる立場ではないと考えております。

次に、この健康調査を民間団体が実施したことについてどう思うかという質問にお答えします。

今回の一斉健診は民間団体の不知火海沿岸住民健康調査実行委員会が全国から医者や看護師を初め多数のボランティアを募集して実施したものと聞いております。これまで行政で実施されなかった調査を民間で実施されたことであり、先ほどの緒方議員の御質問でもお答えしましたとおり、今後の救済方針に少なからず参考になったのではないかと考えております。

次に、水俣病特措法はどのような手順で行われるのかという質問にお答えします。

まず、チッソの分社化についての今後の手順について説明します。

初めに、チッソは環境大臣から特措法に定める特定事業者としての指定を受け、次いで経営形態の見直しに関する事業再編計画を作成し、環境大臣へ認可申請を行うこととなります。この計画の中に、事業会社の設立や事業譲渡の計画、つまりチッソの分社化計画も含まれることとなります。

次に、環境大臣は、特定事業者から認可の申請があった場合において、内容を審査し、許可することになりますが、認可した場合、その旨を官報に公告することになります。その後、特定事業者がその財産をもって債務を完遂することができないときは、裁判所の許可を得て、事業譲渡または資本金の額の減少をすることができることになります。

次に、特定事業者が事業会社の株式を譲渡するときは、あらかじめ環境大臣の承認が必要となります。この場合、環境大臣は総務大臣及び財務大臣に協議しなければならないことになっています。また、事業会社の株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結することになります。

次に、水俣病被害者救済の手順について説明をします。

まず、この法律では、継続補償受給者、つまり水俣病患者及び被害者に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されることが原則とうたわれています。そして、政府は、関係県の意見を聞いて、救済対象者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表することになります。この方針については、いまだ公表されていません。次に、政府が救済対象者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めることになります。この事項についてもいまだ公表されていません。その後、県が救済対象者に対して、水俣病被害者手帳を交付することになります。さらに水俣病被害者手帳交付者に対して療養費を支給することになります。政府、関係県及び関係事業者は相互に連携して救済措置の開始後3年以内をめどに救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うことになります。

以上が現在の段階で水俣病特措法で明らかになっているチッソの分社化及び水俣病被害者の救済に関する手順です。

次に、政府は特措法に基づく解決を目指して協議を始めており、救済対象者の特定方法、地域的な救済範囲、年齢的な救済範囲、救済内容、受け付け期間など、恒久的な制度はどうなると聞いているかとの御質問にお答えします。

ことし7月に成立した特措法、つまり水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法においては、現在のところ、これらの内容については公表されておりません。私自身も聞いておりません。田島環境副大臣と水俣病被害者団体との協議が行われておりますので、近いうちに概要が明らかにされるのではないかと考えております。

次に、チッソ県債の最大債権者は熊本県であり、県債発行時の条件はどのようなものであったかとの御質問にお答えします。

水俣病の原因企業であるチッソ支援のための県債発行は、ヘドロ立替債を初め、患者県債、設備県債、一時金県債、特別県債が発行されています。そのうち、昭和53年から平成12年にかけて

の患者県債の発行時には、チッソ株式会社の現況にかんがみ、水俣病患者に対する補償金の支払いは原因者たる同社の負担において行うべきであるという原因者負担の原則を堅持しつつ、次の内容の金融支援措置により、同社の経営基盤の維持・強化を通じて患者に対する補償金支払いに支障が生じないように配慮するとともに、あわせて地域経済・社会の安定に資するものとするという条件が記載されています。

次に、県債が初めて発行されたときのチッソ水俣工場の従業員数から現在までの推移はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

まず、第1回の患者県債が発行された昭和53年12月の段階では、従業員数は1,004人でした。次に、第2回の患者県債が発行された昭和54年7月の段階では977人、臨時特別発行時の平成5年9月段階では689人、第1回設備県債発行時の平成7年1月時では686人、第2回設備県債発行時の同年12月現在では663人、第42回患者県債発行時の平成12年6月現在では674人、そしてことし12月現在の従業員数は578人となっています。つまり第1回の患者県債が発行されたときと比べ、現在は426人、割合では42%の減少となっています。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

まず、健康調査のところなんですけれども、この結果については答える立場にないとおっしゃいました。どういう立場がないのかなというふうには実は思うんですけれども、たくさん受診されたのか少なかったのかということとかね、あるいは率が高かったか低かったかとか、それくらいは言えるんじゃないかなと思うんですけれども、それさえも答える立場にないということですけど、どういう立場なんだろうというふうには実は思ってしまうんですが、また、ちょっとこれは後で議論しながら詰めていきたいと思います。

それで、もうちょっと、先ほどの質問でも資料出ましたけれども、関東、中部、近畿、中・四国、九州等からおいでになっていまして、熊本県内585人、鹿児島県内269人というふう聞いています。

幾つかの特徴を挙げますと、天草地域、指定地域になっていない、あるいは手帳の交付地域になっていないところの受診者が213人、ここも93%に水俣病及びその疑いの診断がついています。排水がとまった昭和44年以降の生まれの人の受診者59人受診されていまして、うち71%に同様の症状等があったと、平均年齢62歳。スタッフは驚いたんですけれども、46都道府県からお医者さんが合計144人です。スタッフ合計711人、医師の内訳は、水俣協立病院等の兄弟の全日本民医連関係から神経内科医を中心に135人、地元の開業医の先生が3名、熊本大学医学部神経精神科同門会5人、熊本県保険医協会1名など、これまでにない広がりで行われたというふうには聞きました。芦北町では、自分の医院を健診会場に提供された開業医の先生もいらっしまったというふう

に聞いております。

それで、これまでなぜ受診しなかったかという設問があったそうですけれども、それを見ますと、水俣・芦北地域では、差別や偏見を恐れて受診しなかったのが61%だそうです。対岸の天草地域では30%、この30%に比べても、この水俣・芦北地域での差別偏見から受診できなかった数が2倍近い高い。もう一方で、情報がなかったというのは、水俣・芦北地域で22%、天草地域は46%、これは、要するに天草地域では情報が無いということが顕著にあらわれていると思います。

また、69年以降生まれの人で72%に症状が確認されているわけですけれども、私は9月議会で、69年以降についての患者について、環境省が開いた中公審答申に基づくものがいかに科学的ではないかということを経済委員会で述べました。専門家のデータを示して、それはおかしいというふうに述べましたけれども、そこで、以上のような事実を踏まえて、この健康調査に関して4点の質問をします。

第1番目です。水俣・芦北地域は情報はあったけれども、差別や偏見を恐れて受診しなかったという人が極めて高い。これをどのように判断されますか。

2点目は、天草上島、下島で、行政は住民の健康調査を実施したか。

3番目、調査も実施していないのに、保健手帳や治験研究事業の手帳を発行しない。私はおかしいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4番目、9月議会での答弁では、69年以降の人たちを含めた健康調査は、特措法に書いてあるから実施されるだろう、推移を見守りたい、そのように答弁されました。しかし、私は11月中旬に東京へ行きまして、環境省の担当者と会いました。そのときの様子及びこの間の環境省の動き、あるいは報道等を見ていますと、特措法に基づく健康調査をするというような動きは全く出ていません。

市長は、9月議会ではされるだろうというふうにおっしゃったんですけど、される様子がないということで、これについては調査をするべきだということで明確に意思表示しなきゃいけないんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

これが健康調査に関する質問で4点です。

特措法の手続の手順については、今お話しになったとおりなんですけど、要するに3年以内をめぐって対象者を確定するというふうになっているということなんです。つまり受け付け期間は3年以内を想定しているというふうに思います。

分社化等の手続は、その後ずっといろいろと進められていくんでしょうけれども、私は幾つかこれからも山があるんじゃないかなと思いますけど、事業会社の株式売却益で補償が完遂されるか、あるいは債務が完済が可能か。これは全く補償が現時点ではないと、先ほど答弁でもありま

したように、市況がどうなるのかというのを待って売却するんだって話ありましたけれども、ですから、補償がないということですね。

もう1つは、もしチッソの補償責任を株式売却益の範囲内に限定するとしてしまったら、これはまた大問題が発生するというふうに思います。そのときに環境大臣、内閣はどう判断するのかという課題が大きな課題として出てくると思います。ですから、事態はまだ流動的で、いろんな要素も考えられると、注意深く様子を見るしかないというのが、この手続のところではないかと私は思っています。

それで、質問の5番目になりますが、現在進められている被害者団体との協議のところですが、救済の中身だとかというのは、9月議会でも言いましたように、私どもがああだこうだということではないと思います。患者さんたちが当事者同士で決めていかれることだと思いますけれども、少なくとも95年の過ちを絶対してはならないということなんです。9月議会でも同じような趣旨の質問をしたんですけれども、95年のときは受け付け期間が半年しかありませんでした。あのときに、もし窓口がそのまま開いておれば、現在のような紛争はなかったというふうに思います。裁判もなかったでしょうし、テレビ・新聞でこんなに出ることもなかっただろうし、何よりも患者さんたちが苦勞されなくてよかったのではないかなというふうに思います。

それで、5番目の質問なんですけれども、受け付け期間を恒久的なものにするということ、これは明確に水俣市長から国に意見を上げなきゃいけないと私は思いますけれども、どう考えられますか。

それから、次に、県債発行等の条件とその後の従業員数のところについては、今御答弁あったとおりです。民間企業がどのような事業を展開されるか、あるいは従業員をどうされるか等については、それぞれ法人の判断であるというふうに思います。だれからも規制を受けないというふうに思うんですが、しかし、チッソの場合は、県民から通常は考えられないようなお金が貸し付けられている。最大債権者は熊本県ですよ。国の資金が熊本県に入って、それで貸し付けられているという関係なんですけど、ひいて言えば国民なんです、最大債権者は。そういう観点から、私は県債発行時の条件はきちっとやっぱり守られなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

私は、水俣市内にあるいろんな事業所はありますけれども、それぞれが営業活動を続けられて、利益を出して発展して欲しいというふうに願っています。同じように、チッソについても同じなんです。患者補償を完遂して利益を上げる。雇用をふやして地域に貢献して発展して欲しい。私も願っていますけれども、たくさんの方がそう願っておられるというふうに思います。しかし、この従業員数の減り方、1,004人が五百何人に今なっているという、これは地域の経済の安定に資するという県債発行時の条件からすると、この条件は満たされているのかという

ふうには思わざるを得ません。だから、県民、国民に対する信義にもとってゐるのではないかというふうには私は思えてなりません。

それで6番目の質問なんですが、聞くところによりますと、さらに太陽光発電工場が茨城の方でできたということで、転勤があるのではないかというような話も耳にしました。これも情報を得ておられれば答えていただきたい、そのように思っています。

以上、2回目の質問は6問です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、水俣・芦北地域は情報があつたけれども、差別や偏見を恐れて受診をしなかった人がたくさんいたということで、これをどう判断するかということでございますけれども、やはり水俣地域での水俣病に対する理解というのがまだまだ不十分なのかなという思いはしております。今回の救済策が進められていく中では、差別や偏見を恐れて受診しないということがないように、やっぱり努めていかなければならないのではないかと思ひますし、今後も水俣病の正しい知識あるいは理解促進のために周知・啓発を図るようには我々も努力してまいりたいと、そのように思ひます。

それから、天草では健康調査を実施しているのかということでございましたけれども、天草の住民の健康調査を実施したかとかということについては、ちょっと私どもでは把握をしております。

それから、調査もしないのに、民間医師が保健手帳などの診断書を書いても手帳は発行しないと、また治験研究事業の手帳も発行しないのはおかしいのではないかというような3つ目の質問でございますけれども、保健手帳、治験手帳につきましては、対象地域があつたので発行されなかったのではないかなと思ひます。先日新聞報道では、環境省が対象地域の問題については省内で検討するというようなことが掲載されておつたということも伺っております。

それから、健康調査をすべきということを明確に政府に主張すべきではないかということでございますけれども、この健康調査につきましては、水俣病被害者の団体の方からも要望がされておりますし、また、これは先ほど緒方議員にも申し上げたと思ひますけれども、特措法におきましては、健康に係る調査研究は国が実施するというにされておりますし、積極的かつ速やかに行うということも明記されております。今現在、被害者団体の方々との協議が進行中でありまして、現時点においては、特措法に係る事態の推移を見守ることが必要ではないかなと、私はそのようにとらえているところでございます。

それから、今回の救済制度の受け付け期間のことでございますが、恒久的なものにすべきではないかということでございます。今回の救済策については、具体的な内容がもちろん公表され

ておりませんけれども、受け付け期間等についても、現在、被害者団体と個別に協議がなされているということで、水俣病の解決のためにどうすべきであるかというのは、非常に今重要な時期に向かっておりますし、適切に判断され、そのことは決定されるのではないかなと思っております。いずれにしても、適切な期間を設けることが必要だとは思っております。

それから、転勤が出てくるのではないかと聞いているけども、情報は入っているかということだと思いますけれども、数が非常に少なくなっているということでございますけれども、この件につきましては、業務の状況も、チッソそのものの業務の状況も変化している部分もあるのではないかなと思っておりますし、転勤者の数につきましては、問い合わせをいたしましたけれども、はっきりした人数は決まっていないということでございました。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 ずっと答弁をいただいたんですが、差別と偏見のところについては、御答弁あったように、理解を広げるように努めるという話だったと思うんですけども、いろんな意味の話が入っているんですよね、市民の間では飛び交っているんです。見た目にはどうもないのに、何が被害者なんだとかいうふうに言われた人もいたというふうに聞いていますし、あるいは金欲しさに何かするのかというふうに言われたという方もいらっしゃいましたし、あるいは結婚だとか就職だとか、そういう差別があるのではないかということで名乗り出られなかったしという方もいらっしゃいましたし、いろんなレベルの方がいらっしゃると思うんですけども、今御答弁いただいたことも重なると思うんですけども、やっぱり発生経過と水俣病症状の正確な情報をきちっと市民に伝えることが僕は必要なんじゃないかなというふうに思うんです。

それから、もう1つは、症状がある人は、どうぞ名乗り出てきてくださいと、そして何らかの補償を受けるのがこの社会では当然ですよという、そういう社会的合意、これをつくっていかないと、私は被害を受けた方が縮こまってしまう。縮こまざるを得ないという状況にいつまでもなっていくのではないかと、そのように思います。ですから、ここは努力していく以外にないというふうに思います。

それから、天草地域の調査なんですけど、把握していないということなんですけど、これは担当者が県に聞いて、天草地域やったんですかと聞けば、やっていませんという返事が返ってくるのはわかっているんですよね。把握していないか、しているかじゃなくて、調査したかどうかという話なんです。県に聞いたかどうかという話なんです。多分やっていないということで、把握していないということしか答えようがなかったんだろうということで、そう答えられたんだと思うんですが、やっていないんですよ。やっていないから、患者がいるかどうかわからないから地域指定になっていないんです。手帳が発行されてないんです。地域になっていないから発行されていないというのは、途中が抜けている話なんです、やっぱりこれは。だから手順を追っ



て、患者がいなければ、指定地域にしなければいいんですよ。おればすればいいんですよ。こういう非常に初歩的な話が、この水俣病に関しては、国も熊本県のところでも、行政がされていないということが最大の問題だということを私はここでは、御答弁いただきましたけれども、ちょっと申し上げたいというふうに思います。

それから、調査については見守りたいということなんですけれども、今言ったように、だれかが物を言っていないと、潮谷知事は47万人の健康調査が必要だとおっしゃったじゃないですか。だから、今、市長がそういう立場に立って、本当に解決しようと思えば、これしかないという立場で、突っ込んで考える必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

それから、恒久的な制度のところは、患者団体が協議しているんでということがありましたけれども、適切な期間が必要とおっしゃいましたけれども、適切な期間というのは、これは何とも判断しがたい話なんです。ですから、協議しているからじゃなくて、市長としてはどう思うかということが、これから問われてくるんじゃないかということをやっと指摘しておきたいと思います。

それから、3回目の質問に入りますけれども、先ほど緒方議員の質問でも出てきたところとちょっと重なるんですが、9月の健康調査を受けて、報道各社でずっと言われてきたことは、健康調査のことなんです。これをしないと本当に解決にならないよと。

先ほど紹介された新聞記事、私も持ってきましたけど、朝日新聞が隠された水俣病ということで、5回にわたって連載をされました。その5回目のところ、新聞記事がありますから、ちょっと紹介しますけども、「社員だから心を閉ざす」という見出しになっています。

ちょっと紹介しますと、95年の政治解決のころには症状を自覚し始めた、兄から政府解決策に乗れと誘われたが、社員だからと断ったと、本音ではなかった。患者の側に立った1組への共感、御用への転向、患者と認定された同僚を本当に患者かと差別した過去、実はそんな自分の半生と折り合いがつかなかったのだ。だが、体調の不安は募る。チッソ会長の発言も許せない。迷った末、健診から半月後、医療費の自己負担分が補助される保健手帳を申請した。自分も水俣病ではないかと名乗り出られない住民や元同僚はまだまだいる。国が健康調査をするち言えば出てくるとです。そうせんと、水俣病問題が終わることは絶対なか。

これは元社員の方の話使われていますけれども、同じようなことを背負っておられる方がいらっしゃるんじゃないか。こういう人たちに、どう耳を傾けるかということではないのかなと思うんです。

もう1つ紹介します。同じく朝日新聞の連載、第3回目ですけど、70年代出生兄弟に症状、11月2日付です。長いんですが、かいつまんでちょっと紹介します。

父は板前だった。店で余った不知火海産のボラやチヌ、岬でとったカニを家族で毎日食べた。

子どもたちは水俣病ばい、魚やカニを食べさすことをやめんか。祖父が見かねて注意したが、父親は、もう水俣病はないけんと取り合わなかった。こういうふうにならずと記事は進んでいるんですけども、母親は一時金が出る医療手帳を受けた。父親は、チッソ幹部が常連客だった店を畳んだ後、公害健康被害補償に基づく患者認定を申請した。審査結果が出るのを待っている。

95年ごろ、兄は健診を受けようとしてあきらめた。69年以降の生まれは、補償や救済の対象にならないと知ったからだ。だが、割り切れなかった。

最後に、こういうふうにあります。今回の健診を知り、弟を誘った。母親に話すと、これも調べてもらいなさいと2人のへその緒を持たせてくれた。水銀値が高ければ、胎児のころに汚染を受けたことになり、69年以降も水俣病が発生し続けた証拠になる。弟は言う。補償や救済の対象にならなければ裁判するしかない。おれが受けたこれまでの苦しみが何だったのか。そうなれば、兄も覚悟を決めるつもりだ。実名を出して、自分たちの存在をかけて戦います。これが69年以降生まれの2人の兄弟の話ですよ。

ほかにも私は幾つかの事例知っていますけれども、こういう人たちがまだいるんだということ、そして一人、二人じゃないんだということを前提に、今、水俣の政治の中心的位置におられる市長がどう判断されて動かれるかということが全体を解決する上で非常に大きなポイントを握っておられるというふうには私に思うんです。

今、特措法に基づく紛争の終結が焦点になってきていますけれども、抜本解決するためには今が、今市長がどういうふうに言われるかというのが大きなタイミングを握っているというふうには思っています。

結論だけ言いますと、水俣市民については、水俣病症状等を、こういう症状ですけどもということ、48年に実は1回やったことがあるんです。熊本県がやったことがあるんです。水俣市も全面協力して、全市民向けにアンケート調査をやって、2次健診、3次健診やって、お医者さんが診察したこともあったんです。あの当時とすると、今はもっと名乗り出やすいかもしれない。だから、今、水俣市民だけでもいいから、こういう調査をしなきゃいけないんじゃないかと私は思っていますけれども、どのようにお考えでしょうか。

以上、1点だけ。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） アンケート調査を行う今が決断の時期だというようなことでございますけれども、健康調査というのはもちろん必要だとは思っておりますけれども、今回の特措法では、救済を受けるべき人々があたら限り救済されることと、救済の原則がうたわれておりますので、多くの方が救済されるように地域住民の方々に周知すべきではないかなとは思っております。水

候病の症状がある人は積極的に手を挙げていただくような雰囲気をつくっていかねばならないとは思っているところでございます。ただ、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、現在、水俣病被害者救済問題は被害者団体の方々と非常に協議が重ねられまして、救済の対象者や、あるいは判定の方法、そういったものが協議がなされる、非常に今、私は重要な局面を迎えているのではないかなと、そのようにとらえております。

そのような状況でありますけれども、私としては、今の状況は非常に重要な状況だから、しっかり見詰めながら、申すべきところは申していかなきゃならないと思っておりますけれども、議員が今おっしゃったような強い思いはぜひ伝えていければなと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、チッソ分社化とダイオキシン処理について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、チッソ分社化とダイオキシン処理についてお答えします。

まず、チッソ水俣工場内に保管されているダイオキシンについて、分社化した後、管理はどこなのかについてお答えします。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の中で、分社化に当たり、個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務、その他環境大臣が指定する債務に係るものを除き、その事業は分社化後の子会社である事業会社に譲渡するものとされています。したがって、ダイオキシンの管理につきましては、分社化後の子会社が行うものと思われませんが、具体的には、チッソが環境大臣に提出する事業再編計画の中で明らかになってくるのではないかと思います。

市としましては、管理が間違いなく履行され、ダイオキシンが漏えいすることのないよう、熊本県と連携して、注意深く見守り、対応してまいりたいと思います。

次に、保管状況についてお答えします。

水俣保健所を通じて熊本県の担当課にお尋ねしましたところ、ダイオキシンの保管状況については適切に保管されているとの報告を受けました。なお、この報告書は、水俣市は持っておりません。

次に、八幡プール群を初め、排水が出されたところ及びカーバイド残渣を埋め立て処分したところではダイオキシン汚染はないのかについてお答えします。

この件につきましては、市では調査は実施しておりません。また、県にもお尋ねいたしましたが、調査は行っていないとの回答でありました。したがって、御質問の件については、ダイオキシン汚染について現時点では把握しておりません。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 どこが分社化後管理するのかというのは御答弁いただきましたので、ここは法律の解釈含めて、熊本県、環境省などともうちょっと話をずっと詰めていっていただきたいと思います。そのほかにも、いろんな学説等があって、そうなるのかどうなのかというのは不安要素があるんじゃないかというふうに言う人もいますので、ここはさらに詰めていっていただきたいと思います。

報告書の件はわかりました。

調査していないので把握できないというのが八幡プール群などのところでしたけれども、八幡プール群には、当初、ダイオキシンの発生源ではないかと言われた焼却炉がありましたね。その焼却炉周辺の土壌、あの道路は水俣市の所有になっていますけど、あの辺のところのダイオキシン汚染はどうなっているのかということだけ、とりあえず、2回目の質問をしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 八幡プールには、当初発生源ではないかと言われた焼却炉があるがと、その焼却炉周辺のダイオキシンはどうなっているのかというお尋ねであったかと思いません。

私も、その場所につきまして、詳しくちょっとわかりません。というか詳細にわかりませんので、チッソの方にお尋ねしたわけですが、その場所では、ダイオキシンによる汚染はないと、されていないというぐあいに御報告がっております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 八幡プール群などの汚染については調査しては無く、把握できないということの話でした。それで資料をちょっと示したいと思います。

昭和49年に水俣市で市内をずっと調査されてましたよね、いろんな調査されています。私の手元にあるのは、昭和49年8月、水俣市公害課が調査した結果があります。百間丸島水路堆積泥土調査報告書、あの辺を中心に調査されたところ、報告書なんですけれども、地点が幾つかあるんですが、例えば水銀については、A地点7,700ppm、砒素、B地点925ppm、銅C地点7,220ppm、鉛、A地点8,360ppm、手元にはないと思いますが、環境課にありますから、この調査を見てもらえば、いろんなところで、水銀だけじゃなくて、いろんな高濃度の汚染があるかというのは、行政資料として残っているんです。

それで、ダイオキシンはこのころ、49年当時はなかった話ですよ。僕らもほとんど認識していなかった。ダイオキシンが出てきたのは、この15年、20年の話ですから、その後、そういう汚染はどうなっているのかということ調査しなきゃいけないんじゃないかなと私は思います。

それで、もう1つ資料をお出しします。八幡プール群にはアセトアルデヒド排水も流された

し、そのほかの排水も33年、34年に流されたというのは、もう1次訴訟判決でも明確になっていますよ。1次訴訟のときの法廷にチッソから出された資料があるんです。水俣工場の排水の種類、排水量という資料でして、これにはアセトアルデヒド排水、塩ビモノマー排水、アセチレン残渣排水、硝酸設備排水、硫酸ピーボディ塔排水、この硫酸設備とか硫酸カリ製造工場ですからダイオキシン工場なんです。排水始めた時期も昭和31年から、ですから、この間言われているのと一緒にですね。

1時間にどれくらいの量が出されたかというんで、1時間40立米、31年も40立米、32年70立米、33年70立米、34年70立米単位で排水が出されているというのが法廷に出された資料です。この排水にまさにダイオキシンが入っていたんですよ、硫酸カリ製造施設からの排水ですから。それは33年、34年は八幡プール群の方にも流されたというのは、もう公知の事実でしょう、確定した事実でしょう。ですから、あちらの方を調査しないと、汚染がどうなっているかわからないんですよ、結局。

3回目の質問です。今資料を示しましたけれども、49年には、それまで考えられた重金属毒物等の調査されたわけですから、改めて、この汚染状況どうなってるのか、本当に次の汚染を出さないためには、抜本的な対策をとらなきゃいけないというふうに思ってますけれども、それを調査されたらどうかというふうに私は思っています。

以上。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 1次訴訟のときの文書の中に、いろんな金属類等が含まれて排水されたということでございますけれども、私、そういった詳しい文献、今現在見ておりませんので、なかなかお答えできない部分もございます。そういった排水の中にダイオキシン類が含まれていたということも、当時としてはダイオキシン類が問題になっているということでございませんでしたが、今現在に至りまして、過去にそういう排水が流されたということであれば、ダイオキシン類の調査についても検討を要するんじゃないかなというぐあいに考えております。

どのような調査方法をもってすればいいのか、わかるのか、また、市の技術的な問題であるとか、いろんなこともございます。市において、市がまず調査すべきであるかどうかということも含めて、今後検討していきたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市の公共事業及び地方交付税について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 水俣市の公共事業及び地方交付税についての御質問にお答えいたします。

まず、公共事業費の推移についてですが、各年度の地方財政状況調査、いわゆる決算統計における普通建設事業費及びこれに準じた経費の合計額について申し上げます。

一般会計におきましては、17年度が桜ヶ丘・大戸口線道路新設事業など約8億円、18年度が市営白浜団地建てかえ事業など約13億5,000万円、19年度が月浦台地開発事業など約12億1,000万円、20年度が学校給食センター建設事業など約14億7,000万円、21年度予算では、小・中学校施設耐震化推進事業など約22億1,000万円となっております。

17年度以降の事業費の推移について見ますと、15年度の豪雨災害に係る事業が一段落した後、白浜市営住宅の建てかえ、月浦台地開発事業、学校給食センター建設事業などにより、普通建設事業費は増加してきております。

また、21年度につきましては、国の緊急経済対策事業などにより、普通建設事業費が大きく増加しており、繰り越し執行する事業費を差し引いても、全体では前年度以上の事業量を確保できるものと見込んでおります。

次に、一般会計以外での公共事業の平成17年度からの推移についてお答えいたします。

病院事業、水道事業、公共下水道事業を合計して、17年度は約6億円、18年度は11億4,000万円、19年度は約5億7,000万円、20年度は約7億8,000万円でした。また21年度は約11億2,000万円を予算計上しているところです。この間、病院事業においては医師住宅新築工事、医療機器の整備などを行い、水道事業においては、老朽化に伴う配水管取りかえ工事などを行い、公共下水道事業においては、雨水・污水管枝線工事などを実施いたしております。

次に、一般会計と一般会計以外を合計した公共事業費の平成17年度からの推移についてお答えいたします。

一般会計と一般会計以外を合計いたしますと、17年度が約14億円、18年度が24億9,000万円、19年度が約17億8,000万円、20年度が22億5,000万円となります。また、21年度におきましては、約33億3,000万円を予算に計上いたしております。

次に、平成12年度からの地方交付税の推移についてお答えいたします。

国全体で見ますと、地方交付税交付金の交付額は、バブル崩壊後も景気対策のために増加を続けてきましたが、13年度以降減額に転じ、17年度には三位一体改革による大幅な減額が行われて現在に至っております。20年度には、国の緊急経済対策により再び増加いたしましたが、昨今の景気後退に伴う国の税収の減少などもあり、今後の動向が懸念されるところでございます。

水俣市への交付額は、平成12年度の約63億5,000万円をピークに、13年度約61億5,000万円、14年度約58億3,000万円、15年度57億6,000万円、16年度53億3,000万円と減少し、17年度は国の三位一体改革等により、さらに大幅な減額となって約46億8,000万円、18年度は約48億2,000万円と若干ふえますが、19年度には約45億7,000万円とさらに減少いたしました。20年度には国の経済危

機対策による加算等により、約49億7,000万円と増加に転じ、21年度につきましては、普通交付税が約42億8,000万円、特別交付税につきましては、まだ未確定ではございますが、本市予算においては約6億円を見込んでおり、合計で約48億8,000万円と、対前年比約2%の減少となっております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

私も事前に財政課に行って、この辺の数字出してくれということでお願いして、ずっと数字を比べてみました。それで、17年度からの一般会計と一般会計以外の公共事業の合計額、17年度14億、18年度24億、19年度17億、20年度22億、21年度33億という数字でした。ですから、市長が就任されたのは18年からですから、17年度等に比べると、ずっとふえてきているというのは、これよくわかりました。

一方で地方交付税は、平成12年と20年度を比較するだけでも12億円ぐらい減っているわけですから、地方交付税が減る中で、これだけ仕事をする、地場の企業の人たちに仕事をつくろうということで、あるいは生活に密着した公共事業をどうつくるかということで努力されてきたというのが、この数字を見ながら自分も納得しました。

それで、水俣市内では建設業の方が幾つか倒産されて、その理由についてはいろいろとされているところなんですけれども、数字から見ると、こういうふうに水俣市が発注する公共事業については、15年、16年は災害がありましたから、そのときと比べても減っていないんだと、むしろふえているんだというのが数字で裏づけされたというふうに思います。

一方、国の方はどうかということでちょっと、ずっと調べてみましたら、ことしの10月21日付の熊日新聞です。熊本5区選出の金子衆議院議員がインタビューに出ていらっしゃるんですけども、こういう記事が出ています。インタビュー者が、自民政権ができなかったむだな公共工事にメスを入れたと賛同する声も少なくないと聞いているんですが、それに対して金子衆議院議員はこういうふうに言われています。

自民党政権下で公共事業はこの10年余りで半分になった。無計画なばらまきはなかったというふうにおっしゃっています。結局、国の方は、こういうふうに、この10年間で半分に減らされたんだと、県の方についても、財政が逼迫しているということで、急傾斜地などの工事についても、いっぱい要望は出ているんだけど、なかなか前に進まないというふうに、私が要望しているのも前に進みません、なかなか。だから、国と熊本県の工事が減った中で、水俣市のところが一生懸命頑張って仕事を出してきたというのが、この間の事実じゃないかなというふうに思います。

私は熊本県の芦北管内での仕事量がどう減ったのか、ここも調査しなきゃいけなかったんです

が、なかなか調査する時間がとれませんでした。これを比較してみると、どこの予算が減って、どこの予算をふやしたのかというのが一目瞭然になるのではないかなというふうに思います。

もう1つの角度から検証したいと思います。国民の貧困率なんです。これも同じく10月21日付の熊日新聞なんですけども、こういう記事が載っています。日本の貧困率15.7%、厚生労働省07年度の調査、98年以降で最悪の見出しがついています。この相対的貧困率とは、全人口の可処分所得の中央値、自分で処分していい、勝手に使っていいという所得の中央値、07年度は1人当たり、年間228万円という統計になっていますけども、228万円の半分、だから114万円未満しか所得がなかった人の割合が何%かというのを出したのがこの中央値、貧困率という数字のようなんですけども、この所得が中央値の半分未満の人が急上昇してるというふうに記事は書いてます。原因は、非正規労働者の拡大、年金だけで暮らす低所得者の高齢者人口の増加というのを挙げています。

そもそも、こういうのが、今日本経済はデフレ、物の値段が下がるとか、生産がどんどん落ちているだとか言われている、デフレになっているというふうに言われているんですけども、国民の購買力が落ちているということが、先ほどから議論が出ています大工さんや左官屋さんや、家が1軒建つと20業種の方たちが仕事をされるんですけども、こういう仕事が減っているということにつながっているんじゃないかなというふうに思っています。

そもそもこんな状況にだれがしたんだ。私は、自民党・公明党政治の結果だというふうに思っていますけれども、ここから、幾らかでも地方自治体としても努力をして暮らしを守っていくという施策を一つ一つ積み上げていくことが必要んじゃないかなというふうに思っているところです。

それで、最後に2点だけ質問します。

この4年間の中で公共事業の発注等で心がけてこられた、今、数字言いましたように、以前より伸びているんですけども、心がけてこられたことは何だったか、これが第1点です。

2点目は、水俣市の仕事で発注できる、現在の情勢を踏まえて発注できる仕事あるいは工夫して発注しなきゃいけないことがあるんじゃないかと思いますけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、2点。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、公共事業をやっていく中で心がけてきたことは何かということでございましたけれども、やはり17年という年は、ちょうど三位一体改革が行われたということで、地方交付税が先ほど申しましたように非常に実は落ち込んできて、公共事業に回せる事業はあるのかなという感覚でしたけれども、ほかに国の事業あるいは県の事業、国庫事業の減少



もございましたし、税財源の移譲も実は完全じゃなかったということで、歳入の方にはかなり減収になってきたということがありましたけれども、ただ、水俣市の公共事業につきましては、先ほど申しましたように、ほとんど減っていない。最近は経済対策の影響で逆にかなりふえてきたということもございますけれども、かなり努力をしてきているというふうに思っております。

ことしの夏に政権交代がございまして、政府与党のマニフェストというのがコンクリートから人へということを実は言われておりますけれども、我々地方経済の昨今の状況を見ますと、特に水俣市の場合は、製造業あるいは建設業に雇用を依存しているというか、非常に率として高いということもございまして、このままそういう政府のマニフェストどおりしていくと、非常に市としては困るなという、実は状況を感じております。

ここ数年、先ほどもありましたように、製造業・建設業の倒産ということも実はありまして、何とかそういう中で、県の事業も確保できるように県にもお願いをしてみたいと思いましたが、市の中におきましても、何とか新しい事業あるいはそういう改修の事業等も探して仕事の確保あるいは雇用の確保というのを実は努めてきたつもりでございます。今回も、また追加の補正をお願いしておりますけれども、今後も我々の身の回りを点検しながら、市民生活に係るようなそういう改修とか、あるいは修繕とかを考えながら、あるいはソフト事業の補助事業等も支援事業も考えながら仕事をつくっていくということをしていきたいというふうに思っております。

それから、水俣市の現下の情勢を踏まえて工夫が要るんじゃないかということでございましたけれども、今、景気の後退によって雇用不安が増している、仕事の量も現実にすごい減っているということでございまして、特に零細な中小企業あるいは個人企業の方々の仕事の確保とか、あるいは雇用の確保というのは、これはもう市にとりましての喫緊の課題という認識でございます。ですから、最近も実際に市民の方から、仕事がなくて困っているというようなことを直接私もいろんなことで聞いて、実は切実な問題だという認識でおります。今回も実は緊急でございましたけれども、議会の方をお願いすることにしておりますけれども、身の回りのいろんなハード事業、土木あるいは建築事業の改修・修繕、それからそのほかのいろんな高齢者、障がい者にかかわるところのハード整備の修繕等も含めて、そういう仕事を各課に、実は課長会議開きまして、各課をお願いして、いろんな知恵を皆さんから出していただきまして、事業として今取りまとめたところでございます。

今後も、そういう市民が少しでも安心して暮らせるように、市としてもいろんな仕事を掘り起こして、ぜひ仕事量の確保、雇用の確保につなげていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時4分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上道昭議員に許します。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 皆さん、こんにちは。

自民党議員団の淵上でございます。

市民の代表として、行財政全般に市長以下執行部の方針をただすばかりではなく、施策の提言ができる一般質問は、極めて重要なひのき舞台であると常々認識しております。通告に従い質問を行いますので、積極的な答弁をお願いいたし、順次質問を行います。

市長就任4年目、市制施行60周年の記念すべき年を水俣病の解決と環境モデル都市の推進、農林水産業の振興、観光、商工業、経済の振興、行財政改革等を正念場の年ととらえ、これまでの集大成として結果を残したいと、ことしの第1回市議会定例会で力強く述べられ、今日に至っている中、最初の質問、市政運営について、1点、質問をします。

1、市政運営について。

①、1期4年を終えようとする中、どのように総括をされておられるか。

2、第4次行財政改革について。

これまで平成7年、11年、16年の3次にわたり行財政改革での財政健全改革での財政健全化に取り組み、今日に至っています。何よりも経営感覚を強く持つことが極めて重要であります。今後とも、議員である以上、力強く取り組んでまいりたいと思います中、4点、質問をします。

①、意識改革、行政改革、財政改革の取り組みは最大の柱であると認識します。強力に推進すべきと思いますが、進捗状況はいかがなっておりますか。

②、財政事情が依然として厳しい中、自主財源確保への取り組みはどのように展開をされておられるか。

③、基金の活用はどうか。

④、政権交代前の経済危機対策、臨時交付金等の見直しで、本市の事業に対して影響はないのか。

3、福祉問題について。

高齢化社会の言葉をよく耳にいたします。現状はかなりの高齢化になっております。さらに進展をいたしまして超高齢化社会が到来をしておると私は思います。9月30日現在、特に久木野地区、東部地区の一部が高齢化率50%を超えております。いつまでも健康で元気に暮らしたいの

は、だれもが強く思っている毎日、それぞれの方々毎日元気に過ごしておられます。人生健康が一番、笑が一番、この言葉を強く認識し、以下、3点、質問します。

①、医療費削減のため、健康増進活動の効果は極めて大きいと思います。本市の健康増進活動の取り組みは。

②、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、地域がキーワードであります。6月の答弁で、認知症対策含め、調査・分析とあります。何をどのようにするのか。

③、総合健診が市内数カ所で実施されました。受診率と問題点は。

4、山間地域の高齢者の交通確保について。

みなくるバスも通らない、今まで通っていたバスも運行廃止の久木野、葛渡、石飛あるいは山間地域の高齢者の方々が買い物あるいは病院へ大変苦勞しておられます。タクシーで往復5,000円から6,000円の負担は、私は大変大きな問題と思います。超高齢化社会に対する交通のかなめに積極的に取り組む必要が求められると思います中、2点、質問いたします。

①、みなくるバスが通らない地域の現状をどう認識されているのか。

②、交通の確保が厳しい山間地域の高齢者の病院、買い物は極めて大きい課題であります。早急に対策が求められますが、いかがか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 渕上議員の御質問に順次お答えします。

まず、市政運営については私から、第4次行政改革及び山間地域の高齢者の交通確保については総務企画部長から、福祉問題については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

それでは、市政運営1期4年の総括についてお答えします。

まず、私が選挙公約第一に掲げた産廃問題も、我がふるさと水俣を守る市民の結集した阻止運動により、一応の解決を得ることができました。市民の皆さまにお約束したことが果たせたという思いがあり、この件に関しては満足をしているところであります。また、同時期に環境モデル都市の認定をいただきました。このことを水俣再生への浮揚の契機ととらえ、新エネルギー分野など環境分野での雇用の創出、観光・商工業の振興や農林水産業など産業の振興を図りながら、環境と経済の両立したまちづくりを展望し、進めてまいりました。これらは道半ばであり、今後の成果を大いに期待しております。

教育面では、支援教員制度の導入により、小学生54.4、中学生52.1と全国平均を上回る偏差値となり、今後とも努力していきたいと考えております。さらに、教養を高め、安らぎと充足の時

間を持っていただくために提唱した日本一の読書のまちづくりでは、策定した推進計画を実行に移すことにより、市民にその機運の高まりが見えてきたものと考えております。

観光面では、バラ園や道の駅のオープンにより、日帰り客が増加し、明るい観光スポットが水俣にできたと考えておりますが、今後はそれを宿泊にまでつなげていく取り組みが必要であるとと考えております。

また、エコパーク関係で申し上げますと、平成2年から整備が進められてきた水俣広域公園も昨年度完成し、グラウンドゴルフやサッカー、陸上、テニスなど、市民の健康増進につながるとともに、スポーツイベントの開催により、多くの方が水俣を訪れるようになりました。また、親水護岸や竹林園、遊具も整備され、市民の憩いと安らぎの場になっております。

経済面では、スイーツのまちづくりなど商店街と一緒にあったイベントが定着し、水俣のイメージも明るい方へと向いてきたのではないかと考えています。しかしながら、この4年間、幾多の地場企業が倒産するなど、日々の生活に困窮される方を本市からも生み出しました。世界的な景気低迷によるところではありますが、私も努力が足りなかったものと思っております。

行財政改革につきましては、具体策としては、特別職の報酬の削減、組織改革、事業の効率化や統廃合により、平成18年4月から平成21年10月までで1億5,781万円を削減しました。このことは職員一丸となった努力のあらわれであると思っております。

一方で、この4年間のまちづくりのスローガンに、小さくとも輝く、ほっと安心できる、ぬくもりのあるまちを掲げ、取り組んでまいりました。水俣市は高齢人口率も30%を超え、さらに障がい者率も7.5%と全国平均の2.5%を大きく上回るなど、お年寄りや障がいを抱えて暮らしている方が非常に多い自治体であります。このように弱者と呼ばれる方々が多く生活している本市におきましては、子ども、お年寄り、障がいのある人ない人がともに助け合い、安心して暮らしていける環境づくり、ぬくもりのあるまちづくりが必要と考え、役所ではカバーし切れない福祉的な業務をNPOや地域ボランティアの方々の手助けをいただく仕組みをつくることができ、うれしく思っております。

これまで、市民の目線、弱者の視点に立った市政運営に全力で取り組んでまいりましたが、まだ努力が足りない部分もあったのではないかと反省させられる悔しい気持ちもございます。第1期となる残された任期を精いっぱい頑張りたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目に入ります。

ここに、市長がお出になったときの18年の、私大事に持っております。4年たとうとしております。ここに7つほど施策が書いてあります。そして、産廃処分場は必ずとめますということで、ここにうたわれておる。そのとおりになったかなと思っております。本当に大変お疲れでござ

ございました。

最後に、市長が市民の目線で市政運営に全力で取り組んだが、努力足らずで大変悔しい気持ちがあったという、正直にこれを答えられたかなと思っております。いろいろ市長というのは、いろんな面でトップですから、大変なポジションにございます。心労もいろいろあられたらうなと思えますけれども、しかし、また2期目に出馬されましたから、そういうのを今度はうっ払って、また前進をしていただきたいと思います。

そこで、市長、2回目をお伺いしますけれども、私は再三トップセールスというのをこの場でも言っただろうと思っております。それくらい、トップというのの意義、またポジションは重いわけございまして、また逆に、やりがいのある立場かなと思っておるんですね。そういう中で、今まで振り返ってございまして、市長としてトップセールスについて、市長はどのようなお考えを持っておられるか、いろんなところが各自治体で首長をやっておられます。そして、かなりの効果を上げておられますけれども、宮本市長の約4年やってこられまして、そして我々がトップセールスという話をよくしましたけれども、それについての市長のお考えを聞きたい。

2点目ですけれども、やっぱりどの職場も一緒ですけど、やっぱり組織は人なりというか、どうしても人の動き、人をいかに動かせるか、そういうオーケストラの指揮者の立場だろうと思うんですね。そこで、職員の能力を最大限引き出すのが市長としての役割も大きいだろうと思えます。そこで、職員について4年見られて、トップとして見られて、どのように職員を評価しておられるか。個々ではできませんけども、大体市長の思いの総括があろうと思うんですね。職員についての総括の評価をちょっとお聞きしたい。

3点目です。いわゆる経済の活性化というのが盛んに論ぜられております。これは北海道から沖縄まで、やっぱり経済の活性化が一番、私はキーポイントだろうと思うんですね。そこで、市長も努力不足であったと述べておられます。そういう背景の中、チツソを含めまして、本市の経済状況について、どのような御見解を持っておられるか。

この3点をお伺いをしたいなと思えます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、トップセールスについてどのように認識しているかということでございます。

私はやっぱり水俣の場合、このように経済が疲弊している中でございますから、やはり企業誘致を中心とした、そこら辺にトップセールスというか、トップとしての動き、力を発揮していかなければならないと思ったところでございますけれども、残念ながら、なかなかうまくいかな

かったというのが現状でございます。

本市のみならず、どの自治体でも大変厳しい状況でございます。その中で、私なりに動いたところでございますけれども、残念ながら誘致にはつながっておりません。非常に市内の企業の経営状況あるいは雇用状況が大変厳しい状況であると認識しておりますので、とにかく本市のトップとして、先頭に立って今後も企業誘致あたりには向かっていかなければならないのではないかなと、そのように思っております。

先ほども申し上げましたけれども、現状の結果はともあれ、この部分については、やはり私は努力不足ではなかったかなというような自分なりの反省をしているところでございます。

それから、次に4年間を振り返って市職員をどのように評価しているかということでございます。

この件につきましては、先ほどもちょっと出まして、緒方議員からも職員の情熱が足りないんじゃないかなという御指摘もございました。いろいろな、そのほかにも職員の不祥事もございましたし、いろんな市民の方々からも、職員の対応が悪いのではないかと、いろんな苦情も伺っているところでございますが、私といたしましては、一人一人の業務が増加する中においては、職員は大方頑張ってもらっているのではないかなと、そういうような評価をしているところでございます。

今後も職員と一緒にあって、そしていつも申し上げますけれども、市役所というのは、市民の役に立つところと書いて市役所というんだというような気持ちを忘れずに、これからも経営感覚あるいは危機意識を持ちながら頑張っていかなければならないと、そのように思っております。

それから、最後でございますが、経済活性化が最大の問題であり、チッソを含め、本市の経済の現状をどのように認識しているかということでございます。これは、さきに大川議員にもお話をさせていただきましたが、大変厳しい状況であると、企業誘致も含めまして、雇用も大変厳しいということをしっかり受けとめているところでございます。今後、この状況ですけれども、精いっぱい頑張っていかなければなりませんし、また、チッソさんにおかれましては、この非常に厳しい状況の中でございますけれども、液晶の製造設備をつくっていただいたり、やはり毎年雇用もしていただいております。大変感謝を申し上げているところでございます。今後とも一緒にあって努力をしていかなければならないと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 大体理解をいたしました。いずれにしても、再選をされれば、当然トップセールスがまた大きくクローズアップされていられるかなと思っております。市長には、あと2カ月もありませんね。そういう中で、ひとつ健康に気をつけられて頑張ってくださいますようお願い申し上げます、終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、第4次行財政改革について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 第4次行財政改革について順次お答えいたします。

まず、意識・行政・財政改革の取り組みは最大の柱であり、強力に推進すべき進捗状況はどの御質問にお答えいたします。

水俣市第4次行財政改革は、刻々と変化する社会経済情勢に的確に対応できる簡素で効率的な行政の構築と持続可能な財政運営等に向けた種々の取り組みを実施してまいります。平成21年4月から、第4次行財政改革への取り組みを実施しております。第4次行財政改革大綱においては、意識改革、行政改革、財政改革の3つの柱と8つの推進項目について、各課ごとに取り組み内容を検討し、実施計画を作成いたしました。また、水俣市のホームページにも掲載をいたしております。

さて、本大綱では3つの改革を掲げておりますが、その中でも特に職員の意識改革が大切であると考えております。実施計画に掲げております職員の待遇向上、職員服務規程の徹底、朝礼やミーティングの徹底、余裕ある出勤の徹底、人材育成のための研修体系の構築、職員の地域活動への積極的な参加の推進等を中心に今後5カ年間で確実に推進をしていきたいと考えております。

次に、現在の取り組み状況ですが、職員の待遇向上につきましては、積極的に待遇研修会等への職員の参加を実施しております。これまで、サービス向上研修等、延べ20人の職員が参加し、さらに、今後は、待遇マニュアルを作成し、庁内における待遇研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

職員服務規程の徹底につきましては、公務員としての自覚を常に持つよう、課長会議等を通じ、全職員に周知徹底を行っているところであります。朝礼やミーティングの徹底につきましては、職員一人一人が共通の目標や認識を持って業務を遂行できるよう、各課、毎週1回程度の朝礼やミーティング等を実施しております。余裕ある出勤の徹底につきましては、これまで、始業時間いっぱいに出勤する職員もいたため、基本的なことではありますが、始業時間は勤務を開始する時間であるとの認識を徹底するため、その周知に努めております。

人材育成のための研修体系の構築につきましては、水俣市人材育成基本方針を作成し、その方針に沿って、専門的な知識や職員に応じた処理能力の育成を図り、常に市民の目線に立った新たな課題に積極的にチャレンジできる少数精鋭の職員の育成に努めてまいります。職員の地域活動への積極的な参加の推進につきましては、各課において、自治会活動や地域の各種行事等、職員の地域活動への積極的な参加の啓発・周知に努めております。

職員の意識改革は、これまでの慣例や公務員意識等、なかなか難しいところもございますが、市民が満足する、市民のための市役所であるために、これからも根気よく、職員の意識改革に取り組んでまいりたいと思っております。

そのほか、行政改革の危機管理体制の充実につきましては、あらゆる危機管理に対応できるよう危機管理体制の充実を図るため、水俣市危機管理指針を10月に作成をしております。また、財政改革の水俣市立総合医療センターの地方公営企業法の全部適用への検討につきましては、平成22年4月からの移行を目指し、準備を進めております。

少しずつではありますが、確実に行財政改革を実施しているところであり、毎年度、進捗状況の把握や見直しを行い、積極的にその実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自主財源確保の取り組みについてお答えいたします。

住民生活を支える各種行政サービスの水準を維持・向上していくため、また、地域の実情に即した独自の施策を推進するために、限られた財源を有効に活用し、最大の効果を上げる努力とともに独自の財源を確保するための取り組みは必要不可欠のものでございます。元来、財源に乏しく、地方交付税等の依存財源に負うところの多い本市にあっては、市税を初めとする自主財源についても徹底して見直すとともに、新たな財源の確保についても常に取り組む必要があるものと考えております。

まず、本市の歳入の4分の1を占める最大の自主財源であります市税につきましては、20年度の収納率が現年度分で97.4%、過年度分で18.2%と比較的良好な水準にあります。今後とも収納事務に係る専門的知識の習得とその継承を図るために、収納対策室を設置して組織体制を強化し、滞納処分強化などにより、さらなる収納率向上を図っております。

また、使用料、手数料につきましては、定期的な見直しを義務づけ、受益に比して適正な負担水準にあるかなどを常にチェックし、負担の適正化を図っております。

そのほか、遊休土地等の売却など資産の有効活用に努めるとともに、広報みなまたや公用封筒への広告掲載など、未活用の行政資産を活用して新たな財源を生み出す努力を継続してまいりたいと考えております。

次に、基金の活用についてお答えいたします。

水俣市では、平成20年度末現在で、財政調整基金外14件、総額約23億9,000万円の積立基金を保有しており、そのほか、定額運用基金である土地開発基金、奨学基金を合わせますと約28億円の基金を保有しております。このうち財政調整基金約12億9,000万円、減債基金約1億3,000万円につきましては、災害等の不時の財政需要による歳入不足に備えるほか、公債費の平準化などのために使用するもので、いわば市の貯金箱的な役割を果たしているもので、一方、これらを除く特定目的基金につきましては、設置条例等に定める目的のために設置し、毎年の事業所要額を取



り崩し、歳入として市の会計に繰り入れて使用しております。

これら基金は、過去において予算を計上して積み立てた貴重な財源であり、それぞれの行政目的の達成のために有効活用を図らねばなりません。また、基金の目的や運用の状況等についても常に点検を行い、既に目的を達成した基金、社会情勢等の変化により所期の目的を果たすことができなくなった基金などについては、所要の見直しを行い、基金の有効な活用を図っていくべきものと考えております。

次に、政権交代前の経済危機対策臨時交付金等の見直しは、本市の事業に対して影響はないのかについてお答えいたします。

昨年末以来の世界的な景気後退の影響から我が国も深刻な不況に襲われており、これに対し国は平成21年度第1次補正予算において、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金などの地方公共団体への臨時交付金を初めとする空前の規模の緊急経済対策を打ち出し、全国の地方公共団体においてもこれに連動して経済対策に取り組んでまいりました。

しかし、8月の衆議院議員総選挙の結果、政権交代が行われ、新政権は、みずからの政権構想、マニフェストの実現に向けて、21年度予算の徹底した見直しを行うこととしており、第1次補正予算に計上された事業につきましても、一部で執行停止や事業中止などが取りざたされております。

本市においても、国の第1次補正予算に盛り込まれた地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金の活用や国庫補助事業等の拡大に対応するため、7月24日の臨時議会において、約11億5,000万円の補正予算を議決いただいたのを初め、これまでに総額14億円以上の公共事業費を計上し、事業の拡大・前倒し実施により地域経済の活性化を図ってきたところです。しかし、大きな話題となりました事業仕分けを初め、国の予算事業の大幅な見直しで、議員御指摘のように、本市の予算執行についても影響があるのではないかと私どもも危惧していたところでございまして、これまでさまざまな方面からの情報収集に努めております。

本市では、これまでに9月議会で議決いただきました水俣市一般会計補正予算第6号に計上いたしました子育て応援特別手当の支給に要する経費2,361万円につきまして、国の新たな制度への振りかえのため、執行を停止することとしております。一方、地域活性化・経済危機対策臨時交付金2億1,000万円につきましては、削減、執行停止等の対象とはならないものと判断し、地域経済活性化のために早期の事業執行を図っているところでございます。

また、緊急経済対策に盛り込まれましたその他事業につきましても、例えば緊急雇用創出基金事業、グリーン・ニューディール事業、その他の国庫補助事業につきまして執行停止等の情報はなく、本市の予算執行には特に影響はないものと考えております。しかしながら、例年になく多額の事業費を予算計上している状況に変わりはありませんので、今後とも国・県等からの情報

収集に努め、事態の変化に適切に対応するとともに、事業の効果を最大限に発揮できるよう、適正な執行に努めてまいり所存でございます。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

4点か質問しましたが、1点目は、確実に今、行財政改革が進んでおるような感じがいたします。今後とも引き続き力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

自主財源はまた後で触れますけれども、4番目でやっぱり出たなと思っておりましたね、やっぱり政権交代した中で、いわゆる2,300万強の執行が停止されております。これは政権交代という事でこうなったかもしれませんが、影響が来たなと思っておるわけでございます。

そこで、2回目の質問をここに4点ほど挙げておりますが、まず、私もこの第4次の改革大綱はもう常に見ておるつもりでございます。今後とも、時々ならめっこしながら、これはいきたいなと思うんですが、私もやっぱりどうしても意識改革とか財政改革とか、あるいは行政改革ありますけどね。まず、やっぱり意識改革、ここだろうと思うんですよ。私も議員になりましてやがて11年になりますけれども、どうしてもやっぱり職員さんを見ておりまして、先ほども職員の評価を市長に聞きましたけれども、ちょっとやっぱり私からすると、もう少し物足りないというのが素直な意見でございまして、よくこの場でも職員のことを言っておったつもりかなと思うんですね。

したがって、まず1点目ですけれども、先ほども言いましたけれども、組織は人なりですよ。人が活性化するんです、職場は。そういう中で、先ほども意識改革は大切と答弁がありましたけれども、私はまだ不満足、もっと力を入れて、この意識改革等に取り組んでいただきたい。いろいろ朝礼の実施とか、もう私も再三これまで言ったつもりですけど、ミーティングとか、そういうのをもっと積極的にやる、そういうことをしながら、職員のやっぱり活気あふれる、あるいは職場をつくるということは私は必要かなと思っております。

そして、前も、ずっと気づいておりましたけれども、一遍、私わざと駐車場におきまして、職員の出勤状況を見たこともあるんです。ぎりぎりに滑り込む職員もちらほらちらほらおられましてね、こういうことかと思ったこともあったのも事実なんです。ですから、今おっしゃったように、余裕ある出勤、やっぱり早目に出勤しながら、時にはやっぱり掃除をすとか、職場辺の。そういうことに意識を変えていかないかなということを思いますけれども、そういうことを含めまして、さらなる取り組みについていかが考えられるか、1点目。

2点目ですけれども、自主財源確保、財政の方で一生懸命取り組んでおられます、総務とか取り組んでおられますけれども。その中の一つ、ふるさと納税というのが2年ほど前にスタートいたしました。よそは、よく新聞紙上を見ると、例えば大口の寄附とか、そういうことがありまし

て、うれしいなと思うんですけれども、水俣の場合は、なかなかそうはいかない。しかし、やっぱり努力すれば、そういうふるさと納税のアピールというか、そういうことをしていきますと、やっぱり中にはお金を水俣のために使ってもらおうかという気の方がおられると思うんですね。ですから、もっと積極的にふるさと納税に取り組んでいただきたいと思います。今、その中でふるさと納税がどれくらいあるのか、金額ですね、それをまずお聞きしたい。

先般、私たちも谷口議員と一緒にふるさと納税、寄附をいたしました。もう2年続けてしておりますけれども、多分25万かな、なっておろうかなと思うんですね。ですから、このおいしいふるさと納税は、ちょっとしたテクニックによって私は自主財源確保につながると思うんですね。ですから、そういうことで取り組みをちょっと、もう一遍お聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、これも職員さんからすると、耳の痛い話かもしれませんが、ここに20年度決算があるんですが、いわゆる時間外勤務手当ですよ。これが高いか安いかは私言いません。ただ、聞きたいのは、残業というのは、例えば部課長、上司が指示をしてやっておられるのか、あるいは自分たちが、極端な言い方、仕事が滞ったから報告なしにやっておられるのか、そこの、そして結果的に月末に上がってきた残業の書類に印鑑を部課長が押しているのか、そこらが私はちょっと今のところ不可解でございます。したがって、この残業手当のこの指示とか決裁はどのようになっておるのかということをお伺いしたい。

最後ですけれども、いわゆる行財政改革、この決め手は、どうしても、このページにすると、前に書いてありますけどね。いわゆるPDCAという、プラン・ドゥー・チェック・アクションという、これをやっぱりしょっちゅう回しておかなければ、うまくいかないと思うんですね。ですから、このPDCAにやっぱりよく目配りしながら取り組んでいけば、いろんなことが私は解決できるかなと思うんですね。それについてどのように取り組まれるか、この4点をお聞きします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 4点ほどありましたけれども、意識改革に対するさらなる取り組みということだったと思います、最初。

洲上議員からも既にもう何回か、そういう意識改革について取り組みなさいというようなことで、いろいろ御質問もいただいて、叱咤激励もいただいておりますけれども、ようやく朝のミーティングについては、ほぼ全職場で板についてきております。毎週、各課でそれはやっておりますし、実は毎日やっているところも当然何力所かございます。それから、全員じゃなくても、係長クラスを集めて意思の疎通を図っているという課もございます。やっぱりおっしゃるように、もう若干今度は冬場になってきまして、出勤も少し遅目かなという職員もちらほらおりま

すけれども、遅刻まではしておりませんが、やはりそういう意識というのは常々言っていないといけないのかなというふうには思っております。

特に我々市の職員は市民からいつも見られているという意識が大事かなと、そういうことからいけば、まずは身だしなみ、やはり公務員としての服装とか、あるいはお化粧品もそうなんですけれども、アクセサリもそうですし、やはりそういう清潔な印象というのをきちんとするというのは必要かなというふうに思いますし、また、もう1つは、やはり直接的に市民の方と接することですので、そういうあいさつの仕方、やっぱり気持ちよく、大きな声でという、必ず役所に来られるというのは、用事があるわけですので、そういう来られたということで、さっと対応できるような、そういう動作が必要かなと、そういうふうには思っております。ですから、身だしなみとあいさつと言葉遣い、これは基本中の基本かなということで、今後もミーティング等を通じて、これは徹底していきたいなというふうに思っております。

それから、ふるさと納税でございますけれども、これにつきましては、20年度においては11件で101万円ございました。21年度は、現在までで13件の129万円でございます。ふるさと納税も条例を制定した当時というのは、各自治体、それぞれ工夫を凝らして、啓発活動をやったんですけれども、かなり今はそれぞれ若干下火になったかなというところもございますけれども、水俣市民あるいはその出身者が集うそういう同郷会とか、あるいはこの前、ひよげ踊りの収益金もちょっと寄附をいただきましたけれども、そういう市民の有志が覚えていただけて、実は寄附をいただけるということもございますので、今後も、ぜひPRをそれぞれの場所で続けていきたいというふうに思っております。

それから、時間外勤務手当でございますけれども、この指示命令はどういう形でやってるのかということでございますけれども、大体超過勤務命令というのは通常はしないんですけれども、考え方として2通りあるのかなというふうに思っております。1つは、臨時的にしなくちゃいけないときがございます。例えば災害だったり、あるいは初めてのイベントだったり、あるいは選挙だったりというようなことがございます。それから、経常的と言ったらあれなんですけれども、例えば一時的に業務がふえる時期、例えば納税の時期とかですね、納税を賦課する時期とか、そういうのは一時的に業務量がふえてまいりますし、あるいは恒例のイベント、昔からやっているイベントというのは、どうしてもこれをやらなくちゃいけないという、やっぱりその時間に合わせて超勤やらざるを得ないという、住民のためにですね、そういうのが出てくるという2通りあるのかなというふうに思っております。かなり行財政改革をずっとやってきて、20年度を調べましたところ、実は2,100万強ぐらいございました。

ただ、これを各14市で比べてみますと、下から2番目の額でございます。ですから、水俣市の職員は、かなり超勤については頑張って実は減らしてきたということが言えるのかなと思います。

けども、ただ、今言われましたように、超勤の指示命令についてはどうやっているかということでございますけれども、下の方から係長に言いまして、それから課長が最終的に決裁をして、事前に決裁をして超勤を認めるというふうなシステムになっております。ですから、以前ありましたように、後から事後決裁ということは現在のところないものと実は思っております。

それから、もう1つはP D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクションを常々やるべきじゃないかということでございますけれども、これはごもっともな御意見でございます、常にこういう回転をやっていないと、どこかで滞っていくというのは、もう当然の理でございますので、特にそういう、これは意識改革にも通じるのかなというふうに思っておりますので、これは実は我々管理職も含めたところのチェックが必要かなと思っておりますので、これは徹底したいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目の質問をいたします。

1点ですけれども、先般、熊日にも載っておりましたけれども、電子申請システムというのがありますね。これは水俣市の場合は、5年間でわずか10件かな、これは。ですから、全くこれは費用対効果が私は達せられておらないと見るんですね、これは。よその県もいろいろあるみたいですが、なかなか告知とか、そういうのが知れ渡っておらないかなと思うんですね。そういうことで、予算のこれからすると、私はちょっと予算のむだ遣いというのが、御無礼な言い方だけでも、ちょっと予算の効率的に、私はこれは承認しがたいなと、理解しがたいと思っておりますが、いかが考えられるかお願いします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 電子申請につきましては、実は、これも政府の方針でこういう電子政府というふうなことが始まったわけなんですけれども、既に5年ぐらい経過をしております。これにつきましては、水俣市の方でも、1回試験的に、実は職員採用試験のときにこれを活用してみた経緯がございます。ただ、これも完璧じゃなくて、写真とか送るときに非常に不便な部分が逆に出てきたりとかということがありまして、なかなか使えないなという部分もございます。ほかは、あとは一、二件そういうのはあっておりますけれども、全然活用が実はなされていないということで、実はもう5年たちまして、今は次のステップに行く第2段階で県の方と各市町村で協議会をつくっておりますけれども、その中でも実は議論になっておりまして、一番厳しい議論を言っているのは水俣市と八代市でございます、非常に効果が上がっていないので、できれば、水俣市としては離脱をしたいという方向を今申し述べている最中でございます。

今回もたまたま政府の例の刷新会議のワーキンググループの中でも、新聞に載っておりましたけれども、事業見直しをなささいというようなことを言われておりますので、方向性としては、

費用対効果を考えれば、非常に厳しいなというふうに思っています。

○議長（松本和幸君） 次に、福祉問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、福祉問題についての御質問にお答えします。

初めに、健康増進活動の取り組み、次に、健診の受診率について、最後に、認知症対策についてお答えします。

まず、本市の健康増進活動の取り組みについてですが、本市の現状として、65歳以上の高齢者が人口の3割を超え少子・高齢化が進んでおり、1人当たり老人医療費及び国民健康保険1人当たりの医療費も年々増加傾向にあり、平成20年度の1人当たり診療費は県下ワースト2位で、県平均を大きく上回っている現状があります。議員御指摘のとおり、医療費を抑制し、生活の質の向上を図るため、本市においても市民一人一人が生活習慣を見直し、より一層の健康増進、発病を予防する1次予防に重点を置いた健康づくりを推進することが重要な課題であると認識しております。今回は、直接医療費に反映されると思われる生活習慣病対策に関連する保健活動についてお答えいたします。

まず、昨年度から、高齢者の医療の確保に関する法律により、特定健診と特定保健指導が開始されました。国は特定健診の実施・成果に係る目標として、平成24年度までに特定健診受診率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の減少率10%を示しており、達成状況により、医療保険者が納付する後期高齢者支援金について、プラス・マイナス10%の範囲内でペナルティーを科して調整を行うこととされています。

本市において、医療費の中でも、とりわけ糖尿病や人工透析の受診率が県下ワースト1という現状があります。そのため、健診結果から、メタボリックシンドロームに起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧の該当者や予備軍となっている方を抽出し、進行や重症化の予防を目的に特定保健指導や個別の家庭訪問等による保健指導に重点を置き活動をしているところです。

また、メタボリックシンドローム該当者以外や治療中の方にも検査データが悪い方があり、今後このような方々への働きかけについても、主治医を初め医師会との連携を図ることにより保健指導体制づくりを進め、地道ではありますが、医療費の削減につながっていくよう努力をしてみたいと考えております。

次に、総合健診の受診率と問題点についてお答えします。

まず健診、つまり健康診査には、特定健診と各種がん検診がセットになった総合健診と、受診者が希望する検診だけを選んで受けられる複合検診があります。さきにもお答えしましたように、4年後の特定健診の国の目標は65%であります。本市では、特定健診の本年度の目標を

30%、各種がん検診の受診率を50%としておりました。

今年度の特定健診と各種がん検診の受診率ですが、11月末日現在、特定健診が20.1%、胃がん検診18.8%、肺がん検診28.8%、大腸がん検診24.8%、子宮頸部がん検診28.4%、乳がん検診39.6%という結果で、目標よりはるかに低い受診率でした。

受診者の内訳を年代別に見ると、とりわけ40歳代、50歳代の若い世代の受診率が低くなっています。このことは、結果として生活習慣改善の機会を逃し、高齢期の生活習慣病、さらには介護予防に歯どめがきかないことにつながり、受診率を上げることは大きな課題であると考えています。今後、その対策について、保険者である国民保険担当窓口や専門家、住民の代表者から成る健康づくり推進協議会の中で十分協議し、対応について検討してまいりたいと思います。

次に、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、地域がキーワードであり、認知症対策を含め、何をどのように行うのかとの御質問にお答えします。

6月議会の中でお話しし、また、9月議会において補正予算にて計上させていただいておりますが、認知症対策に係る熊本県のモデル事業である熊本県認知症地域支援体制構築等推進事業を9月16日付で正式に受託し、事業を始動しております。この事業の目的は、地域の中での福祉力を高め、地域において認知症の人と家族を支えるため、地域資源をネットワーク化し、地域資源相互の連携を通じた地域支援体制を構築するものであり、県内で7つの市町村が、次年度までの2カ年事業としてモデル事業を実施するものであります。事業の事務局は水俣市地域包括支援センターに置き、本市の高齢介護支援室が支援、連携の中で事業を推進することとなります。

この事業においては、認知症支援ネットワークの構築に向け、地域包括支援センターや専門医、かかりつけ医、介護保険施設、協力者など、認知症に関する地域資源を収集・整理した地域資源マップを作成することが義務づけられており、そのほかに地域の特性に応じてさまざまな事業を実施することができることから、本市におきましては、地域住民等への認知症の啓発・理解促進をまず今年度の重点事業として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本事業の推進に当たっては、さまざまな提案や実践等の調整役としてコーディネートチームを設置し、この中で、既に推進策の検討・協議に入っており、手始めに介護保険事業所や関係団体を対象とする事業説明会と、広く市民等への意識啓発を目的とするキャッチフレーズ及びシンボルマークの公募を実施することとしております。また、市民及び近隣市町村住民を対象とするフォーラムの開催、さらに、認知症の人や家族の理解者となる認知症サポーターを年度内で1,000人ずつふやしていくための認知症サポーター養成講座を積極的に開催してまいります。なお、サポーター養成数は、先月末時点で既に800人を超えており、順調に取り組みが進んでおります。また、そのほかにも医療と介護の連携による認知症の早期発見・予防に向けた取り組みとして、医師会との協力体制をとりながら、物忘れ相談会を実施するなど、医療との連携の構築も図って

おります。

今後、これらのネットワークを生かしながら、徘徊模擬訓練などを実施し、地域の中で認知症を支える仕組みづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

前回、この問題がちょっと時間が足らなかったものですから、今回再度取り上げたわけでございます。何といたっても健康ですよ、せつかくの人生でございます。私もこのごろ少し健診でひっかかりまして、ちょっと困っておるんですけども、改めてそのように思っております。

そこで、先ほどのサポーターですかね、かなりふえておるなということ、今びっくりしました。800人超えておるといことで、これは非常にいいなと思っております。今後とも努力していただきたいと思っております。

そこで、ちょっと4点、先ほど答弁の中で、それから関連しながら進めたいと思います。

まず1点目ですけれども、いろんなセミナーとかイベントやっておられますけれども、どうしても参加者とか関心が低いような感じがするんですね。ですから、そういう市民の関心とか成果ですか、これはどうなっているか、これまず1点目。

2点目ですけれども、今、認知症対策含めて、サポーターが800超えておるとおっしゃいましたが、担当課の方がこの問題について、あるいはひまわりプランとか何かもありますけれども、その実行に向けて、よく取り組んでもらっている姿は私も十分理解をいたします。ただ、今後ともふえ続ける中、よりきめ細かい対応が私は現状よりも求められると思うんですね。したがって、その進んだ施策が必要と思うんですよ、取り組む施策がですね。そこらについていかが思われるか。

3点目、これもびっくりしました。糖尿病とか人工透析、県下ワースト1と、ただびっくりしたわけですが、大変低い。ですから、受診率向上に、せつかくですから、やっぱり受診率向上に向けて頑張ってもらわなければなりません、その受診率向上対策についていかがお考えか。

4番目です。冒頭言いましたけれども、健康あつての人生です。うちの地域にも千葉からUターンされて今2年目です。東部ですけれども、この方が一生懸命、もう70前後だろうと思うんですが、いろんな面で明るく元気にやっておられます。この人の姿を見ると、本当に偉いなと思っておるんです。要するに、私から言わせると、高齢者の見本なんですね。病気も余りしなはらん、どこかに行けばよく参加される。先般のあれがありました。みらい館で「心の健康、うつ病について」、私もちょっと健康づくりをやっておったもんですから、11区あのみらい館に行ったんですが、ここで医療センターと健康高齢課の方々が来られて、こういう健康ということ



についてやっておられました。そこに、ほとんど女性なんですね、参加者が。だから、これはいかんnaと思っておるんですが、その中にやっぱり男性として1人來られておられたんです。ですから、このように元気な方もおられる。また葛渡に行けば、一生懸命農作業に頑張っておる御夫婦もおられます。この方もやっぱり人生の見本かなと思っておる。

したがって、健康が一番ですから、健康あつての人生、この問題に積極的な取り組みが担当課としても強く求められると思うんですが、いかがお考えか、この4点をお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） まず第1点ですが、市民のいろんな講演会とかセミナーへの関心、どのように認識しているのかというお尋ねであったかと思ひます。一般的に言つても、若い世代でも仕事が忙しく、健康にも自信があると、また生活習慣病そのものが初期段階では症状に自覚しにくいといったこともございます。そういったことで、危機感を持ちにくく、何らかの自覚症状が出始めないと、真剣にみずからの健康状態に関心を持ってもらうというのが非常に難しいと、そういった人情といいますか、現状がございます。

そのため、健診の受診率も低く、毎年、健診終了後に行っている健診結果の説明会、これについても、対象者が実際は二、三割しか出席、参加ができないといった現状もございます。このことから見ましても、市民の健康に関する関心度というのがいまひとつではないかというぐあいに感じております。もっともっと関心を高める施策というのを今後とも積極的に工夫しながら、それも地域の方々とも御相談しながらやっていきたいというぐあいに考えております。

それから、認知症サポーター、かなり初年度で相当数ふやしてきたという実績ございますけれども、やっぱり認知症に対する理解というのを今後ますますやっぱり深めていく必要があるのかなということを感じております。

そこで、より進んだ充実した内容の施策というのは必要と思われるかどうかというお尋ねであったかと思ひます。高齢者が住みなれた地域の中で可能な限り暮らし続けていくと、続けられる姿というのがやはり基本的な将来像として、水俣市にはそういう将来像がふさわしいのではないかとこのぐあいに考えておりますし、まずは、介護保険や高齢福祉などの制度、さらに保険医療の充実に国や県との連携の中で当然力を注いでまいりたいと考えております。

今回、認知症に係る県のモデル事業を受託し、地域づくりについて仕組みづくりを行う中で、先ほども申しましたように、認知症の症状や本人や家族の気持ちを啓発事業等を通して理解していただくと、理解者をふやすという取り組みを行っておりますけれども、今後さらにボランティアの養成であるとか支援者へのスキルアップ事業、地域内での徘徊模擬訓練、実際に社会実験ではございませんけれども、実証する実験をやつて理解を深めていきたいというぐあいに考えております。そのように認知症にかかわる事業をきっかけに、福祉のまちづくりを地域の中で自発的に

発展していくことを期待しているところでございます。

それから、受診率の向上対策ですが、先ほど来言っていますように、多くの市民に健診を受けていただきたく、自分自身の健康に関心を持っていただきたいということを常に言うておるわけでございます。さらに地域単位で今後健康座談会、そういったものも開催し、地域別に医療費の推移や健診結果の分析結果等をお返しして、健康づくりを地域全体で考えていただくための啓発活動、そういったことの充実を図っていききたいというぐあいに考えております。

それから、最後になりますけれども、市民の健康に関する意識向上のための施策ということでございます。先ほど来申し上げていましたように、市民に健康に関する意識を高めてもらうというのは、とても難しいというぐあいに感じておりますが、若い世代には、乳幼児健診や各種教室、中高年齢者へは健診や介護予防事業、まちかど健康塾など、たくさんの人が参加されるあらゆる事業の機会をとらえて、健康に関する啓発活動を行っております。また、先般行いました文化祭や環境フェスタ等、市の大きな催しと抱き合わせまして、医師会を初めとする関係団体に協力をお願いしていただきながら、健康まつりを開催し、市民の意識啓発に努めているところでございます。

今後の課題として、来年度は健診結果から夫婦や家族、地域単位で楽しみながら継続して健康度アップに取り組む工夫ができないか研究をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 3回目、要望だけしておきます。

市民の健康増進のためになるように、担当課としても今後の取り組みを大いに頑張ってくださいようお願い申し上げまして、終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、山間地域の高齢者の交通確保について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、山間地域の高齢者の交通確保について順次お答えいたします。

まず、みなくるバスが通らない地域の現状をどう認識するかについてお答えいたします。

本市では、人口の減少等によるバス利用者の減少のため、バス事業者に対する補助額が年々増加を続けており、今後、路線の維持自体が厳しくなることが予測されるため、既存路線を順次見直し、平成15年からコミュニティバスみなくるバスを導入してまいりました。平成20年3月の茂道・湯の鶴線への導入により、市内全路線のコミュニティバス化が完了いたしました。議員御指摘のとおり、市内には、依然として、バス等の公共交通が運行していない交通空白地区がございます。

公共交通がない山間地域にお住まいの方からは、通院等で市街地まで来る場合、タクシーで往復数千円かかるため、みなくるバスの導入等公共交通を確保するよう要望をいただいております。市といたしましても、山間地域の公共交通確保につきまして、何らかの対策を講じる必要があると認識をしております。

次に、山間地域の交通確保に向けた対策についてお答えいたします。

本市では、山間地域の交通確保を含めた市内交通体系を再検討するため、国土交通省所管の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、今年度に、公共交通におけるニーズ調査等を実施し、調査結果に基づき、市内の公共交通計画を策定いたします。来年度以降、計画に基づく実証運行を実施し、地域の実情に応じた交通体系を構築するよう見直しを図ってまいります。

しかしながら、みなくるバスの路線のみの補助額は導入前よりわずかながら減少したものの、バス事業者への補助総額は、バス利用者の減少により年々増加傾向にあります。市の財政も厳しいことから、採算性及び効率性についても十分考慮し、山間地域の交通確保について、バスのみならず、乗り合いタクシーの導入など、あらゆる可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 瀧上道昭議員。

○瀧上道昭君 時間が迫っておりますので、1点だけ聞きたいと思います。

今、何らかの形で乗り合いタクシーですか、進めたいということですが、何しろ、これは悲痛な思いでございます、地域の方。ここにも越小場の方とか何か来ております。早くどうかしていただけないかということが一言一言書いてあります。したがって、私、みなくるよりも、まず乗り合いタクシー、これ、速いなと思っておるんですね。事業者の方とタイアップしながらやっていくということで、これはいろんなところであっております。多良木とか菊池とか、いろんなところですね。ですから、水俣市はいいのは早くやるというのが、私は水俣市の特徴かなと思っておるんですが、そういう中で、部長、もっと積極的にタクシーの乗り合い、検討していただきたいと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 厳しい御指摘だなと思います。先ほど答弁をさせていただきましたけれども、実は、今補助事業で公共機関の見直しをやりまして、いろんな調査アンケートをやりまして、その後、交通計画を立てると、そんな悠長なことを言うとなんという話だと思えますけれども、ただ、その中で、実は補助事業を使って実証実験ができます。それは来年度でできますので、その準備をなるべく早急にして、来年度、実証運行をやって、それが実のあるものになるようにして、なるべく市の認識としても、山間部の交通の足の確保は、これは至上命題だというふうに実は思っておりますので、いろんな方策をぜひ考えて実行に移していけるようにし

たいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で渕上道昭議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明10日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時41分 散会

平成21年12月10日

平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成21年12月10日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後3時3分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（松永伸二君）
議事係長（栄永尚子君）	総務係長（岡本広志君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部長（田上和俊君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第4号

平成21年12月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |   |          |   |                            |
|---|----------|---|----------------------------|
| 1 | 川上 紗智子 君 | 1 | 総合医療センターについて               |
|   |          | 2 | 地域生活を支える「住民の足」の確保について      |
|   |          | 3 | 福祉のさらなる充実をまちづくりの柱とすることについて |
| 2 | 西田 弘志 君  | 1 | 市長の市政運営について                |
|   |          | 2 | 市税について                     |
|   |          | 3 | ごみ施策について                   |
|   |          | 4 | 環境施策について                   |
|   |          | 5 | 日本一の読書のまちづくりについて           |
| 3 | 牧下 恭之 君  | 1 | 日本一の読書のまちづくりについて           |
|   |          | 2 | 薬物乱用対策について                 |
|   |          | 3 | 予防医療について                   |
|   |          | 4 | 各種標識について                   |

(付託委員会)

第2 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (各委)

第3 議第107号 水俣市退職手当審査会条例の制定について (総務文教)

第4 議第108号 水俣市地域振興基金条例の制定について (総務文教)

第5 議第110号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第6 議第111号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務文教)

第7 議第112号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)

第8 議第113号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(厚生)

第9 議第114号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)

第10 議第115号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (厚生)

第11 議第116号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (厚生)

第12 議第117号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) (厚生)

第13 議第118号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (産業建設)

第14 議第119号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算(第3号) (厚生)

- 第15 議第120号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について (厚生)
- 第16 議第121号 あらたに生じた土地の確認について (産業建設)
- 第17 議第122号 字区域の変更について (産業建設)
- 第18 議第123号 字区域の変更について (産業建設)
- 第19 議第124号 市道の路線認定について (産業建設)
- 第20 議第125号 平成21年度水俣市一般会計補正予算 (第9号) (各委)
- 第21 議第126号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算 (第4号) (厚生)
- 第22 議第127号 訴えの提起について (総務文教)
- 第23 議第128号 和解及び損害賠償の額の決定について (厚生)

平成21年12月第5回水俣市議会定例会陳情文書表(2)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第20号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一		産業建設

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算2件、議決案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、産業建設委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成21年度財政援助団体の監査結果及び平成21年10月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。



以上で報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 おはようございます。

日本共産党の川上紗智子でございます。

私は、昨夜、坂本院長と語る会というのに出席をしましてまいりました。そこで、本当に思ったんですけれども、病院そのものをこれからどうしていくのか、どうやって市民がそれを支えていくのか、そのこと自身、対話の中でいろんな意見が出て、どちらも元気が出る、不安をぬぐい去ることができる、いろんな効果があったというふうに思います。

市政を進めていく上で、この病院問題だけではなくて、もっともっと市民の中に入り、そして対話をし、よく話を聞きながら進めていくことが大事なのではないかと、私自身の活動も振り返りながら考えたところでございます。ぜひ市長にも、住民の中にどんどん入って行っていただいて、声をたくさん聞いていただきたいというふうにまずお願いをして、本壇からの質問を始めます。

1、総合医療センターについて。

全国には、973自治体病院があると言われていますが、その70%を超える病院が単年度赤字、厳しい経営状況になっています。そんな全国的な厳しい状況の中で、総合医療センターは、厳しいながらも健全経営を維持できている。医療センター関係者の皆さん方の努力と、それから御苦労に心から敬意を表したいと思えますし、心から感謝をしたいと思っています。なぜなら、健康で安心して住み続けられる水俣をこれから先もずっと維持していくためには、水俣市立総合医療センターの存在はなくてはならない存在だからと思うからです。

その思いを込めて、以下、質問いたします。

①、医師、看護師の確保状況はどうなっているのか。

②、最近5年間の経営状況はどうか。

③、総合医療センターは、救急医療、産婦人科、小児科など、民間の医療機関では担えない役割を持っています。現状はどうなっているのか。また、今後についてはどのように考えているのか。

## 2、地域生活を支える住民の足の確保について。

私は、これまで猿郷団地の方から、すぐそこまでみなくるバスが来ているのに、猿郷団地のあの坂を上りおりができなくて、みなくるバスを利用することができない。買い物した後は、買い物したものを下げて、あの坂を上ることはできない。何とか団地の上までバスを回してもらえないだろうかというお話を聞きました。また、二中の前の道路に、まえはバスが走っていたけれど、今、二中前の道路を走るバスがなくなった。ここにみなくるバスをとめてもらえないだろうか、いろんな御意見を聞いてまいりました。久木野方面の方からは、それこそ、バスは来ているんだけど、バス停まで行けないんだということもたくさんの方からお聞きしました。住民の足を確保することは、その当事者の人たちにとって本当に大事なことだというふうに思います。

また、この間、水俣―大口間の南国バスの路線バスが廃止をされ、本当に困っているという話を聞きに来てほしいというふうに言われ、聞きに行きましたところ、私は本当に浅はかだったと思うんですが、路線バスが廃止をされても、停留所が幾つか残って、シャトルバスがとまるようになったから、少しはいいのかなと思っていたんですが、とんでもありませんでした。高齢者の方々にとっては、バス停までの距離が本当に問題なんです。坂道だって上り下りがある。バス停まで行くまで時間がかかる。よく聞いてみたら、バスに乗っている時間と、バス停と自宅を往復する時間が同じぐらいという方もいらっしゃいました。

そこで、質問をしたいと思います。

①、水俣―大口間の路線バス廃止に伴い、沿線地域からどんな要望が出ていたのか。廃止前の説明会などで出ていた意見があると思いますが、どんな意見が出ていたのか。その要望に対してどのように対応しているのか。また、廃止された後の沿線の住民の実情をどのように把握しているのか。

②、みなくるバスに対して出されている市民からの要望も含めて、市民の生活の足を全市的にどのように確保しようとしているのか。

## 3、福祉のさらなる充実をまちづくりの柱にすることについて。

①、この10年間、高齢者関係の施設数と職員数はどのように推移しているか。

②、この5年間、障がい者関係の施設数と職員数はどのように推移しているのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、総合医療センターについては総合医療センター事務部長から、地域生活を支える「住民

の足」の確保については総務企画部長から、福祉のさらなる充実をまちづくりの柱とすることについては私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 桑畑総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 桑畑達美君登壇）

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） 総合医療センターについての御質問に順次お答えいたします。

まず、医師、看護師の確保状況についてお答えします。

平成21年12月1日現在、医師数は常勤44名、標榜診療科の17科のうち、眼科や耳鼻咽喉科、神経内科、リハビリ科は非常勤医師により対応しております。看護師につきましては215名で、10対1の看護加算を維持しております。

次に、ここ数年間の経営状況についてお答えします。

過去5年間についてみますと、平成16年度は3億1,500万円、17年度は3億6,400万円、18年度は8,100万円の利益を計上することができましたけれども、19年度は勸奨退職の影響で高額の退職金を要したことで、1億4,800万円の赤字を計上しております。平成20年度は2億3,100万円の利益を計上し、累積欠損金につきましては、一時期25億5,100万円を計上しておりましたが、平成20年度までに11億5,800万円まで減少させております。

次に、救急医療、産婦人科、小児科は、ほかの医療機関では担えない役割を持っている。現状はどうなっているのか。また、今後についてはどのように考えているかについてお答えします。

救急医療につきましては、24時間365日の対応をとっており、年間延べ約7,400名の患者様が医療センターの救急外来を受診され、そのうち、約1,200名の患者様が緊急入院をされております。また、水俣市の輪番制病院である総合医療センターと岡部病院におきましては、年間延べ約9,000名の患者様が受診されておりますが、80%以上の患者様が医療センターの救急外来を受診されていることとなります。また、ことしは新型インフルエンザの流行の影響により、11月は休日の救急外来の当番医師が不足し、緊急呼び出しにて対応している状況です。

産婦人科につきましては、今年度4月から10月までの延べ患者数は、外来3,653名、入院2,597名、そのうち救急外来を受診された患者様は98名で、うち47名が緊急入院をされております。小児科につきましては、産婦人科同様、4月から10月までで、外来7,745名、入院2,097名で、そのうち救急外来を受診されたお子様は1,167名で、うち75名が緊急入院をされております。

今後につきましては、冒頭で述べました医師数が確保できることが前提でございますけれども、今後とも地域の基幹病院として自治体病院の使命と役割を果たしてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

自治体病院の使命と役割、全国自治体病院協議会の倫理綱領というのに使命というのが書いてありますけれども、地域住民によってつくられた自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することというふうにならなれていまして、先ほどの答弁の中で、今後についても、そういう自治体病院の使命と役割を果たしていくというふうにお答えいただきまして、本当に頼もしい限りだというふうに思います。ぜひ堅持していただきたいと思っております。

きのうの坂本院長と語る会の中で、平成20年8月からことしの7月までの救急受け入れの数と、それから人数と、どこから受け入れたのかということが言われておりました。医療機関から紹介をされて受け入れたのが6,995名、そのうち水俣が3,208名、芦北が741名、そして出水が709名、阿久根が117名、伊佐市が321名というふうにならなれていまして、水俣の市民が頼れる存在であるということは言うまでもなく、近隣の地域においても、医療センターは大変頼らなれていまして、かけがえのない存在にならなれているんだということがわかります。

そこで、2回目の質問をいたしますが、水俣市立総合医療センターが来年度から地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行するというところで準備を進めらなれていまして、そこで、改めてお聞きしたいのですが、地方公営企業法の全部適用になると一体どのようになるのか、幾つかの点でお聞きしたいと思っております。

1つ、職員の身分はどのなるのか。また、職員の採用はだれがするのか。3つ目は、労働条件の改善はどこで行われるのか。4つ目、診療科の増設、廃止の判断はだれがするのか。5つ目、市執行部や議会との関係はどのなるのか。6つ目、病院会計への一般会計からの繰り入れは続くなのか。もう1つ、そもそも、どの背景で地方公営企業法の全部適用というのが出てきたのか。

以上が2回目の質問です。お願いします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

桑畑総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） 川上議員の第2の御質問にお答えします。

職員の身分につきましては、これまでどおり地方公務員でございまして、地方公務員法の適用を受けるということとございまして。

それから、職員の採用についてでございますけれども、これは全適に移行しますと、企業管理者ができるわけでございますけれども、基本的には、事業管理者が採用することになりますけれども、地方公営企業法のただし書きにこれらうたってございまして、一定の職員については、市長の同意を受けなければならない場合もあるということとございまして。これは規定で定め

るということでございます。

それから、労働条件の改善はどこで行われるのかということでございますけれども、これは病院は病院で独自に労働組合ができるわけでございますけれども、それは、要するに病院側と労働組合で労働協約を締結しまして、その中で進めていくことになります。

それと、診療科の増設、廃止の判断はだれがするのかということでございますけれども、これは基本的には事業管理者が取り組んでいくことになります。あと廃止につきましては、市との協議を行うということでございます。

それと、市執行部や議会との関係はどうなるのかということでございますけれども、執行部との関係につきましては、組織の設置、予算の原案・説明資料の作成等につきましては、管理者へ権限が移譲されるわけでございますけれども、議会での関係につきましては従来どおりということでございます。

それと、病院会計への一般会計からの繰り入れは続くのかということでございますけれども、これはこれまで同様、地方公営企業法の経費の負担の原則と、これが17条にうたってございますけれども、今後とも繰り入れを続けていただくというふうに解しております。

それから、そもそも地方公営企業法の全部適用がどういうことでできたのかと、そういう背景はどうかということでございますけれども、これにつきましては、平成20年度に病院の改革プランというものを作成したわけでございますけれども、これは地域医療が非常に危機的な状況に瀕していると、先ほど議員から話がありましたように、とりわけ自治体病院については非常に厳しい状況であるということにかんがみまして、そういう経営の改革をなさいということで、これ3つの視点からあったわけでございますけれども、その中の1つが経営形態の見直しをなさいということでございます。

これまで病院につきましては、地方公営企業法の一部適用ということでやってまいりましたけれども、現在の経営状況、黒字基調で推移しているわけでございますけれども、その中で、全適移行を最大の策として選んだということでございます。これにつきましては、病院内に委員会を設けまして、その中で最終的に全適の方向を決定したという経緯がございました。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ただいまの答弁の中で、地方公営企業法の全部適用が出てきた背景ということで、自治体病院が経営的にも危機的な状況になっていて、その中で平成20年に改革プランをつくって、そこで決めたというふうにおっしゃったかと思うんですけれども、今、全国的に進められている経営形態の見直しを見ておきますと、自治体病院は公共の福祉の増進を目的として経営していくということになっているわけですが、公共の福祉の増進を目的とした経営形態か

ら、経済性や効率性を最優先させる経営形態の見直しが全国的に進められていると思います。例えば全国の動きを見ると、地方公営企業法の全部適用をしていたところがずっとその状態が続くわけではなくて、全部適用というのが終点ではなくて、その先に経済性や効率性を最優先させる経営形態、例えば独立行政法人化とか指定管理者制度導入とか民間移譲などにつながっている場合もあるようです。

きのうの語る会でも出ておりましたが、救急医療をしてもらって24時間対応してもらっているのに本当に感謝していると、私に何かあったら、もう医療センターでできる限りのことをしてもらったら、それで本望ですみたいな御意見もありましたけれども、24時間の体制をずっととり続けてほしいとか、小児科、産婦人科をなくさないでほしいというのは、市民の切実なる願いだと思うんですね。でも、それが効率的にやるためということで、もし削られるような、なくなるようなことがあれば、もう大変なことになると私も思います。

そういう市民の皆さん方の要望に、切なる願いにこたえて、安心して住み続けられるように、総合医療センターの公的病院としての機能を維持し、住民の命を守るために、これから先もずっと水俣市立総合医療センターが公的病院としての機能を果たしていくよう、していくべきではないか、ぜひそうしてほしいと思うのですが、それを市長に御質問をいたします。

それから、そもそも自治体病院がこんなに厳しい状態に追い込まれているのは、水俣の総合医療センターが悪いのか、そうではありません。そもそも国の政策によって全国の自治体病院が危機に瀕しているというのが現実です。医療費をとにかく少なくしたい、抑制をするという政策のもとで、医師が少なくなれば、医療費が抑えられるという発想のもとで医師の育成を少なくしたりして、医師不足を招いています。また、診療報酬の引き下げで随分全国の自治体病院は経営が悪化しています。また、つけて加えて地方交付税の削減もされています。こういう政府の医療政策が続く限り、それぞれの自治体病院がどんなに努力をしても、突破できないことが起きてくるかもしれません。また、そのことが患者さんの負担や、また、医療従事者の皆さん方の犠牲のもとでしか住民の命を守れないということにもなりかねません。ぜひ市長には、国に対してこのような医療政策そのものを転換するよう強く迫っていただきたいというふうに思います。そうすることが市民の命を守ることにつながりますし、今、厳しい条件の中で、労働条件も相当、お医者さんを初めとして看護師さんたちの労働条件も厳しいというふうに聞いております。そういうスタッフの皆さん方の苦勞に報いるということも含めて、ぜひ声を大にして、この地方から国に対して物を言っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 医療センターを公的病院としてしっかり維持をしていってほしいという

ような最初の質問だったと思います。議員と同じように、この医療センターというのは、水俣にとりましても、なくてはならない存在であるということだと思います。全適になったからといって、権限移譲をして機能的に動きやすい、あるいは職員のモチベーションを上げるためにと、大体そういうような大きな目標のもとに全適を行っているところでございまして、公立病院であることには変わりはありません。今後も引き続き地域医療の中核的な病院として、その機能を果たしていくように、しっかりした役割を持ちながら、今後も進めてまいりたいと、そのように思います。

それから、2番目に、国に対して医療政策についてもっと声を大にして訴えていくべきではないかなということでございます。

医師確保につきましては、今一生懸命に院長と努力をさせていただいているところでございますけれども、今後も市長会等を通して、精いっぱい、その件も含めまして訴えをしていかなければならないと思っております。特に本市は高齢化も非常に進んでおりますし、障がい者の方も多いということでございますので、特にこの医療の充実は欠かせないのではないかなと思っております。安心して暮らせるまちとして、医療政策についても、議員おっしゃるように、声を大にして訴えるときには訴えていきたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 次に、地域生活を支える「住民の足」の確保について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、地域生活を支える「住民の足」の確保について順次お答えいたします。

まず、水俣一大口間の路線バス廃止に伴う沿線地域からの要望内容及び要望への対応についてお答えいたします。

路線バス水俣一大口線につきましては、人口の減少等による利用者の減少により赤字額が年々増加し、年間約1,500万円となっております。昨年7月に、運行事業者であります南国交通株式会社から、今後も利用者増を見込むことができないため、路線バスを廃止し、鹿児島空港行きシャトルバスに統合するよう申し出がなされました。当該路線は、これまで赤字額の全額を南国交通が自社負担して路線を維持してきました。なお、当該路線は国・県の補助対象外で、路線を存続させる場合には、沿線市町のみで補助しなければなりません。本市では、新たに約1,000万円の負担増となり、沿線市町である伊佐市とも協議した結果、路線バスの廃止はやむなしとの結論に至ったところです。

そこで、シャトルバスを含めた代替交通手段を検討してまいりましたが、みなくるバスの乗り入れ等の新たな公共交通導入は経費面を考慮した結果、当面見送ることとし、シャトルバスの市

内停留所を従前の5カ所から12カ所に増設し、利便性の向上に努めました。廃止前に実施しました地域説明会において、越小場地区内へのシャトルバス乗り入れ、みなくるバスまたは乗り合いタクシーの導入、スクールバスの活用等さまざまな要望が寄せられています。なお、久木野、大川及び宝川内地区にみなくるバスを導入していますが、現在は導入前よりも利用者が減少し、赤字額も増加してきているため、今後、本市東部地区全体の路線の見直しを検討する必要があると考えております。

昨日の渚上議員の御質問でもお答えいたしました。本市では、国土交通省所管の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、今年度にニーズ調査等を実施し、その結果に基づき、公共交通計画を策定いたします。来年度以降、計画に基づく実証運行等を実施し、地域の実情に応じた交通体系を構築するよう見直しを図ってまいります。

そこで、シャトルバス利用者への聞き取り調査、市内3,000世帯を対象とした市民アンケート調査、各自治会長へのアンケート調査を実施し、廃止後の沿線住民の実情を把握したいと考えております。

次に、市民の生活の足をどう確保していくのかについてお答えいたします。

少子・高齢化の進展に伴い、市といたしましても、市民の生活交通を確保していく必要があると認識しております。そこで、市で設置しております水俣市地域公共交通会議において御審議をいただき、採算性及び効率性についても十分考慮し、地域の実情に応じた交通体系となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

私が聞いた限りですから、本当に少ない方だと思わすけれども、例えばバス停が遠くなったので、今まで週に3回は中心部に行っていたのに、今はとにかく週に1回、この1回ですべての用事を済まそうと思っているというふうにおっしゃる人がいました。またある人は、バス停までシルバーカーというんですかね、手押し車みたいなのを押して、20分かかるとなった。それでもバスに乗るしかないのに、離れてしまったバス停に行っていると。あれを見ていると、何とかならないかというふうに思うと、見ている人がおっしゃいましたし、その方も本当に困っているということをおっしゃっていたようです。

あと、こういう話も聞きました。今まで公民館であるお年寄りの集まりに行っていたんだけど、バス停が遠くなったので、もう行かなくなった人がいるんだということもおっしゃっている人がいました。聞けば、たくさん、実際廃止をする前には気づかなかったことも、廃止をされた後、当事者の皆さん方も、ああ、こういうのが不便だとか、本当にこれはつらいとかというのがよく実感が今出てきているところだと思わすですね。ぜひ、詳しくつかんでいただいて、そ



ういう皆さん方の願いにこたえるような施策をやっていただきたいと思うんですが、私はある人に、そうやって困っているという話をされた方に、もうちょっとしたら、乗り合いタクシーとか、いろいろなことを今考えているようだから、何とかありますよというふうにお話をしました。そしたら、いや、そのころまで私は生きとらんか知らんておっしゃるんですね。その方は80だったんですけど、それまでは自分で歩いてバス停まで行ったけど、今はもう本当に足が痛いのもあって行けなくなったというふうにおっしゃるんですね。

だから、高齢者の皆さん方にとって、移動できるかできないかというのは、暮らしに大きく影響すると思います。しかも、1日1日がとても大事な1日1日になっていると思うんです。公共交通が空白にずっととなっている地域の皆さん方は、もう以前からそういう思いをされていたろうし、今度新たにあったものがなくなったというところの人たちは、本当に不便さを感じていらっしゃると思うんですね。それで、全体として、もうできるだけ早く新しいシステムで動かし始めていただきたいというふうに思うんですけれども、それをやるに当たっては、よく話を聞かないと、実際、利用者が少なかったりとかというようなことも起きかねませんので、それはそれでよく実情をつかんでやっていただきたいと思います。

それで、あえて言いたいと思うんですけれども、水俣一大口間の南国バスが廃止をされたその路線について、一日も早くというか、臨時的でもいいから何とか足をきちんと確保することはできないだろうか、検討いただけないだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

2回目の質問です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、川上議員の方から、臨時的にでも南国交通の通ったところの足を少しでも確保できないかということだというふうに理解しております。住民の足の確保というのは、きのうも淵上議員にも答弁いたしましたけれども、我々行政の大きな課題であり、それを実行していくというのは、本当に喫緊の課題というふうに認識をしております。たまたま国の補助事業の公共交通のそういう事業がございまして、実は今それをやっておる最中でございます。アンケートも、先ほど申し上げましたように、3,000サンプル、3,000もアンケートをとるわけですけども、かなりの実は数字ですね、3,000といたしますと。4軒に1軒ぐらいの割合ですので、かなりの住民の要望というのは把握できるのじゃないかというふうに思っております。

ですから、そのサンプルを分析しまして、実は悠長なことを言って、できるのかみたいなことだと思っんですけども、その後、実証運行をやるというふうになっています。実証運行をやる場合については、当然そのサンプルの最大公約数で一番要望が強い、一番効果的な、あるいは一番経済的なというところで判断して、どこかを、みなくるバスの改編にしる、あるいは乗り合いタ

クシーにしる、やっていくという話になろうかと思えます。

ですから、臨時的にやってやめてしまうという話になってしまうと、まだまずいことになりま  
すので、きちんと計画を立てて、例えば実証運行は1路線かもしれませんが。あるいは2路線かも  
しれません。ですけれども、交通空白の地帯というのは、かなりまだあるというふうに認識をし  
ていますので、住民の要望がどんなふうに出てくるかというのを十分見きわめて、なるべく早く  
実証運行をやって、また、それを拡大していくという、そういう政策を、あるいは計画をきちん  
と立てていきたいなというふうに思っています。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 なるべく早くお願いいたします。よろしくお願いいたします。

私は、きのうの淵上議員のお話にもありましたように、乗り合いタクシーというのが本当に今  
求められているんじゃないかなと私も思います。そもそもマイカーの時代になって、みんなが車  
で移動するようになった結果、公共交通が寂れていった。実際、年をとってしまうと、車に乗れ  
なくなる。公共交通を利用しようとしたときには、もうそれはないという、何とも言えない状況  
に今なっていると思うんですけれども、やはり高齢者の皆さん方の足を確保するという点では、  
いろんな地形とかも考えますと、やっぱり極端な話、マイカーのかわりになるようなものとい  
うのがどうしても必要になってきているんじゃないかなというふうに思うんですね。ぜひ、乗り合  
いタクシーの方を積極的に検討していただきたいというふうに思います。

あと、もう1つお話ししたいのは、山鹿で私はタクシーに乗りました。山鹿というのは、線路  
が通っていません。JRの駅まで行くのにタクシーかバスしかないわけですけど、タクシーで行  
くと、片道4,000円ぐらいかかるんですね。それで、もっと安く行ける方法はないんですかと  
タクシーの運転手さんに聞いたら、乗り合いタクシーに乗ったらいいですよと言われたんですよ。  
乗り合いタクシーがあるというのは知っていましたが、よその人でも乗っていいんですかと  
言ったら、予約さえすれば乗れますよと言われまして、その話をされました。

同時に、タクシー会社さんはみんなそれに参加しているんですかと聞いたら、はい、交代で  
やっています。交代して、自分の会社が担当したときには、自分の会社の売上げが伸びますと  
いう話をされておりまして、利用する方も安く利用できるし、事業者の方も潤うということで、  
とてもいいなということも同時に思いました。

こういう切りかえがもっと早くできていればよかったかなとも思うんですけれども、これか  
ら、先ほども言いましたように、なるべく早く切りかえをして、みんなが明るく移動できるよ  
うな水俣にさせていただき、移動することで商業とか、あと福祉とか教育とか医療とか、そういうの  
に結びついていくようなことをやっていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、福祉のさらなる充実をまちづくりの柱とすることについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、福祉のさらなる充実をまちづくりの柱とすることについての御質問にお答えします。

まず、この10年間の高齢者関係の施設数と職員数についてお答えします。

平成12年4月から介護保険制度が施行され、それまでの福祉系サービスと医療系サービスが統合される中、水俣市老人保健福祉計画から移行した当時のサービス体制では、訪問介護や訪問看護、通所介護や短期入所などの居宅サービスと施設に入所しての施設サービスで分類されています。平成14年に本市で作成した「介護保険あんしんガイド」によりますと、当時の状況は、居宅サービス事業所55カ所、施設サービス事業所7カ所、合計62カ所であり、その他老人ホームが2カ所あります。なお、職員数についての当時の状況は、把握できておりません。その後、介護保険制度の認知に伴い制度利用者や介護給付費がふえる中、平成18年4月に制度の改正によって、新たに地域密着型サービスでの分類が加わっております。

平成18年度に作成した水俣市介護保険事業者一覧によりますと、居宅サービス事業所57カ所、地域密着型サービス事業所3カ所、施設サービス事業所6カ所、合計66カ所であり、その他老人ホームが2カ所あります。また、職員数については、居宅サービス事業所393人、地域密着型サービス事業所35人、施設サービス事業所341人、合計769人となっています。

最近の状況では、平成21年度に作成した水俣市介護保険事業者一覧によりますと、居宅サービス事業所65カ所、地域密着型サービス事業所5カ所、施設サービス事業所6カ所、合計76カ所となっており、その他老人ホームが4カ所あります。また、職員数については、居宅サービス事業所387人、地域密着型サービス事業所56人、施設サービス事業所372人、合計815人となっています。

次に、この5年間の障がい者関係の施設数と職員数についてのお尋ねにお答えします。

支援費制度にて福祉サービスが提供されていた平成17年度において、水俣市内の指定施設数は4カ所、職員数は34人でありました。平成18年度に障害者自立支援法が施行され、日中活動の施設として就労系の施設が明確に位置づけられたことにより、徐々に施設整備が進み、平成21年度現在における指定施設数は9カ所、職員数は75人と、5年間でそれぞれ2倍以上に増加しております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

今答弁いただきましたように、高齢者関係の施設は、平成18年から平成21年の4年間で12カ所ふえ、そこで働く人たちは46人ふえているということでした。障がい者関係の施設については、平成17年から平成21年の5年間で、施設は5カ所ふえ、そこで働く方々は41人ふえているということでしたけれども、どちらかという、福祉にお金を出すというのは、出すばかりというイメージがあるんじゃないかと思うんですけれども、福祉を充実させることで、そこで働く人がふえる。これは雇用をふやすということにとって、とてもプラスになっていると思いますし、施設が充実するということは、その施設を利用する方々にとって、本当に助かることだというふうに思います。

今、経済学者の中でも、従来、社会保障は経済成長にとって足かせであるというふうな主張をしていた人が多かったんですが、それを撤回し、むしろ社会保障の経済効果に着眼をする見方が主流になりつつあると言われていています。以前から公共投資の問題でも、福祉分野への投資が雇用効果も高いというようなことも指摘をされておりましたけれども、今や鳩山新政権になって、社会保障の内需活性化効果を大筋で認めるという立場に立つということにもなっています。

先日来の答弁の中で、水俣は高齢者と障がい者の割合が高い、比率が結構高い地域だというふうに答弁の中でありましたけれども、こういう弱い立場の人たちに優しいまちづくりを進める、すなわち福祉や医療や介護などを充実させていくことが、それが雇用などにもつながり、経済の活性化にもつながるというふうに思うんです。ですから、ぜひ、今までも市長みずから安心して住むことができるまちということで言われておりましたけれども、本当に弱い立場の人たちに優しいまちづくりを進めることは、すべての水俣市民にとって住みやすいまちづくりになると思うんですね。ですから、引き続き福祉の分野、社会保障の分野を充実させていただくよう強く要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員がおっしゃるとおりだろうと思っております。前々も申し上げておりましたけれども、高齢者、それから障がい者の方々が水俣は非常に多いということでございます。いわゆる福祉の充実というのが、やはり安心して住めるまちづくりの柱になると、そのように私も思っているところでございます。今おっしゃるように、いろんな規制もございますけれども、福祉施設をつくるとか、あるいは例えば認知症の方々も多いとか、そういう現状もございますので、それぞれの地域に支援員みたいな方々を配置するとか、そういったいろんな工夫、いろんな手だてをすることによって、雇用もまた生まれていくだろうと、そのように思っているところでございます。おっしゃるとおり、福祉、医療、それから介護、そういったものの充実が本当に皆さん方が安心して住めるまちにつながっていくではなからうかと思っております。

ぜひ、今後とも、そういった弱者の方々に優しいまちづくりに向けて、いろんな施策を打って

いかなければならないと思いますし、そのことがまた一つの大きな雇用の対策の一つにもなるのではないかなと、そのように思っております。

今後とも引き続き努力をしてみたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時21分 休憩

---

午前10時31分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

ことしの正月に自分の息子がサッカーの高校選手権に出て、垂れ幕を教育委員会の方にお世話になりまして、正月に息子が帰ってまいりまして、お礼を大淵教育長のところに連れていきました。いつものように、よかった、見とったよって、えらい喜んでいただいて、例の調子で、ちょっと待っつけ、おるがみんなば集めるけん、いつもの調子で職員の皆さんを集めていただきまして、西田君がきのう試合負けたばってん、皆さんにお礼を言いに来てくれました。非常に喜んでいただいて、というのを鮮明に今も覚えております。

豪快で大胆に見えるところがあった大淵教育長でありますけど、非常に繊細な部分を持ち合わせた人だなというふうに思ったものであります。改めて大淵教育長の御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

きょうはいらっしゃいませんが、どこかでこの議会を見て、坂本教育次長の答弁を聞いていらっしゃるんじゃないかと思っておりますけど、よろしく願いいたしたいと思っております。

では、質問に入ります。

1、市長の市政運営について。

4年間の締めくくりである今議会で、総括と次の4年間に対する意気込みをお聞きしたいと思います。

①、公約の産廃阻止、その後の環境モデル都市づくりなど推し進めてきた4年間の市政運営についてどう総括するかお尋ねをいたします。

②、今後、本市の市政運営の方向性についてどう考えるかお尋ねします。

2、市税について。

不況風が吹くと、どこの家庭でも、出費、家計の見直しが叫ばれます。その中で、市民が直接

見直しがきかない税金、今回はこの固定資産税について取り上げたいというふうに思います。

①、市民税の中で大きな比率を占める固定資産税の近年における納税金額推移をお尋ねします。

②、固定資産税率の他市との比較をお尋ねします。

③、近年の経済不況の中、固定資産税の滞納状況をお尋ねします。

④、市民の中には、固定資産税の負担が大きいとの声があるが、どうとらえているかお尋ねします。

### 3、ごみ施策について。

ごみ問題はどこの自治体でも大きな問題であり、なかなかごみが減らない中、どこに原因があるのか、打つ手はあるのかを含め、今回取り上げたいと思います。

①、燃やすごみへの資源ごみ混入率の推移についてお尋ねします。

②、ゼロ・ウェイスト宣言をしたまちとして、今後、燃やすごみを減らし、埋め立てに頼らないまちづくりの今後の対策をお尋ねします。

### 4、環境施策について。

水俣の新しい環境施策として、レジ袋の有料化の協定が結ばれました。協定を結ぶことがゴールではなく、これが新しい水俣市民の環境に対する意識向上に向けたスタートとしてとらえ、以下、質問をいたします。

①、環境モデル都市フェスタにおいてレジ袋の削減の協定を結んだが、今後、この協定をどう広め、市民に周知をしていくのかお尋ねします。

②、レジ袋削減は、市民の環境へ対する意識向上の一歩だと思うが、今後、どう展開していくのかお尋ねします。

### 5、日本一の読書のまちづくりについて。

4年前に掲げられた日本一の読書のまちづくりも、市民のアンケートに始まり、読書の日制定、図書館祭りなどやってこられ、あっという間に過ぎ、4年目でいろいろな形として日本一の読書のまちづくりが見えてまいりました。今後は読書を通して豊かな市民生活を送ってもらうには、事業の検証、見直しなど、よりよい形としていただきたいと思います、以下、質問をいたします。

①、マニフェストに日本一の読書のまちづくりを掲げた中で、環境絵本大賞を創設し、今回決定されました。今後、出版のスケジュールをお尋ねします。

②、水俣市で出版する環境絵本の意義、活用方法をお尋ねします。

③、絵本大賞の継続について、今後の考えをお尋ねします。

④、移動図書館「みなよむ号」が講談社から寄贈されました。今後、日本一の読書のまちづく

りにどう活用していくかお尋ねします。

⑤、日本一の読書のまちづくりを推し進める上で、図書館は核になる重要な施設と考えます。現状の認識をお尋ねします。

以上で本壇から終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の市政運営については私から、市税については総務企画部長から、ごみ施策及び環境施策については福祉環境部長から、日本一の読書のまちづくりについては教育次長から、それぞれお答えいたします。

それでは、市長の市政運営4年間の総括についてお答えします。

産廃建設阻止を掲げ、水俣市の市政運営を任されて4年の歳月が過ぎようとしております。産廃問題も市民の皆様が結集した運動により建設を阻止することができ、市民の皆様にお約束が果たせました。また、環境モデル都市の認定をいただき、今後50年のアクションプランを実施していくことで、水俣市に新エネルギー分野など環境分野での雇用の創出、教育旅行による観光・商業の振興、環境や健康にこだわった地産ブランド力を高めることなど、農林水産業など産業の振興を図りながら、環境と経済の両立したまちづくりを進めていく道しるべができたものと考えています。

ほかにも、バラ園や道の駅のオープン、水俣広域公園エコパーク水俣の落成、月浦福祉ニュータウンや白浜市営住宅の完成などの施設整備により、市民の憩いや生活支援に役に立っているものと考えております。さらに、スイーツのまちづくりなど、商店街と一緒にイベントが定着し、水俣のイメージも明るい方へと向いてきたのではないかと考えています。

しかしながら、世界的な景気低迷の波が水俣にも押し寄せ、この4年間、幾多の地場企業が倒産するなど、日々の生活にも困窮される方を本市からも生み出しました。しかし、常に市民の目線、弱者の視点に立った市政運営にこれまで全力で取り組んでまいりました。小さくとも輝くほっと安心できる、ぬくもりのあるまち水俣を市民の皆様にご実感していただけたのではないかと考えております。第1期となる残された任期を精いっぱい頑張りたいと考えております。

次に、今後の市政運営の方向性についてお答えします。

先日緒方議員にもお答えいたしました。仮に行政運営を再び担わせていただくことになりましたら、1期4年で培ったさまざまな経験や人脈を生かし、世界の環境モデル都市を目指すまちづくり、活気のあるまちづくり、医療・健康・福祉の充実による安心して住めるまちづくり、子

育てしやすいまちづくり、行財政改革によるスリムなまちづくりを市政運営の方向性として掲げ、進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 総括につきましては、きのうからいろいろ議論がありました。私は第1の公約の産廃阻止も実現をいたしました。4年間の半分以上は産廃問題で振り回されたというところもあります。並行して環境モデル都市の認定、水俣病公式確認50年事業、先日はゼロ・ウェイスト宣言と、いろんな形で宮本カラーが出た1期目であり、水俣市民には満足できる市政内容ではなかったかなというふうに思っています。

あと、今後のことだと思うんですけど、先日、環境モデル都市フェスタで枝廣淳子さんの講演の中で、ブータンの話をされておりました。経済の指標、国の豊かさの値としてGDP（国民総生産）がありますが、ブータンは、国民1人当たりのGDPは低い発展途上国であります。国王なんですけど、GNHという指標を掲げ、国づくりをやっております。これ、私もNHKで見たことありますけど、GNH（グロス・ナショナル・ハピネス）、国民総幸福度、幸せの値だそうです。自然保護を優先的な課題に取り組んできた結果、ブータンは国土の26%は自然保護地区、72%は森林地区となっております。そして同時に経済的にはそう豊かではなくても、ホームレスや物ごいのない社会を実現しております。ブータンで、あなた幸せですかと聞くと、90%以上の方が幸せだと答えるそうです。

日本がどのくらいかというのは疑問なんですけど、水俣市が国のGDPだけを押し上げるだけの施策をとるのか、片やGNH、市民の幸福度を上げることを目指すのかは、市長の思いに大きく左右することというふうに思います。

次の市長選を表明されております宮本市長におかれましては、自治体運営に経済をよくするのは喫緊の課題というのは、もう当然のことだと思う、これはどこでもだと思います。経済状態がよくないと環境問題は語れませんし、また、環境問題を無視して経済が成り立つわけはありません。経済が疲弊しているから、イベントをやりたいから、元気にしたいから、そんなことだけで水俣の将来を決める水俣市長選の論争の中心にはしてほしくはありません。もっと経済、環境、教育、福祉、水俣病問題、水俣市の抱える問題を水俣市民のGNH、幸福度の向上につながる政策が次の選挙戦の論争の場としていただきたいなというふうに思っています。

宮本市長は正々堂々、いつも掲げられますが、今回も正々堂々と選挙戦を戦っていただいて、次の3月議会で、この場で当初予算の議論ができればというふうに思っております。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、市税について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。



(総務企画部長 葦浦博行君登壇)

○総務企画部長(葦浦博行君) それでは、次に参らせていただきます。

市税についての御質問について順次お答えさせていただきます。

まず、市税の中で大きな比率を占める固定資産税の近年における納税金額推移についてお答えいたします。

平成20年度の市税につきましては、現年度の調定額で31億1,310万7,000円に対しまして、固定資産税は15億1,621万2,000円で、比率といたしましては48.7%でございます。

固定資産税の現年度での納税額の推移につきましては、平成17年度14億9,955万8,000円、平成18年度14億3,630万2,000円、平成19年度14億5,631万円、平成20年度14億5,411万9,000円となっております。平成17年度から平成19年度までの納税率の推移は96.2%台となっておりますが、平成20年度の納税率の95.9%は前年度に対して0.36ポイントの減となっております。

次に、固定資産税率の他市との比較についてお答えいたします。

本市の税率は1.55%で、熊本県下14市の中では、八代市に次いで2番目に高い状況です。ただし、本市では昭和41年に、それまで固定資産税が1.4%、都市計画税が0.2%の計1.6%であったものを、税負担の軽減及び税務事務の簡素化を目的とし、都市計画税を廃止して、それを固定資産税に合算し、税率を1.55%とした経緯がございますので、都市計画税を含めた数字で比較いたしますと、14市中7番目となります。

次に、近年の経済不況の中、固定資産税の滞納状況についてお答えいたします。

固定資産税の滞納状況につきましては、平成20年度におきまして、現年度分6,209万2,000円、過年度分で1億7,783万2,000円となっております。平成20年度の0.36ポイントの減につきましては、リプラ・テック株式会社や原精機産業株式会社などの大型の企業倒産による大口滞納者の増加が主な要因となっております。

最後に、市民の中には、固定資産税の負担が大きいとの声があるが、どうとらえているかという御質問にお答えいたします。

固定資産税は、御存じのとおり、土地、家屋及び償却資産を所有する方に御負担いただいております。しかしながら、先ほど述べましたとおり、この景気低迷が続いている状況においての固定資産税の課税及び納税につきましては大変な御負担であると感じております。本市においては、このような状況を受け、特に、経済状況の余波を受けやすい土地の評価額について、本来であれば、3年に1回の見直し、いわゆる評価替えを実施いたしますが、昨今の地価下落の状況をかんがみ、毎年評価額を下方修正するという措置を行っております。これにより、現状に応じた適正な負担をしていただいているというふうに考えております。

固定資産税は、本市の歳入総額の約10%、市税総額の約49%を占める、地方交付税交付金、国

庫支出金に次ぐ重要な収入として位置づけられております。今後も、市民の皆様に対して、固定資産税の課税と納税についての御理解と御協力をいただくために、公正・公平な税務行政の執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 固定資産税は歳入の10%、税金のですね。市民税で49%、約半分、非常に重要な収入源ということは重々わかります。近年、路線価もバブルが崩壊してから毎年続けて下がっております。今言われた納税額、18年下がっているのは、3年に1回の評価の見直しがあった年ということですね。ですから、前年で6,000万ぐらい下がったということですかね。20年度の納税率が0.36下がったのは、今言われたリプラ・テック、原精機、大きいところですから、そういった固定資産税、銀行は抵当権が入っているんでしょから、そういうところは優先して取れなくなるということだと思います。

固定資産税だけ比べると、全体の八代に次いで2番目、都市計画税含めると真ん中ですかね、7番目ですから。高齢化率の高い、有効求人倍率の県下最低レベルの今この水俣市、非常に厳しいこの水俣の現状で、固定資産税が真ん中がいいのかどうかというのは議論があると思いますが、この辺の認識を1つ質問をさせていただきたいと思います。

九十五から六%の納税率、ほとんどもう払われるわけですね、当然。給料は上がらない、売り上げも上がらない、下手すればリストラに遭って給料が出ない、失業保険だけという方もいらっしゃると思いますけど、それでもやっぱり固定資産は督促が来るとやっぱり差し押さえもあるので、市民の皆さん、やっぱり一生懸命払っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

3年に1回の見直し、路線価が毎年下がってるので、土地については毎年評価の下方修正をやっているということですね。家屋については、もうやりようがないのか、ちょっとそこはよくわからないんですけど、3年に1回だけしかやりようがないのか、家屋について。そこ、もしわかりましたら、そこをちょっと答えていただければと思います。

とりあえず、これを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 最初の御質問は、税率の現状認識といたしますか、質問だったと思いますけれども、先ほど申しましたように、県下14市ございまして、7番目、中間に位置しているということなんですけども、一番高いところは天草市と山鹿市で1.7%です。その次の1.6%が熊本、八代、人吉、玉名というふうになっています。その次が水俣市、ちなみに一番低いのは1.4%です。ここが菊池、上天草、宇城、阿蘇、合志というふうにはなっております。

税率が高いか安いということなんですけども、ちょうどいいかなと、今のところはですね。

ただ、先ほど議員言われましたように、こういう経済状況の中で、やっぱりこれ以上下がっていく、いろんな景気の状態がまだ悪くなっていくと、あるいは雇用率もありましたけども、下がっていくと、有効求人倍率も一番最低でございます。そういうことをもろもろいろんなことを考えていくということが必要かなというふうに思いますし、ただ、歳入の状況を見てみますと、一番大きな地方交付税、その次が市税で大体2割、22%ぐらい、歳入の割合を占めております。そのうちのまた半分を固定資産税が占めているという状況ですね。ですから、結局国の財政状況も非常に厳しいということで、地方交付税もどうなるかわからないという話になってまいりますと、やっぱり国の動向が非常に気になるところでございます。

そういういろんな福祉施策をやっていったりとかする場合に、どうしても財源が要ると、1つを例えば税率を落としていけば、その歳入減につながりますので、その穴埋めを何かですということになっていきます。また違うところに負担が来るという、いろんな実は影響が出てまいります。税率を下げちゃうと、交付税に影響するという場合もなきにしもあらずと、それはもう標準税率を超した場合はそうかもしれませんけれども、そういういろんな影響が出てくるので、なかなかほかの都市も市民税を下げるというのはなかなかできていないというところがありますので、慎重にやっぱり検討していくべきかなというふうには思っております。

それから、家屋の評価について、毎年度、地価と一緒にやっていける方法はないかということなんですけれども、家屋については、なかなかそこは難しいというのが現状でございます。地価につきましては、地価公示あるいは県の標準地価というのがございまして、それは毎年度発表されますので、水俣市の場合は、ちなみに、例えば一番落ちてるところというのは商業地なんですけれども、10年前と比べると、最大で53%ぐらい実は落ちています。ですから、その分は的確に評価することができるのかなというふうには考えておりますので、家屋については基準がないということで非常に厳しいというのが現状でございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 わかりました。家屋については、この固定資産税のしおりというのを私も見せていただいて、評価額は再建築価格掛ける経年減点補正率となっていました。何かこれの固定資産税の経年減点補正率の見直し等は、指定都市市長会とか、そういうところは国の要望も出ているということなので、国の施策でその辺は決まるので、自治体の裁量ではなかなか難しいのかなと思いますけど、町中や観光地で建物を持っているところは、以前みたいに売り上げが上がったり、その土地で商売が成り立つという状況ではなかなかないですね。状況がよければ評価が高くて払っていただけますけど、売り上げは毎年下がっているこの時代に、やっぱり重くのしかかっているというのが現状じゃないかなというふうに思います。

名古屋の今の市長みたいに、10%下げろとか、そういう話ではなくて、ぜひ、その辺も市民の

ことを考えながらぜひやっていただきたいというふうに思います。税金の場合、固定資産税もちょっとおくれますと、すぐ督促状が来て、中には十数%金利乗せますよというふうに書いてありますね。それは法律で決まっているんでしょうけど、以前も商工中金で自殺者がいっぱい出たときに、商工中金の社長が国会で、自分は金利内で貸していると言って、滞納者に金利を上乗せして請求するのは契約に結んでいるから何ら問題ないみたいなことを言って、ちょっと問題になりましたですけど、何でも請求するだけが行政の仕事ではないと思うんです。やっぱりその辺は、滞納する原因というものがもしかしたらあるんだったら、やっぱり足を運んで、その辺は一個一個拾っていかないと、税金が滞納すると累積して、たまると払う気がなくなる。もう破産して競売になると、結局はもう取れなくなってしまうということになると思いますので、そうなると、人も出て行って、市もまた寂れていくという、だんだんサイクルが悪くなると思いますので、ぜひ、その辺は行政の方も時代に合ったものを議論していただきたいというふうに思います。

1個だけ、今、請求書だけを送っていらっしゃると思うんですけど、そういったところで、払えない、払えない人と払わない人は違うと思うんですよ。そこをちゃんと吟味するのも必要だと思うんですけど、そういった足を運ぶという部分について考えをお聞きしたい。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、やっぱりこういう経済状況の中で、税が払えないという方がやっぱりふえてきております。そういう方に対しては、納税の期間の延長とか、あるいは減額したり、そういう手当をやってはおります。固定資産税に限らず、いきなり督促をやるということは余りやってはいけないということで、現実にはそういうことじゃなくて、連絡をして来ていただいて話をしてということを中心に今やって、納税相談という形で、まずはやっていくと。そこでいろんな取り決めをして、分割納税なり、あるいは遅延の承諾書、お互いの契約じゃないですけども、そういう確認書をとったりとかということで、まずは納税できるような方法を相談しながら決めていく。その後の、履行ができなかった場合とかにやむなくすることなんで、それを何回かやります。お互いに話をして、それからということを一応やっております。ですから、いきなり出すということは、余り市としてもやるべきではないというふうに思っておりますので、そういうふうに行っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、ごみ施策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、ごみ施策について順次お答えします。

まず、燃やすごみへの資源ごみ混入率の推移についてお答えします。

燃やすごみの組成調査を年に1回実施しておりますが、直近3カ年の資源ごみ混入率を見ますと、平成18年度が40.5%、平成19年度が47.3%、平成20年度が56.2%、さらに今年度は56.9%でありました。

次に、ゼロ・ウェイスト宣言をしたまちとして、燃やすごみを減らし、埋め立てに頼らないまちづくりの今後の対策についてお答えします。

燃やすごみにつきましては、年1回の組成調査を年2回実施し、その結果について広報や市民講座等により広く市民の皆様にも周知徹底を図り、資源ごみ混入率の減少につなげていきたいと考えております。また、現在、モデル事業としての取り組みを進めております食用油及びレアメタルの分別回収によるリサイクルや焼却処理を行っている草木類についても再資源化を図るとともに、レジ袋や割りばしの使用削減に向けた取り組み、給茶スポットの設置によるマイボトルの利用促進等により、ごみそのものの減量に努めます。

中・長期的には、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言行動計画にありますとおり、燃やすごみにつきましては、徹底した分別により再資源化を図り、最終的に残るごみにつきましても、燃料化等により資源として利用できないか検討していくことにより、ごみ処理を焼却や埋め立てに頼らないまちづくりの仕組みを構築してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ことしの混入率調査というのは、私も一緒に参加させていただきまして、軽トラ2台分、生ごみ、紙おむつ、ゴキブリ、ナメクジ、クモ、いっぱい何でも出てきました。2時間、8人でかかりました。今聞きました18年からの分でも、やはり減っていないですよ、混入率、どんどん上がっているというのが現状だと思います。原因が何かというのを調査するだけではなく、それは何なのかというのをやっぱりきちっと調べていくのが一番重要だと思います。共働きがふえて分別に手が回らないのか、生ごみが入っているのは、有料の袋を買うのがもったいないからか、衣類を新聞紙にくるめて入れてある。そういったものを見ると、やっぱり市民のモラルの低下があるのか、そういったものをきちっと現状をやっぱり把握して対策を練ることが必要だと思います。

一番結局多いのが、資料をもらった分では、やっぱり紙がことしは21.4%、廃プラが11.0、生ごみが14.9、衣類が8.4、このうちの紙、生ごみ、廃プラというのは月1回以上収集ができるわけですけど、なかなかそこがうまくいっていないんじゃないかなというふうに思うと、そういったシステムのところをやっぱり考えていかんといかん、変えないといけないという部分があったら手直しをしていく。紙が20%以上あるんやったら、この部分はもっと収集を、もし回数がふやせるんだったらふやす。雨にぬれても回収がしやすいような袋をつくるならつくるとか、やり方はいろいろあると思うんですけど、そこの議論をやっぱり早急にすべきだと思います。市報なん

かで、やっぱりそういうのをやめましょう、これは燃やすごみじゃなくなったら、四、五千万浮きますよというふうに書いたりしますけど、市民の方は、やっぱりそれ見て、ああそうですかで終わってしまうと思うんです。やっぱりシステムをきちっとつくっていかないといけないんじゃないかなと思います。

1つ、質問は、この現状をどう今分析をしているかという部分がありましたら、それを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第2の質問でございます。

確かに、紙、それから容器包装プラスチック、生ごみというのは混入している大きな資源ごみに入ります。これをどうにかすると、確かに燃やすごみはぐんと減るんだというのが実態としてはわかっております。おりますので、御指摘のとおり、組成調査結果は広報等でお知らせしておりますけども、混入率が高くなっているという現実にあると。これらの混入している資源ごみというのがリサイクルされることなく焼却されて、それから灰の一部は最終的に処分場に埋め立てられていると。これらの焼却、埋め立てに多額の経費を要しているんだということは広報等でも周知をいたしております。このために、市民の皆様には改めて分別の意義ということを理解していただく必要があるというぐあいに感じております。

議員が申されましたように、このことについてはやっぱり地道に工夫改善を加えて議論をして、システムにそぐわないところがあれば、その辺は改善していく、大なたを振るっていくと、そういったことも大事かなと考えております。

具体的には、広報だけではなくて、今後、自治会長さん方々、それからリサイクル推進員の皆さん方、それと、もちろん地域の方へ出向いて周知徹底を図ってまいりたいと、そういうぐあいに考えておりますし、資源ごみ混入率の減少というのが現在私どもに課せられたといえますか、環境モデル都市を実現していく上で、真に水俣に課せられた大きな課題であると、差し迫った課題であると、そういうぐあいに認識しておりますので、皆さん方の英知を集めて、この問題に対処してまいりたいと、そういうぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひ、そういったいろんな方にそういうところを周知していくというのはやっぱり必要だと思いますし、来れない人には、もう本当に写真でもいいですし、ビデオで撮ってもいいですし、もう今、ネットを結構見ていらっしゃるんで、そういうところを利用して、こんなものが入っていますというのを、だれでも、いつでも見れるような形でしていかなといかなというふうにつくづく思います。

それと、やっぱり組成調査、職員の方、あと民間のごみ女連の方、女性が4人、私入れて8人

だったですけど、執行部の方々もぜひそういうのはやっぱり参加して、現状を把握していくのが一番必要じゃないかなというふうに思います。職員の方がこうですよと上がっては来ると言うんですけど、やっぱり実際体感していただければわかりやすいし、現状がわかると、次の手が打ちやすいんじゃないかなというふうに思います。

今、水俣市はごみを分別するのが、ごみを減らす手段として分別なんですけど、何か分別することだけが目的になって、ごみを減らすことはもうどっか、もしかしたら、置き忘れられているのかもしれないなというふうな思いがします。

ゼロ・ウェイスト宣言を掲げたわけですから、これは言いっ放しではやっぱり済まないと思います。どんなことができるかというのは、やっぱりどんどんしていかなといかんですし、市民と行政も一緒の目標というものを今度掲げたわけですから、その辺で一緒にやっぱり行動していかなといけないんじゃないかなというふうに思います。

でも、現状としては、先日、きのうも出ておりました、環境モデル都市フェスタのあの人の少なさを見ますと、市民、行政職員、自分たち議員もでしょうけど、意識がなかなか上がっていないんじゃないかなというのが実情だと思います。本当、あのモデルフェスタ見たときに、そう思いました。笛吹けど踊らずという感じだったですね。

しかし、枝廣さんの話は、もう先ほど言いましたGNHの話とかバックカスティングの話、もったいないという言葉は英語にはないんですよ、表現できないんですよとか、大変興味深く、わかりやすかったですし、共感もできました。もったいないのは本当、少なかったというふうに思うんですけど、問題はもう浮き彫りに大体なってきたので、そういった課題をどうやって克服するかというところだけだと思います。実際もう上からスタートするより、やっぱり一番下からスタートした方がやりやすいんじゃないかなというふうに思います。

ごみ自体は減らすのは有料化すれば何%減るといのはわかっているわけです、全国でやっていますから。でも、それは水俣はやらずに頑張ろうってやっているわけです。市の中で水俣市だけだと今思います、熊本県でね。それをやるんやったら、それなりのやっぱり施策を考えるのも必要ですし、佐世保では一定のごみまでは無料、それ以上は有料、2段階の方式をとって、成果を、ごみの発生抑制をやっております。熊本みたいに、だれからでもごみを捨てるのにお金取りますよじゃなくて、一定の量までは補助券を家庭に配って、それでごみ袋を安く買ってもらう。それがいない人は、もう高くごみ袋を買って負担をしていただく。家庭で普通に廃プラでも何でも分別すれば、その補助券で十分賄える。もし補助券が余る、一生懸命やる人は、もしかしたら、そういう補助券も余るかもしれないけど、余ったら、また日用品と交換するとか、何かそういう市民の方にも楽しみができるものを考えていращやる。

販売の手法でインセンティブを持たせるとか、報奨制度みたいなのがありますが、これ100

個売ったら特別にボーナス出しますよ。プロ野球の場合は、この試合に勝ったら監督賞出しますよとか、ニンジンぶら下げるじゃないですけど、これやったら、こんだけ返ってきますよというのを最初はやると、それがだんだん喜びになって習慣化して行って、不公平感もなくなる。やっぱりそういったいろんな考えをぜひ、よその自治体で成功しているところもあると思いますので、やっていただきたいなど。

1つ、質問は、やっぱりこれをやるには、もう行政の職員も市民の方も入れた、やっぱりそういうチームをつくって、やるやらんはまた別として、議論を始めた方がいいと思うんですけど、それについて考えはどうかをお聞きします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） まさに、今、西田議員が申されましたように、環境のまちを目指しているわけですが、環境のまちとして、市にも内外から評価されるためには、ごみをいかに減らすかということにかかっているのかなと考えております。市民にだけ求めるのではなくて、やっぱり職員みずからが率先してそういう意識をつくっていくということは極めて重要なと考えておりますし、先ほど、ごみの有料化ということで佐世保方式みたいなことも提案いただきましたけども、あそこまで今現在至らずに、何とかみずからの手を汚して、手を尽くして、ごみを減らそうという努力を水俣市はやっているわけでございます。そこに行き詰まりがあるとなれば、いろんな工夫改善し、動議づけをしていく、インセンティブをつくっていくということは当然必要でございます。そのために、今、行政だけじゃなくて市民も含めたところで何かチームを組んで、そういう、すぐ行動につながるようなチームをとという御提案でございましたけども、既に先発している組織等もございまして。その辺も含めて、どういう形であったら、より今の私たちが目指すものが推進されていくのか、その辺を見きわめて、今後の事業に取りかかっているというぐあいに思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境施策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、環境施策についてお答えいたします。

まず、レジ袋の削減に関する協定を結んだが、今後、この協定をどのように広め、市民に周知していくのかとの御質問にお答えします。

レジ袋の削減に関する協定につきましては、先日開催されました環境モデル都市フェスタにおきまして、協定締結式を実施し、市内の25の店舗と協定を締結いたしました。協定を締結していただいた店舗におかれましては、11月1日から無料配布の取りやめなどを初めとして、いろいろな方法でレジ袋の削減に取り組んでいただいております。



なお、現在の協力店は25店舗ですが、今後も継続して、大型店やチェーン店も含む、より多くの店舗の皆様へ協力への呼びかけを行い、まずは取り組めるところから取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

また、市民の皆様への周知に関しましては、ポスターや広報紙での啓発とあわせて、ごみ減量女性連絡会議を中心としてマイバッグ宣言という取り組みを行っています。この取り組みは、市民の皆さん一人一人にレジ袋の削減の必要性を説明させていただき、その上で、レジ袋の削減やマイバッグの持参などに関して思うこと、行動することなどを宣言して写真に写ってもらいます。それらを集めてポスターにすることで取り組みの周知・啓発を図っていくものです。みずから考え宣言することで、パンフレットを読む以上に意識に残り、行動の契機になることが期待できます。また、宣言した人の写真がポスターになりますので、まさに市民一人一人が主役になれる取り組みです。

レジ袋削減に関しましては、随時、キャンペーンなどの実施も予定しておりますが、それとあわせて、このマイバッグ宣言を行っていただくことで、より効果的に市民の皆様への周知・啓発を実施してまいりたいと考えております。

このように、事業者、消費者、そして市がそれぞれの役割を果たしながら活動を広げ、また、その効果を検証しながら、レジ袋の削減を水俣市全体での取り組みとして定着させてまいります。

次に、レジ袋削減は、市民の環境に対する意識向上の第一歩だと思うが、今後どう展開していくのかとの御質問にお答えします。

議員の申されるとおり、レジ袋の削減は、つまり、レジ袋をもらわず、マイバッグを使うということは、だれにとっても身近で、すぐに取り組める環境行動であり、また、環境について考えるきっかけとなるものであると認識しています。レジ袋の削減の取り組みを契機にして、まず、日々の暮らしの中で、身の回りのこと、自分の行動を見直すことが当たり前になっていくことで、生活の中の要らない便利さに気づき、次の行動につなげていける市民がふえていくと考えています。

市では、先日、ゼロ・ウェイスト宣言を行いました。宣言に伴い策定しました行動計画とも照らしながら、どうすればごみを減らせるのか、むだなものはないかなど、環境にいい暮らしづくりのため、市民みんなで考え、行動していける具体的な取り組みへの展開を図りたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今回、協定を結ばれて、すぐ開始されるお店、大型の生協みたいに来年の2月から本格的に始めるところ等分かれていると思いますけど、今回、大きな一步を踏み出したというふ

うに思います。その中で、地元資本でないフランチャイズ店、またチェーン店は協定をやっぱり結ばれないということを聞いております。その辺は、いろんな形で根気よくアプローチしていただいて、市の幹部の方が行かれたということも聞いておりますけど、今から、もう根気よくその辺はやっていただいて、水俣市で出店して商売やられる方は、やっぱり水俣市のルールというものがあるというのをぜひわかっていただけるように伝えていただきたいなというふうに思います。

市民の周知では、マイバック宣言のポスター、私も見せていただいておりますけど、一緒にやっているという部分で好感が持てるなというふうに思います。マイバックを結局使うとお得やし、やっぱり気持ちいいなというのが市民の皆さんに浸透していくことが必要だと思います。先ほど、何かしたら何かお得だという話をしましたですけど、今回、商店街にポイントカードシステムでたしか補助金をつけられております。その中で、ポイントの一つにマイバックのポイントをつけるというのも商店街と調整してやられるということも聞いております。そういった何かちょっとお得、水俣で買い物するとお得とかというものを、これは環境課と結局商店街は商工観光振興室になると思うんですけど、そういった横のつながりも密にさせていただいて、水俣市全体でやっていくのが必要かなというふうに思います。

一つ考えられるのは、レジ袋は、もし5円で買われたら、そのお金が、お店が取るわけですけど、それをプールして、市も同じお金を出して、それを基金にするとか、それで木を植えるとか、公園を整備するとか、何か市民に目に見えるものにぜひしていただければなというふうに思うんです。ですから、市とそういったお店あたりとタイアップしてできるものは、今後考えられないのか、広めるために、そういうのが考えられるかどうかを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 今、議員が申されましたように、市民一人一人、もちろん推進していくということは非常に重要なことでありますけれども、それとやっぱり連携して、いわゆる商店でありますとか、各事業所含めて、この運動に参加していただくというのがやっぱり非常に緊要な課題というか、大きな重要な要素でございます。そういった意味で、いろんなアイデアを持ち寄りながらこの運動を進めていくことで、今のところ、私どもの行政だけではなかなか策として思い浮かぶものって限りがございますので、商店街の皆さんとか市民の中からもいろんな、こうやったらという一つの動議づけになるような、そういったアイデアなり工夫というのをやっぱり求めていきたいと思っておりますし、求めていこうと考えています。

そういった意味でも、商店街、特にそういったレジ袋なり提供いただくところと一緒にやっていくということでも、商店街、特にそういったレジ袋なり提供いただくところと一緒にやっていくということでも、行政的にも商工サイドであるとか、環境サイドだ

けじゃなくて、教育委員会であるとか生涯学習とか、いろんなところともやっぱり連携してやっていくべきだろうと考えておりますので、市民一人一人がこのレジ袋削減に向けてやっていけるような、いろんなアイデアを今後とも募ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 レジ袋削減は、ここにゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言っておりますけれども、この中の1つです。今後は、この行動計画に沿っていろんなことをやっていかれると思いますが、短期的・中期的・長期的に、これにも書いてありますが、2026年には焼却の埋め立てに頼らないまちというのを目指すわけですから、ぜひ、この計画、これをその都度見直しながら、最終的な目標に到達していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、日本一の読書のまちづくりについて答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長 坂本彰君登壇）

○教育次長（坂本 彰君） 次に、日本一の読書のまちづくりについて順次お答えをいたします。

まず、環境絵本大賞の今後の出版のスケジュールについてお答えします。

市制60周年事業及び市立図書館創立80周年記念として、8月から10月までの3カ月間、環境をテーマとした絵本の原文を募集しました。その結果、全国から109件の応募があり、うち水俣市民からの応募も12件ありました。

今後のスケジュールとして、来年1月16日に大賞及び優秀賞の受賞者、審査員等をお招きして授賞式を開催する予定です。出版につきましては、商業出版として、流通ルートを通じて全国の書店の店頭にも並べたいと考えております。現在、出版社と交渉しているところですが、今後、出版社が確定した後、作画担当のプロの画家と相談しながら絵本づくりをすることになりますので、まだしばらく時間を要すると思われれます。出版につきましては、来年度の後半を予定しているところです。

次に、水俣市で出版する環境絵本の意義、活用方法についてお答えします。

これまで、行政が制作した出版物は助成金や補助金の関係上、無償での配布となっております。ほとんどの場合、手にとることもされず、大部分が読まれずに本棚の片隅に置かれたままになっているということが現状であろうと思います。

今回の環境絵本大賞作品の絵本制作は、商業出版において全国の書店で流通させることが事業計画の当初からのコンセプトにありました。絵本を全国各地の書店の店頭にも並べていただいたり、各地の図書館に置いてもらったりすることで、多くの皆さんの目に触れることを期待するも

のですし、自然な形で小さいときから環境について考えることのできる子どもの育成に少なからず寄与するものと考えております。また、水俣市からの発信ということで、環境モデル都市みなまたの大きなPRになるものと考えています。

次に、絵本大賞の継続についての今後の考え方についてお答えします。

今回絵本大賞の選考委員を務めていただきました柳田邦男氏から、環境問題とは何かという根源的な問題まで再考を促された。この賞が今後世界に認知されることを願っていますとの言葉をいただきました。

今回の絵本大賞は、市制施行60周年事業及び市立図書館創立80周年記念の記念事業として実施しておりますが、この事業は、環境モデル都市水俣をPRするだけでなく、世代を超えた人々の内面に絵本を通して環境問題を刻み込む事業であると考えております。事業の継続につきましては、今後も2年に一度ぐらいは実施していければというふうに考えております。

次に、動くえほん館みなよむ号を今後日本一の読書のまちづくりにどう活用していくかについてお答えします。

大手出版社講談社から寄贈いただいた絵本キャラバンカーは、10月24日に動くえほん館みなよむ号として水俣のまちで再スタートを切りました。11月には、スイーツスタンプラリーや産業団地まつりで市民の方にお披露目をしましたが、利用していただいた方からは、好評を得ております。みなよむ号の車内には500冊以上の絵本がそろっていますので、子どもたちはもちろんのこと、大人の方まで楽しめると思っております。

今後、各機関からの要望も踏まえながら、幼稚園、保育園、小学校や水俣市内の各種行事等に出向くことで、絵本に触れる機会づくりや読書の楽しさを伝える場になっていくものと思っておりますし、そのことが、読書活動の推進につながると考えております。さらには、まちじゅうのいろいろな場所に出かけ、市民の目にとまることで、日本一の読書のまちづくりの機運の醸成に一役買うものと思っております。

次に、日本一の読書のまちづくりを推し進める上で、図書館は核になる重要施設と考えるが、現状の認識はどうかについてお答えいたします。

今年度当初に、これまでの図書館運営の見直しを行い、来館されるお客様重視の運営方針に切りかえてまいりました。例えば、これまで選書から納品まで約1カ月から1カ月半かかっていた新刊本の購入に当たっても、選書の仕方を見直して、お客様のリクエスト本などを取り入れ、納品までに2週間程度になり、毎週土日には新刊本が書架に並ぶ体制となっております。また、これまで、各職員が数時間ごとにローテーションで受付カウンター業務を行っていましたが、今年度は時間制職員を専門に配置しました。その結果、お客様の図書の相談にじっくりと対応できるようになり、館内のディスプレイも工夫し、季節感あるものにしております。

施設面については、昭和57年に建設された現在の図書館は約30年がたとうとしております。建設当時の図書館は収蔵能力を重視した設計になっていましたが、約10万5,000冊の所蔵となった現在では、閲覧室が手狭になり、お客様に不自由な思いをさせております。これまでの図書を収蔵しております2階及び3階部分の書庫は、所蔵量がいっぱいになっており、先日、専門家の方から、荷重がかかり過ぎて構造的に無理が来ているとの指摘を受けました。ですので、今後、所蔵量の見直しを図らなければならないというふうに思っております。

今後は、老朽化した施設の保守・管理にも力を入れながら、お客様重視の図書館運営を目指し、また、日本一の読書のまちづくりに一層努めてまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 発刊は来年の末ですかね、22年の末。最初の予定では、市長の就任中に出るというふうに私も認識していたんですけど、その辺は公募・発刊ということで多少ずれ込んだのかなと思いますけど、ぜひ発刊までこぎつけていただきたいというふうに思います。

環境絵本ということなんで、幼稚園とか保育園とか小学校、ぜひみんなが水俣の子どもが見れる形にしていきたいと思いますので、質問は、販売するということがあったんで、益金がどうなのか、どうされるのかと、寄贈が全学校・園なのか、各クラスにできるぐらい考えていらっしゃるのか、ぜひ見ていただきたいと思うから、その辺が寄贈ができるのかというのを質問します。

それと、定期的に2年に1回ぐらいこういったものを出したいということなのですが、ぜひ定着して水俣らしい読書のまちづくりを掲げている水俣が環境という部分とドッキングして、こういった絵本が定着して日本じゅうに発信できればいいなというふうに思います。

みなよむ号は、私も乗せていただきましたんですけど、非常に見るだけでインパクトがありますし、中もきれいに子ども、小さい子は本が読めます。いろんなイベントで参加されると思いますけど、あれが一つのステータスになって、水俣市は図書をこういったことで推進しているんだというのを市民の方にわかっていただければなというふうに思います。

それと、図書館、54年で30年ぐらいたっているということですが、基本的には、もう今の時代ですから、あるものを長く使えるというのは当然だと思うんですが、いつも言いますが、今一生懸命中身が変わっていろんなイベントやったり、図書館、頑張っているところは非常に、ここ何年か行っているんですけど、見れます。しかし、キャパが決まっていますので、夏休み、春休み、冬休みとか、子どもが勉強するところはやっぱり少なくて、何かかわいそうかなというのは非常にいつもよく思います。図書館というのは、子どもに本を通して知識の提供、また学習の場とかを提供するのも一つの大きな役割だと思いますので、ぜひ、その辺は増設がきくのか、移転がきくのか、ソフトの面では、この日本一の読書のまちづくり推進計画というのが

でき上がっておりますので、ハードの面というところも議論を少し徐々に始めていただければな  
と思いますけど、そういった議論はできるのかというのを、3点ですけど。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） まず、環境絵本を出版した際の益金とか、それから学校とか保育所と  
か、そういう関係機関の寄贈はどうでしょうかということでありましたが、とらぬタヌキの何と  
かではございませんが、全国に向けてそういうふうに御紹介なり出版ルートに乗せたいというこ  
とは考えているわけですが、どれぐらい売れるかということについては、全く予想もつかないこ  
ろですが、もしも十分見合うだけの益金等が出ましたならば、やはり読書のまちづくりに生か  
せるような、そういったような方向で十分考えていかないといけないと思いますし、また、寄贈  
のことも出ましたが、もちろん児童・生徒、子どもたちがいるところには、ぜひやはり置いて、  
子どもたちにも多くの皆さんにも見ていただきたいというふうに思っております。とにかく、日  
本一の読書のまちづくりに貢献できるような形で利用していきたいなというふうに思っておるこ  
ろでございます。

みなよむ号についての御質問であったと思いますが、今おっしゃられたように、やはり非常に  
目につく、何だろかなというふうに思わせるような車ではないかなというふうに思っておりま  
すし、中の絵本等も見てみましたけれども、やはり子どもたちが大変喜ぶような内容ではないか  
なというふうに思っております。

先ほどの答弁にもお答えしましたが、絵本は子どもたちが読むだけのものではなくて、やはり  
大人が読んでも非常に何か胸を打つものがあるのではないかなというふうに思いますので、やは  
り申し込みをされた方はもちろんでございますが、やはりいろんなところに出かけて行って、い  
ろんな方々に見てもらい、いろんな方々に活用してもらいたいなと、そういう計画を今後立てて  
いかなくはいけないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、図書館の建物そのものについて、どうにか議論の余地はないのかなという、そうい  
うようなお尋ねであったというふうに思いますが、議員がおっしゃられたように、非常にお客様  
が十分閲覧室というんでしょうか、いすに座って読むということについては、お客様が来られる  
時間帯とか曜日とか、その辺もあるんだろうというふうに思いますが、確かに学校が夏休みであ  
るとか長期の場合は、子どもたちがいっぱい来て、やはりなかなか自分の席が確保できないと、  
それはもう十分承知をしているところでございます。収容能力も限られている、建物も限られて  
いるところでございますが、やはりどうにか考えたいというふうに思いますが、やはり建物その  
ものをどうにか改築するなり何なりをしなければ、閲覧室の部分は広がらないというふうに思っ  
ております。先ほど言ったように、今までの図書の収蔵量も大変大きいものになっておりますの

で、今後十分そこは検討していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 いろんな形で図書館というものを見直していただいて、日本一の読書のまちづくりを達成していただきたい。ぜひ、宮本市長が最初に掲げられた日本一の読書のまちづくりが1期だけに終わらず、2期目以降も実行できることを期待をいたしまして、これで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時43分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画が平成21年3月に策定され、5年計画で進められています。その推進計画の「はじめに」の中に、読書は、人の成長にとって大事な栄養分であり、生きる糧として人生の指針にもなり得ます。人生をより深く生きる力を身につけ、心や身体の成長を見詰めていく上でも欠くことができないものでありますとうたっています。

また、基本方針には、目標とする将来像日本一の読書のまち水俣に向けた事業を実施するために、活動主体である地域、家庭、学校、図書館が取り組むべき具体的な施策を明確にし、4つの項目を基本方針として、担当者を先頭に頑張っていただいております。日本一の読書のまちづくりの進捗状況はどうか、必要な財源の確保はできているのかお尋ねいたします。

学校図書館の整備・充実では、行きたくなる学校図書館の雰囲気づくりの中で、学校図書館における司書または学校図書館ボランティア等の配置及び学校図書館への市立図書館司書の派遣及び支援となっておりますが、どうなっているのかお尋ねいたします。

私は、学校図書館司書の必要性を平成14年3月議会で訴え、石川県松任市の例を挙げ、それまで寂しかった図書館が連日大盛況、司書が着任した年に貸出冊数が前年度に比べ約6倍、入館者数は約3倍と急増し、以後、年を追ってふえ続けていることを紹介しました。そのときの教育長、宮本市長は、厳しい財政状況から、当面厳しいのではないかと考えています。しかし、学校図書館の重要性から、専任司書のかわりとなるボランティアを募って対応したいと考えています

との答弁でありました。

学校図書館専任司書の必要性をどう考えているのか、平成14年度と平成20年度の小・中学校ごとの1人当たりの年間貸出冊数はどうなのかお尋ねいたします。

次に、薬物乱用対策について。

有名芸能人の大麻や覚せい剤の所持・使用事件が相次ぐなど、薬物汚染が日本社会に深刻な影を落としています。警察庁の調べによると、ことし上半期に大麻の所持や栽培などで検挙した件数は昨年同期比13.4%増の1,907件、検挙人数も21.3%増の1,446人を数える。いずれも上半期の統計が残る1991年以降で最多という現実があります。大麻以外でも覚せい剤の摘発件数は前年同期比で1割ほど減ったものの、押収量は6.4倍の263キロに急増している。MDMAなど合成麻薬の押収や検挙も依然増加傾向にあるといいます。

憂慮されるのは、中・高生や大学生など10代、20代の若者の間で特に汚染が激増していることです。上半期中に大麻絡みの事件で摘発された1,446人のうち、85%が初犯で、63%が20代以下という数字がその実態を裏づけています。

覚せい剤などの違法薬物は、たとえ1回の使用でも乱用になり、犯罪であります。最近では小・中学生でも違法薬物を簡単に手にしていると聞きます。違法薬物がすぐ入手できてしまう時代であり、社会状況になっていることは事実であります。密売人たちが巧妙な手口で子どもたちをねらい、えじきにしています。危険な薬物がエス、スピード、チョコ、エクスタシーなどの呼び方で抵抗感が薄められ、そして、やせられる、自信がつく、1回だけなら平気、ちょっと預かって、みんなやっているよといった誘い文句で気軽に声をかけてきます。また、インターネットや携帯電話を通じ手軽に入手してしまう環境にもあります。遊び仲間などの仲間同士が身近な人間関係で蔓延させているケースも少なくありません。

薬物乱用を防止するためにはどうすればいいのか、子どもたちを守るためにはどうすればいいのか、子どもや若年者がさらされている薬物乱用の危険性を責任ある大人たちが決して見過ごしてはいけない問題です。危機意識を高めることがまずは第一歩であると思います。

薬物乱用についての現状の認識はいかがか。警察や市民団体、教育機関などと連携しての社会全体での取り組み体制はいかがか。薬物防止キャラバンカーでの啓発活動は計画的に実施されているのかお尋ねいたします。

次に、予防医療について。

9月をがん制圧月間として取り組みをされました。また、公明党の提言で実現した乳がん及び子宮頸がん検診無料クーポン券配布もありました。受診率はどうだったのかお尋ねいたします。

日本人の3大死因は、御存じのとおり、がん、心臓病、そして脳卒中、第4位は肺炎で、毎年10万人、つまり約10人に1人が亡くなっておられます。長野県波田町の試算では、肺炎患者が入



院すると1人当たり約86万円、これはこのまちの430人分のワクチン助成金額です。行政の財政負担は予防の方が圧倒的に軽いだけでなく、病気を防ぎ、本人や家族の暮らしを守ることもできます。

現在、肺炎球菌ワクチンの公費助成をしているのは88自治体です。昨年9月議会で、私が提案いたしましたときには、全国で20近くの自治体で実施されていますが、熊本県内では、まだ実施している自治体はないようであります。今後、国の動向や他市町等の実施状況の推移を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でありました。

今回、再度質問しておりますのは、本市が予防の成功体験をすることで、予防重視へと政策をシフトできるきっかけにさせていただきたいと思うからであります。まして日本は先進主要国からは、はしかの輸出国と批判されているように予防接種後進国です。その国のさらに後方で様子見をする自治体の水俣市の目指している都市像ではないはずで、助成を実施している自治体も4倍以上になっております。財政の持続可能性の視点でも、冷静に試算すれば重点的に予防施策を選択することになるはずで、この1年2カ月の検討を踏まえ、肺炎球菌ワクチンの公費助成へ賢明な御答弁をお願いいたします。

また、ヒブワクチンの助成についても提案をいたします。

ヒブワクチン、昨年12月から販売が開始されました。世界では既に90カ国以上で定期接種が行われ、世界保健機構は1998年、すべての国に小児へのヒブワクチンの定期接種を勧告、日本でも一日も早い定期接種化を求められています。

このヒブとは、インフルエンザ菌b型のことですが、特に抵抗力を持たない5歳未満の乳幼児がこの細菌によって髄膜炎などを発症し、そのうち約5%が亡くなり、約25%は知的障害や聴覚障害などの後遺症が残ります。乳幼児のお母さんたちの関心はとて高く、費用負担が高額でも接種を希望する人が多いのが現状です。ヒブワクチン接種費用は合計4回で約3万円と高額です。そのため既に一部の自治体では助成制度が始まっています。ワクチンで防げる病気から子どもたちの生命と健康を守ることは最優先の政治課題であります。助成ができないのかお尋ねいたします。

また、子宮頸がんは、子宮頸がん検診の推進と予防ワクチンの接種でほぼ予防できます。しかし、予防ワクチンは20年間効果が持続されると予測されていますが、現在、3回の接種で5万円程度かかります。これも最優先課題であります。生命の尊厳のために接種補助ができないかお尋ねいたします。

次に、各種標識について。

車いすマーク、四つ葉のクローバーマークをどのように認識されているのか。

市民の方から車いすマーク設置の駐車場について相談があったようですが、対応はどうされた

のかお尋ねいたします。

また、ハートプラスマークの啓発はどのように行っているのかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、日本一の読書のまちづくりについては教育次長から、薬物乱用対策については私から、予防医療及び各種標識については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 日本一の読書のまちづくりについて答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長 坂本彰君登壇）

○教育次長（坂本 彰君） まず、日本一の読書のまちづくりについてお答えをいたします。

進捗状況はどうかの御質問にお答えをいたします。

市の重要施策の一つに読書のまちづくりを掲げましてから、既に4年が経過しようとしております。そこで、これまでの取り組みについて簡単に説明申し上げます。

まず、平成19年度では、図書館の祝日開館や水俣市日本一の読書のまちづくり宣言をいたしました。翌20年度には、具体的な事業を掲げた日本一の読書のまちづくり推進計画を策定しまして、市民に広く理解していただくためのさまざまな事業展開を実施してまいりました。中でも具体的な取り組みの一つとして、津奈木町との合同で実施しているぐるりんばブックスタート事業は、親子のコミュニケーションをはぐくみ、家庭に絵本のある暮らしを推進するために、4カ月及び6カ月乳児健診時に絵本の読み聞かせを行い、さらに4カ月の赤ちゃんには誕生の記念に初めて出会う絵本として1冊贈呈をしております。このブックスタート事業についてはアンケートを実施しましたが、これをきっかけに73%近くの家庭が引き続き読み聞かせを行っているという結果が出ました。このことは、子育て支援の観点からも非常に効果があるものととらえております。

さらに21年度では、図書館事業の最も大きな取り組みとしまして、みなまた環境絵本大賞を実施いたしました。この事業は、ことし、水俣市が市制施行60周年、図書館開館80周年を迎える記念事業としてあわせて取り組んだものであり、全国に募集をかけましたところ、109件の応募がありました。その中から先月最終選考会を行い、大賞1点、優秀賞1点、佳作3点が決定いたしました。来年1月には授賞式を予定しておりますが、その後、絵本という形にして出版する計画であります。

その他の事業としましては、市民参加型の図書館まつりを実施し、市立図書館へだれもが気軽に足を運べるよう、読書に親しむ雰囲気づくりや、貸出冊数を1回1人5冊から10冊にするなどしております。また、いつでもどこでも身近に本に触れる機会をつくるため、市内の主要な箇所、人が多く集まる箇所にまちかど図書コーナーを設置しております。現在、総合医療センターの待合室や各病棟、水俣自動車学校やおれんじ館にも設置しております。さらに夜読会につきましても、毎月第4土曜日の午後7時半から図書館において実施しており、本好きの方々が参加しておられます。

このように、推進計画に掲げる日本一の読書のまちづくりは、短期的な事業を中心に実施しておりますが、今後は、推進計画に示していますとおり、3年の間で取り組む中期的なもの、そして5年間で取り組む長期的な事業にも取り組んでまいります。

次に、必要な財源の確保はできているのかとの御質問にお答えいたします。

市の政策でもある日本一の読書のまちづくりを目指し、さまざまな事業を展開する上で、その前提となる事業費の確保は必要不可欠なものであります。特に、今年度は読書のまちづくり推進計画に位置づけておりますみなまた環境絵本大賞事業、学校図書館ボランティア派遣事業及びスクールライブラリー事業等の事業費を確保し、実施中であります。本市が目指します日本一の読書のまちづくり事業は市の政策に掲げておりますので、今後とも引き続き推進計画に沿った予算の確保をお願いしてまいりたいと思っております。

次に、学校図書館における司書または学校図書館ボランティア等の配置及び学校図書館への市立図書館司書の派遣及び支援はどうなっているのかの御質問にお答えします。

平成20年度で策定した水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画で、子どもたちの読書環境の充実を図るための支援として、学校図書館ボランティア等の配置や市立図書館の司書を学校図書館へ派遣支援することによって読書活動の推進を図るとの具体的取り組みを掲げています。そこで、今後、市内小・中学校の図書館の環境整備のため、各学校の要望を踏まえ、学校2校を対象にボランティアを派遣することとしております。内容としては、学校図書館に地域の方やPTA等がかかわり、図書棚の整理整頓、貸し出し・返却等の受け付け、さらに館内のディスプレイ等飾りつけや図書の紹介などを行い、図書館に人の顔が見え、ぬくもりのある図書館づくりとしての環境整備を行う予定です。

現在のところ、市立図書館司書を学校へは派遣しておりませんが、今後は、学校図書館活動あるいは読書活動をさらに推進するために、各学校と協議をしながら必要に応じ図書館司書を派遣し、支援を行うなど各学校との連携を図ってまいります。

さらに、現在、スクールライブラリーや移動図書館車そほう号において各学校を巡回しておりますが、より一層充実させ、読書活動が活発になるようにやってまいりたいと思います。

次に、学校図書館専任司書の必要性をどう考えているのかについてお答えします。

教育委員会では、学校図書館の運営を円滑に実施し、読書活動の促進や情報センターとしての機能の充実を図り、心豊かな児童を育成するために、読書は重要な教育の一環であり、図書館の環境整備や本の紹介、読み聞かせなどをする等の活動を考えれば、学校図書司書の果たす役割は大きく、その必要性は十分認識しているところです。

次に、平成14年度と平成20年度の小・中学校ごとの1人当たりの年間貸出冊数はどうなっているのかというお尋ねについてお答えします。

平成14年度の年間貸出冊数については、各学校の記録が余り残っておらず、小学校2校のみわかっております。そのうち1校は平成14年度の平均貸出数が24冊だったのが、平成20年度は19冊となっております。もう1校は、平成14年度26冊だったのが、平成20年度には41冊となっているところです。ちなみに、平成20年度の平均貸出冊数は小学校において30冊、中学校において5冊という結果が出ております。

なお、多くの学校におきましては、朝の読書活動等で読書の推進を図っているところですが、学級文庫や家庭から持参する図書を読む児童・生徒も多く、実際は学校図書館の貸出数よりも多くの本に触れ親しんでいると聞いております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ことしの5月に長崎市が小・中学校図書館の4校に専任の司書を配置して、早くも効果をあらわしているところであります。学校司書は、子どもたちと本とをつなぐことが主な役割で、市学校教育課によると、設置後わずか半年で、生徒が好んで読書をするようになり、気軽に図書館に集まってきているなどの変化が見えてきたといたします。こういう変化のきっかけをつくった専任司書は、配属後、暗い雰囲気だった図書館を精力的に整理し、イメージチェンジを図り、生徒が読みたい本を見つけやすいように配置したり、本を紹介する掲示物もふやすなど工夫を凝らしたそうであります。今では、生徒たちが明るくなり、魅力的になったとの声が上がっているそうであります。

専任の学校司書は、12学級以上の学校に配置が義務づけられております司書教諭とは全く別でありまして、司書教諭は、ほかの仕事と兼務をしながら図書館業務を行い、非常に多忙である。専門的な知識や技能を持った専任の司書は、生徒へのアドバイスのほか、利用方法の指導や蔵書の整備、選書など専門的な対応も行っております。島根県では、347校に5年計画で4月より専任司書の配置を実施をしております、成果を上げております。

学校図書館は学校教育を行うための基礎であります。図書館活用教育の先進校では、子どもたちが読書習慣や情報活用能力、高い集中力を身につけ、学力向上に結びつけております。日本一の読書のまちづくりを目指す水俣市です。せめて、モデル校を決めて実施をお願いできないかお

尋ねいたします。

高知県では本好きな子どもたちに光を当てて、子どもの限らない力を引き出していきたいということで、子ども司書の育成を行っております。検討できないかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） 学校へ司書を配置するに当たっては、モデル校を設けることはできなかつたということと、それから子ども司書という考えはないのかということであったというふうに思いますが、先ほど議員が述べられましたように、図書館専任司書の配置は財政上非常に厳しいというふうに考えまして、過去にはボランティア等をお願いし、いわゆる司書にかわって図書館の業務、読み聞かせなどをしていただいておりますが、現在は読み聞かせをしていただくというようなことが中止になっているというふうに思います。ただ、先ほど申しましたように、子どもたち、学校にとりましては、読書活動は大変重要な教育の一環でありまして、モデル校の設置、図書館司書の配置等を積極的に検討してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

また、子ども司書につきましては、学校図書館の活動の充実を図るということでは、よいアイデアなのかなというふうに思いますので、そのような事業も選択肢の一つになるのではないかなというふうに思っております。

さらに、先ほど申しましたが、学校は家庭、地域一体となって教育を展開していくというところでございますので、そういう視点に立てば、図書司書という肩書はないかもしれませんが、お母さん方を中心とするような、そういう学校応援団のような方々に協力してもらえば、より一層読書活動の活性化が図られるのではないかなと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 司書の配置は積極的に検討していきたいということでありまして。図書館活用教育の先進校の研修をぜひ、司書及びボランティアの方たちも含めて研修をして、先進地の研修をしていただきたいと思いますが、いかがかお尋ねしてこの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） 先ほど述べましたが、ボランティアの方々の活動は継続してもらうことにより、より一層読書活動が充実をしていくものというふうに期待ができます。今、議員がおっしゃられました、ボランティアといえども、やはり何がしかの謝金等も必要なのかなというふうに思いますので、そういうことも検討する必要があるというふうに思いますし、研修につきましても、いわゆる司書の肩書等を持つ人が中心になればいいんですけども、やはりボラン

ティアの方々が中心ということになれば、市立図書館の司書の方であるとか、あるいは先進地の視察であるとか、そういったことも含めて研修を充実させ、読書活動の充実を図っていかねばいけないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、薬物乱用対策について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 薬物乱用対策についての御質問に順次お答えします。

まず、薬物乱用についての現状認識はいかがかとの御質問にお答えします。

薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全や安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つになっています。熊本県における薬物乱用者の検挙状況は依然として高水準にあり、これまでのシンナー、覚せい剤に加え、大麻や錠剤型麻薬MDMAの乱用など乱用薬物が多様化するとともに、乱用が青少年に広がるなど低年齢化しており、憂慮すべき状況にあると認識しております。

水俣警察署の調べによると、本市におけるシンナー、覚せい剤の少年の検挙者数は、平成17年度が5人、平成18年度6人、平成19年度ゼロ、平成20年度2人となっており、若者への薬物乱用が懸念されております。今後、国・県が実施主体となって取り組まれている各種薬物乱用防止対策事業の一層の推進が必要であると認識しております。

次に、警察や市民団体、教育機関などと連携して社会全体での取り組み体制はいかがかとの御質問にお答えします。

熊本県における薬物乱用防止対策事業ですが、県知事を本部長とした薬物乱用対策推進本部が県庁内に設置され、各保健所単位で薬物乱用防止指導員協議会を組織し、県下足並みをそろえた活動が活発に展開されていると伺っております。この薬物乱用防止指導員協議会は、保護司会、防犯協会、少年補導員、社会教育委員、ライオンズクラブ、婦人会、薬剤師会、薬種協会の代表で構成する薬物乱用防止指導員と警察署、高校の教諭、保健所の職員で構成されております。

主な活動は、毎年6月26日の国際麻薬乱用撲滅デーにあわせて連絡会議を開催し、指導員やボランティア団体、高校生等と一緒に街頭キャンペーンを実施したり、指導員による各小・中学校での講話等が行われていると伺っております。

薬物乱用防止対策事業における市の役割としては、主に協議会から要請があったときに広報紙等に掲載する等の協力を行っているところです。

次に、薬物防止キャラバンカーでの啓発活動は計画的に実施されているのかというお尋ねについてお答えします。

薬物防止キャラバンカーにつきましては、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施し

ている薬物乱用防止キャラバンカーと、熊本県警察が実施している薬物乱用防止広報車すこやかゆっぴー君の2つがございますが、いずれも薬物乱用防止に関する展示コーナーの設置やビデオ放映等が行われ、小学校高学年から中学・高校生が薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい認識を深めることを目的として運用されているところです。

これらのキャラバンカーの活用につきまして、水俣市の小・中学校においては、平成17年度に水俣第一小学校で活用しておりますが、それ以降行われておりません。ただ、本年度になり、PTA主催行事において、すこやかゆっぴー君の活用を計画していた小学校もありましたが、インフルエンザの感染拡大により行事自体が中止となっているところでございます。ほとんどの学校におきましては、薬物乱用防止キャラバンカーを活用できることについては認識しておりますが、各学校の教育課程編成上、授業時数の確保等が難しく、キャラバンカーを活用しての学習は行われていない状況にあります。しかしながら、小・中学校の学習指導要領の保健体育科の学習内容には薬物乱用防止について記載されているところでもあり、小学校の高学年や中学校においては、年間計画に従い学習をしているところです。

一人一人の児童・生徒に薬物乱用防止に係る正しい認識を深める上で薬物乱用防止キャラバンカーによる啓発活動は有効であると考えておりますので、今後、その活用について、PTA行事等での活用を含め、教育課程の編成を見通した上で、各学校において実施可能かどうかを検討してもらいたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 夕方のニュースで、薬物は恐ろしいもの、手を出してはいけないことはよくわかっているけれど、友達から誘われたら断わる自信がない。友達との人間関係が壊れることが怖いという多くの子どもの声が紹介をされておりました。伝えるアナウンサーも言っておりましたが、これが紛れもない現実であります。さらに、個人の自由だから、他人に迷惑をかけなければいいなどとの安易な意識が横行を助長させているということでもあります。

幸いなことに、近年、水俣市民では発生はしていないと警察の方が言っておられました。答弁では、薬物乱用防止キャラバンカーの活用は、各学校に検討をゆだねるとのことですが、それでいいのか、あとは学校にお任せみたいに聞こえましたが、どのような姿勢で学校に必要性を訴えていかれるのかお尋ねをいたします。

私、薬物乱用対策について、平成16年3月議会、平成17年6月議会において、子どもがさらされている薬物乱用の危険性を責任ある大人たちが決して見過ごしてはいけないと、薬物防止について取り上げてまいりました。小学校、中学校ではこれまでも、「だめ、絶対」など薬物の情報発信を行っていただいていることは承知しております。また、社会状況が多様化する中で、学校現場が対応すべき課題は山積みです。そんな状況下で、各学校が薬物乱用防止の教育に重点を

置くことは難しい場合もあるかもしれません。まずは、教師の皆さんに危機意識を持っていただくことが大切であろうという観点から、いろいろな団体の協力をいただき、啓発をしていただくことが必要ではないかと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

薬物乱用防止キャラバンカーの活用で、学校の催し等での活用ができないのか。また、道の駅みなまたでの特産展の多くの人が集まる場所で考えられないのかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） 薬物乱用防止のキャラバンカーにつきまして、学校でどのような活用について考えているのかということで、まず最初あったと思います。

先ほど申しましたように、ことしはインフルエンザの感染拡大によりまして、各学校学級閉鎖とか学年閉鎖とかをいたしまして、授業時数の確保に非常に苦労しておるところでございますし、来年度もそのような状況になるのではないかなということも考えられます。授業時数を確保するということがまず大事ですので、まず、保健体育の時間に薬物乱用にかかわる内容をきちんと勉強し、キャラバンカーの活用につきましては、学校の事情にあわせて活用していただきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、薬物乱用防止についての学習というか、教育ですけれども、いろんな団体の方々に協力をいただきながら、啓発をしていくことが大事ではないかなという、そういうことではなかったかなというふうに思いますが、各学校におきましては、これまで学校薬剤師の方に来ていただいたり、あるいは警察の方に来ていただいたりしながら、いわゆる薬物乱用防止教室等を実施しておるところでございます。議員がおっしゃられましたが、外部団体等の御協力を得ることによって教職員の意識も高まるのではないかなというふうに思いますので、今後とも学校の状況に応じて警察の方とか保健所の方とか、あるいは学校薬剤師の方とか、そういう方々の協力を得ながら、薬物乱用防止の教育活動を行っていく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

次に、薬物乱用防止キャラバンカーの活用ですけれども、いろんな学校等の催し物で活用ができないかというような御質問であったというふうに思いますが、私が今まで聞いたことがあります。学校の文化祭の中の一つの取り組みとして、あのキャラバンカーを学校に持ってきて、その中で、いろんなコーナーがございますので、その中で学習をしたとかということも聞いております。それから、学年とか学級でのPTA行事の中で活用も可能ではないかなというふうに考えております。授業で直接活用するというについては、先ほど申しましたように、授業時数確保の観点等でなかなか難しい面もありますので、そういった行事、PTA活動等で活用できないか、今後、各学校に情報提供等もしていくことができればというふうに思っております。



○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） キャラバンカーの活用について最後の質問は、道の駅等の人が多く集まる場所で考えられないかというような御質問だったと思います。

先ほど申し上げましたように、薬物乱用防止指導員協議会というのがございますので、そこを中心に事業の展開が行われておりますので、広報車キャラバンカーも警察が窓口になり派遣されると伺っております。したがって、薬物乱用防止指導員協議会にいろいろ働きかけて、できるだけ、そういった人が集まる場所に出かけて行っていただいて、啓発をしていただければなと思っております。

いずれにいたしましても、今、次長が申し上げましたように、この問題は地域全体でかかっているかなければならない問題だととらえておりますので、各種団体とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 薬物対策は、本当にこれは深刻な問題であります。私がこの問題を取り上げましたのは、子どもたちが進学・就職で水俣を離れたとき、薬物にかかわる可能性が非常に高くなってきます。ですから、小学校、中学校での教育が大事になってきます。大人が常に意識を持って社会問題であることを前提に、これからもできる限りの取り組みをしていただきたいと思います。

そこで、各学校の保健主事、教職員の先生方にも多く参加をしていただく研修を多方向から計画的につくっていただきたいと思いますと強く要望をして、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、予防医療について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、予防医療についての御質問に順次お答えします。

まず、9月をがん征圧月間として取り組んだ本年度の受診率はどうだったのかの質問にお答えします。

11月末段階での受診率ですが、胃がん検診18.8%、肺がん検診28.2%、大腸がん検診24.8%で、昨年度に比べ若干低下したものの、子宮頸部がん検診や乳がん検診では、それぞれ28.4%、39.6%と、受診率は1ないし4%ほど上がっております。

がん征圧月間として取り組んだことは主に啓発活動ですが、例年と異なる点は、国の補助事業、女性特有のがん検診推進事業として行われた対象者への子宮頸がん検診や乳がん検診の無料クーポン券及び検診手帳の発行、検診受診票の発送や保険証の切りかえ時にあわせパンフレットを同封したり、機会あるごとに周知徹底を図ったことです。

また、子宮がん検診、乳がん検診は、例年、集団検診のみで対応していましたが、試験的に市

内の2医療機関に委託し、3月まで受けられるよう新たに個別検診枠を設け、対象者にとって受けやすい体制づくりを工夫しました。

次に、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお答えします。

肺炎球菌の予防接種については、昨年9月の議員の御質問にもありましたが、自治体に実施義務のない任意接種であることから、本市の予防接種事業として実施しておりません。高齢者やハイリスクの方々については、医師の勧めにより、各医療機関で行われている現状です。県内の14市の状況を見ても実施している市はなく、今後も国や他市の実施状況等を見ながら検討してまいりたいと思います。

高齢者の肺炎対策につきましては、前回も申し上げましたように、まずは肺炎の直接的な原因となる風邪やインフルエンザ予防接種の啓発活動に重点を置き、肺炎罹患防止に鋭意努力してまいりたいと思います。

次に、ヒブワクチンの助成ができないかとの御質問にお答えします。

ヒブワクチンに関しては、ことし3月の議員の御質問にもお答えしましたように、2007年1月に厚生労働省より認可を受け、2008年12月にワクチンが発売になりました。しかし、このヒブワクチンにつきましても、自治体に実施義務のない任意接種となっています。県内の14市の状況を見ますと、上天草市のみがハイリスクの子どもたちへ全額、それ以外の子どもたちへ半額補助を行っていると同っております。しかし、全国の現状では任意接種であることから、接種を希望する人数が把握できないため、需要が供給を上回り、ワクチン不足で予約すら困難な状況で、接種までに1年以上かかるケースが出てきていると同っております。

前回も申し上げましたように、予防接種の研究者からは、次期定期接種の候補としてヒブワクチンが可能性が高いと言われておりますので、本市においても国の動向を見ながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種に関して補助ができないかとの御質問にお答えします。

子宮頸がん予防ワクチンは、ことし10月に厚生労働省が認可し、今月ワクチンが発売されると伺っておりますが、詳細につきましては、まだ公表されておりません。

このワクチンは、ウイルス感染を防ぐことにより予防するワクチンで、諸外国では、11歳から14歳ぐらいの女兒に推奨されていると聞きます。また、接種後も子宮頸がんを早期に発見し、早期治療につなげるには、ワクチン接種とあわせて子宮頸がん検診も欠かせないものとなってきますが、がん検診の対象者も日本では20歳以上となっており、ワクチン接種後の検診体制も課題となります。また、子宮頸がんがウイルスによる性行為感染症という事実から考えても、性行為感染症について家庭内で話し合われることすら難しい日本の現状を考えると、思春期の子どもたちや保護者への知識啓発が先決ではないかと考えております。

これらの課題を念頭に、子宮頸がん予防ワクチン接種に関しては、今後の国の動向を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 子宮がん検診や乳がん検診の無料クーポン券の対象者と受診された人数をまずお尋ねをいたします。

肺炎球菌予防接種は自治体には実施義務のない任意接種であるので実施しないという話でした。また、ヒブワクチンも同じであります。ヒブワクチン不足問題、これは保護者の細菌性髄膜炎に対する認識度が導入直前に大幅に上昇したためであります。このワクチンは、フランスで日本の大変厳しいワクチン品質基準にあわせて特別のラインで今製造をされています。そのため、急な増産は難しく、しかし、1年後には現在の倍の1年間200万本、2年後には定期接種になっても対応できる400万本の増産計画が現在進行中です。

なぜ、定期接種でない任意接種の現在において、市で補助を設けて取り組んでいただきたいと何度も提案しているとお考えでしょうか。日本の予防接種制度は極めておくれています。そのために、多くの子どもがもったいないことにV P D — ワクチンで防げる病気で死亡したり、健康を損ねています。防げる重大なことを防がないのは、ネグレクトという虐待とも言えると専門家は言っております。これは、保護者の責任ではありません。V P D情報の発信を含めて、よいワクチンを取りそろえ、ワクチンを受けやすい制度をつくらなかった政府や社会の責任であります。

数あるV P D — ワクチンで防げる病気の中で、病気が重くて死亡や後遺症例が多いのが細菌性髄膜炎、昔の名前は脳膜炎ですが、これを防ぐためのワクチンは日本では導入が極めておくれております。

今回世界から20年おくれて昨年12月に発売されたヒブワクチンです。小児の細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌が取りつきますので、極めて重大な病気です。早期診断が大変難しい上に、抗生物質が効かない細菌が増加しています。中には電撃的経過と言いまして、わずか1日で死亡することもあります。年間発生数は約1,000例もあり、普通は死亡する確率が約5%、脳の後遺症は約25%、そのほか、軽く済んだように見えても将来の学力低下が一部に見られることもわかっております。

発症年齢は生後3カ月から5歳ごろまでが多く、1歳未満に限られたわけではありません。ヒブ菌は、せき、くしゃみで飛び散ることで感染が拡大します。集団保育での感染が多いのも特徴です。これがヒブワクチンの接種を受けると抗体ができるだけでなく、のどなどにヒブ菌がつかなくなり、感染拡大の抑制力が高く、接種率が60%以上になると、ヒブ感染症が激減することが世界で認められ、米国では100分の1に減少したそうであります。しかし、接種費用として合計

約3万円かかるのが大問題です。特にこの不景気の中では大変捻出しにくいもので、接種率の向上が望めません。今、日本の各地で接種費用の補助が始まっております。多くの地方での補助開始が望まれています。

このワクチンもかかったときの医療費、直接医療費と欠勤代、外食代、交通費、後遺症の治療施設での費用よりもワクチン代の方が安くつきます。費用対効果がよいこと、また、幼いかわいい盛りの我が子が死亡したり後遺症が残ったり後悔をさせる前に、水俣市は取り組むべきではないでしょうか。

自治体も必要性を感じて補助を開始してるところもふえてきております。あくまで定期接種になるまで水俣市は待つのか、それとも水俣市民の健康と生命を守る行動に出るのかお尋ねいたします。

子宮頸がんですが、専門家会議議長で近畿大学名誉学長の野田起一郎先生は講演の中で、子宮頸がんは子宮頸がん検診の推進、予防ワクチンの接種でほぼ予防できる。予防ワクチンを有効に活用しなければならない。オーストラリアでは接種を義務化し、現在、年間280人の子宮頸がんによる死者をゼロに抑え込もうとしている。我が国の子宮頸がんの死者は3,500人ほどに上っており、対応を見習うべきであろう日本で、HPVの感染によって子宮頸がんが起ることを、12歳の女兒に性教育で教えるのは難しいと思う。そのため、まず、母親によく教えることが大事だ。現在、3回の接種で5万円程度かかる。何らかの形で公費負担を考えないと普及はしないと思う。半額補助できたら違うだろう。戦略が必要だ。国内で12歳児にワクチンを接種した場合、発生を年間約73%減らすことができるという試算がある。治療費との費用対効果を考えると、投資額に対して約2倍の効果が期待できると言われております。

半額補助を実施した場合、子宮頸がんワクチン及びヒブワクチン、そして肺炎球菌ワクチンの市の補助の予算はそれぞれ幾らになるのかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） まず、子宮がん検診や乳がん検診の無料クーポン券の対象者と受診された人数についてお尋ねがございましたが、前政権下の経済対策として今年度実施された女性特有のがん検診は、子宮がん検診の20歳以上の対象者のうち、20歳から40歳の5歳刻みの年齢の方に、また、乳がん検診、これは40歳以上の対象者のうち、40歳から60歳の5歳刻みの年齢の方にそれぞれ無料クーポン券を配布し、受診の緩衝を行いました。

議員がお尋ねのそれぞれのがん検診の対象者と受診した数でございますが、11月末日現在、子宮がん検診が655人の対象者に対しまして、43人の受診がございました。また、乳がん検診の対象者は959人でございます。そのうち171人の受診者がございました。受診率は子宮がん検診

6.6%、乳がん検診17.8%となっております。先ほども申し上げましたように、3月まで市内の2つの医療機関で受けられる体制をとってございますので、今後も対象者に対して受診勧奨を行ってまいりたいと、そのように思っております。

それから、ヒブワクチンについて、かかったときの医療費よりワクチン代の方が安くつくんだと、水俣市は待つのか、それとも市民の健康と生命を守る行動に出るのかとのお尋ねがございましたが、議員が何度も熱心に提案されているそのお気持ちにつきましては十分理解をいたしますし、議員が言われるように、幼い、かわいい盛りの子どもたちを病気にさせたくない、そういう思いはだれしも同じでございます。

また、罹患した場合とワクチンを接種した場合の費用対効果についても、ヒブワクチンは次の定期接種の候補として挙げられていることから、疾病予防に有効であることが確認されたワクチンとも推測できます。ごもっともな御意見だと承っております。しかし、現在の予防接種法では、対象疾病や接種を行う年齢、それから具体的な接種方式が決められ、市町村長は、定められた年齢枠の者に予防接種を行わなければならないとされております。また、国が法律で定めた予防接種を定期接種としており、予防接種法で決められていないものを任意接種としておりますが、万が一、予防接種による健康被害が起こった場合の健康被害救済制度についても定期接種の場合のみ適用されることになっており、市独自で取り組む場合において、大変難しい問題となってきました。

予防接種には、その有効性の反面、副作用というリスクも抱えていると、そういう点から考えても、任意接種の予防接種を市独自に取り組むに当たりましては、慎重に慎重を期す必要があると考えております。

それから、子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの半額補助を実施した場合の市の補助予算、どれぐらいになるのかということでございます。子宮頸がん予防ワクチン、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンについて、まだ接種対象者や接種回数、それと接種料金等国の方針が決められていない中で試算することは大変難しい状況でございます。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 健康被害ということでは言われました。ワクチンの安全性ですが、ワクチンは接種した後の副反応が怖いと思っている人はいるかもしれませんが、実際には、接種した場所が赤くただれたり、少し熱が出る程度の軽い副反応がほとんどであります。ワクチンを接種したときに起こる副反応と、ワクチンを接種しないで、その病気にかかったときの危険性を比べると、ワクチンを接種しないで重症になったときの方がずっと怖いと言えます。ワクチンの価値は相手の病気の恐ろしさによって決まるようです。

ワクチン接種は、国連のWHO（世界保健機関）を中心に、世界じゅうで推進をされていま

す。世界じゅうでこれほど多くの人に使用されている薬剤はありません。その上、ワクチンほど接種した後の調査が行き届いているものはありません。欧米では、多くの科学的な調査が徹底的に行われ、ワクチンの安全性が証明をされています。

再度お尋ねをいたします。とうとい命を予防で防げるんです。ぜひ、実施するべきだと思いますが、いかががお尋ねして質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 先ほども申し上げましたとおり、予防接種には、議員の方からもありましたが、その有効性の反面、副作用というリスクも抱えるということでございます。そういう意味で、任意接種の予防接種を市独自で取り組むに当たっては慎重を期してまいりたいと、先ほど申し上げたとおりでございます。このことにつきましては、国の動向等も十分見きわめながら、予防接種の助成等について、必要であれば、国に要請等、要望等を行ってまいりたいと、そういうぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、各種標識について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、各種標識マークについてお答えします。

まず、車いすマーク、四つ葉のクローバーマークをどのように認識しているかについてお答えします。

車いすマークは、ニューヨークに本部がある国際リハビリテーション協会が1969年に制定した国際的なマークであり、障がい者が道路や建物などの施設を利用しやすくする目的でつくられましたが、車いすを利用する障がい者に限定せず、すべての障がい者を対象として使用されています。

また、四つ葉のクローバーマークは身体障害者のためのマークで、特に肢体不自由者が運転時に周囲に配慮を求めることを目的として、平成14年6月の道路交通法改正時に導入されており、このマークを表示した車に幅寄せや割り込みをした場合には、5万円以下の罰金が科せられることとなっております。

次に、市民の方からの車いすマーク設置の駐車場に関する相談への対応についてお答えします。

先日、ある市民の方より、障がい者用駐車場の利用について御相談を受けました。その内容としましては、商業施設等の障がい者用駐車場において、健常者が駐車しており駐車できなかったとのことでもございました。数回にわたりそのような経験をされたとのことで、注意をしたら御理解いただいですぐに移動していただいたり、あるいはその逆で開き直られたりしたこともあった

とのことでした。

この件に関しては特に罰則が設けられているわけでもなく、あくまでも利用者のモラルに頼らざるを得ないため、難しい部分がありますが、御相談を受けた後、早速、金融機関、医療機関、商業施設等の市内各主要施設を訪問いたしまして、現状調査を行い、また、障がい者駐車場の適正利用についての御協力をお願いいたしました。医療機関では警備員を配置しているケースが多く、これまで特にトラブルになったことはないとのことでしたが、商業施設の中には過去に苦情を受けたケースもあったとのこと、今回の要望を受け、各施設では看板や張り紙の設置、館内放送等を行うなどの対応を考えられるとのことでした。

また、12月1日号の広報みなまたにおいても、市民の皆様向けに障がい者用駐車場の適正利用についてお願いの記事を掲載したところです。

次に、ハート・プラスマークの啓発についてお答えします。

ハート・プラスマークとは、特定非営利活動法人ハート・プラスの会において考案された内部障害者及び内臓疾患患者のためのマークで、心臓や呼吸器などの重い病気による内部障害への理解を広げるためのものです。ハート・プラスの会では、国などに対し、車いす等の障がい者とは別に、内部障害者用の専用駐車場の設置について要望が行われているようですが、本市におきましてはこれまでそのような要望は受けておらず、特に啓発は行っておりません。

なお、熊本県ではハートフルパスという障がい者用駐車場利用証を発行しておりますが、この制度では車いすを利用している障がい者だけではなく、内部障害者や妊産婦なども交付の対象とされており、交付を受けた者は障がい者用駐車場を利用することができます。

先ほども申し上げましたが、障がい者用駐車場の利用に関しては、健常者のモラルに頼らざるを得ない部分もありますが、今後とも各施設管理者等をお願いしながら、高齢者や障がい者にとって暮らしやすく、優しいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 市民の方からの相談に素早く現地調査等をしていただきました。商業施設の方の意見は、どんなものがあつたのかお尋ねをいたします。

ここで熊本市交通局に届いた手紙を紹介させていただきます。

突然のお手紙済みません。私は毎日市電で高校へ通っています。私は先天性の心臓病で身体障害者です。学校の体育はできません。続けて歩けるのは2キロまでだと医師に言われています。毎月病院で検査を受けて、毎日薬を飲んでいます。けがをすると血がとまりにくく、頭を打つことが一番危ないと言われていました。だけど、見た目は健康です。手術の跡が胸に大きく残っているけど、制服を着ていけば見えません。だから、私が込んでいる電車で座っていると、お年寄りの方に文句を言われたことがあります。だけど私は席を譲れません。

私のように見た目がわからないけれど、病気の方は結構います。そんな人たちの中から、ハート・プラスマークというマークができました。私の学校では、マークのことを理解してもらえてとても助かっています。電車の中にポスターを張ってもらえませんか。私はマークをつけて通学をしています。でも、このマークの意味を理解してもらえないと意味がありません。よその県の電車にポスターをつけてくれているところがあるそうです。どうぞよろしく願いますというのが手紙でありまして、その後、熊本市は電車にポスターを制作して張ってあるそうです。

2004年3月に内部障害者、内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会が結成をされました。内臓疾患とは内部障害に当てはまらない重大な内臓の疾患を指します。このマークは公的機関が定めたものではありませんし、法的拘束力もないということですが、水俣市の中には、現在、身体障害者1,745名のうち内部障害者402名、23%の方がおられます。市としても温かい理解と、市民の皆様にも理解の輪を広げていくための啓発を行っていただきたいと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第1番目の、その後、商業施設の御意見等はどうかということですが、ちょっと私の方でもフォローアップ、意見をちょっと踏まえておりませんので、引き続きフォローアップしてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、水俣市には現在、身体障害者1,745人、内部障害者が402名ということで、その理解の輪を広げていくための啓発をということでございますが、議員御指摘のとおり、水俣市内の内部障害者は、身体障害者手帳所持者のうち約5分の1を占めております。12月1日現在の数字といたしましては、心臓機能障害者が256人、腎臓機能障害者が92名、それから直腸膀胱機能障害者が43人などとなっております。

内部障害者は外見上は健常者と変わらないため、そのほかの障害者ほどの一般社会での配慮が得られてないという声もございます。市といたしましても、機会あるごとに広報等の手段も用いながら、市民の皆様に理解の輪を広めるための啓発を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時52分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第106号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第107号 水俣市退職手当審査会条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第107号水俣市退職手当審査会条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第108号 水俣市地域振興基金条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第108号水俣市地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第110号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第110号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第111号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第111号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第112号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第7、議第112号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第113号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第8、議第113号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第114号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

○議長(松本和幸君) 日程第9、議第114号平成21年度水俣市一般会計補正予算第8号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第115号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(松本和幸君) 日程第10、議第115号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第116号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本和幸君） 日程第11、議第116号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第117号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本和幸君） 日程第12、議第117号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第118号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第118号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第119号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第119号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第120号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第120号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第121号 あらたに生じた土地の確認について

○議長(松本和幸君) 日程第16、議第121号あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第17 議第122号 字区域の変更について

○議長(松本和幸君) 日程第17、議第122号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第18 議第123号 字区域の変更について

○議長(松本和幸君) 日程第18、議第123号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第19 議第124号 市道の路線認定について

○議長(松本和幸君) 日程第19、議第124号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第20 議第125号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

日程第21 議第126号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算(第4号)

日程第22 議第127号 訴えの提起について

日程第23 議第128号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第20、議第125号平成21年度水俣市一般会計補正予算第9号から、日程第23、議第128号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、4件を一括して議題とします。

議第125号

平成21年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,763千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,559,271千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成21年12月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		204,046	212	204,258
	1. 分担金	8,310	212	8,522
14. 国庫支出金		2,513,710	2,940	2,516,650
	2. 国庫補助金	1,319,911	2,940	1,322,851
15. 県支出金		1,119,714	16,553	1,136,267
	2. 県補助金	560,816	16,553	577,369
19. 繰越金		68,922	33,616	102,538
	1. 繰越金	68,922	33,616	102,538
20. 諸収入		839,772	42	839,814
	4. 雑収入	691,951	42	691,993
21. 市債		1,052,415	7,400	1,059,815
	1. 市債	1,052,415	7,400	1,059,815
補正されなかった款に係る額		8,699,929		8,699,929
歳入合計		14,498,508	60,763	14,559,271

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		2,250,248	5,680	2,255,928
	1. 総務管理費	1,675,788	5,267	1,681,055
	2. 徴税費	221,044	413	221,457
3. 民生費		4,240,985	4,857	4,245,842
	1. 社会福祉費	2,109,927	4,857	2,114,784
4. 衛生費		1,729,914	13,589	1,743,503

	1. 保健衛生費	345,691	2,343	348,034
	2. 清掃費	818,637	7,880	826,517
	4. 環境対策費	137,800	3,366	141,166
5. 農林水産業費		497,881	12,078	509,959
	1. 農業費	303,479	9,134	312,613
	2. 林業費	166,945	1,236	168,181
	3. 水産業費	27,457	1,708	29,165
6. 商工費		294,792	1,428	296,220
	1. 商工費	294,792	1,428	296,220
7. 土木費		1,773,474	17,116	1,790,590
	2. 道路橋りょう費	372,149	1,265	373,414
	3. 河川費	19,757	2,000	21,757
	5. 都市計画費	1,006,424	5,851	1,012,275
	6. 住宅費	370,136	8,000	378,136
9. 教育費		1,638,624	6,015	1,644,639
	1. 教育総務費	934,659	3,467	938,126
	4. 社会教育費	210,135	807	210,942
	5. 保健体育費	250,891	1,741	252,632
補正されなかった款に係る額		2,072,590		2,072,590
歳出合計		14,498,508	60,763	14,559,271

第2表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校工コ改修と環境教育事業 (教育総務課)	自 平成22年度 至 平成23年度	千円 20,000	自 平成22年度 至 平成23年度	千円 23,079

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 204,600				千円 212,000			
補正されなかった 事業に係る額	847,815				847,815			
計	1,052,415				1,059,815			

## 議第126号

### 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成21年度水俣市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度水俣市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
-------	---------	---------	-------

	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	6,280,259千円	10,000千円	6,290,259千円
第2項 業 外 収 益	257,911千円	10,000千円	267,911千円
収 益 的 収 入 合 計	6,303,780千円	10,000千円	6,313,780千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費	6,414,372千円	10,000千円	6,424,372千円
第2項 業 外 費 用	209,057千円	10,000千円	219,057千円
収 益 的 支 出 合 計	6,438,946千円	10,000千円	6,448,946千円

平成21年12月10日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

## 議第127号

### 訴えの提起について

時効取得を原因とする土地の所有権移転登記を行うため、次のように訴えを提起することとする。

平成21年12月10日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

#### 1 当事者

原告 水俣市陣内一丁目1番1号  
水俣市

代表者 水俣市長 宮本 勝 彬

被告 水俣市袋3891番地

杉本 留藏の相続人

被告 水俣市袋931番地

中村 弘毅の相続人

被告 水俣市袋2895番地

佐藤 珍太郎の相続人

#### 2 事件名 所有権移転登記手続請求事件

#### 3 請求の趣旨

(1) 被告らは、原告に対し、袋字桜木迫2551番1、袋字桜木迫2551番2、袋字桜木迫2555番1、袋字桜木迫2555番2、袋字桜木迫2555番3、袋字桜木迫2556番1、袋字桜木迫2556番2、袋字桜木迫2556番3、袋字桜木迫2559番1、袋字桜木迫2559番2、袋字桜木迫2559番3、袋字桜木迫2572番1及び袋字桜木迫2572番2の土地につき、昭和22年9月不詳日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

#### 4 事件に関する取扱及び方針

(1) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとし、被告が上訴した場合は、応訴するものとする。

(2) 必要があるときは、調停及び適当と認める条件で和解することができるものとする。

(提案理由)

訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

## 議第128号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

国保水俣市立総合医療センターの元勤務医師某の医療上の過失により、肝がんの早期発見の機会を失ったため、肝がん切除術を受けざるを得なくなり、肝がん切除術後も肝がんが再発し、損害を被ったとして、平成21年1月

23日熊本地方裁判所に提訴された平成21年（ワ）第83号損害賠償請求事件に関し、相手方（原告及び利害関係人）である次の者と水俣市との間に次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することとする。

平成21年12月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
原告A 利害関係人B（推定相続人である原告Aの配偶者）	10,000,000円	(1) 水俣市と医師某は、原告Aに対して、連帯して、医師某が原告Aに対して行った診療により生じ、及び生じることのある一切の損害に対する損害賠償として、金1000万円の支払義務のあることを認め、この金員を平成22年1月31日までに、原告Aの指定する金融機関口座に振り込んで支払う。 (2) 原告Aはその余の請求を放棄する。 (3) 相手方らと水俣市及び医師某は、本件及び本和解について、正当な理由なく、第三者に開示、漏洩、または通知等を行わない。 (4) 相手方らと水俣市及び医師某は、本和解事項に定めるもののほか、本件に関し、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。 (5) 相手方らは、理由のいかんを問わず、水俣市及び医師某に対し、民事上、刑事上、行政上の責任を含め、本件に関し、今後一切責任追及を行わない。 (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

（提案理由）

水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第125号平成21年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,076万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ145億5,927万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳末に向け、地域経済の活性化を図るための緊急経済対策として、公共施設の小規模改修工事などを実施するための経費のほか、熊本県の緊急雇用創出事業を活用し、新たな雇用の創出を図るための経費などであり、第2款総務費に、地上デジタル放送対策経費、第3款民生費に、要援護者住宅修繕等支援事業、第4款衛生費に、合併処理浄化槽設置補助金、第5款農林水産業費に、農道等環境整備事業、第6款商工費に、湯の児地区観光開発事業、第7款土木費に、市営住宅修繕費、第9款教育費に、小中学校施設修繕費などを計上いたしております。



なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、債務負担行為の補正として、学校エコ改修と環境教育事業の限度額の変更を計上したほか、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第126号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を1,000万円、収益的支出の額を1,000万円それぞれ増額し、補正後の収益的収入の額を63億1,378万円、収益的支出の額を64億4,894万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、平成21年1月23日に本市並びに本市総合医療センターの元勤務医師1名を被告として熊本地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件について、今回、原告との和解が成立する見込みとなったため、必要となる損害賠償金1,000万円を医業外費用として収益的支出に計上するものであります。

なお、この賠償金の財源といたしましては、本市が加入しております病院賠償責任保険からの保険金1,000万円を医業外収益として収益的収入に計上するものであります。

次に、議第127号訴えの提起について申し上げます。

本案は、民法第162条第1項の規定に基づき、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めるものですが、訴えの提起につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第128号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

国保水俣市立総合医療センターの元勤務医師の医療上の過失により肝がんの早期発見の機会を失い、肝がん切除術を受けざるを得なくなり、肝がん切除術後も肝がんが再発したとして、平成21年1月23日、当該医師と本市を相手取り、本市総合医療センターの元患者が熊本地方裁判所に損害賠償を求める裁判を提訴した事案について、原告である当該元患者側と和解が成立することになりましたので、水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第125号から議第128号までについて順次提案理由の説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時1分 休憩

---

午後3時2分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第125号平成21年度水俣市一般会計補正予算第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第126号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第127号訴えの提起について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第128号和解及び損害賠償の額の決定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第106号から議第128号まで議案22件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、16日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、15日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時3分 散会

平成21年12月16日

平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成21年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成21年12月16日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時57分 閉会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（松永伸二君）
議事係長（栄永尚子君）	総務係長（岡本広志君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部長（田上和俊君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第5号

平成21年12月16日 午前10時開議

- 第1 議第106号 専決処分の報告及び承認について  
専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第2 議第107号 水俣市退職手当審査会条例の制定について
- 第3 議第108号 水俣市地域振興基金条例の制定について
- 第4 議第110号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第111号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第112号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第113号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第114号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第9 議第115号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議第116号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議第117号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議第118号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議第119号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議第120号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 第15 議第121号 あらたに生じた土地の確認について
- 第16 議第122号 字区域の変更について
- 第17 議第123号 字区域の変更について
- 第18 議第124号 市道の路線認定について
- 第19 議第125号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第20 議第126号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）
- 第21 議第127号 訴えの提起について
- 第22 議第128号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第23 陳第14号 消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情について
- 第24 陳第18号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情について
- 第25 陳第20号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について
- 第26 陳第7号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について
- 第27 陳第9号 J Aあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について

第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第15号 永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について
- 1 陳第16号 改正国籍法に関する陳情について
- 1 陳第19号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について
- 1 陳第4号 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 陳第12号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第13号 介護保険制度見直しに関する陳情について
- 1 陳第6号 気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 陳第17号 風力発電施設の建設反対に関する陳情について
- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について（平成20年9月）
- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第11号 水俣風力発電の建設反対を求める陳情について
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第29 意見第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

第30 意見第3号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、産業建設委員会で発議の意見書案1件、塩崎信介議員外4人から意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第2 議第107号 水俣市退職手当審査会条例の制定について

日程第3 議第108号 水俣市地域振興基金条例の制定について

日程第4 議第110号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第111号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第112号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第113号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第114号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第9 議第115号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議第116号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議第117号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議第118号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議第119号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

日程第14 議第120号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第15 議第121号 あらたに生じた土地の確認について

日程第16 議第122号 字区域の変更について

日程第17 議第123号 字区域の変更について

日程第18 議第124号 市道の路線認定について

- 日程第19 議第125号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第20 議第126号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議第127号 訴えの提起について
- 日程第22 議第128号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第23 陳第14号 消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情について
- 日程第24 陳第18号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情について
- 日程第25 陳第20号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第26 陳第7号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第27 陳第9号 J Aあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第106号専決処分の報告及び承認についてから、日程第27、陳第9号J Aあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情についてまで、27件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第106号平成21年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

当委員会に付託されておりますのは歳入予算であります。本案は、新型インフルエンザ予防接種に係る低所得者等への費用負担軽減の実施につき、予算措置に急施を要したための財源措置であり、その財源として、第19款繰越金に1,751万8,000円を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第107号水俣市退職手当審査会条例の制定について申し上げます。

本案は、退職手当管理機関の諮問に応じて、水俣市職員の退職手当の支給制限等の処分について、調査審議を行う機関を設置する必要があるため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しまし



た。

次に、議第108号水俣市地域振興基金条例の制定について申し上げます。

本案は、財団法人水俣・芦北地域振興財団特定目的基金造成助成事業による助成金を活用し、水俣病の発生により疲弊した地域の再生と創造を目指し、多様な環境と共生し持続可能な地域振興を推進するため制定するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第110号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、不祥事を起こした国家公務員の退職手当について、新たな支給制限や返納制度を拡充する国家公務員手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、水俣市職員の退職手当についても同様に改正しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第111号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防法の一部を改正する法律が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日から施行されたことに伴い制定するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第114号平成21年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行った給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、水俣市地域振興基金積立金、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金等を計上し、これらの財源としては、第19款繰越金及び第20款諸収入をもって充当している。

また、繰越明許費として、小中学校施設耐震化推進事業外1件を計上し、債務負担行為補正として、水俣市ふれあいセンター管理運営事業外2件を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第125号平成21年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、歳末に向け、地域経済の活性化を図るための緊急経済対策として、公共施設の小規模改修工事などを実施するための経費のほか、熊本県の緊急雇用創出事業を活用し、新

たな雇用の創出を図るための経費などで、第2款総務費に、地上デジタル放送対策経費、第9款教育費に、小中学校施設修繕費等を計上し、これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金及び第20款諸収入をもって充当している。

また、債務負担行為補正として、学校エコ改修と環境教育事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました

質疑の中で、辺地共聴施設整備事業の地区についてただしたところ、今回は無田地区の12世帯で構成する無田共聴組合がデジタル放送難視聴対策工事を実施するもので、組合の事業費は約441万円で、そのうち国庫補助金が294万円、NHKの助成が120万円で、1戸当たりの負担額は2万2,500円になる予定であるとの答弁でありました。

また、前回9月議会の補正に計上された越小場地区の1戸当たりの負担額7,000円との違いについてただしたところ、国の補助の工事内容は決まっているが、あとは現地の設置する場所での条件など、周囲の形状や設置する家屋の立地状態等で余分な経費がかかる場合がある。負担額については、計画して実施しようとする段階で判明するので、組合の皆様には御理解していただけるよう詳細に説明を行っているとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第127号訴えの提起について申し上げます。

本案は、民法第162条第1項の規定に基づき、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めらるもので、訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第14号消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、景気低迷に伴う税収の落ち込みが見込まれる中、市の財政は依然として厳しく、予断を許さない状況であり、消費税増税は望まないが、住民税の減額については、本市の財政運営にも大きな影響が予想されるので賛成しがたいとの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第106号平成21年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ予防接種に係る低所得者等への費用負担軽減の実施につき、予算措置に急施を要したので専決処分を行ったものであり、歳入歳出それぞれ4,355万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億3,278万2,000円とするものであります。

補正の内容は、第4款衛生費に、新型インフルエンザ対策事業において予防接種の助成金を計上しており、その財源として、第15款県支出金、第20款諸収入等をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新型インフルエンザ予防接種助成金の積算根拠についてただしたのに対し、市の人口から想定される接種者の数を算定し、国の示した基準額の範囲内で積算したもので、対象者のほぼ全員をカバーできるのではないかと考えられるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第113号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市が経営する病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため制定するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第114号平成21年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主なものとして、第3款民生費に、明水園改築事業、第4款衛生費に、環境活動推進事業等を計上し、その財源として、第15款県支出金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整した。また、債務負担行為の補正として、住民基本台帳カード発行端末機リース料外1件を追加し、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、簡易水道施設復旧整備費補助金の対象事業と補助率についてただしたのに対し、鶴岡地飲料水供給施設改良工事において工事費総額98万1,750円のうち、対象の19世帯が1世帯当たり2万円を負担し、それを工事費から差し引いた残額の2分の1を助成するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第115号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,497万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それ

ぞれ44億999万9,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費に、職員給与費の調整、第2款保険給付費に、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費の増額を計上し、これらの財源として、第3款国庫支出金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第116号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ77万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,706万円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費に、人件費の調整及び熊本県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定分担金の増額を計上しており、その財源としては、第3款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第117号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億9,807万円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費に人件費の調整を計上しており、これらの財源としては、第7款繰入金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第119号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、来年度以降に執行が必要な事業のうち、本年度中に入札等の契約事務が必要な院内清掃業務委託外14件の債務負担行為を追加するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、複数年契約となっているのはどのような業務かとただしたのに対し、カーテンリース業務で、契約期間は平成21年度から26年度までであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第120号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について申し上げます。

本案は、城南町と植木町が熊本市と合併するのに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織

する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案したものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第125号平成21年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、歳末に向け、地域経済の活性化を図るための緊急経済対策として、公共施設の小規模改修工事等を実施するための経費のほか、熊本県の緊急雇用創出事業を活用し、新たな雇用の創出を図るための経費などであり、第3款民生費に、要援護者住宅修繕等支援事業、第4款衛生費に、不法投棄回収パトロール事業等を計上し、その財源として、第15款県支出金、第19款繰越金等をもって調整した。また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣病資料館の臨時職員の雇用についてただしたのに対し、平成22年1月から3月まで3人、2月から3月まで2人を雇用する予定で、前者については海外からの来館者の増加に対応するため、展示室の説明文の中国語・韓国語・英語への翻訳及び館内案内等、後者については水俣病関係の資料の整理等に従事してもらうとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第126号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の額をそれぞれ1,000万円増額し、補正後の収益的収入の額を63億1,378万円、収益的支出の額を64億4,894万6,000円とするものであります。

補正の内容は、平成21年1月23日に本市並びに本市総合医療センターの元勤務医師1名を被告として熊本地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件について、今回原告との和解が成立する見込みとなったため、必要となる損害賠償金1,000万円を医業外費用として収益的支出に計上するものである。なお、賠償金の財源は、本市が加入している病院賠償責任保険からの保険金1,000万円を医業外収益として収益的収入に計上するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、病院賠償責任保険の適用範囲についてただしたのに対し、医療事故及び入浴中など病院施設における過失に起因する事故が対象であり、医師だけでなく看護師等の過失による場合も含まれるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第128号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、国保水俣市立総合医療センターの元勤務医師の医療上の過失により肝がんの早期発見の機会を失い、肝がん切除術を受けざるを得なくなり、肝がん切除術後も肝がんが再発したとして、平成21年1月23日、当該医師と本市を相手取り、本市総合医療センターの元患者が熊本地方

裁判所に損害賠償を求める裁判を提訴した事案について、原告である当該元患者側と和解が成立することになりましたので、水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案したものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第7号「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、すでに法が成立しているため不採択にすべきとの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第106号平成21年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

当委員会に付託されておりますのは、歳入予算であります。本案は、新型インフルエンザ対策に係る事業の予算措置に急施を要したための財源措置であり、第4款衛生費における新型インフルエンザ予防接種事務補助に係る臨時職員の賃金の財源として、第15款第2項第5目商工費県補助金に緊急雇用創出基金事業補助金を計上しているとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第112号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、給水契約事務及び債権管理の適正化等を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第114号平成21年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行った給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第6款商工費に、恋人の聖地プロジェクト事業、第7款土木費に、八ノ窪・湯出線道路改良事業等を計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債で調整している。

また、繰越明許費として、八ノ窪・湯出線道路改良事業を計上し、債務負担行為の補正として、みなまた環境テクノセンター管理委託料外2件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、恋人の聖地プロジェクト事業について、どのような効果が望めるかとただしたのに対し、この事業を運営するNPOは、ホームページやテレビ、新聞等各種メディアによる高い情報発信力を持っており、道の駅やバラ園、親水護岸からの景観など多くの資源があるエコパークの魅力を全国に発信し、多くの人々の集客につながるものと期待しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、事業が一過性のものにならないよう、交通アクセスの検討や誘導表示などを工夫し、費用対効果が出せるものにしていただきたいとの意見がありました。

次に、議第118号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ102万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ19億7,995万円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費で人件費の調整を計上している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第121号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

本案は、熊本県が実施している水俣港地方港湾改修事業の公有水面埋め立てにより生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により市議会の議決を必要とするため提案するものである。

当該埋め立ては、月の浦海岸の一部の公有水面で、面積は、1万793.08平方メートル、臨港道路用地及び緑地帯として整備されたものであり、本道路の整備により、近隣地域へのアクセス性が向上し、物流環境が改善され、地元の経済活動の発展が期待されるものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第122号字区域の変更について申し上げます。

本案は、議第121号で提案した水俣市月の浦海岸の一部の公有水面埋め立てにより生じた土地を水俣市月浦字月浜に編入しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第123号字区域の変更について申し上げます。

本案は、中山間地域総合整備事業で実施した越小場日当野地区の区画整理により、字界に変更が生じたため、字前田、向田、平野の一部について、字区域を変更しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第124号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、開発行為により計画された公衆用道路について、本市に協議があり、今般、水俣市道認定基準第3条を満たすこととなったため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第125号平成21年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、地域経済の活性化を図るための緊急経済対策として、公共施設の小規模改修工事などを実施するための経費のほか、熊本県の緊急雇用創出事業を活用し、新たな雇用の創出を図るための経費などであり、第4款衛生費に、合併処理浄化槽設置整備費補助金、第5款農林水産業費に、農道等環境整備事業、第6款商工費に、湯の児地区観光開発事業、第7款土木費に、市営住宅修繕費などを計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債で調整している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第18号改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め全員異議なく採択すべきものと決定しました。

次に、陳第20号国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、陳情項目にある「国土交通分野における地方分権改革はおこなわないこと」については、今、地方分権が進められている



中、逆行するものであり、賛成しがたいとの意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

最後に、陳第9号JAあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年12月11日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第106号	専決処分報告及び承認について 専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第7号)付託分	承認	全員賛成
議第107号	水俣市退職手当審査会条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第108号	水俣市地域振興基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第110号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第111号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第114号	平成21年度水俣市一般会計補正予算(第8号)付託分	原案可決	全員賛成
議第125号	平成21年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分	原案可決	全員賛成
議第127号	訴えの提起について	原案可決	全員賛成
陳第14号	消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情について	不採択	賛成なし

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年12月11日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第106号	専決処分報告及び承認について 専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第7号)付託分	承認	全員賛成
議第113号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第114号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第115号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第116号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第117号	平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第119号	平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第120号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決	全員賛成
議第125号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	原案可決	全員賛成
議第126号	平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第128号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決	全員賛成
陳第7号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について	不採択	賛成なし

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年12月11日

産業建設常任委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第106号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	承認	全員賛成
議第112号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第114号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第118号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第121号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	全員賛成
議第122号	字区域の変更について	原案可決	全員賛成
議第123号	字区域の変更について	原案可決	全員賛成
議第124号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第125号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	原案可決	全員賛成
陳第18号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情について	採択	全員賛成
陳第20号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について	採択	賛成多数
陳第9号	J Aあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について	採択	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

川上紗智子議員から陳第14号について、中村幸治議員から陳第20号について、野中重男議員から陳第7号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず、川上紗智子議員。

○川上紗智子君日本共産党の川上紗智子です。

陳第14号消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情について、賛成の立場で討論をいたします。

ここ最近、暮らしが大変だ、税金が納められなくて困っている、そのような相談を幾つか受けております。

消費税が導入されて以降、医療費や社会保険料、税金がふえる一方で、庶民の収入は減り続け、暮らしは削るものがないほどスリムな生活が続いています。また、この間、中小業者や中小企業が減少しました。消費税率5%への引き上げと免税点の1,000万円への引き下げが大きな打撃を与えています。それだけではありません。消費税は社会保障の財源を補うためという目的で1989年に導入をされましたが、それ以降、社会保障は悪くなるばかりでした。消費税導入前の1988年と2009年を比較すると、健康保険本人の医療費自己負担率は1割から3割に、老人医療自己負担も外来で月800円の負担で済んだのに、毎回1割または3割の負担になりました。また、国民年金保険料は月額7,700円から14,660円に、障害者福祉の自己負担は応能負担で9割の人が無料であったのが、障害者自立支援法実施で原則1割の応益負担となっています。

消費税導入以来の21年間、国民は消費税を213兆円も納めてきました。それなのになぜ社会保障がよくなってきていないのでしょうか。それとほぼ同じ20年間の法人3税の税額を見ますと、累計で183兆円も減税になっています。消費税率が3%から5%に増税されたとほぼ同時に、法人税率は34.5%から30%に引き下げられ、所得税の最高税率も50%から37%に引き下げられました。また、免税点が3,000万円から1,000万円に引き下げられたとき、証券優遇税制が導入されました。この20年間、庶民には増税、大企業や大資産家には減税が徹底的に行われてきました。

いまやかたてない世界的な不況に各国は必死に対策を講じていますが、その中で共通しているのが、中・低所得者向けの減税と高所得者への増税です。そして消費税の引き下げです。この方向こそ日本も選択すべき道だろうと考えます。

先ほど委員長報告の中で、この陳情について、住民税をもとに戻すことについては、厳しい市の財政のもとで賛成しがたいという報告がありましたけれども、もともとこの住民税は、200万円以下の人が5%、200万円から700万円の人が10%、700万円を超える人が13%の税率だったので一律10%にしているというものです。これは累進課税になっておらず、低所得者には重い負担になっていることは間違いありません。いかに市の財政が厳しいからといって、税金の取り方はやはり収入に応じて、所得に応じて取るべきではないでしょうか。ましてやこれだけ暮らしが厳しくなっているときです。住民税をもとに戻すというこの陳情に対して私は賛成であります。

よってこの陳情については賛成であります。

以上で終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、中村幸治議員。

○中村幸治君 政風クラブの中村幸治です。

私は、陳第20号国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について、反対の立場で討論をいたします。

この陳情は、国土交通分野における地方分権改革は行わないこととなっています。

地方分権については、平成18年12月に地方分権改革推進法が制定されました。その流れにより、地方分権改革推進委員会は、平成20年5月28日に第1次勧告、20年12月8日に第2次、平成21年10月7日に第3次、21年11月9日に第4次勧告が出されました。

第4次勧告は、自治財政権の強化による地方政府の実現を目指して、分権型社会にふさわしい国と地方の役割分担の見直しを掲げています。国税から地方税への税源移譲、地方交付税の法定率引き上げ、国庫補助金の一括交付金化、直轄事業負担金制度改革などですが、直轄事業負担金については、都道府県知事などの地方関係者及び関係府省からヒアリングを行い、考え方を平成21年4月24日にまとめられています。

その1つとして、国の直轄事業の範囲を、国が責任を負うべき最小限のものに限定し、直轄事業そのものを縮減することにより、負担金による地方の財政負担を縮小させるとともに、関係する国の出先機関の縮減廃止を目標としています。

このように、国と地方の事業の見直し、税の見直しがこの国の課題ではないでしょうか。

私は、地方分権、あるいは地域主権改革は、国、地方にとって重要な改革と考えていますので、この陳情について反対いたします。

○議長（松本和幸君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

陳第7号について、原案賛成討論を行います。

この陳情は、厚生委員会に付託されておりましたが、手違いで不採択に賛成していました。

この陳情の本来の趣旨である、水俣病に関する特別措置法の廃案を求めることについて、私たちは賛成であります。しかし、この法律は、本年7月に国会で成立しており、陳情が時系列な状況に合致していないことから、この案件は継続審査にして陳情者にその趣旨を委員長から伝える、もしくは審議未了という判断もあったと考えます。

よって不採択には同意できません。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第106号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、議第107号水俣市退職手当審査会条例の制定についてから、議第128号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、21件を一括して採決します。

本21件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本21件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本21件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第14号消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第18号改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第20号国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、採択することに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第7号「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第9号JAあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

### 総務文教委員会

- 1 陳第15号 永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について
- 1 陳第16号 改正国籍法に関する陳情について
- 1 陳第19号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について
- 1 陳第4号 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

### 厚生委員会

- 1 陳第12号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第13号 介護保険制度見直しに関する陳情について
- 1 陳第6号 気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

### 産業建設委員会

- 1 陳第17号 風力発電施設の建設反対に関する陳情について
- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について(平成20年9月)
- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第11号 水俣風力発電の建設反対を求める陳情について
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第28、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年12月11日

総務文教常任委員長 平 松 辰 弘

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第15号	永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について	慎重審査を要するため
陳第16号	改正国籍法に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第19号	「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について	慎重審査を要するため
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年12月11日

厚生常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
-------	-----	-----



陳第12号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第13号	介護保険制度見直しに関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第6号	気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年12月11日

産業建設常任委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
陳第17号	風力発電施設の建設反対に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	慎重審査を要するため
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第11号	水俣風力発電の建設反対を求める陳情について	慎重審査を要するため
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年12月10日

議会運営委員長 田中功

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第29 意見第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

日程第30 意見第3号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書について

○議長(松本和幸君) 日程第29、意見第2号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について、日程第30、意見第3号国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書について、以上2件を一括して議題とします。

## 意見第2号

### 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成21年12月16日

提出者

産業建設常任委員会

委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸 様

(別紙)

### 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定であります。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務対策本部を設置し、同本部は、多重債務相談窓口の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっています。特に、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などです。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることを踏まえ、国に対し、下記の施策を求めます。

#### 記

- 1 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月16日

水俣市議会

内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
総務大臣	原口一博	様
法務大臣	千葉景子	様
金融担当大臣	亀井静香	様
消費者担当大臣	福島瑞穂	様
衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様

### 意見第3号

#### 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成21年12月16日

提出者議員	塩 崎 信 介
"	西 田 弘 志
"	大 川 未 長
"	谷 口 眞 次
"	野 中 重 男

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

(別紙)

#### 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書

国が直轄事業として進めている国道や河川の整備や管理を、都道府県に移譲することが検討されていますが、新政権の発足に伴い、国の出先機関の原則廃止など、その動きはより具体性を帯びてきています。

これが実行されれば、財政力のない地方の住民は、河川整備のおくれから災害時には生命と財産が危険にさらされ、道路は十分な維持補修ができなかったり、交通渋滞が解消されず不便な生活を強いられるなど、安心・安全が脅かされるとともに、ますます中央との格差が拡大することは必至です。

また、地方にとって重要な基幹産業である建設業の衰退と当該産業に従事する労働者の雇用喪失にもつながりかねません。

国民の生存権と国の社会的使命をうたった日本国憲法第25条の精神に照らしても、居住地や自治体の財政事情によって生きる権利が脅かされてはならず、そのためにも全国的なネットワークと機動力を持った国が、国民の安心と安全に関して責任を持って対応すべきと考えます。

したがって国におかれては、住民の安心と安全を守り、建設産業と地域経済発展のため、下記の事項について措置されるよう強く要請します。

#### 記

- 1 国の責任において、安心・安全な国土づくりを進めること。
- 2 住民の安心・安全が脅かされることにつながる国土交通分野における地方分権改革は行わないこと。
- 3 一般国道3号の改築や維持補修は、引き続き国の事業として行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月16日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫 様  
総務大臣 原 口 一 博 様  
国土交通大臣 前 原 誠 司 様

---

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、意見第2号について、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） 意見第2号について、案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が

200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定であります。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務対策本部を設置し、同本部は、多重債務相談窓口の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっています。特に、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などです。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることを踏まえ、国に対し、下記の施策を求めます。

#### 記

- 1、改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
- 2、自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月16日

水 俣 市 議 会

全会一致での賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第3号について、提出者代表塩崎信介議員。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 意見第3号について、提出者を代表し、案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書

国が直轄事業として進めている国道や河川の整備や管理を、都道府県に移譲することが検討されていますが、新政権の発足に伴い、国の出先機関の原則廃止など、その動きはより具体性を帯びてきています。

これが実行されれば、財政力のない地方の住民は、河川整備のおくれから災害時には生命と財産が危険にさらされ、道路は十分な維持補修ができなかったり、交通渋滞が解消されず不便な生活を強いられるなど、安心・安全が脅かされるとともに、ますます中央との格差が拡大することは必至です。

また、地方にとって重要な基幹産業である建設業の衰退と当該産業に従事する労働者の雇用喪失にもつながりかねません。

国民の生存権と国の社会的使命をうたった日本国憲法第25条の精神に照らしても、居住地や自治体の財政事情によって生きる権利が脅かされてはならず、そのためにも全国的なネットワークと機動力を持った国が、国民の安心と安全に関して責任を持って対応すべきと考えます。

したがって国におかれては、住民の安心と安全を守り、建設産業と地域経済発展のため、下記の事項について措置されるよう強く要請します。

記

- 1、国の責任において、安心・安全な国土づくりを進めること。
- 2、住民の安心・安全が脅かされることにつながる国土交通分野における地方分権改革は行わないこと。
- 3、一般国道3号の改築や維持補修は、引き続き国の事業として行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月16日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願ひします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま産業建設委員長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本2件について質疑

はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

(「あり」「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 中村幸治議員。

○中村幸治君 政風クラブの中村幸治です。

私は、意見第3号国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書についてですが、先ほども述べましたように、陳第20号で反対をいたしました。その理由ということでこの意見書提出には反対をいたします。

○議長(松本和幸君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第2号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長(松本和幸君) 意見第3号国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成21年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 大川末長

署名議員 岩阪雅文



## 平成21年12月第5回水俣市議会定例会（11月27日～12月16日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第106号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成21年度水俣市一般会計 補正予算（第7号）	11月27日	各 委	12月16日 承 認	
議第107号	水俣市退職手当審査会条例の制定について	11月27日	総務文教	12月16日 原案可決	
議第108号	水俣市地域振興基金条例の制定について	11月27日	総務文教	12月16日 原案可決	
議第109号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例 等の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務文教	11月27日 原案可決	
議第110号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改 正する条例の制定について	11月27日	総務文教	12月16日 原案可決	
議第111号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部 を改正する条例の制定について	11月27日	総務文教	12月16日 原案可決	
議第112号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の 制定について	11月27日	産業建設	12月16日 原案可決	
議第113号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	11月27日	厚 生	12月16日 原案可決	
議第114号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第 8号）	11月27日	各 委	12月16日 原案可決	
議第115号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第3号）	11月27日	厚 生	12月16日 原案可決	
議第116号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会 計補正予算（第3号）	11月27日	厚 生	12月16日 原案可決	
議第117号	平成21年度水俣市介護保険特別会計補正 予算（第3号）	11月27日	厚 生	12月16日 原案可決	
議第118号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会 計補正予算（第2号）	11月27日	産業建設	12月16日 原案可決	
議第119号	平成21年度水俣市病院事業会計補正予算 （第3号）	11月27日	厚 生	12月16日 原案可決	
議第120号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織す る地方公共団体の数の減少及び規約の一 部変更について	11月27日	厚 生	12月16日 原案可決	
議第121号	あらたに生じた土地の確認について	11月27日	産業建設	12月16日 原案可決	
議第122号	字区域の変更について	11月27日	産業建設	12月16日 原案可決	
議第123号	字区域の変更について	11月27日	産業建設	12月16日 原案可決	

議第124号	市道の路線認定について	11月27日	産業建設	12月16日 原案可決	
議第125号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	12月10日	各 委	12月16日 原案可決	
議第126号	平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	12月10日	厚 生	12月16日 原案可決	
議第127号	訴えの提起について	12月10日	総務文教	12月16日 原案可決	
議第128号	和解及び損害賠償の額の決定について	12月10日	厚 生	12月16日 原案可決	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第93号	平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月28日	厚 生	11月27日 認 定	
議第94号	平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について	8月28日	産業建設	11月27日 認 定	
議第98号	平成20年度水俣市一般会計決算認定について	9月10日	一般会計 決算特別	11月27日 認 定	
議第99号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月10日	厚 生	11月27日 認 定	
議第100号	平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	9月10日	厚 生	11月27日 認 定	
議第101号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月10日	厚 生	11月27日 認 定	
議第102号	平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月10日	厚 生	11月27日 認 定	
議第103号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月10日	産業建設	11月27日 認 定	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第2号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について	12月16日	省 略	12月16日 原案可決	
意見第3号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書について	12月16日	省 略	12月16日 原案可決	

## 〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月16日	総務文教	12月16日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	12月16日	厚生	12月16日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月16日	産業建設	12月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月16日	議会運営	12月16日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

## 〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第12号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生	11月27日	12月16日 継続審査
陳第13号	介護保険制度見直しに関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生	11月27日	12月16日 継続審査
陳第14号	消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	総務文教	11月27日	12月16日 不採択
陳第15号	永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について	葦北郡芦北町 湯浦222-10 林田 陽一	総務文教	11月27日	12月16日 継続審査
陳第16号	改正国籍法に関する陳情について	葦北郡芦北町 湯浦222-10 林田 陽一	総務文教	11月27日	12月16日 継続審査
陳第17号	風力発電施設の建設反対に関する陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	産業建設	11月27日	12月16日 継続審査
陳第18号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情について	熊本市大江 4-4-34 黒江 正志	産業建設	11月27日	12月16日 採択
陳第19号	「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について	熊本市神水 1-14-41 中島 絹子	総務文教	11月27日	12月16日 継続審査

陳第20号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一	産業建設	12月10日	12月16日 採 択
-------	--------------------------------------	----------------------------	------	--------	---------------

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	鹿児島県出水市 高尾野町柴引 3269-5 馬籠みどり	産業建設	平成20年 9月11日	12月16日 継続審査
陳第1号	水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 中山 徹	厚 生	3月12日	(12月16日 審議未了)
陳第2号	水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について	水俣市山手町 1-4-6 光永ジツ子	厚 生	3月12日	(12月16日 審議未了)
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 坂口 正人	産業建設	3月12日	12月16日 継続審査
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について	熊本市二の丸 1-4 山田 浩志	総務文教	6月11日	12月16日 継続審査
陳第5号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 大石 利生	厚 生	6月11日	11月27日 撤回承認
陳第6号	気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について	水俣市汐見町 2-3-3 野中 真理	厚 生	6月11日	12月16日 継続審査
陳第7号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	厚 生	6月11日	12月16日 不 採 択
陳第9号	J Aあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について	葦北郡芦北町 佐敷424 高峰 博美	産業建設	8月28日	12月16日 採 択
陳第11号	水俣風力発電の建設反対を求める陳情について	水俣市石坂川 石飛326-132 道家 哲實	産業建設	9月10日	12月16日 継続審査